

明治学院史資料集

第9集

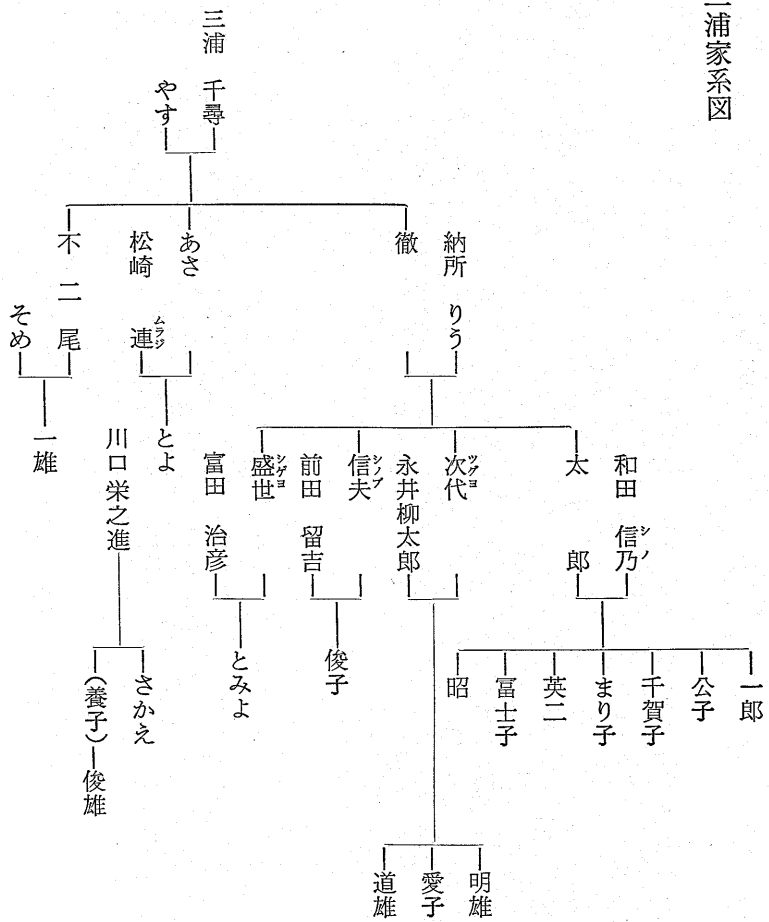
明治学院大学図書館

明治学院史資料集
(9)



前列左より永井次代，三浦徹，富田盛世，三浦信乃，その長男一郎，
後列左より永井柳太郎，前田信夫，三浦太郎（敬称略）

三浦家系図



明治学院史資料集第九集発刊に際して

明治学院百年史編集のための基礎作業として、一九七五（昭和五〇）年三月、『明治学院百年史資料集』第一集を刊行し、以後第七集まで逐次発刊された。

一九七七年一月の『明治学院百年史』の上梓をもって、右資料集の歴史的使命は終わったが、史料室には、百年史編集に当って十分利用し切れなかった史料や原稿執筆終了後に入手したものが、可成りの量所蔵されていた。それらはいずれも、学院史の調査研究にとって貴重なものであることはいうまでもなく、また百年史の完成をもって学院史編纂の仕事が終わったわけでもないと考え、学院当局の特別の配慮を頂いて、一九七八年一二月、『明治学院史資料集』第八集を刊行した。その発行は、なお残務整理のため存続していた明治学院百年史委員会の名でおこなわれた。

それ以後、学院の内外から資料集の続刊を要望する声があったが、爾来約三年半の間、残念ながら、その要望に答えることができなかった。

しかるに先般、法人理事会の理解ある計らいによって資料集刊行の予算が与えられ、ここに第九集発刊の運びとなったことは大きな感謝である。この第九集から、明治学院大学図書館の名で発行されるに至ったのは、実質的に刊行の仕事を担当する史料室が、一九八二年四月から大学図書館の

所屬となったからにほかならない。これを機会に、史料室が長らく住み馴れた記念館二階から、大
学本館一階に移転したことを付記したい。

今後この資料集が、学院内外の関係者各位のご支援をえて、いつそうその内容を充実させて末長
く存続することを願ってやまない。

一九八二年六月一〇日

明治学院大学図書館長

工藤 英一

目次

祖父三浦徹の思い出……………三浦一郎……………1

解題……………工藤英一……………5

三浦徹手記 続 恥か記

第一卷（第一章～第二十四章）……………9

- 第一章 母に守られて山貴の手を通る……………14 第二章 老者は貴むべし……………15 第三章 祖父の沈着……………16 第四章 小川氏の怪力……………16 第五章 柏崎氏の臆病……………17 第六章 日蓮上人の奇跡……………18 第七章 御番士の交代……………20 第八章 太田氏の健足……………21 第九章 嘉七驚く……………22 第十章 和田氏の機変……………23 第十一章 軽拳事を誤つ……………24 第十二章 自筆我心に適ふ……………25 第十三章 浜公殿様となる……………26 第十四章 酒楼酔屋欺かる……………27 第十五章 四方両の軽きに驚く……………28 第十六章 黒沢氏の襦袢……………28 第十七章 馬もて童子を倒す……………29 第十八章 カナグリ……………30 第十九章 北原氏の沈勇……………31 第二十章 世の富頼むに足らず……………32 第二十一章 戸長伝道会社を解せず……………34 第二十二章 魔法……………35 第二十三章 祈禱を軽侮す……………37

第二十四章 里見氏のいろは説…………… 37

第二卷（第二十五章—第四十三章）…………… 39

第二十五章 老嫗箱根権現に参詣す…………… 39 第二十六章 無常…………… 40 第二十七章 院号…………… 41

第二十八章 ハワイ国王に謁見す…………… 43 第二十九章 農夫旧恩を忘れず…………… 44 第三十章 飯島

獲人氏は象の如し…………… 45 第三十一章 横井氏信者を説く…………… 47 第三十二章 数十人の円顛に説

教す…………… 48 第三十三章 阪本氏の妻女信者となる…………… 48 第三十四章 多言の損…………… 50 第三十

五章 憤怒の害…………… 50 第三十六章 信用…………… 52 第三十七章 人の特徴…………… 52 第三十八章 和

田氏の機智…………… 54 第三十九章 さかさま…………… 55 第四十章 中井氏の権謀…………… 56 第四十一章

色…………… 58 第四十二章 青物市場の親切…………… 59 第四十三章 手前勝手…………… 61

第三卷（第四十四章—第五十六章）…………… 63

第四十四章 劈痕茶碗…………… 63 第四十五章 ア、これは僕の…………… 65 第四十六章 落雷見物…………… 66

第四十七章 暗夜の偶像…………… 67 第四十八章 岡部氏の蕎麦…………… 69 第四十九章 割腹して分疏す

…………… 70 第五十章 安川氏の長所は短所…………… 71 第五十一章 磐梯山破裂の死者…………… 77 第五十二

章 雄子沢の滅亡…………… 78 第五十三章 一人の罪、禍を他に及ぼす…………… 79 第五十四章 中保者は

価値を要す…………… 80 第五十五章 軽信の失敗…………… 82 第五十六章 博士と車夫の老嫗…………… 83

第四卷 (第五十七章) - 第七十三章) 84

第五十七章 幼稚の時代..... 84 第五十八章 高岡幾之助氏の信仰..... 85 第五十九章 加藤敏行

氏の胆力..... 88 第六十章 奥野昌綱氏怒る..... 89 第六十一章 北上河の難船..... 90 第六十二

章 ダビッドソン氏の負惜みなきこと..... 92 第六十三章 ダビッドソン氏の正直..... 93 第六十

四章 江本某氏荷を負ふ..... 95 第六十五章 ウルエスの診断佳人驚く..... 96 第六十六章 小川

の主人は与之助なり..... 97 第六十七章 小人罪なし玉を抱きて罪あり..... 98 第六十八章 箱根

山の郵便脚夫..... 100 第六十九章 鹿野山の老嫗横浜見物を悔ゆ..... 101 第七十章 江戸の人死者

を恐る..... 103 第七十一章 盗人を叱す..... 104 第七十二章 碓氷嶺の孀婦と孤児..... 105 第七十

三章 論語読みの論語知らず..... 107

第五卷 (第七十四章) - 第九十五章) 109

第七十四章 弾薬の数を問ひて叱らる..... 109 第七十五章 名..... 110 第七十六章 宝の持腐れ.....

..... 111 第七十七章 熱心なる叫喚..... 111 第七十八章 人は神の恩寵を解せず..... 112 第七十九章

己を危くして他を救ふ..... 113 第八十章 人情は奇妙なり..... 114 第八十一章 教の種は枯死せ

ず..... 114 第八十二章 押川氏長靴を負ひて新潟に入る..... 115 第八十三章 信任..... 117 第八十

四章 足柄県令柏木氏..... 118 第八十五章 上下の懸隔..... 119 第八十六章 其好む所に癖す.....

120	第八十七章	某教会の試験に及第す……	121	第八十八章	代助……	123	第八十九章	長半五郎	
……	124	第九十章	十誠に驚く……	126	第九十一章	酒屋の饅頭論……	127	第九十二章	奥野氏の
再生……	128	第九十三章	武士の暴威……	130	第九十四章	政治家の宗教観……	131	第九十五章	
実らざる無花果……	132								

資料(1)	明治学院理事會記録大正十三年度分……	133
資料(2)	春園李光洙の一生(評伝)……	166

凡 例

一、原文に忠実であることをつとめ、漢字送り仮名はそのままとし、漢字で著しく一般的でないものには、マのルビをつけた。

一、原文はすべて読点のみ用いてあるが、読み易くするため、最少限の句点を施した。また、資料原文では、〇〇ハ、〇〇レバなどのハ、バは、それぞれ片仮名になっているが現代語法により平仮名に改めた。

一、巻中引用聖語出処について利未記、申命記など難読の書名には注をつけた。

祖父三浦徹の思い出

上智大学教授 三浦 一郎

祖父を失ったのは十一歳の時だったが、そのわりあいいろいろなことを覚えていいる。一つには父がイギリスに留学して長く不在だったので、わが家における唯一の男性だったから、父親がわりに考えていたためかもしれない。

祖父の最晩年の仕事は大正十四年六月に改訂発行された『略註旧新約聖書』の改訂の仕事だった。祖父のことを考えると、机に向って、校正刷りに手をいれている姿が思い浮んでくる。なにしろ細かい註がたくさんついているので、ミスプリントがかなりある。しかし、聖書に閲して調べものをする時には、今でも何かとこの本が役立って感謝している。これが出来上って間もなく、この年の九月に祖父はなくなつたわけで、量のある細かい仕事を病を推してやったのだから、さぞ大変だったろうと今にして思う。本が出来た時、祖父はわたくしたち、孫に一冊づつ、扉に和歌を書いて贈って下さった。

その頃、少年の偏屈さを持っていたわたくしは、何も書かないでほしいと頼んだ。たぶん、祖父はわたくしのためにも和歌を詠んであつた筈で、今ではそれを書かないでもらつたことが残念に思える。祖父も残念だったろう。

祖父の著述関係の仕事には、多分月刊だった伝道用の小雑誌『よろこびのおとづれ』『小さきおとづれ』の発行があるが、その発送の日の大変だったことも覚えている。印刷ができ、発送する日になると、生麩しょうぶを煮ることからはじまる。手拭てぬぐいに煮上ったのりをいれてしぼる。それをのり盆ねんぼんにいれ、水をふくませた刷毛はけでゆるめ、包装紙のはじめに塗り、雑誌を包んで貼はる。一家総動員の仕事だった。

大学を出てすぐ、横浜の共立女学校を教えに行くことになった。すると校長の笹尾象太郎先生が、『よろこびのおとづれ』の三浦徹さんの孫さんです』と生徒に紹介された。生徒達には何のことかわからなかったが、笹尾先生には『よろこびのおとづれ』の表紙の竹に雀のカットが、先生の出身地の仙台の伊達の紋なので、印象が強く残っていて、こういう紹介になったのだろう。残念なことに、この小雑誌はわたくしが小学校に入る頃には廃刊になってしまい、読んだことはない。

この糊づくりをはじめ、祖父はいろいろの道具類をそろえていて、それらを使って、夏休みの日記帳の製本などでもらった。そうした日記帳などもみな失くしてしまったのは、今になると残念でたまらない。

少年時代に大変弱く、運動は何一つしたことのないわたくしが丈夫になったのは、よく歩くためといわれるが、これも祖父のおかげで、祖父にはよく歩かされた。御殿場の東山荘とうざんから乙女峠おとめを越えて、強羅まで歩かされたのは、まだ小学校に入る前だった。歩いていた時にはそうつらくもなかったが、寝床に入ってから、ものすごく足が痛くなった。今までにそれほど足が痛いと思っただけでなく、今でも強くこの峠越えは印象に残っている。

小学校二、三年の正月、祖父は旧藩主の邸（多分牛込の神楽坂へんだったと思う）への年賀にわたくしを連れて行った。そして帰りにはそこから下落合の家まで歩かされた。牛込からまるまるではなく、早稲田あたりからだったか

もしれないが、むやみに長い道だっと思つてゐる。飲まず食わずでこの長距離を歩かされたのは不満で、「何か飲みたいよ、食べたいよ」とわたくしはだだのこね続けた。しかし祖父は、「『武士は喰わねど高楊枝』^{よち}」というのだ。お前も士族なのだよ」と我慢をしい、どこにも寄ろうともしなかった。

この遠行はつらくて、大不満だったので、今でもよく覚えてゐるが、祖父も「帰り道じゅうだだをこねられて困つた」と帰宅すると母にいったそうだ。妹は遠出の時はよく五銭のキャラメルを祖父に買ってもらった記憶があるという。このわたくしのだだに困つて、そういう方法を祖父は考へついたのであると思う。

こういう徒歩での遠行ではないが、三島や沼津、千葉や信州などと、あちこちに連れ歩いてもらった。汽車はいつでも二等だった。信州の千ヶ滝（現在の中軽井沢）に最初に行ったのは、関東大震災の夏だった。九月一日の日は少し雨が降つたりし、長野の善光寺へ行こうか止めようかと祖父は叔母と朝から相談していたが、決心がつかない中に昼近くなり、地震が起こつた。東京から遠い千ヶ滝でもかなりゆれ、縁側の柱につかまっていたが庭に落ちたほどで、旧軽井沢ではつぶれた水車小屋などもあった。

東京の被害がひどいので、帰るなど東京の父母からいつて来た。そのため学校を休んでとうとう九月一杯この夏は千ヶ滝で過ごした。そして善光寺にもその間に行った。「これをさわると極楽に行けるのだよ」と、本殿の地下の暗闇で厨子の扉の錠をがちやがちやならして、祖父はわたくしにそれをさわらせた。熱心なキリスト教信者で、牧師であつた祖父がこんなことをしてくれたのは、何かおかしい思い出である。

このように書き出すときりなしにいろいろなことが思い出されてくる。はじめにも書いたように、祖父が生きていたのはわたくしの十一歳の時までだったのに、このようにわたくしの思い出があるのは、祖父から与えられたものが

多く、また大きいためだろう。

わたくしに大きな影響を与えているのは、祖父の日常生活の処し方、物の考え方などで、それらはいつどこでどんなことからというようにはっきりした形をとらないで、いつのまにかわたくしのなかにしみこんでいる。思い出というような形をなしているものも大きいですが、それは祖父から与えられたもののごく一部でしかない。

解題

工藤英一

一

本資料集第八集に紹介した三浦徹手記『恥か記』全六巻一三
八章に続いて、ここに『統恥か記』全五巻九五章を掲載・紹介
する。明治二六年十月二一日の日付で書かれた『恥か記』のま
えがきに、「第百三十八章にて筆をとどめし後、思ひいだした
るものもあれば或は追加として又記すこともあるべし。」とあ
るように、三浦はその後もたゆまず書き続けた。明治二七年五
月二六日まで書き綴った五六章を全三巻としてひと区切りが
つけられたが、さらに九五章までが追加され、『統恥か記』全
五巻としてとりまとめられた。明治二八年三月一二日、日清戦
争も終盤にはいった時であった。緒言第二には「第九十五章を
書終りたるは我第一軍が清国營口を占領したる日より第四日」
とあるが、正確には營口を占領したのは第二軍であり、三月六
日であった。第一軍が占領したのは牛莊であり、三月五日のこ
とであった。

『統恥か記』の内容的特徴は、『恥か記』が三浦自身の伝記
的叙述を中心として構成されていたのに反して、かれの周辺の
人物についてその性格・言動等を自由・直截に書いた点にある。
もとより公表を意図した手記ではないだけに、かなり思い切っ
た批判や時にはきびしい非難の記述が見いだされる。それだけ
に人物評としてきわめて興味深いものとなっている。

全巻このような人物評ばかりでなく、身辺の雑事に触れた文
章も少なくない。とりわけ、人物評的文章のうち三浦の親類・
縁者や旧藩関係の無名の人物に関してほとんかくとして、かな
りの数登場するかれと同時代の著名人なかならずキリスト教関
係者については、きわめて貴重な記述が多い。

二

第十九章には、北原義道の名が見られる。かれは、一致教会
の初代伝道者のひとりであり、日本橋教会の牧師であったこと
は知られているが、その履歴については従来余り明らかにされ

ていなかった。三浦がわざわざ北原の略歴を書いているのは、この第十九章が明治二七年四月四日に胃癌で死去した北原への哀悼のことばであったからかも知れない。生年か判断して、北原は三浦よりも四歳程年長であった。この先輩同労者の寡黙茫洋たる性格を「北原氏の沈勇」として、三浦は賞揚している。

第二〇章その他にその名の見られる宮島登太郎は、明治十年十月に撮影された東京一致神学校生徒の集合写真の中にある宮島彦太郎と同一人物であろう。この写真は「植村正久と其の時代」第三卷四六九ページに載っている。宮島は千葉県印旛郡大森村の地主・豪農であり、大森長老教会の長老であった。この教会は、明治初年の米国長老教会宣教師O・M・グリーンや戸田忠厚牧師による下総伝道の結果形成された農村教会である。その設立を報じた『七一雑報』(二卷三一号。明治十年八月三日)は、「去る七月廿二日米国の伝道教師グリーン氏なるもの長老会の命を奉じ彼の地に行き洗礼を授る十四人終に一教会を建設す。之れを名づけて大森長老教会と云ふ。尤も信徒中豪農の名ある某なるものは異端を排斥し信徒を勧導し鼓舞作興預りて力ありとの風評なり」と記している。その後大森長老教会は、信徒四八名を擁する教会へと成長した(明治一二年)。この教会形成の中心となった宮島家は、寛文年間この地方の新田開発を大規模におこなった地主であった。三浦の記すところでは、その後宮島登太郎は、余りにも善良な性格のため騙されてその財

産を失い、没落して郷里を去らねばならぬ身となった。三浦は落魄の身となった宮島との大阪での再会に触れ、「世の富頼むに足らず」との感慨を述べている。なお、宮島が郷里を去らねばならなかった事情については、従来の研究では次のように考えられていた。すなわち「明治二十年か二十一年頃にかけて、大森の宮島某は公金費消か何かの事で刑事問題を起し、表面上行衛不明のことにして姿を消した。」そうなると、これまで教会を訪れた求道者・信徒は教会から離れ、教会堂も草薙々の姿となった(拙著『日本キリスト教社会経済史研究』一七一―一二ページ)。

奥野昌綱が日本最初のプロテスタントの牧師であることは広く知られている。三浦は、奥野の知られざる側面について触れている。第六〇章には、奥野がみずからを「広島薬罐」と称して怒りやすい性格を自戒していたことが述べられている。「広島薬罐は其湯を沸騰せしむるの早きを以て名高く又奥野氏禿頭、人よんで薬罐といへるを以てなり」とある。ここでは、第三回信徒親睦会の準備の席で、天皇の巡幸や文部卿の視察を理由に、プログラムから演説を削除しようとした意見に、奥野が激怒した話しが紹介されている。

さらに第九二章には、若き日左京といった頃の奥野の酒乱・乱行のことが記されている。まさに老牧師奥野の知られざる一面というべきであろう。しかし、三浦のこの記述は、暴露のためはではなく、信徒となり牧師となった後の奥野の変貌を、

「再生」として評価している。

三

以上のほか、日本プロテスタント史上の人物について、知られざる一面やエピソードを述べた部分は、この手記の随所に見られる。第五章には、迫害の犠牲となって死んだ加藤敏行（戸田忠厚の弟）の胆勇を讀えた文章がある。田村直臣が妹の結婚のために両親との間にひき起こした問題は、後年の『日本の花嫁』事件と関連させてみると特に興味をひく。

スコットランド一致長老教会の宣教師R・ダヴィッドソンは、三浦に洗礼を授けた宣教師であるだけに、この手記の各所に登場する。また、商人として信仰をたぬいた高岡幾之助の生涯もまた貴重なものである（第五八章）。

これらの人物の扱いと著るしく対照的に、かなりきびしい筆致で触れられている人物が何名か見られる。その最たる者は、安川亨である。第五〇章と第九四章を讀む者は、大きなショックを受けるに違いない。

安川が、初代教会における特異な人物であり、その生涯に謎めいた部分を秘めたキリスト者であることは、研究者の間に伝承として受けつがれて来ているが、三浦の記述はきわめて具体的に伝承を裏書きするものにはかならない。三浦の見た安川亨は、奸智に長けた狡猾な人物ということになる。それは必らずしも、三浦と安川との間の不和に基づく一方的な非難ではなかった。安川の策するさまざまな離間策は、当時のキリスト者と

解題

りわけ伝道者の間で強い響響を買っていたようである。特に、安川が政府の高官に接近して、キリスト教界に身をおくことを隠れ蓑としながら、自由党内の情報を秘かに提供していたことは、かれへの不信感を決定的にした。かれは、明治二十一年一月七日、日本基督一致教会東京第一中会に教師辞職願を提出、同中会はその辞職を認めた。このようにして一致教会を離脱した後、かれは他教派を転々としたが、その都度さまざまなトラブルを起こした。美以教会宣教師ソールとの間に起こした文書偽造の一件は、第五〇章に載っている。筆者は安川亨関係資料の採訪のため、かれの生家を訪れたことがあるが、同家の系図に「六郎周作（後改名亨）」「東京本所高橋石齋方へ縁付」という記述を発見したのみで、同家遺族から亨について何らの話しを聞き出すことができなかった。その時の不審の気持は、三浦の手記を讀むことによって氷解した。

三浦はしばしば周辺の信徒や伝道者の欠点をあげ、もって信仰上の戒めとしている。例えば、横井元隆については、同師の「自己より卑き者を見る時は驕傲にして之を軽侮する」ことをあげ、従兄弟の重富柳太郎に関しては、同師が宣教師の経済的援助を受けて以来、美衣美食になれ、墮落してついに教会を除名されるに至ったことを述べている。

初代信徒の文学博士中村正直についても、かれが聖日礼拝に出席しなくなった理由を尋ねられ、「どうも從五位中村正直では人力車夫の老嫗と同じ所に腰をかけられんでね」と答えた話

解題

しが書かれている。三浦は、中村の離教につき、その理由がこれの驕傲にあることを指摘している。高島嘉右衛門についてもその私行をきびしく非難している（第九一章）。

四

以上の解題は、やや人物中心になりすぎた嫌いがあるが、もちろんキリスト教史上の事件についての注目すべき記事もまた少なくない。第二八章には、ハワイ皇帝の横浜海岸教会訪問の記事がある。その内容は簡潔であるが、謁見式は皇帝の希望でおこなわれたと記されている。当時の『ジャパン・ガゼット』紙の報道と異なる記述なので触れておく（『植村正久と其の時代』第二巻・一八八ページ以下参照）。

第八七章は、鈴木銃太郎牧師の不祥事以後の埼玉県和戸教会の状況を知らうる資料である。

井深梶之助と同じ旧会津藩士広沢安任が、三浦と親交のあったことは、第一八章と第六九章から知られる。広沢は、斗南における藩士の救済と原野の開拓に尽力し、英人二名を雇って牧場経営に成功を取めた人物である。右の記事のみでは、三浦とのつながりがいかなるものであったか明らかではない。もし広沢にキリスト教との関係あったとすれば、井深梶之助研究に関連させて興味あることである。

明治期キリスト教の教勢伸長に資するところ大であったいわゆるリバイバル運動について、三浦はその見解を第三八章に僅かではあるが述べている。美以・組合の両派においてとりわけ

リバイバルが熱し、その影響も大きかったとしながらも、三浦たちスコットランド長老教会関係の者の間ではリバイバル熱は高揚しなかったとしている。むしろ三浦は、その行き過ぎに批判的であった。この点から三浦の正統主義的信仰の片鱗が窺われる。

統 恥 か 記
(自 第 一 章
至 第 二 十 四 章)
第 一 卷

統恥か記緒言

統恥か記は名の如く統恥か記なり、恥か記は一度やれば沢山なるに何故わざ／＼又統をかきたるや、自分ながら理由は分らず、強ひて理由を求めたらんには恥か記に書き落としたるものあるを思ひいだしたると、前には一個人の性行等に関係あるは多く記さざりしが後には考へかはりてどうせ世に公にするものにもあらざれば記しておくもよからんと思ひいでたるものを集めたるなり、然れば此統篇は三巻に分ちて第一巻は第一章より二十四章、第二巻は第二十五章より第四十三章、第三巻は第四十四章より第五十六章と為したれど唯其事実の順序に従ひて記したるのみなり、最重要の目的は「老者は好みて幼時のことを語る」といへるが如く見聞したることをしやべりたきと、筆とりて物をかきたきとの二個なりといはば適當なるべし、是も恥の上塗なるかな、

明治二十七年五月二十六日

盛岡に於て

二州生誌

統 恥 か 記 第一卷

緒言第二

本編ハ第一章より第五十六章に至りて筆を止めたること前の緒言に述べたるが如し、然るに其後に至りて又思ひいだしたる事実あり、又見聞したることありて又第五十七章より第九十五章に至る三十九章を追加したり、初の目的ハ恥か記なるが故に自己一身に関係したることのみなりしが中頃は他人の言行にも及び、又此追加に於ては全く自己に無関係の事実をも記入するに至れり、是れ或は見るものの益とならんこともあるべく、又喜の音などの種となるべきこともあらんと思ひてなり、第九十五章を書終りたるは我第一軍が清国營口を占領したる日より第四日即ち明治二十八年三月十二日なりとす、

二州生識

続恥か記 目録

第一巻

- 第一章 母に守られて山貴の手を遁る
- 第二章 老者は貴むべし 家倒れしが火事とならず
- 第三章 祖父の沈着
- 第四章 小川氏の怪力
- 第五章 柏崎氏の臆病
- 第六章 日蓮上人の奇跡
- 第七章 御番士の交代
- 第八章 太田氏の健足
- 第九章 嘉七驚く
- 第十章 和田氏の機変 和田録之助
- 第十一章 軽拳事を誤つ 小田原
- 第十二章 自筆我心に適ふ
- 第十三章 濱公殿様となる 肥田清五郎氏
- 第十四章 酒楼酔屋欺かる 五井村の料理店にかたりをせし人
- 第十五章 四万両の軽きに驚く
- 第十六章 黒沢氏の襦袢
- 第十七章 馬もて童子を倒す
- 第十八章 カナグリ 広沢安任氏のこと
- 第十九章 北原氏の沈勇

第二巻

- 第二十章 世の富頼むに足らず 大森宮島氏のこと
- 第二十一章 戸長伝道会社を解せず
- 第二十二章 魔法 湊川の大漁
- 第二十三章 祈禱を軽侮す 島津汎氏
- 第二十四章 里見氏のいろは説
- 第二十五章 老嫗箱根権現に参詣す
- 第二十六章 無常 房州那古の記事
- 第二十七章 院号 那古の渡辺氏と那古寺の僧
- 第二十八章 ハワイ国王に謁見す
- 第二十九章 農夫旧恩を忘れず
- 第三十章 飯島獲入氏は象の如し
- 第三十一章 横井氏信者を説く
- 第三十二章 数十人の円顛に説教す
- 第三十三章 阪本氏の妻女信者となる
- 第三十四章 多言の損
- 第三十五章 憤怒の害
- 第三十六章 信用 一外人に返金して驚かる
- 第三十七章 人の特徴 伝道者と自然に知らる
- 第三十八章 和田氏の機智 和田秀豊氏
- 第三十九章 さかさま
- 第四十章 中井氏の権謀

- 第四十一章 色 僧侶色素の理を解せず
- 第四十二章 青物市場の親切
- 第四十三章 手前勝手 人力車夫と小児の母

第三卷

- 第四十四章 劈痕茶碗
- 第四十五章 ア、これは僕の……
- 第四十六章 落雷見物
- 第四十七章 暗夜の偶像
- 第四十八章 岡部氏の蕎麦
- 第四十九章 割腹して分疏す 若松藩士のこと
- 第五十章 安川氏の長所は短所
- 第五十一章 磐梯山破裂の死者
- 第五十二章 雄子沢の滅亡
- 第五十三章 一人の罪、禍を他に及ぼす
- 第五十四章 中保者は価値を要す
- 第五十五章 軽信の失敗 村上氏を訪ふて長座す
- 第五十六章 博士と車夫の老嫗

第四卷

- 第五十七章 幼稚の時代
- 第五十八章 高岡幾之助氏の信仰
- 第五十九章 加藤敏行氏の胆力

- 第六十章 奥野昌綱氏怒る
- 第六十一章 北上河の難船
- 第六十二章 ダビッドソン氏の負惜みなきこと
- 第六十三章 ダビッドソン氏の正直
- 第六十四章 江本某氏荷を負ふ
- 第六十五章 ウルエスの診断佳人驚く
- 第六十六章 小川の主人は与之助氏なり
- 第六十七章 小人罪なし玉を抱きて罪あり
- 第六十八章 箱根山の郵便脚夫
- 第六十九章 鹿野山の老嫗横浜見物を侮ゆ
- 第七十章 江戸の人死者を恐る
- 第七十一章 盗人を叱す
- 第七十二章 碓氷嶺の孀婦と孤児
- 第七十三章 論語読みの論語知らず

第五卷

- 第七十四章 弾薬の数を問ひて叱らる
- 第七十五章 名 李鴻章の名を知りしのみ
- 第七十六章 宝の持腐れ 清兵のモゼル銃
- 第七十七章 熱心なる叫喚
- 第七十八章 人は神の恩寵を解せず
- 第七十九章 己を危くして他を救ふ
- 第八十章 人情は奇妙なり

第八十一章 教の種ハ枯死せず

第八十二章 押川氏長靴を負ひて新潟に入る

第八十三章 信任

第八十四章 足柄県令柏木氏

第八十五章 上下の懸隔

第八十六章 其好む所に癖す

第八十七章 某教会の試験に及第す

第八十八章 代助

第八十九章 長半五郎

第九十章 十誠に驚く

第九十一章 酒屋の饅頭論 高島嘉右エ門

第九十二章 奥野氏の再生

第九十三章 武士の暴威

第九十四章 政治家の宗教観 後藤家次郎

第九十五章 果らざる無花果

巻中引用聖語出処

利未記(注・レビ記) 略字「利」

二十六・十七(四十七)

約百記(注・ヨブ記) 略字「約百」

二十七・十六、十七(二十)

詩篇(注・しへん) 略字「詩」

五・二(七十七) 七・十四(五十三) 九・十四

九・十九 十二・三(九十四) 十五・二、三(六十三)

十六・三十二、三十三(三十五) 十九・十一(五十八)

三十七・八(六十) 五十・十六、十七(七十三)

五十五・十四(二十八) 五十五・二十三(四十二)

六十一・三(十九) 七十三・二十六(八)

七十六・十(三十五) 八十二・五(五十七)

百十一・十(五十八) 百十九・六十三(十四)

百十八・六(一) 百十九・百三(四十八) 百三十九・七、八(二十五)

箴言(注・しんげん) 略字「箴」

一・三十二(六十七) 三・十三(十五)(三十八)

六・二(三十四) 六・二十七、二十八(八十六)

八・十一(十三) 八・十三(五十六) 十・十一(九十三)

十・十九(七十四) 十一・九(三十六)

十一・十八(二十九) 十二・三(七十二)

十二・二十三(二十三) 十三・八(六十一)

十三・十四(十) 十四・十七 十四・二十一

十四・二十六(十九) 十五・二(十一) 十六・二(十二)

十六・二十二(十) 十六・三十二、三十三

十七・十七(八十) 十七・十九(三十一)

十八・二十三(六十四) 十九・十四(三十九)
二十・七、十九(五十) 二十一・二(十二)
二十一・二十四(二十四) 二十三・二十九(四十)
二十三・二十二(二) 二十四・七(六十九)
二十五・二十一、二十三(三十三) 二十六・二十八(六十五)
二十七・六(四十二) 二十七・十(四十五)
二十九・二十五(七十) 三十一・八(九)

伝道之書

一・二(二十六) 五・三(七十四) 九・十(四十九)
十二・十二(八十九)

以賽亞書(注・イザヤしよ) 略字「賽」

十・二(七十二) 三十四・十六(七十六)
四十・二十九(四)

耶利米亞書(注・エレミヤしよ) 略字「耶」

三・二十七(四十六) 十・二、三(六) 十七・九(五十五)

何西亞書(ホセアしよ) 略字「何」

・六・六(七)

馬太伝(注・マタイでん) 略「馬」

四・十六(八十八) 五・二十三、二十四(四十四)
五・四十二(八十四) 七・二(八十七) 七・三(四十三)
七・六(四十一) 九・十七(九十一) 十三・三十一、三十二(八十一) 十三・三十三(八十一) 二十三・二十三(七) 二十四・四十四(五十一) 二十六・七十三(十八)

馬可伝(注・マルコでん) 略字「可」

四・二十二(三十七)

路加伝(注・ルカでん) 略字「路」

十二・二十(十五) 十三・四、五(五十二)
十四・六、九(九十五) 十四・二十八(九十)
十六・八(十四) 二十二・二十五、二十六(八十五)

約翰伝(注・ヨハネでん) 略字「約」

三・三(九十二) 四・二十四(二十五)
五・二十九(七十六) 八・九(十七)

使徒行伝(注・しとぎょうでん) 略字「使」

四・十二(七十五) 四・二十(五十九)
八・十八、二十(二十七)

羅馬書(注・ロマしよ) 略字「羅」

五・八(七十九) 八・三十一(十九)

哥林多前書(注・コリントぜんしよ) 略字「前哥」

二・十四(七十八) 九・二十五(六十八)

十五・五十五(三)

哥林多後書(注・コリントこうしよ) 略字「後哥」

十二・十六(二十一)

以弗所書(注・エペソしよ) 略字「以」

四・二十六(六十)

提摩太前書(注・テモテぜんしよ) 略字「前提」

五・二十三(十六)

希伯来書(注・ヘブルしよ) 略字「希」

十一・一(八十三)

雅各書(注・ヤコブしよ) 略字「雅」

一・二十三(三十一) 二・一(八十二) 二・十七(五)

二・二十六(五)

彼得前書(注・ペテロぜんしよ) 略字「彼前」

四・十五(五十四)

第一章 母に守られて山貴の手を遁る

○羅馬書に曰く「若し神我儕を守らば誰か我儕に敵せんや」

(八・三)

○詩篇に曰く「エホバ我方に在せば我におそれなし人我に何を為し得んや」(百十)

世に恐れても尚ほ恐るべきものあり、是を罪惡といふ、世人は恐るべきものあるが故に常に防禦の策を講ぜり、固より講ぜざるべからざるなり、然れども世人が此恐怖すべき罪惡に対しては其防禦の道を講ぜざるのみならず、其道あるを聞けども更に頓着せざるが如き至愚とや云はん、無神經とやいはん、夫れ彼等が無頓着なるもの抑々何ぞや、彼等はいまだ罪惡其物の性質を知らず、之を恐るべきものとせざるに由るなり、然れども恐れざるが故に罪惡に力なきにあらず、彼等の恐ると恐れざるとに拘らず罪惡は人を制するの力あるなり、若し惡疫、戦争の恐るべきを知りて防禦の道を講ずるあらば惡疫戦争に優る罪惡の為に適當の防禦法を講ぜざるべからず、何をか罪惡の防禦法とす、我主基督を頼むの外にあらざるなり、基督曰く「爾曹恐るる勿れ我既に世に勝てり」(約十六)と、若し基督を以て罪の守護たらしむるものあらば誰か之に敵するを得んや、余は六歳の時まで沼津城内の御添地と称する所に住ひき、其頃

余が親しく往復せる家に柴田全輔氏といふあり、氏の家は御添地の南端にあり、其頃（安政年間大震の前）余が家の前より柴田氏の家に通ずる一条の道路あり、左方即ち東側には家屋ならび居り、余が家より数十間往きたる所に萩原といふ家あり、其家の二男に山貴（多分山藏といひしならん）といふあり、余よりは二、三歳の長にて氣も臆力も余よりは強く、余が柴田氏に往かんとて其前を通過する時は彼必ず竹棹を持ちて出で来り、理不尽に余を打叩けり、顛は食ひたし生命は惜し、余は柴田氏には往きたく山貴ハ怖し、家の都合によりては其都度下女、下男に送らるることもならず、止を得ず母に乞ひ、余が萩原氏の前を過ぎて安全なる所に達すまで張番さるることあり、山貴は門内より余を見て飛出だすことあるも余が母の張番を見るや彼は母を恐れて無法の手をとどめ、余は安んじて通過するを得たりき、神吾人を守りたまはば罪惡は吾人に近かざるなり、

第二章 老者は責むべし

○箴言に曰く「汝を生める父にきけ、汝の老いたる母を軽んずる勿れ」(二十三)。(二十二)

老者を尊敬するは自然の人情なり、況んや老者の経験は吾人に大なる利益を与ふるに於てをや、

安政元年十一月四日午前九時頃に余が郷里に大地震ありて余が家も亦全く転倒したりき、余は其時下男に負はれて他にあり、

歸りて見れば画にかける地震の如くにはあらず、幾分か折れたる材木など飛散りたるものありたれども一言にて云へば地に屋根を造りたるが如く瓦とても甚しくは落ちずしてありき、余は幼き上に家にあらざりしを以て家の倒れることなど固より知らざりしが当時の模様を母上の屢々語りたまひしを聞くに左の如くなりき、

余が父は役所に出んとて家をいで、母は父を送りいだして其儘座敷の掃除を初めたまひしが忽ち地震初まりたり、其時余が祖父は何方に居たまひしかは聞洩ししが母は「地震！、おとッさん」と叫びながら其儘庭に飛出だし、尚ほ「おとッさん」を連呼したり、其時母は祖父が座敷の中に見えたるを知りしが祖父は又姿を見せたまはず、地震はいよ／＼強く、母の連呼も其甲斐なく、家は忽ち西の方に傾きて倒れたり、母は必ず祖父が倒れし家の下にあらんと声を限りて呼立てしに久しくして祖父は家の後の方に難を避け、幸に微傷だになく在ししを知りたり、母ハ祖父の無事なるを見て大に安堵したりしが其時家をいでて未だ二丁と往かざりし余が父は婦来り、何事か祖父と相談したまひ、急ぎ倒れし家の屋根に上り瓦を去り板を除き、何か圧潰されしもの掘出ださんとしたまふが如し、余が母は人の庄されし筈はなし何事をせらるるにやと二、三回問ひたまひしが互に狼狽せる際なりしかば父も祖父も墓々しくは返答もしたまはず、其中に父と祖父とは辛じて屋根の下より火鉢を引きいだしたまへり、出でし火鉢を見れば火の上には摺鉢を蓋としてありたり、

後に祖父の語りたまふを聞けば一時連れんとて母の呼びたまふ方に往きたまひしが火鉢に火あるを思ひいだしたまひたれば一旦庖厨に入り掃鉢を持来り火鉢に蓋し、偕いでんとしたまひし時は最早倒るるに近からんと母の居たまふ庭の方にはいでたまはずして近き裏の椽側よりいでたまひしなり、余が母は常に云ひたまへり、若しおとっさんが是くしたまはざりしならば或は倒れし上に火事となりしも知るべからず、老人はありがたきものなりと、ああ尊敬すべきは老者の経験なるかな、

第三章 祖父の沈着

○詩篇に曰く「わがうちに憂おもひわづらひ慮りのみつる時なんちの安慰なぐさめ我たましひを喜ばせたまふ」(九十四。)

○パウロ曰く「死いづくよ爾の刺は安にあるや陰府よ爾の勝は安に在るや」(前哥十五。)

世に安心を得ること難し、難きが故に人多く汲々として安心を得んとし而して得るもの少きなり、基督を信するものは其約束を信するが故に真正の安心あり、蓋し此安心なるものは独り未来の為に益あるのみならず現世に於ても亦大なる益あるなり余が祖父は模範とすべき言行の多き品性を有したまひしが其沈着にして事に動ぜず、不意の災疫等に遭遇するも狼狽して処置を過つが如きことは少かりしが如し、余が六、七歳の頃は時々祖父と同一ひとに眠りしことをありしが夜中俄に地震ありて遁出ださ

んとせる時など祖父は余が手をとらへて中々に放ちたまはず、且其頃ハ内障眼に罹りて物を見ること叶はず居たまひしかば余が何程急ぎてもソロリ／＼と兩戸の方に行きたまふは余の殊に苦しく感じたる所なりき、然れば其死期に於ても毫も心を動かしたまはず、安政五年十一月十一日午後七時頃、六十六歳にて死したまひしが其日の午前余が母にむかひて「最早足の方からソロ／＼死ぬやうなり、万一急に死ぬことありて親の死に目に逢はざりしといふも遺憾なるべし、佐太郎(余が父の初の名)は役所にいでざるもよからん」と云ひたまひしよし、茲に於て遠くもあらぬ役所へ人を遣はして父を招きたまひしよし余が母は常に語られき、午後には「はや腰より下は死したり」「もはや腹より下は死したり」など語りたまひしよしなるが病の中よりいよ／＼死期に至るまで毫も心痛畏怖等の念はあらざりしといふ、余が祖父は如何なる信仰によりて此安心を得たまひしものか知らざれども其死期に安心ありしことは基督教徒も三舎を避くるものありしなり、

第四章 小川氏の怪力

○以賽亞歌ふて曰はく「疲れたる者には力を与へ勢力いきほひなきものには強きをましくはへたまふ」(四十。)

文人墨士動もすれば生理的力量あるものを蔑視して世に用なきものの如く思へり、然れども其力量も亦神の賦与したまふもの

にして世を益するもの少しとせず、若し彼等の知識なきを以て無用の人物となさば彼等は書士の力量なきを以て笑はん、文士用うべきの時あり、怪力亦用うべきの時なからんや、

余が藩に田所八五郎といへるあり、氏中年にして男子なく伊豆門野村の医師小川某氏の子を以て養子とせり、之を豊平といふ、余が十五、六歳の頃、己に二十歳以上の若者にして馬術又劍術などに入門したりしが其身幹の長きこと六尺に余り、人は云へり「田所が柔術をとるを見るに其倒るる時其身体一斉に倒れずして二段又は三段に倒るるを常とせり」と、蓋し其身体の長きを以てなり、氏が撃劔の道場にありて仕合を為す時敵手は屢々後頭部を打たるるを以て困却せり、蓋し其身の余りに長きが故に上段より打下さるる時は之を受止むるも尖頭下りて後頭部に当るなりと、余又将軍家茂公御進発の御先供を為したる夜、ある空長屋を休息所として眠りしが夜具の不足なるが爲に夜半寒氣を覚えたれば氏の腹に屈して一夜を明したりしが其事又氏の高きを見るべし、然れども氏は身幹の長きのみにて別段に力量ある人にはあらずといへども氏の父小川氏は身の高きのみならず、頗る肥大にして又力量に富み渡世平氏の言に聞けば四斗米の俵三個を左右の手に掴み拍子木に打ちたりといふ、余は此語をきき幾分か疑ひなきにあらざりしが實際氏を目撃して必ず其怪力は偽りならじと信ぜり、余が十四、五歳の時父と共に伊豆の国修善寺村に往き温泉（石湯と思へり）に入りしが燈火の暗きと湯気の満ちたるとによりて同浴の人々の容貌もよくは分ら

ず、余と父と並びて入りしに余が父に対して法印とも見るべき総髪の人居りたり、然し湯に入りて唯首のみいでて居りたれば如何なる人が異りても見えざりしに余輩が立ちて湯船の木に腰かけたる頃彼の人も立ちたり、余は先づ驚けり、其立ちし人を見れば身体の肥満せること角力取りとも思はるる程なるに其身幹の長きこと余が首は彼の人の腰に及べるのみ、余は恐ろしき人もあるものかなと密に父にも示さんと父の顔を見れば父も不審相に見て居たりき、其時父は俄に声かけて「あ、貴君ハ小川さんなり、余は三浦にはべり」といふ、余は其時小川といふ名のこと知らざりしかば父は如何にして是の如き人を知るやと思ひしが後に聞けば「渡世平さんの父なり」と、余は茲に初めて予て聞く氏の怪力は真実なりと思ひき、余は角力取りを除きてはいまだ是の如く大なる人を見たることなし、実に此父にして渡世平氏あり、是の如きも亦神の恩賜たるなり、心力をのみ偏重して体力を軽んずる人氏を見たらんには如何なる感想をか抱きたらん、実に氏は偉人なるかな。

第五章 柏崎氏の臆病

○雅各曰はく「信仰若し行を兼ねざる時は乃ち死ぬるなり」

○又曰はく「身若し靈魂はなるれば死ぬることく信仰も行はなるれば死ぬるなり」(二十六)

(二十七)

信仰は行為を生ずべきものなり、故に若し行為あらざれば其信仰危し、極言すれば信仰あらざるなり、武士武道を修めて其技に達したりといへども其技によりて自ら恃む所の行為あらざれば其技は用ゐること能はざるなり、蓋し自ら恃む所あらざるに於ては真正の技にあらざるなり、

余が藩に柏崎又四郎氏といへる人あり、戸塚彦助氏の高弟にして沼津に於ては第一等の優物なりき、然れば他藩より柔術の他流仕合をまうしこむものありとも一度柏崎氏手を下せば能く勝を制するものあらざりき、氏は慶応の初、何思ひけん、我藩を脱して広島藩に住き召抱へられんことを乞へり、彼の藩に於ては氏の技倆を試みると当時彼の地に大力無双の名ありし山僧をいだして敵手とせり、氏幸に勝を得て用ゐられたりといふ、然し明治元年には沼津にありて氏が甲冑着て箱根に出軍したるを見き(恥か記第六十章を見よ)、氏は戸塚氏の父子を除きては我藩の最優物たりしなり、然れども茲に奇中の奇と称すべきは氏に此術あるにも似ず其臆病なることなり、余が十四、五歳の頃なりしが沼津城の大手御門の橋架変の挙あり、傍に仮橋を架して通行に便せしが余は一日其仮橋の上にありて独樂み居たり、其時柏崎氏来かかりて仮橋にかからんとせしが何物か俄に恐れたるものあるが如く仮橋の上に五、六尺進み入るや、忽ち佇立して両掌を合はせ、言葉はなくして余が動くことを制するものゝ如し、余は初め其何の故なりやを知らざりしが遂に氏は仮橋の動揺するを恐れて余を動かざらしめんとしたるを知りたり、余

密に我藩には柏崎又四郎といふ豪傑ありと誇居たり、何ぞ思はん、余が頼みとして居たる豪傑は是の如く臆病ならんとは、余は唯不審に堪へざりしなり、其後余は例の通り柔術の稽古場に出でしに柏崎氏は余に稽古せんといへり、余の如き幼者にして氏より稽古せらるるは榮誉とする所なり、余は悦びて稽古を乞ひしに其終らんとせる頃氏は余の咽喉を扼し「此間は橋を動かしたな」と云へり、余は其後のことを知らず、暫くして眠りより覚めたるが如く感じて考ふれば氏は一時余を締殺したるにてありき、ああ、弥々奇なり、氏は何たる臆病ぞや、其芸一藩の首座にあり、而して其怯懦是の如し、若し心理的解釈を求めたらんには其事實を説明することあるべしといへども素人なる余輩より見るときは其理を解すること能はず、兎に角に氏は柔道の達人たりしに相違なしといへども自ら信ずる所深からざりしものならんと思へり、自信の篤き時としては人を傲慢ならしむることありといへども氏の如く自信なきは其得たる所の技倆も其用を為さざるなり、信仰若し行を兼ねざる時は用なし、武技若し其心を安定せしむる所あらざれば殆ど用あらざるなり、恨くは箱根山上に氏が甲冑の戦を見ざりしことを、

第六章 日蓮上人の奇跡

○耶利米亜曰く「異邦人は天にあらはるる徴を懼るるとも汝等は之を懼るるなかれ、異邦人の風俗は空し」(三十、二、)

人智の開発せざる、知識の進歩せざる時に於ては迷信の爲に人心を収攬せるの類少しとせざるなり、開明國民が日蝕を予知して蛮民を驚かしたるが如き、又普通人民より才智の多き売僧等が愚民を驚かして信用を得るが如き、遂に馬脚を顕はさざることなしといへども一時は爲に勝利を得るものなきにあらざるなり

余は幼少の頃より母に従ひて屢々伊豆国吉名村の温泉に遊びたり、此辺は日蓮宗の勢力ある所として日蓮云々の談は珍しからぬことなり、吉名村より流水に従ひて西に入ること大風一里にして吉名新田といふあり、景色余りに美なるにはあらねど沿客は消閑の爲にとて屢々此新田に遊ぶことあり、余も屢々遊びたりしが其所に一の瀑布あり、近づきて見ること不便なれば何程の大きさありや精しくは知らざれども幅八、九尺、長さ三、四丈はあるべし、溪に沿ひて瀑布の右の方より迂りゆく時は瀑布の上に出づることを得べし、茲に日蓮上人の奇跡あり、瀑布の上、数尺の所にて一丈前後の流水を隔てたる絶壁の高さ一丈許の所に「南無妙法蓮華經」の七大字を刻し、其文字は五、六枚の水田を距てたる往来よりも読得べきを以て其大さ推知すべし、然れども如何にして彼所に此文字を刻したりやは一の問題なり、瀑布の上の急流なれば固より渡行くことは容易ならず、又足代など架して鑄刻したらんかと思へど其地勢は足代を造るを許さず、去りとして橋を架することもならず一見して殆ど人力の及ぶ所にあらず、土人に之を質せば曰く「日蓮上人の投筆」にして

上人山の上より筆を取って書きたまひしに是の如く刻されたりと、余は幼少の頃より之を聞きたれども信ぜず、必ず相当の方法ありて何者か鑄刻したるものなるが後世日蓮を神となさんが爲に此奇跡談を爲すに至りしならんと思へり、其後此事について別に考ふる所もあらざりしが近頃に至りて不図思へば此瀑布は四、五百年此方大に其位地を変じたること疑なし、此瀑布は正面より見んとするも容易くは見得ざる程、後にさがりて瀑布の十数間の間は恰も深き溝の如く、左右幅狭き屈曲したる川を爲し其行止りに瀑布あるなり、蓋し其近傍を構成したる若は其質硬からず、水の爲に摩擦せらるる時は容易く其形を変ずるを得べきものなればなり、此事によりて考れば彼の南無妙法蓮華經を刻する頃は此瀑布今の位地より十数間の下にありて、文字を刻したる絶壁は瀑布の上十数間の所たりしなり、摩擦の度甚しくして若し人の一代に著しく退却したりしならば其理を發見すること容易かりしが十数間を退却するに五、六百年を費す程なれば其何程退却したりしや等は人の知り難き所なり、茲に於てか近世に至りて此奇跡談を生じたるものなるべし、聞く米州ナイヤガラの瀑布も退却するよしなれば此瀑布も其退却したること明なり、是く考来りしならば日蓮の奇跡は奇跡にあらず、唯土人の迷信より生じたるものなりしなり、日蓮弘法等の奇跡談の如き皆此類なるなり、

第七章 御番士の交代

○何西阿曰く「われは愛情をよるこびて犠牲をよるこぼす神を知るを悦ぶこと燔祭にまされり」(六六)。

○基督曰く「噫なんぢら禍なるかな偽善なる学者とバリサイの人よ蓋なんぢら薄荷、茴香、馬芹の十分の一を取納めて律法の最も重き義と仁と信とを爾曹は廃つ、是れ行ふべきものなり彼も亦廃つべからざるものなり」(馬二十三)。

世に儀式、外礼といふものあり、其基因を尋ぬれば皆裏にある所の精神を外面に顕はすものなり、故に儀式、外礼決して廃すべきものにあらず、然れども其精神を忘れて唯其外貌のみとなるに至りては礼の弊なり、彼の茶道と称するものの如き其弊中の弊なり、若し主人深く謹まざれば其弊に陥らざること稀なり、

徳川氏の治平長く続きて格式、作法等の繁雑なる時に於ては外礼の為に精神全く失はれて精神の為に儀式を生ずるにはあらず儀式の為に精神を造るが如き類少からざりしなり、余が召出だされて奉公人となりしは慶応二年の正月にして余が十七歳の時なり、余が父は当時大寄合席なりしを以て例に従ひ余は御馬廻席に召出だされて御番士御広間詰を命ぜられしなり、御番士といふは御玄闕に備へある御朱印長持(とは幕府より何国に於て何万石を給すといふ証印ある書付をいふ)の番人にして失火

など非常のことありし時其長持を守護すべき勤務なりしなり、余が奉公人となりて殊に可笑しく感じたるは御広間番の毎朝の交代の風なり、其光景を云はんに午前八時頃(五ツ時といへり)御取次役一人、御番士一人、御番方一人休息所に会し、明番の三人と合して六人其面の揃ひし時御取次は「御交代にいたしませう」といふ、此声に応じて明番の三人は御玄闕にいで本日の当番三人各々大刀を左手に提げて其後に従ひ御玄闕に入るべし、明番は御取次を上座として、御朱印長持を後にし御玄闕の表の方をむきて並び座すべし、其日の当番三人も御取次は御取次に、御番方は御番方に対して座し、皆同時に懃懃丁寧に拝して礼し、明番は「先づ別条もございませんで……」といひ同時に本日の当番は「御苦労ございました」といふ、三人つつ同じことを繰返すが故に時としては誰が何をいふやら更に分らず、然れども其所が儀式なる故に分らずとて聞直すものもなく、遂に六人同時に立ちて新来の三人は明番の右(己れよりは左)の方より前に進み明番の人と全く其位置を交換し刀を後辺におき袴をひろげて威儀をつくるひ又六人同時に丁寧に拝し又互に「別条なし」「御苦労で」を繰返すこと前と異なることなし、夫より又立ちて明番は休息所に入る、茲に於て交代は終りしなり、其光景懃懃にして外観頗る奇なりしが彼等が休息所にある時は雑談大口毫も其間に礼節等はあらざりしなり、之を礼式の為に其精神を失ひたるものの一例とするなり、

第八章 太田氏の健足

○詩篇に曰く「我身と我心とは衰ふ、されど神は我心の磐、わがとこしへの嗣業なり」(七十三、二十六)

夫れ健康は無二の財産なり、然れども暫健全なるのみにして他に養ふ所のものあらざれば其強も壯も虎狼と敢て異らざるなり、山高きが故に貴からず、人強健なるのみにして貴むべきにあらざるなり、神を頼むもの其身は遂に衰ふことを免れずといへども永遠の嗣業を失はざるなり

余が藩に太田○氏といふあり、生理的勢力頗る強大にして昔時の武士としては欠く所なかりしも其智力に於て足らざる所あり、氣の毒にも其終を全うせざりき、余は好みて氏の短所をいはんとするにあらず又其一身の不幸を好材料とするにあらずといへども其一生に面白きものあれば記すのみ、氏が東京(其頃の江戸)に居る頃余が父の叔父箱根氏は其隣家に住し常に氏の奇行を目撃したりといふ、氏は生理的勢力の結果として世に所謂無法者なりしを以て人の容易く為し得ざる所を為して誇りしといふ、氏の目摩臆めこりなすといふは有名なり、蛙の子を捕へて皿に盛り之に酢をかく、蛙等酢に驚き手を以て目を摩する所を食ふなりと、見る者は嘔吐せん程に感ずるも氏は之を食ひて得々たり、一日閑を得、氏は鼠二、三頭を捕へて自ら調理し、焼きて肴とす、氏が母傍にありて「虎や、うまさうだね」と、蓋し氏が母

は雀なりと思ひてなり、氏は母の声に応じて「母さん、雀焼で一杯おやんなさい」と、母は喜び舌打ちして一杯を傾けしが其後三十日を経たる雨降りの日なり、氏は独酌を挙げつつ「独語して曰く「今日は鼠も捕れず」と、母は開奮めて「何、鼠とエ、鼠をどうするの」と問ふ、氏は冷然答へて曰く「今日は鼠を捕獲せざるが故に酒の肴なきなり」と、母は急燥せきまみ問ふて曰く「お前は鼠を食はうといふの、トンデもない、鼠が食はれるものか、アンナものを」、氏は弥平氣「母さん、食へないことがあるのですか、御身は甘いとて食ひたまひしにあらすや」といふ、母は驚き「馬鹿なことをおいひでない、私はこの年になるがまだ鼠など食べたことありやアしない、ああ、きいても氣持がわるい」と、氏は曰く「否々、一月許前にあがつたことがあります」「何を云ふかエ」「いへ、あがつたのです、私が雀焼だといつたら甘いといつてあがつたぢやアありませんか」と此一言をきくや氏の母はいたく驚き且怒り、立上ると見えしが俄に吐氣を催し、ゲツ／＼と云ひながら太田氏の襟をとり「此親不幸め、ゲー、親に鼠を食はせ、ゲー、ああ、何たる親不幸め!」つづけて四、五回氏を打擲せしが、いまだ嘔氣はをさまらず、尚ほゲツ／＼は止まざりき、氏もいたく困じたりと見え、一言の返す言葉もなく下俯きて苦笑し居たりと、箱根氏は隣家にありて一伍一什を聞知りて独り可笑しく思ひたるよしなるが氏は此乱暴なるが故に其自体の強健なることは壯者も尚ほ舌を巻きて驚くばかりなりき、

慶応二年の二月余は氏と共に静岡に出張したることありしが氏は毎日舌打ちして鯨を食ふを見、大に恐れたることあり、同地に出張中龍爪山の祭あり、氏は遠足せんといふ、よって二、三人と共に朝早く御小屋をいでしが四、五丁往きたる頃氏は同伴者の某氏に馳競を為さんとて一目散に馳出だして忽ち見えずなりたり、五、六丁往きたる時某氏は道の傍に休ひ居りて太田氏は見えず、如何にしたりやと問へば某氏は息を切りつつ「とても氏には及ばず、止を得ず其儘氏をば走らせたり」といへり、余輩が同山の頂上に達せんと為しし頃氏は下り来れり、「弁当は如何に」と問ひしに社頭に長く休みて諸氏を待ちたりしが来らず、弁当をつかひて又久しく休みたれど来らず、止を得ず下り来れり、余は「お先へ御免を蒙らん」と一言を残して去りたり、余輩は夫より社に詣で、弁当を終りて帰路につきしにまだ出の半も下らぬうちに大雨降出だし、傘もなく雨具もなく、唯冠笠一蓋にてグシヤ濡となり午後五時頃に御小屋に帰り着き、僧、氏は如何にと見れば鯨の脊に独酌の最中なりき、雨にはと問へば氏は曰く「雨は幸に御小屋に入りてより降出だしたれば困難はあらざりき」と、氏の健足、思ふべし、又余輩の仲間中に百舌の児をとりたるものありて日々餌をひろひて養ひ居りしが四月中余輩が彼地を辞して帰る時、氏の勧誘によりて夜の十二時に立し宿泊せず沼津に帰らんとて出でしが其出づる時に見れば氏は左の手に百舌の入りたる籠を掲げ居たり、氏の早足には余も及ばざりしが夜の明る頃までは氏と前後せしも氏

は其間に鳥籠を右手に移したることなし、倉沢にて朝食を為したる由なりしが其頃にははや氏に伴ひたる者は一人もなく皆一、二里づつ後れて早き者が倉沢に達したる時は氏ははや立つする所なりしといふ、余輩は其日の午後四時頃に家に入りしが後に聞けば氏は家に入りてより午飯を食ひたりといへば遅くも一時頃なりしならん、ああ、氏ハ其強健、無類なりき、然れども氏は生理的勢力のみ盛にして其道徳性は發達せざりしが故に氏は遂に酒の為に其身を亡ぼすに至りき、人の身何れの日か衰へざらん、天地失はるるも尚ほ存するものは神の賜はる嗣業の他あらざるなり、頼むべきは神なるかな、

第九章 嘉七驚く

○箴言に曰く「汝瘡者の為又すべての孤者の訟のために口を開け」(三十)。

世に憐むべきもの多しといへども盲者、瘡者の如く憐むべきものはあらざるなり、蓋し彼等は吾人の享有すべきものを得る能はず、又他人の扶助によりて初めて便利と安慰とを得べきものなればなり、

沼津城に接して八幡前と称する一村ありき、蓋し上土町に属したれども村中八幡社あるを以て此小名を生じたるなり、同村に嘉七といふ農夫あり、城中の諸家に入出入して人足の用を弁するを兼業とす、而して彼の殊に多く出入したるは余が隣家の鳥津

氏なりとす、彼不幸にして梅毒を病み慶応の初年頃に全く瘡者となり、如何なる大声も彼の耳底には達するを得ざりしなり、明治元年の春、余輩が甲府に行きたる不在中、官軍は次第に西方より来り又五月頃に至りては遊撃隊の再脱あり、はや今にも戦端開かれんとの様様なりしかば藩士の家々にては近在に荷物を送るあり、歩行のならぬ老人などは早手廻しに逃れしむるもあり、是の如くなれば例の嘉七は諸所に頼まれ日夜家具の運搬を為したり、彼は瘡者となりたるが為に何の為に諸家にて荷物を運びいだすものなるやを知らず、之を家人に問へども瘡者の哀しき手真似にては其事情を知る能はず、彼幸に文字を知りしが家人も朋友も其事情を記して知らしむる程の力はなく又家中の諸家とても忙しき時なれば書きてなど知らずるものもあらざりき、一日嘉七島津氏に來り「何故、諸家にては荷物を近在に出だしたまふや」と問ふ、島津氏の老夫人は嘉七の瘡者となりて其事情を聞知する能はざるを憐み、明細に事情を筆記して彼に与へたり、彼は島津氏の台所に腰かけ其筆記を読み居りしが「戦争の始まるべき恐あれば」と読むや彼喫驚、狼狽、膺ちがひの大声を發し「是は大変なり、人の荷物どころでない、自分の身が危し、御免を蒙らん」と叫びて其儘馳出だししが荷物を運び返すまでは彼再び來らざりしといふ、

第十章 和田氏の機変

○箴言に曰く「智慧ある人の教訓はいのちの泉なり、能く人をして死の罟を脱れしむ」(十三)。

○又曰く「明哲はこれを持つものに生命の泉となる」(十四)。

(十六)。

夫れ人に智あるは虎に牙あり、馬に蹄あるが如く、自衛の具として大に利あるものなり、然れども若し智ありて識なき時は船に帆ありて舵なきが如く其智の為に一身を誤つもの少からず、智を用ゐる者殊に用心せざるべからず

明治元年の春(其時は慶応四年といへり)官兵下向の際、余が藩地沼津に來りし軍監は大村藩士和田藤之助氏なり、手付と称したる一人あり、是亦同藩人にして宮原謙三氏といふ

因にいふ、和田氏は陸奥戦争の後名を勇馬と改め召されて陸軍大尉となり、少佐となりて仙台鎮台に在勤し明治十三年十一月病死したりといふ、一女子あり、同藩の人朝長氏の三男某を養ひて其家今県地にあり、宮原氏は後に名を前之と改め判事となり、熊本にあり、明治二十四年中死去したりといふ、

氏は沼津本町の肴屋といふ旅舎に止宿せしが其頃幕将林昌之助、人見勝太郎(後寧といひ茨城県に令たり)伊庭八郎等が引率したる遊撃隊なるものあり、甲府に入らんとして黒駒に達す、此

時余が藩は甲府御城代なりしを以て大に彼等を説き、又官命あり沼津藩に御預けとなれり、然れども彼等は二百三十人の壮兵なり、我藩の沼津にある兵は老人と少年にして二百に満たず、茲に於て彼等を預る能はざるを弁じたれども朝廷よりは遊撃隊の武器を取上げて預くべし、蓋し当局者は為思く、彼等命に服せざる時は兵力を以てすべしと、然るに彼等が沼津にあるは預けられたるにあらで客たるが如く武器を出ださざるのみならず、我藩に対しては馬術を習はん、馬を借せ、劍術を為さん、擊劍道具を借せと、其様甚謙遜ならざるが如くなりしが彼等の我藩を見るは決して敵にあらず、事を挙ぐる時は味方たるべしと信じたるが故なり、初め和田氏の如きは我藩の五万石（氏の藩は二万七千石なりしが雑収入ありて頗る富有なりしなり）なるを聞き自己の藩力と比較して兵数も多からんと思ひしなり、然るに後實際を知るに至れば我藩地の老少二百に足らずといふは真実なり、隠蔽したるにあらずと知りたれば、我藩を強ひて遊撃隊を撃たしむるの不可なるを見、遂に又我藩論の未だ佐幕臭味を含み居るをも知るに至りたれば河水の減じて西方の官兵の来会するを待たるものなるべし、其時五月十五日上野屯在の彰義隊官兵の為に破られたりとの報遊撃隊の聞知する所となるや彼等大に激昂し、彼等は再び脱して彼等に合図せんとすの計画あり、彼等「行がけの駄賃」三、四人の刺客を放つて和田氏等を殺害せんと十六日の払暁、如何にして狩野川を越えたりけん（當時出水川留中なりき）和田氏の旅宿看屋に來り、「沼津藩

某々等なり、至急軍監に面会したき用事あり」といふ、旅店は彼等に何の隠謀ありや知らざれば表の戸を開き、和田氏の僕出でたり、彼等氏の僕なりと見るや「汝も亦仇敵の碎片」と、唯刀一の下に切殺せり、此時旅店の下婢（和田氏の妾となり居れり）と風聞せり、和田氏に急を告ぐ、和田氏は寢衣の儘大刀一本を携へて立上りしが未だ決意せざる間に下婢は同店の裏門を開きて通よと教ふ、氏は其指示に従ひて浅間の神社に通ずる裏門に出でしに其所には一人の敵も居らざりき、氏は此時まで刺客は全く沼津藩の人にて藩に反意あり、其命によりて來りしものと思ひしに、此門に一人の敵なきを見て氏は刺客の沼津藩にあらざるを知りたり、蓋し沼津藩の人なりしならば看屋の裏門の浅間社に通ずるを知らざるの理あらんやと、門を出づるや其儘北に去り遂に城内に入り、余が家の下女門前を帰居たる時、來りて重役黒沢氏の家は何方なりやと問ひ、其家に身を隠して虎口を通れたりといふ、ああ、和田氏にして即決の智なかりしならば或は免るること能はざりしならん、智は人をして罟を通れしむるなり、

第十一章 輕拳事を誤つ

○箴言に曰く「おのれの心を持つ者は愚なり、智慧を以て歩む者は救を得ん」（二十八。）
○又曰く「愚なるものの口は愚を吐く」（二十五。）

輕拳の事を誤たざるは稀なり、小事に至りては誤つも其關係の及ぶ所小なるが故に其禍少しといへども大事に至りては其影響大なるが故に殊に謹慎を加へざるべからず、我藩は幕府譜代の主を戴きたれば官軍なりと称するも之を信する者は少く夫が為に維新革命の際等には奇談も亦少からざりしが如し、余が藩にて甲府御城代たりし頃関東に備へんが為に甲州山中村に護衛の兵ありき、余が友松崎連氏は当時監察役として同地に出張し居りしが一日何方よりか突然二人の武士同地の関門に來り高聲毫も憚る所なく、「余等は奥州米沢の藩士某々なり、至る所官兵の護衛ありて通行頗る危かりき、近傍に來りて問へば尊藩甲州を守り、又此地尊藩の護兵ありと、ああ、何の幸福か、これに如かん、今より久しぶりに手足を延して眠るを得べし」と、松崎氏は云へり、此言葉聞きたる時は返答の爲すべきもなく、

呆然たるもの久しかりしと、既に是の如くなるが故に我隣藩小田原の如き二人の周旋方を遣し、共に合して五旗を翻さんと迫ること屢なりき、然れども我藩は容易く之に応ぜず、其辞柄とする所は時期到來を待つといふにあり、然れば其年（明治元年）五月頃來りし周旋方は軍監和田氏の止宿したる肴屋の前に止宿し、和田氏の動静を窺ふと共に我藩の決答を待ちたるなり、其月十六日午前四時頃、何事か家前の騒然たるあり、彼等は何事の生じたりやと密に窺見れば屈強の壮士四、五人肴屋を叩きて「沼津藩なり、開けよ」といふ、何事を爲すかと尚ほ仔細に窺へば肴屋の戸を開くと共に和田氏の僕は切られたり、彼

等は此ことを目撃して如何で悦ばざらん、沼津已に反せりと直に支度をととのへ急ぎ小田原に歸り、沼津既に反し軍監和田氏を殺せりと、茲に於て当時其地に滞在したる軍監三雲為一郎、中井範五郎の二氏を伐り忽に反旗を翻したり、何ぞ思はん、彼等が遊撃隊に合せんとして箱根三枚橋の辺に來りし頃沼津は未だ動かざりしことを知らんとは、ああ、彼等は誤つて不実を伝へ其藩を動かしたるが為に小田原藩は遂に二万石を失ひて漸く其罪を免されたりき、二人の輕拳二万石に価したりとは決して廉価にあらざりしなり、慎むべきは輕信輕拳なるかな、

第十二章 自筆我心に適ふ

○箴言に曰く「人の途はおのれの目にことごとく潔しと見ゆ」^(二十六)

○又曰く「人の道はおのれの目に正しと見ゆ」^(二十一)。
人の計画する所多くは自己の目に善しと見ゆるものか、人多く自己の計画する所を難せられて改むること能はざるは自己の目に正しと見ゆるによるものならざらんや、余此事につき奇なる一経験あり、余は幼少の頃より筆とすることは好みたれど今に至るまで一回も我文字を善しと思ひたることなし、然るに奇なるかな、明治元年の冬（十月頃と覚ゆ）母の吉名村温泉に往きたまふに従ひき、当時拳家伊豆国君沢郡戸田村にありたれば同村より修善寺村を経て吉名村に至らんとて出でたり、其日の午時

頃山嶺を越えてだら／＼下りに修善寺村に近き、はや一里許と聞きたる頃途の傍に反古紙まるめて落ち居たり、余は何心なく立止りて之を見るに其意を解し得る程多くの文字は見えざりしが其文字は頗るよく余が意に適したるものにて、余は能き字を書くものもあるものかなと暫く見て居りしが何分にも棄てて去るに忍びず、不潔の紙片ならんとは思ひたれども忍びて之を拾ひあげ、よく見れば何ぞ図らん、余が沼津にある頃米山梅蔵氏に貸金の催促を為したる自己の書信ならんとは、余は独りいたく驚きたり、余は常に余の文字の未熟なるを歎じ居るに如にして此文字をよしと見たりしならん、全紙をひろげて再び見れば毫も余の意に適したることはなく未熟を感ずること前に異ることなし、余は其道理を今に発見すること能はざれども是の如きことは実際あるものにや、否、其後時々人にも問ひたれど余と同じ経験を有したるものありしことを聞かざるなり

第十三章 浜公殿様となる

○箴言に曰く「それ智慧は真珠に愈れり、凡ての宝も之に比ぶるに足らず」(八十一)

金銀財宝も智慧あらざれば保護するに道なく、智あれば以て財を得べし、財宝固より賤むべきにあらずといへども智の貴きには及ぶべからず、

御料局、長官となりて後不幸にも鉄道の災アケシヤン難に罹りて死した

る肥田浜五郎氏は若き時卑賤なりしなり、流浪して沼津ヌマヅに來り、ある人の周旋によりて医師島津恂堂氏の僕となり薬籠を負へり、然れども飲むと打つ僕の給料固より支ふべからず、屢々恂堂氏の夫人に対して小遣錢を請求す、夫人は其好性質を愛していたくも咎めず、其請ふ毎に天保一枚を投ずるを例とせり、然れども氏は早く既に大志あり、薬籠かつぎを以て如何でか満足すべき、久しからずして辞して其行く所を知らず、維新に近づきし頃中浜万次郎、肥田浜五郎等の名は次第に天下に聞え、島津氏の老夫婦も其名を聞きていたく驚き居たり、明治元年の秋余が藩の上総に転ずるの際島津氏は堀越町の藩邸にあり、肥田氏が幕末より大に登用せられ、今尚ほ朝廷につかえて要路にあるを聞き、老人は一日新錢座ニクサヅに氏を訪ひたり、老人は元來頓狂なる人なり、氏の邸に入り其玄闕に至りて案内を乞ひしに一人の侍士出來りて何用なりやと問ふ、老人は例の頓狂何事も考へず「浜公は居らるるか」と問ふに取次の侍士は其意を解せざりしものと見え反問せり、老人茲に於てシクジツたりと思ひたれば今度は「肥田さんは居らるるか」と問ひしに侍士ハ答へて曰はく「殿様は横須賀ヨコヅマに行かれて御留守なり」と、老人いたく驚き自己の名をいふも忘れ藩邸に帰り、いまだ其家に入らず「お浜や(夫人の名)大変だ、浜公が殿様になったよ」と、ああ、浜公財宝よりも貴き智慧ありて今や殿様たりしなり、

第十四章 酒屋酢屋欺かる

○路加伝十六章八節に曰く「夫れ此世の子輩こごは此世に於ては光の子輩よりも尤も巧なり」

世に智者あり、其智を正しく用ゐる時は大人となりて世を益し、不正に用ゐる時は小人となりて世を害せり、然れども吾人は屢々悪人等が其智を用ゐて巧に悪を為すを見、歎賞すべきものあるなり、ナポレオンの戦略を読むもの誰か彼の智に驚かざるものあらんや、ああ、此世の子輩は巧なるものあるかな、

明治二年の秋、上総国移住後、余が父の家はまだ成らず、間村の長義太郎の家に仮寓せり、ある日の午後なりしが誰やらん玄関に来て取次を乞ふ者あるが如し、余出でて見れば羽織きて前かけしたる若き男にて商家の手代とも見るべきものなり、余ハ何方より来りしや、又何用なりやと問ひしに彼は「三浦さんの若旦那に御目にかかりたし」といふ、余は「三浦の若旦那」といへば余の事ならんが何ぞやと問ふに彼は驚きたるもの如く、不審さうに「ハ、アー」といひしのみ暫くは言葉もなし、余が屢々促したるによりて彼は懐中より一通の書附をいだし、「甚だ少々なれども大分久しく相成りますれば序を以て酒食の料をいただきますにいでたり」と、余は不思議にたへざりしが其書附をとりて見れば五井村の酒屋酢屋の書附にて、二、三回の酒料二両余を請求するにありけり、余は手代に云へり、余

は当地に移住してよりいまだ一回も五井村に往きたることなし、五井村に往きたることあらざれば酢屋といふ店のあることだに知らず、況して其様に酒のみたることをや、手代はいと氣の毒らしく如何にも然あらん、御尤千万なり、私も御顔は覚え居れども貴君とは大に異り、全く貴君の名をかたりて飲みたる方なりし、甚だ御無礼をいたしたり」とて逃るが如くに去りたり、又明治三年の頃なり、昨年より余が父は高田作次といふ若党一人を抱へたまひしが余よりも五、六歳の兄なりしを以て余の相手として楽しみたり、其頃某村の長何某余が父に墨染桜一本を献ぜんといへり、父はある日作次に命じて桜をもらひて来よといひたまひしが作次は厩にいたり馬丁の豊吉に馬をいださしめ乗りていでたり、其日の夕刻作次は鞍に桜の木を縛して帰り来りしが先方にて馳走になりたりと父には云ひたるよしなりき、其後久しきを経て余が父は彼村長に会ひ桜の礼を述べたるに村長は懇懇に「若旦那、わざわざおいでくだされたれど不意の御入来なりしを以て用意も整はず何の御風情もなかりき」と詫びたり、余が父は驚きて「彼の時さし上げたるは忤にはあらで若党なりき」と告げしに彼はいたく驚き氣の毒らしき顔して居たりと、ああ作次又村長の余を知らざるを奇貨として巧に一杯の馳走にあづかりしなり、此世の子輩はなかくに才子なるかな、

第十五章 四万両の軽きに驚く

○路加伝に曰く「無智なるものよ、今夜爾がたましひとらるることあるべし」(二十二)

世の俚諺に曰く「当て事と○○○は向ふより外れる」と、世は案外のこと多きものなるかな、何は是くすべし、彼のことは是くなるべしと思ひはかりても弥々其結着に達して見れば思ひしことの七、八分までは外るるを常とせり、是によりても世の事の頼まれぬを知るべし、

余が藩の沼津より上総に封を転ぜらるるや朝廷より転封入費なるものを下附せられたり、封建時代に転封を命ぜらるるは皆懲罰的転封なりしを以て固より諸費を給せらるることなし、然れどもわが藩の転封は懲罰的にあらざるを以て下附の命ありしなり、其金高四万五千両と聞きたり、当時東京の浜町邸に藩の支庁とも称すべきものあり、該金下附に付き受取人可差出とのことにて会計方なりし根井早太氏は民部省に出頭せんとし、四万両にては其量も少からざるべしと人足四人に小長持をかつがせて出頭したり、借会計局にて下渡されたらんには其多寡を改むるも容易にあらずといたく苦にやみたるよしなるが其渡されたるものを見れば何ぞ凶らん、金にはあらで三井の為換券一枚ならんとは、余は根井氏が空長持をかつがせてスゴ／＼と帰來るを小川橋にて見たりしが氏は役所に帰りて大笑を為したりとい

第十六章 黒沢氏の襦袢

ふ、当て事は多く先方より外るるものなりかし。

○パウロ、テモテに教へて曰く「爾屢々疾ふによりて恒に水をのむこと勿れ、」(前書五)

衛生のことは人生に必要なことなれども未だ其道の明ならざる時に於ては其必要を知らざるのみならず武士の社会等には衛生の道を講ずるなど往々柔弱なりとして排斥せらるることさへありき、されど此不摂生は屢々其本人をして不健康たらしめたる例もあれば敢て華美を望むにあらず唯十分の注意を要すべきなり、

我藩の黒沢錦蔵氏は奇人を以て称すべき人なり、氏は江戸に生れたるよしなりしが毫も江戸ッ子風の所あらず其衣服など何程きたなきも厭はざるもの如く見えたり、氏が余の父の従兄弟箱根氏と共に東京の勤番部屋にあるや其床は一年三百六十日一回もとりあげたることなく又其室中を掃除したることなし、一日某氏二人の室にありて談話したる際黒沢氏は鳥の肉を食ふとて葱をきりしが其残片を皆床の下におしこみたり、見るものいたく驚きて密に其床の下を窺へば床の下は一個の「はきだめ」と為り居て竹の皮あり、沢庵大根の片あり畳は己に半腐りてありしといふ、余は氏と共に百余日甲府にありしが他は皆蚊張を用ゐるに氏独り蚊張を用ゐず、武士たるもの蚊張なくして眠る

能はずとは不覚なり、恥辱なりと、然れども眠られざるには困るとて小き机の下に首をいれ其上より風呂敷をかけて眠るを見たり、又氏が不潔を厭はざるにも似ず、食を為すに茶碗を用ゐずして塗碗を用ゐたり、其仔細を問へば曰く「罽のある茶碗はこころよからず」と、然れども氏の碗には剝落したる所あるも更に意とせざりき、尚ほ氏の碗につき一奇事あり、氏は自ら髪を結ひしが其時水を盛るは必ず氏が食事用ゐる碗なり、而して結髪し終るや其碗にある水を椽先より棄て其碗を洗はずして直に飯をくらふを常としたりき。

余が明治三年に仏国の兵式を学ばんとて東京にありし時黒沢氏は余輩の監督者たりき、一日氏は房司と称したる小使に其襦袢の洗濯を命じたり、其日の夕刻房司は洗ひし襦袢をささげ恐るゝ黒沢氏の前にいで何か云はんとしていふ能はずモグググ居たるを見き、遂に房司は思ひきりて云へり「誠にはやトングことをいたしました、よく洗ふと思つたせいか旦那のお襦袢が白くはけてしまいました」と、黒沢氏は「よしよし、よくなつた、御苦労々々」と、後に知る氏の襦袢は紺木綿と思ひ居たるに、然らず日本綿の垢のために紺と見ゆるまでによこれたるものなりしことを、

氏が此無頓着封建時代の武士としては敢て咎むべきにあらず、或る意味よりは賞讃すべかりしなり、然れども衛生の道よりいはず氏の奇行は大に厭ふべきものありしなり、

第十七章 馬もて童子を倒す

○約翰福音書に曰はく「彼等これをきき其良心に責められ老者をはじめ少者まで一々にいでゆきただ耶蘇ひとりこのわがまのる（九）」

夫れ人の万物の盡たるは其形容の美なるが故にあらず、人は貴重（羅二）の良心あり「彼等其心に録されたる律法の工を表彰し其良心これが証をなして其思念たがひに或は賤めあるひは褒ることを為せり」（十五）蓋し世が全く暗黒になりきらざるものは悪者も亦此良心の制裁を受くるが故なり、婦人を訴へたるユダヤ人其良心の為に遂に婦人を打つ能はざりしもの明證にあらずや、

明治初年の頃余が父は一頭の馬を飼ひたまへり、余が父に従ひて四年の春東京にいでたる時も馬は浜町の藩邸にありき、其頃余は屢々父の馬に乗りて市中をかけあるきしが馬丁の豊吉は常に云へり、東京市中は田舎とちがひて人通りも多ければいつ人に乗りかけたまはんも知れず、人に怪我させたりと思ひたまはば一目散に走らせ逃げたまへ、余も横町などに隠れて其祟を免れんと、余も不親切ながら是く思ひて居りたり、ある日の薄暮余は日本橋通り二丁目をかけ来りしに東側の店の中より十二、三歳とも思はる一丁稚余が前に馳けいでて忽ち馬の胸にあたりたり、彼は一声の悲鳴と共に地に倒れぬ、余はたしかに馬足

にかけたりと思へり、余はあはてて馬を駐め、丁稚如何と見れば彼は立上りて泣きながら避けたり、余は彼の泣くを見て幸に怪我を免れたりと思ひたれば再び馬に鞭ちて其所を去りしが豊吉は家に帰りにて云へり「あれほどいって置くに若旦那は馬を駐めてサ」と、余は此時初めて豊吉の忠告を思ひてたり、ああ余はかねて遁んと思ひ居たり、然れども其遁んと思ひ居りしは余が悪心にして余が良心は丁稚の成行を見ずして通るることを許さざりしなり、良心に従ふ者ハ其身を全うし従はざる者は其身を危くすべし、

第十八章 カナグリ

○誠に爾もともから党の一人なり蓋なんちの方言爾をあらはせり

(馬二十六、七十三)

互の交通不便にして人々一地方に割拠せる時に於ては土地各自皆方言あり、其語原は同一にして其音全く異り、語同くして意同じからざるもの浪華の芦と伊勢の浜荻の類にのみあらざるなり、故に其方言を異にするが為に生じたる奇談少しとせず
(恥か記第百三章を見よ)
明治四年の冬余が英人アルフレド・ルシー氏に英語を学びし頃若松の人広沢安任氏牧畜のことを談せんとして来ること屢々なりき、

因にいふ、広沢氏は後ルシー氏及びマキノン氏を伴ひて奥州

に下り牧牛の業を為し明治二十一、二年の頃病死したり

然れども氏は奥州弁にして鼻にかかり、和語に巧なるルシー氏にも十分に理解せざることあり、又ルシー氏の東京弁は広沢氏に聞取れざることあり、余は屢々二氏の間に入りて和語通弁を為したり、一日用談の終りたる時雑談に移り広氏はル氏に乞ひて其時計を見たり、広氏問ひて曰く

「此機械は何といふ金属にて造りしや」と、然れども広氏の奥州弁は明白に「カラクリ」と響かず傍に居たる余には「カナグリ」と聞えたり、ル氏にも同じく「カナグリ」と聞えたりと見へ氏は急ぎこみて

「カナグリ」と

と向へり、蓋しル氏「カナグリ」の意を解せざりしが故に反問を起したるなり、広氏は反問せられたりとせず、之を応答と思ひたれば

「ハテナ、カナグリ」といふ金属かと、ル氏はまだ悟らず、広氏はまだ知らず、唯いつまでも広氏が

「カナグリ」といふ金属もあるものか」

と独語し居るを聞ききしのみ、余も余りの可笑しきに弁解の勞をとらず、其儘にすみぬ、又久しからずして広氏は問へり

「此機械の金属は何ぞや」

と、ル氏応じて

「真鍮もあり鋼鉄もあり」

と、広氏聞誤って感じて曰く

「ハハア、真鍮にも鋼鉄があると見える」

余ハ又吹出ださんとせり、然れども余りに広氏を誤らせんを恐れて此事は弁じて後明白になしたりき、

氏がル氏を伴ひて斗南に下りて後此類にて互に多く誤解を生じたるものありしならん、想像するも可笑しく思へり、

第十九章 北原氏の沈勇

○聖詩に曰はく「汝は己が避所、われを仇よりのがれしむる堅固なる櫓なればなり」(六十一) (三)

○箴言に曰はく「エホバを畏ることは堅き依頼なり、其見輩は避難場を得べし」(二十四) (二十六)

○羅馬書に曰はく「若し神我儕を守らば誰か我儕に敵せんや」(八) (三十一)

敵を恐るるは敵其物の恐ろしきにあらず、敵の害を恐るるなり、故に神を畏れて深く信任する者は敵の己を書し得ざるを知る、茲に於てか真勇は信任より出づるものなり、

余が同労者北原義道氏は篤信の人なり、篤信の人なるが故に多く類を見ざる沈勇の人なり、明治七、八年の頃は伝道界頗る危険にして暴漢の伝道者をなぐるなど屢々余輩の耳にせる所なりき、雨森信成氏の新潟県に危かりし、大貫文七氏の茨城県に打たれたるが如き敢て珍しからざるが如し、其頃北原氏茨城県の

某地に伝道す、偶神官等の教唆によりて暴漢説教場に入り来り同氏に質問し、時を計りて一斉に打ってかからん計画あり、説教終るや否、質問とよびて五、六の壮士を圍繞し、臂を張り、肩を簪やかし、口角泡を飛ばして論難詰責す、時に傍聴人中にある壮士等声を放って其勢を助け今にもつかみかからん模様にて有志者等の心痛大方ならず、若し北原氏敗をとらば一時は無事なるべしといへども基督教の声価を隳すべし、又若し氏論じ勝ちしならば暴漢必ず暴を以てすべし、北原氏の此一挙は其影響の及ぶ所必ず利なくして損あらんといたく憂慮してありしが不図北原氏を見れば氏は柱によりかかりてコクリ／＼居眠りを為し居たり、有志者は其意外に驚きしが暴漢の怒らんことを恐れ、如何にせんかと未だ其謀を得ざる時、詰かけたる壮士等も呆然、其開きたる口を塞ぐこと能はざるまでに驚き、孔明弹琴の計画あるならんかと云合はせたるが如く皆立ちてソコソコに帰りゆきたり、茲に於て有志者等は安堵し、反対の気焰いつか消滅し其後は抵抗するものも見えざりしといふ、ああ、氏の沈勇は神を頼むにあり、

余は明治十六年の冬氏と共に函館に行き、其帰途仙台に立寄り同所に演説会を為し、氏の無頓着なるを見、茨城県の居眠りを思ひいだしたりき、其夜の弁士は押川氏、吉岡氏、北原氏及び余の四名なりしが仙台には珍らしと聞えたる大入にて一千人に近しいへり、北原氏が演じはじむるや氏の風采の無頓着なると又氏の言に一種の癖ありて「エー」「其」「あの」「この」等

の統々其笑顔よりいで来るが為に反対の聴衆は口を極めて罵詈
 し「ひっこめ」「やめろ」「長いぞ」「簡単」「エー、よせ」「その
 基督」など湧くが如く四隅に起り、講壇に居る余にさへ、北原
 氏は何を述ぶるや聞取り得ざる程の騒動なりしが氏は全く何事
 も知らざるものの如く、時としては「テイブル」の前において、
 或は右し、或は左し、甚くしては聴衆に背を見せて氏は卓上の
 草稿をさかさに見ることあり、余輩は遂に演説会のはれんこ
 とを恐れ、紙片に簡単な文字を記して私に卓上に置きしに聴衆
 中には「ソレ見ろ、催促された」など喚ぶものあるに氏は紙片
 を取上げて唯の二字を熟視し卓上におき尚ほ感ぜざるもの如
 く遂に云ふべき程はいひ終りて降壇せり、若し北原氏の勇ある
 にあらざれば此挙動は為し得られざりしなり、神守りたまはば
 誰か敵することを得ん、北原氏に於て其実を見たり。惜哉、明
 治二十七年四月四日午後三時胃癌を病みて長逝す、辞世の一詩
 あり

為牧師茲過廿年 菲才慚罔寸功酬

從今脱了世勞役 遙望天門入永休

氏は弘化三年十月二十一日を以て信州高遠藩に生る、父を太郎
 治といひ其長男なり、幼名を金三郎といふ、八歳藩の進魂館に
 入り遂に其校の教授となる、二十一歳の時東京にいで沼間守一
 氏の塾にあり、不幸病あり一旦帰郷す、二十三歳にして再び
 横浜にいで五年バラ氏より洗を受けて教会に入る、後大学南校
 の御雇となり、一年にして辞してカラゾルス氏に就きて学ぶ、

当時築地に聖教書類店を開き自ら稱して十字屋といふ、後タム
 ソン氏に就き遂に神学校に入る、二年の後出でて桐生に伝道し
 一年にして三十余名の信徒を得たり、今の桐生教会は氏の働に
 基因せり、十一年新栄教会の起る頃氏又其会の為に尽す所あり、
 桐生より帰りて日本橋教会の牧師となり、之を牧すること十一
 ケ年、其後佐倉に伝道し、函館に移り、去りて東京明星教会に
 牧師となり、之を牧すること三年、二十六年十二月二十日病あり
 磯部に保養す、後帰りて赤坂病院に入り療養す、然れども功
 なし遂に二十七年四月四日逝く、氏性謙虚抑損言笑寡く温和の
 氣眉宇に溢る、其沈黙忠実熱心多く人の及ばざる所なり、妻女
 森田氏に四男一女あり一男は天死す、

第二十章 世の富頼むに足らず

○約百記に曰く「かれ銀を積むこと塵の如く衣服を備ふるこ
 と土の如くなるとも其そなふる者は義人これを着ん、又其
 銀はつまなきものこれを分ち取らん」(二十七、二十七)

世の富貴の頼むべからざること固より喋々を要せず、基督の教
 へたまふ所厭世的ならずといへども世の富の頼むに足らざるこ
 とは屢々明示したまひし所なり、

明治十三年三月十九日下総銚子に伝道せんとしていでたり、蓋
 し当時伝道会社なるものありて其依頼に応じたるなり、其日
 下総大森村に至り戸田忠厚氏を訪ひ、氏の家にて大森教会の長

老宮島翁太郎氏に面会し同氏の添書三、四通を得て行きたり、当時宮島氏は大森村の戸長なりしが氏は同村近傍に類なき豪農にして其勢は実を飛ぶ鳥を隕す程なりき、氏の案内にて村中を見物したることありしが氏が所有の水田其限界を見得ざる程のものあり、氏が領分中において氏が臣下の如き農家も多くありき、ああ、氏が下総に知られたるも宜なり、氏は是く富みたれども不義不徳によりて得たるものにあらず祖先以来の勞力によりてなり、然れども、ああ、不幸、氏は此大家に成長したるが故に恰も殿様の如く此大身代につきて十分の注意を欠き、又其職務に対しても周到を欠きたるものありしなり、氏は教育足らざるにあらず、才少きにあらざといへども其成長の頃の境遇によりて世の事務には無頓着たるを免れざりしなり、然れば氏は戸長勤役中戸長の官印を役場におきて之を檢せざること數日に涉ることもありき、当時役場の書記某非常の惡漢にして宮島氏が無頓着なるを奇貨とし、土地を抵当として金を借らんとするものある時は二重三重の抵当を免し、其貸方より公証出願を為すときは戸長の官印を押捺して証明し、而して借り方より不相当の礼金を取めたり、是くすること二、三年、はや其期限来りて雙方の談判始まり、其談判破裂して裁判沙汰となり抵当の所有を争ふことの生じ来らんとする頃書記は職を辞して、何食はぬ顔、高見の見物を為し居たり、裁判の結果、抵当品の所有権誰にありと定めらるるや、其権を争ふ者一、二人に止まらず、茲に於て公証を得たるものは戸長の捺印ある証明書を以て談判

さるに至り氏の驚愕大方ならず、当時の書記に談判せんか其証拠なきと自己の不注意なりしを如何にせん、是の如き場合に遭遇せる時は第二、第三、第四の債権者に対しては自己の所有地を売却して償ふもありしが遂に其事官の聞く所となりて官印盗用の罪に問はれんとするの危険あり、茲に於て氏は遂に失踪して今に其行く所を知らず、ああ、世の富貴の頼むべからざること夫れ是の如し、一時殿様を以て遇せられたるもの今や其第宅は没取せられ、残田は奪はれ、其身は行く所を知らず其家名は殆ど断滅せらるるに至りしなり、

明治二十一年二月二十三日高知よりの帰途神戸に半日を消したり、余は其間に於て兵庫の高橋氏を訪はんとして出でしが氏の家には来客中なりしを以て直に辞し去りたり、帰途、思はず罐工場の前にいでたるを以て一見せんとて入りしに二男一女の見物するものあり、一男は洋装にして一男は七つ下りの和服を着し居たり、余は何故か此人々を見たる時に彼等は基督信者ならんと思ひき、余が見物せる時三人は余を越えて先に行きしが其時「教会」又は「長老」などの言を耳にし、果して彼等は信者なりと思ひたり、然し何れの人か知らざりしが和装の一人は帽子を深く冠りて其面部を明にせざりき、然れども余の瞥見したる所にては余が知れる宮島某氏によく似たりと思ひたり、余が旅宿に帰りて後新宮の人、大阪長老教会の山本周作氏を訪せられぬ、氏に伴ふ男女二人あり、室に引き見て見れば先に罐工場にて見たる三人なり、其来意を問へば曰はく「山内量平氏の妻女

即ち植村正久氏の妻女の姉、其母と共に東京に行かんとせしがよき同伴者なし、本日は貴君が和哥浦丸に乗込まるよし伝聞したれば願はくは船中監督の勞を取れ」と、余は之を諾す、三客は辞して去らんとせるが故に余は彼の和装者にむかひ

貴君は宮島君ですね

と問へり、彼の人

否、余は中村といふものなり

と答へぬ、余は不審に思ひしが「然るか」といひしのみ、此間答の為に他の二人は中村氏より早く去り余が次の間に行きし頃には二氏ともに階段を下りたり、其時中村氏は低声謝して曰はく

「真に恐縮千万なり、今は大阪に居りて中村とまうし居れり、二氏の前にありて思はず……」

ああ、余は此言によりて無限の感慨余が胸中に浮み来りて頓には返答さへ為し得ざりき、

因にいふ大森の宮島氏は恥か記第百二章に見ゆる宮内氏の子にして宮島氏に養はれたるなり

第二十一章 戸長伝道会社を解せず

○パウロ哥林多後書に論じて曰はく「或る人云はん我が爾曹を累はせざるは巧なるものなるにより詭言を以て爾曹を牢籠むるなりと」(十二、十六)

疑心は暗鬼を生ず、臆病神に誘はれたる平軍、水鳥に驚かざるを得んや、(恥か記第百十、三章を見よ)、殊に事物の性質を明にせざるに於ては誤想を懐くを免かるること難し、殊に況んや我教の如く世に中傷を事とするもの多きに於てや、

明治十三年三月余は伝道会社の依頼に應じて下総銚子港に伝道せんとして発す、大森村を過ぎて宮島発太郎氏より二、三通の添書を得たり、中に芦崎村の植村氏に宛てたるもの一通あり、高田村の宮内氏を訪ひたる時、先に一回訪問し銚子よりの帰途を約して去りたれば二十五日の午後再び氏を訪ひたり、先に訪ひたる時余が再訪の時は前に報知すべしと云置きたれども郵便發送の時、便利ならざりしを以て報知をば為さざりしなり、余は報知せざりしを以て其事を詫び偕公然集會を開くの都合を得べきや又は氏の一家のみに談話するも可なり、氏の都合は如何と問ひしに氏はいふ、いまだ開くの開かざるなどの段にあらざ、御世話をするもせざるも十分に御尋ねまうした後にすべしと徐々順序をたてて質問を為すこと左の如し

「貴君の本貫族籍は如何、基督教は如何にして学びしや」

ああ、氏は此村の戸長なりと聞く、其問ふ所戸長役場にあるが如し

「伝道会社とは抑々如何なるものぞ」

基督教徒の集合組織したるものなり、

「伝道会社の人とは何故に自腹を切りて僻遠の地にまで伝道者を派遣せしむるや」

基督信徒の情愛世人の迷妄中に彷徨して其帰着する所を得ざるを憐むなり、

「基督教は仏教の出来損じたるものにあらずや

天地の造物主なる神と阿弥陀如来、又基督と釈迦とを比較し考へたらんには自ら明なるべし

「吾人は如何にして神の意を知るべきや

神意を記述したる聖書ありて明なり

「神とは天地自然の理をいふか

其所謂理とは有意者の謂か

「有意者にして万物の創造者なり、有意者あらざれば活物即ち有意者を造る能はず

理即ち有意者にして万物の造主なりと信せば今日に至るまで之に感謝したることありや

「如何なる意なりやを知らざるが故に感謝するの道なし

其理といふ者我所謂造物主と異名同物なりしならば知り得ざるものにあらず、此神は即ち全知、全能、全思にして無限の愛あり、茲に於てか、人の罪惡ありて沈淪せんとするを救ひたまはんが爲に此教を賜りしなり、是より教を談すること大凡二時間なり、其模様を察するに氏は頗る孔孟の教を貴び居るが如く敢て我教に抵抗はせざりしが然りとて感服したるにもあらず、余は此人の周旋にて公会を開くことはむづかしからんと思ひて辞し去らんとし余は浅学いまだ貴君に満足を呈する能はず後日又更に有力博識の伝道者来るあらば乞ふ彼の爲に斡旋の勞をとら

れよといふ、氏は真面目に曰はく余は貴君の来るを待ち唯一言の下に閉口せしめんとせしに得ず却て余は君の論に当る能はざるを知れり、流石は伝道会社の選択に應じて四方に道を伝ふる人なりと、余は氏の正直にして取飾なきに驚きたり、英雄の心なきものは英雄の心を知らず、基督の心なきものは基督の伝道を知るべからず、植村氏知らざるが故に誤ちたりしなり、

第二十二章 魔法

○ヨハネ教へて曰はく「愛する者よ、凡の靈を信する勿れ」

(一約四)

知識の幼稚なる時には人に不思議の迷信あるなり、今日己が藤と戦ふ愚人はあらざれども基督教が教育勸語の精神に反せりと思ふ愚物は学者といふ人々の中にも少からざるなり

余がバプテスマを受けたるは明治八年にしていまだ基督教には魔法行はると思ふ者少からざりき、九年の春と思へり、余は一日旧藩の知事即ち水野君を矢ノ倉の邸に訪ひたり、其時余は水野君の母君英松院殿に拝謁せしが君は余に問ひたまへり

「お前は此頃ヤンにおなりださうだがもうそろ／＼、何かへ

……不思議なことが……

余は此問にいたく驚きて弁解したることありしが當時は普通の婦人に是の如きことあるは決して珍しきことにあらざりしなり、余は又明治十三年の五月伝道せんとて安房の北条に往きたるこ

とあり、当時重富氏の伯父夫婦の同地に居らるる頃なりしかば其家に止宿せしが折よくも余が従兄弟なる高瀬村氏も所用ありて来り泊せり、同月二十七日高瀬氏は湊川に鱈の群るありと聞けば投網もて漁するは如何にといふ、余は投網うつことに慣れざれど固より多く獲んと望もあらざれば夕刻より二人していでたり、偕二人して夜に入るまで腰ぎり——時としては下腹まで水中に入りて網うちしに余が網は三ヶ月形にひろがるのみなれど空網とは一回もなく大小五十尾の余を得たり、余輩が重富氏に帰りたる時伯父は取りたりといへども信じたまはず、魚には目もあれば鱈もありなどいふて笑ひしが遂に実を知りていたく驚き湊川の鱈は専門者が捕れぬとて断念し居るものを、不運なる魚もあるものかとて笑ひたまひき、然るに翌日は余輩が湊川にて鱈とりたりとて驚く人もありしが其翌夜は里人の網もていでたる人二、三人ありしに、如何なる理由にや其夜は一尾も捕りたるものなかりしと、然れば余輩が鱈とりたりといふは普通の手段にはあらで例の魔法ならんと評判噴々、ある人は重富氏に來りて「実に耶蘇は不思議なるものなり」といへり、耶蘇ハ不思議にあらざりしが實際は不思議なりしなり、又一の記すべきものあり、明治十三年七月大阪に大親睦会あり、余も出席したりしが同行の田村氏は余よりも二、三日早く船路にて東京に帰りたり、氏は出立前氏が妹の一身につき種々苦慮する所あり、余にも相談せられたることあり、氏が実父母は大阪にありて商業を営み居たるが氏の妹は氏に似ず美人なり、且は

や已に年頃にもなりたれば婚姻をまうし込むものも多きよしなれど其父と兄とが商人なると商業地なるの故か利を以て妹を娶らんといひいるものあり、然しはまだ十分に教育も為さざれば同人の妻となるは得策にあらず、玆を以て一回東京に伴ひ行き、氏の手許にて幾分か教育も加へたし、且は信者ともならずたし、伴ひ行く方よからんかとのことなりしなり、余も固より其説を賛し氏も決心したるもの如くなりしが、出立の一、二日早く繰上りたる為に氏は例の性急と熱心にて足下より鳥が立つ如くにせきたてて遂に妹を伴ひたり、氏が出立したる翌日余のみ独り残りたる所へ氏の母と兄とは尋来りたれば余は面会したり、氏が母は云へり、田村が性急に促したるを以て昨日同行せしめしが田村の近況もよくは知らず、又教育するといひたれども何年かかりて何程の教いくを為すかながへなりしや、彼れ来りて隣家より火事にても始まりたるが如くソラノとせきたてられたれば其儘に渡しやりて昨夜は眠ることさへならぬまでに心痛したりき、本日も朝よりクヨクヨ集りて相談したれどよき分別もあらざれば貴君に問ひて見んとて猶は来りしなりと、余は田村氏と同説なるよしを語り、又近頃の婦女には教育の必要なることも語り、田村氏の一身上のことも説聞かせて二人に安心せしめ、遂に「夫程までに心痛せらるるならば何故に許してはやりたまひしや」と問ひしに氏の母と兄とは真顔になり「其事なり、何故に許してやりしか我身ながら分らず、唯ムカ／＼とやる気になりしが、あれが耶蘇の不思議につままれた

るにはあらずやと云ひて居りたり」と、ああ、此二人も亦魔法と思ひしか、奇なることもあるものなりけり、

第二十三章 祈祷を軽侮す

○箴言に曰はく「賢人は知識をかくす、されど愚なるものは心は愚なることを述べ」(二十二、二十三)

夫れ祈祷なるものは人心の至情よりいづるものなり、苟も自己の力なき(道義的)を悟るもの、自己より力あるものの存在を知るものは祈祷の念あらざるはなし、人にして祈祷なきは農夫にして耕耘の勞をとらざるが如く其道義、信念の荒廢に帰するは明なり、

明治十三年の八月、余は大阪よりの帰途沼津に止り、島津汎氏を伴ひて伊豆国戸田村に遊ぶ、戸田村の太田氏は余が維新の際、家族と共に数月(但し余は二ヶ月間なり)寄宿したる家にて島津氏の為には姻戚たりしなり、同月十日太田氏の息豊氏(今重朗)といふと共に三人船雇ひて土肥村に渡り、同村より山を越えて吉名村の温泉に行けり、然るに余が此漫遊にいたく不愉快を感じたるハ島津氏の不信なり、余が機会を得て五六、七八の人々に説かんとすれば氏は余の教を聞かざるのみならず時々冷笑の声を洩し、軽侮の挙動を為し、啻に余の感觸を害するのみならず、聴衆の熱をも冷却せしむることあり、余が真面目に之を謹むれば氏は冷笑を以て応じ、余が朝に夕に聖書を読まんとして緘けば氏は

「御経がはじまる」と評し、余祈祷せんとすれば「ソラ、又御念仏が……」と嘲る、余は敢て氏の嘲笑によりて然までの害は受けざりしが「基督とペリアルと何の同じき所あらんや」余は「不信者と耦ふの如何にも不愉快なるを感じたりき」、是等のことによりて考れば意思の力の強からざる若き婦人など其信仰の未だ十分に整はざる時不信の夫に嫁して其信仰を維持せんとするは水中に立つて其身を乾かさんとするが如く難かるべしと思へり、然り、島津氏は二十一、二年の頃信者と為りて奥野氏よりバプテスマを受けたりときしが今は如何になりて居るやきかず、

第二十四章 里見氏のいろは説

○箴言に曰く「高ぶり驕る者を嘲笑者となづく」(二十四)

学識は貴むべきものなり、其学識を利用して人生を益するは讚むべきことなり、然れども其学識を衒ひ、自己より知識なきものを軽侮するに至りては彼己に高驕者たるなり、其学は取るべしといへども其人物は取るに足らず、余は之を売儒といふ、

明治十二、三年の頃築地の居留地にスコッチ・ミッションの女学校あり、ガンブル嬢の教ふる所なり、一日小試験あり、関係ある人々招待せらる、千田貞曉氏、成島柳北氏等其女を入学せしめたるの縁故にて同じく又招待せらる、ガンブル嬢は式終りて後に二、三の人々に演説を乞ふ、余も辞するに途なくして一場

の演説を為ししが又成島氏も演説せり、蓋しガンブル嬢は其他を望まざるが如くなりしが同校和学の教師里見某は余も少しく演説せんとて立ちたり、余は突然にして順序目録にも其名を見ざるを以て少しく奇異の念ありしが教師のことなれば固より仔細あるべからずと其儘に見て居りしに彼口を開きて曰はく

「今、洋学の先生（余を指すなり）と新聞記者先生（成島氏を指す）と演説をなさったが御気の毒なことにはお二人とも日本語をお知りなさらん、洋学ができて文章をかいても日本語を知らんでは本当のものではない、そこで今、一寸思ひ出したことがあるで「いろは」のお話をいたさん、夫れいろはは弘法大師の作にして諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為樂といふ涅槃經の句を改めたるものといひつたへたれど世人は皆誤りて「あさきゆめみし」といひ居れり、然しあさきゆめみしにては何のことやら其意明ならず、弘法の誤なりや、後世の人の誤なりやは分明ならざれど兎に角にあさきゆめみしは語をも為さず意も明ならず、若し「あさしゆめみき」としたらんにはいか、其語も正しく其意も明白なるにあらずや、世人此觀易き誤謬を知らずして立派な先生方が怪みもせずあさきゆめみしで安心して居らるるは是れ日本語を知らざるの致す所、お気の毒の次第なり、

此冒頭ありて「あさき」と「あさし」「みし」と「みき」の説明ありしが今は記憶しても居らず、ああ、彼は学者なりしなるべし、然し余には分らず、成島氏は後日教を乞ふ所あらんとて

其名など問ひて居るを見し、否見き、彼は学者なりしならん、ただ其高慢なるが為に其学識の価値をば余程失ひたるが如く見えたり、

第二十五章 老嫗箱根権現に参詣す

○聖詩に曰はく「われいづこにゆきて汝の聖霊をはなれんや
我いづこに往きて汝の前をのがれんや、我天にのぼるとも
汝かしこに在しわれ我榻を陰府にまうくるとも視よ汝彼所
に在す」(百三十九・七、八)

○約翰福音書曰はく「神は霊なれば拝するものもまた霊と真
とをもて之を拝すべきなり」(四・二十四)

「蟹は其甲に似せて穴を造る」と云へり、思想の浅薄なる者は
神を解釈するに其思想の程度を超えること能はず、アメカ土人の
天に水牛ありとするも、回教の天に多妻を有するを得ると教ふ
るも亦自己の思想より打算したる想像に外ならず、

余幼き時父に従ひて伊豆国熱海の温泉に浴し一日伊豆山(熱海
の東里余にあり)に遊ぶ、同所に伊豆山大権現と称する神社あ
り、中央に大社あり、左右に小社二個あり、父は余に教へて曰
はく「中央は権現様にして右は妻、左は妾なり」と、余は当時

何とも思はざりしが今にして思へば神に妻あるさへ奇なるに尚
ほ之に妾ありとは実に人の思想を以て神を忖度したるの甚しき
ものなり、蓋し天啓なきの偶像教に於ては免るべからざる通弊
たるなり、

明治十四年八月十六日余は英国の教師ダビッドソン氏と共に箱
根神社の社頭に遊びたり、余輩が拝殿の階段に腰かけて休息し
たる時、年の頃六十前後の老嫗あり、来りて階段の下に躊躇し、
暫く黙禱せるが如し、彼礼拝を終りて去らんとす、ダビッドソ
ン氏は「何が為に此神社を拝するや」と問へり、老嫗答へて曰
はく「妾は三島宿のものなるが当宿に親類あり、久しく手伝に
来たり、最早近日三島に帰らんとせしが此頃御祭典の時には留
守居して参詣をもせざりしかば御託ながら御暇乞をも為したく
て偕は唯今参詣したるなり」と、ダビッドソン氏はいふ「果し
て然るか、御身の志は好し然れども御身のいまだ知らざるもの
あり、土地と場所とに限られたる神を信ずるときは御暇乞もい
るべきなれど余が信ずる神は霊なる神にして在さざるところも
なし、余が本国にありし時も之を拝し本国を去りて長き船旅を

為せる間も余は其神と共にあり、日本に來りて東京に住へばまた東京にあり、今日箱根にあれば又箱根にも在せり、然れば何方に行きても共に在せば特別に參詣するにも及ばず又何方に行くにも僧に在すが故に告別することを得ざるなり、豈便利にしてよき神たるにあらずや」と、老嫗は未だ十分に其意を解せざるが如く見えたり、余は傍より言葉添へ其意を明にしたるに彼は其意を解したけれども其説を承諾したるものとは見えざりき、尚ほ三島には伊藤といふ伝道師あれば就きて道を聞かれよとてすすめたり、ああ、彼の志やよし、其方法は人の思想より打算したる誤謬たりしなり、

第二十六章 無常

○伝道書に曰く「空の空、空の空なるかな、都て空なり」

東洋人は無常を感じて厭世的となり、西洋人は実利に熱して執着的となる、何故に然りやは余之を極めず、然れども其重なる原因は宗教と自然の然らしむる所たるべきなり、蓋し余が所謂東洋とは熱温二帯の義にして、西洋とは温寒二帯の義なり、東洋の宗教は仏教にして理想を貴み、西洋の宗教は基督教にして理想を貴むと共に実行を奨励せり、若し夫れ復讐的に其弊を摘出したらんに相方共にあるべしといへども其利ある所を挙げれば余は雙手をあげて基督教に賛同せん、蓋し空想と実行とは固

より比較すべき利害にあらざればなり、

余明治十二、三年の頃なり、安房国那古に伝道せんとて同所に滞在せり、伝道の進歩意の如くならざるが故に幾分の不平なき能はず、某氏の家に夜会を開かんと約し、晚餐を終りて氏を問へば氏の母ありて「忤は芝居を見るところでました」の如き余如何に無頓着なりとて不満に堪へざりしなり、一日訪ふべき家なく、訪ひくる人なし、出でて海浜に遊び、灣に対して平砂に躊躇し、正面に見るものは富嶽の空際に聳えたるあり、右に大房、左に洲之崎あり、前者は近く、後者は遠く海中に突出し、左方を長視すれば館山、北条の諸村あり、左後の方には稲村の城址あるらん、唯樹木に遮られてよくは見えず、右後の方を見れば近く那古山の立てるが為に富山は見えざれども余が想像を画くには足るべし、余は山の美、海の大を見て恍惚、呆然たるもの久しかりき、此時一個の感余が心頭に浮み来れり、余は幼よりして馬琴翁の八犬伝を愛し、誦むこと數回、其人名、地名など忘ること能はざるまでに余が脳に深く浸染し居れり、今や、富嶽の美を思ひ、富山の秀を思ひ、彼の仁、彼の義、彼の志、彼の業余は自ら八犬伝中の一人の如く思ひき、然れども亦余が心中に一個の新感湧起しいでたり、曰く里見氏が稲村に居城して二十八城の大守とし、時めき栄えたる九代の榮華は今何方に行きしや、役の小角が死せずして洲の崎にあるといふも今は昔語となりて不死の小角も死したり、犬田小文吾が那古に封ぜられたりといふも彼今や何方にある、富山に入りて仙化を得たる伏

姫も今や無し、洋々たる前面の海深く且大なりといへども何れの時か変ぜらんや、屹然たる芙蓉峰高く且美なりといへども何れの日か崩壊の変にあはざらんや、「もえいつるも枯るるも同じ野辺の草、いづれか秋にあはではつべき」世の変遷常なきを思ふもの独り仏のみならんや、ああ、止みなん、昨日紅顔の少年、今日は白頭ならざるなし、頼むべからざるは世なるかな、余は思はず立止れり、今まで美なり、大なり、盛なりと爲したる山も海も余が爲には世の墓無きを教ふるもの如く、人生僅に五十年、忠孝仁義の爲にするも長きにあらず、不義無道の爲にするも短きにあらず、勞するも一生なり、逸するも一生なり、余は余自身を忘れたり、然れども余が旅宿にかへることをば忘れざりき、実に不思議なり、余は何事にも多くは無頓着にして世の栄枯盛衰、毀誉褒貶等には余り頓着せざりしなり、然るに今や八大伝的の余が知識は余を驅つて世の常なきを感ぜしめたり、余は旅宿に帰りたれども其夜の説教は思はざりき、余は呆然自失、何事をも為さず唯端座せり、然れども余の耳に來りて低く、然れども嚴然私語するものあり、曰く

天地は失せん、然れど我言は失せし

ああ、余は驚きて四隅を見たり、然れども基督をば余が肉眼に映せしめざりき、余は聖書を読まんとてとれり、聖書を読めり、使徒行伝を開けば

義も不義も死にしものもの魁らんことを神は望めり」

(二十四)
(十五)

を見、羅馬書を開けば

我等彼により信仰によりて今居る所の恩に入ることを得、かつ神の業を望みて欣喜をなす(五)

我等が救を得るは望によれり、然れど望を見ば亦望なし既に見る所の者は如何で尚ほこれを望まんや(八、二十四)

の如き永遠不変の主の永遠の約束は続々と余が目に入り來れり、余が心靈の眼は開かれたり、今まで暗かりしもの今は明になれり、ああ、山も海も地も何れの時か逝かざらん、然れども

汝の国はとこしへの国なり、汝の政治はよろづ代にたゆることなし

余は是の如く感したるが故に熱心に祈りたり、余は神の恩寵によりて余の復活したるを知れり、此時にして若し我道なかりしならば余は如何になりしか、まさか僧侶となりて出家せんとまでは至らざりしならんも余は中々に此念を回復するは困難なりしならん、感謝すべきは神の恩恵なるかな、

第二十七章 院号

○使徒行伝に曰く「使徒たちの手を接けるに因りて聖靈を与へられしを見てシモン金を携來り彼等に曰ひけるは我手を按く所のものも凡て聖靈を受けん爲に此權を我にも予へよ」ペテロ彼に曰ひけるは爾の金は爾と偕に亡びよ爾は神の賜を金にて得んと意へり(八、十八)

金の為に宗教の権を売るは其宗教を腐敗せしむるなり、余輩仏法の弊多きを見るごとに此事を思はずんばあらず、然れども其教に於て力なき時は此弊の生ずる誠に止を得ざるものなり、

安房国那古村に村田といへる飲食店あり、曾て頼る繁昌したる店なりしが一度零落して明治十二、三年の頃再び又大に商勢を回復し稍々繁昌の氣運に向ひしなり、余が当時此地に伝道したる頃村田の老婦人も聽聞人中に見しことありきは此地の聽聞人中に渡辺孝一郎氏といふあり、氏は頗る才子にして村中にも信用あり村人の深く尊敬する所なりしなり、其頃村田屋の老主人死したり、寺は同村の那古寺なりしが其葬式前に住職の僧は渡辺氏に面し

「村田の老人も死去せられしが院号のことは如何にすべき、彼家は代々院号を付けしが一旦家勢の衰へたるが為に先代の如きは院号なかりき、然れど今は同家も大に衰勢を挽回したりといへば院号を付けらるること相当なるべし

渡辺氏曰ふ
「院号を付けると付けざるとは貴君の思召し次第なり、死者の禍福は院号の有無によらざるべし

僧曰ふ
「貴君は誤ちたまへり、彼の家近頃都合もよしといへば当代は院号を付けたまふては如何といふなり

「いや、其事は理解せり、若し其院号あるが当代の為とならば付けられよ、其事は余の知る所にあらず

「貴君には未だ余が意を解したまはざるなり、院号は五円の謝礼と定り居れり、故に五円を承諾せらるるならば付けて進ずべしといふなり

「読めたりよめたり、院号あらば其死者極楽に往き、院号なくば地獄に入るといふ意ならん、果して然らば出家の慈悲、院号を付けてやりたまへ

「いや、貴君には困る、貴君近頃耶蘇を聴くということなるが夫故に是く「因業」なることを云ひたまふならん、地獄と極楽とは院号の有無には関係なきに

「余は御説の通り近頃耶蘇を聴けり、然れど余が云ふ所は彼の教に毫末も関係なし、

「然れど御身が是く因業なることいひて愚僧を困らせたまふは……

「いや、然は云ひたまひそ、余は決して「因業」のことをいふにはあらず「院号」のことをお談し居るなり

満座哄笑し、僧は談判の要領を得ずして去りたりと渡辺氏は語りき、

ああ、仏僧の腐敗は今更云ふを要せざるが如し、といへども彼等の失敗するものは念仏宗変じて拜金宗と為りしによるなり、又其頃のことなりき、一夜説教を終りし時、渡辺氏其他七、八人いまだ去らず、茶を喫して雑談せしが座中に那古寺の納所僧一人あり、彼懇勸言を卑うして余にいひて曰はく

「仏法もはや末世となりて次第に信用する者少く独り有望な

るは耶穌教なり、余もはや仏教に飽きたり、若し貴君の方
によき口あらば御周旋を願ひたし、多くの月給をも望まざ
れば……

ああ、余は此、事もなげなる僧侶の一言に驚きて暫くは答ふる
ことだに能はざりき、余は「基督教ハ有望なるが故に信すべき
ものたるにあらず」と答へたり、然れども彼は悟らざるもの
如く却って本僧侶にして今は金貸業を為し居れりといふ某氏は
幾分か恥ぢたるが如く見えたり、

第二十八章 ハワイ国王に謁見す

○ユダヤ王ダビデ歌ふて曰はく「我儕たがひに親しき語らひ
をなしました会衆のなかに在りてともに神の家にのほりたり
き」(詩五十五
四)

○聖詩に曰はく「われは汝をおそるる者又汝の訓諭をまもる
ものの侶なり」(百十九、
六十三)

基督の前にありては人皆平等なり、国王なく又乞食あることな
し、国帝の基督に対するも一個の罪人なり、乞食又同じからざ
らんや、世にありては富貴貧賤の別あるべしといへども天に於
ては皆同じく神の子たり、

スペイン国王曾て曰はく「洗礼の水の一滴はスペイン国の王冠
よりも貴し」と、神の最尊至貴を知るもの皆此心あるなり、
独逸国先帝フレデリックいまだ皇太子たる時其地の離宮に行幸

あり、安息日に侍講は福音を説けり、侍講の例として講壇に登
り太子に敬礼し以て始めたるに終りに後太子は云へり「父帝嫌
ひたまはざれば宮中に於ては妨げなし、然れど我離宮に於ては
講壇より敬礼すべからず」と、是れ神の前には君臣の別あらざ
るが故なり、

ハワイ国カラカホ王は不幸にして米國に崩じ又其崩後王国不穩
にして今や國民其堵に安んぜざるの悲境にあれど王は善良なる
基督信徒なりき、明治十四年三月中我國に渡來せられしが本邦
の基督信徒に面会したしと望まれたるを以て謁見式を設く、式
場は横浜海岸教会の教堂にして時は三月十日午後四時なりき、
余も亦奥野氏よりの通知によりて妻と共に式場に会せり、四時
少しく前皇帝着御との報あり、稲垣氏、戸田氏、田村氏、熊野
氏等と共に門外に奉迎す、皇帝はギユリキ氏を陪乗として門前
に馬車を駐めらる、余輩先導しまつりて堂に入る、講壇の大椅
子を以て玉座にあて座に就きたまふや、稲垣氏祈禱し、終りて
一同讚美しバラ氏聖書を読み、ギユリキ氏は立つてハワイ国王
帝臨御、信徒諸氏に謁見を賜ふ旨を述べ、尚ほ海岸教会の九年
期に相当する時に於て此挙あるを悦ぶとこのことをも述べたり、
奥野氏祝詞を述べ、井深氏之を英語に訳して奏上す、皇帝は奥
野氏より捧げたる和訳新約全書一卷を取り立って左の如き答辭
を賜ふ

朕基督諸兄弟の集合に臨み兄弟の贈る所の新約全書を受くる
は朕の満足する所なり、朕之を我國庫に納め永く朕が日本帝

国に來遊したるの記念と為さんとす、帰国の後之を朕が国民に示すことあらば国民の悦び又知るべきなり

井深氏之を邦語に訳す、次に英語の讚美歌を歌ひ安川氏祈祷し又讚美し植村氏の祝詞を以て式を終る、終りて後、十数人各々玉座に進みペラ氏氏名を奏上し一々握手の礼を賜ふ、玆に於て茶果を奉呈し五時後還御、又之を門外に奉送して散す、ハワイ國小なりといへども皇帝なり、若し公然たる格式を以てしたらんには余輩固より調すべきにあらず、然れども皇帝の資格を以て見たまふにあらず、唯基督信徒の資格を以て見たまひしなり、ダビデ王の歌ひしもの又同一の感ならざるを得んや、

第二十九章 農夫旧恩を忘れず

○箴言に曰はく「悪者の獲る報はむなしく義を播く者の得る報賞は確し」(十一、十八)。

人君として仁政を施すは利益あるのみならず君たる者の榮譽たるなり、世に不仁にして利する所なきにあらずといへども榮譽の伴ふものあらざるなり、仁政をほどこして利なきことありといへども榮譽必ず之に伴ふ、執政者たるもの深く顧る所あらざるべからず、

明治十四年八月大人并に戸田村の太田氏と共に富士山に登り大人は太田氏と共に戸田に去り余は二十二日に独り御殿場を發し深良村に達したり、余は深良村より佐野を歴て箱根宿に往かん

と思ひしが深良の茶店にて問へば道遠くして却って不便なり、寧ろ深良峠を越えて箱根湖辺新湯の舟を呼び宿に渡るをよしと教へられたり、余が如何にすべきやといまだ決心せざりし時其茶店に來合はせたる農者体の人三五人あり、彼の人々は云へり「深良峠にせられよ、余輩も峠を越えるものなれば案内を兼ねて荷物をも負ひて行かん、然せられよ」と、茶店の主人も便利なりとてすすめたれば遂に余は其意に任せて發したり、余は例のおしやべり、無言にては行く能はず、彼の農者に何方の人にて何方に行くやを問ひしに彼等は云へり「我儕は下戸狩村の人々にて湖水門を開かんが為に行くなり、抑々戸狩額二十六ヶ村は箱根湖より例の洞門を通じて流出づる水利によりて生活し居るものなり、若し彼の水利あらざりしならば二十六ヶ村は水田を作るべからず、実に洞門の水は戸狩額の生命なり、此頃の天候雨少くして湖水の水減じたりと見えたり、我儕は水門を開かんが為に行くなり」と、余は幼少の頃より父が戸狩村に出張したまふなど耳なれたることとて是く云へり「余は固沼津藩の者、幼少の頃より戸狩の名は聞居たり、未だ戸狩村に行きたることにはあらざれども旧時を回想して親交あるものの如く感ぜり」と、彼等は驚きたるものの如く「果して然りしか、御身は何と名のらるるや」と問へり、余は父の郡部に縁故ありしをも知りたれば彼等知るやいなや問ひ試みると「余は三浦といへり、余が父は三浦小平太といふて郡奉行を勤めたこともあれば或は其名くらむ知り居らるるものもあらん」といひしに其中の一人は云

へり「其人は知らざれども三浦さんといふ御奉行様のありしことは記憶し居れり」と、是より彼等は弥々余と旧交あるもの如くなりて喋々旧領主の仁政を賞賛したり、我旧藩が彼等に如何なる仁政を施したりやは知らずといへども十数年を経たる後にも其恩を悦ばるるは実に藩主の榮誉なることを思ひき、水門に達して彼等に別れんとし余は少しく賃錢を与へたるに彼等は中々に受けず「あればかりの荷少しく労とは思はざりき、殊に旧沼津藩の方とあれば求めても旧時の御恩に報ゆべきものを」とて手にとらず、余は種々説きすすめて僅に其印を与えて去りたり、

深良嶺にて

谷川の流るる水の昔すみて

すすしくなりぬ足柄の山

第三十章 飯島獲人氏は象の如し

○基督曰はく「爾曹の敵を愛しみ爾曹を詛ふ者を祝し爾曹を憎む者を善視し虚遇迫害ものの為に祈祷せよ」(馬五、四十四)

象といへる獸は恩怨ともに長く記憶して忘れず、其恩にむくい怨を復したる実例少しとせず、恩を忘れざるはよし、怨を忘れざるは不可なり、否、基督の聖旨にあらざるなり、

我青年会の機関に六合雜誌といふあり、明治十三年十月を以て其第一号を発刊す、当時投書家中に高橋五郎(初め吾良)氏あ

り、毎号気焰を吐けり、然るに氏の論文は引用余りに多く、少しく冗長の嫌なきにあらず、忽ち飯島某なる人あり、一文を草して高橋氏に質す、載せて第八号(十四年五月)にあり、文中「今日ノ世界ニ厚総カケタル駒ヲ乗出タサバ心アル者ハ何ト云ハン」と氏の引用多きに過ぎて為に其勢力を滅殺すべきを論ず、今其(六月二十八日ナリ?)時を記憶せざれども其後久しからず、一日高橋氏余が家に來り雑談の際余は何心なく「○○君も中々に口が悪し、君の論文を評して厚総かけたる駒といへり」といふや高橋氏はいたく驚きたるもの如く「飯島氏とは○○氏のことか」と、余は失敗したりと思へり、余は飯島の○○氏が変名なることを高橋氏は知り居ることと思ひてなり、是より高橋氏と○○氏との間長く調和を欠き余はいたく心痛したることありき、余は余が多言なるため此失敗を為して○○氏に気の毒なることをしたりと思ひしが其後ははや忘れ果て何も思ふ所はあらざりしなり、

久しく歳月を経たる明治二十五年の頃なり、余が盛岡に伝道せる頃、小谷野敬三氏当地の中学校に教員となりて來りたれば氏に依頼して信者に聖書の講義を乞ひたり、氏は馬太伝より始めしが余は氏の講ずる所を聞きて一の新感を生じたり、即ち氏の解釈法は中々に自由にして余の目より見れば幼稚の信徒には幾分か危険なる所ありと思ひしなり、然れども固より余は氏を以て異端なりと為せるにはあらざるなり、余は此事よりして種々の想像を為したり、近頃聖書を解釈せんとする者、所謂新思想

とか新神学とか云へる流行物よりして深く研窮する所なくして容易く聖書に誤謬ありと論じて憚らざるものあるを思ひたり、茲に於て余は「聖書の研窮者に一言す」と題する一文を草して福音新報に投じたり、余は此文を草する時に思へり、少しく其言辞を誇大にせざれば読者の注意を惹くこと少しと、若し余の氏名を明にしたらんには其誇大なる所小谷野氏を誣るに至るべし、匿名にしたらんには其危険なしと余は匿名にて投じたりしなり、何ぞ思はん、匿名にて送りたる一文は「在盛岡三浦徴」の名を以て出でんとは、余はいたく驚きたり、余の文は其誇大なるが爲に小谷野氏を誣誣したるものとならん、如かじ、小谷野氏に其事を明白にして余の意を明にせんとはと、然れども亦思へり、小谷野氏の知らざるものに故に告ぐるは氏の感觸を損ずるなり、是くして余は久しく氏に告ぐることを為さざりき、其歳の暑中休暇に氏は東京に行きしが帰來りても氏は聖書の講義を始めず、余は何故に氏は講義を始めざるやと村木氏に問ひしに氏ハ云へり「小谷野氏は東京にて君の論文を見たるよしにて教会の邪魔となりてはわろし」と云ひ居たりと、余は是く聞きて最早棄置くべきにあらずと其日小谷野氏に行き、余の意を明にして余が氏を異端視せざることを告げたるに氏は云へり、「余は曾て村木氏より聴きたれども意には介せざりき、此頃東京に於て綱島氏に逢ひたる時氏は福音新報を以て余に示し初めて一読するを得たり、余は彼論文の爲に何程も傷けらるる所あらざるも君は余程守旧家の如く思はるるならん」と、茲に於て

余と小谷野氏の間は調和して氏は尚ほ聖書の講義をもつづけたりしが余は福音新報社が何故に匿名のものを明にして余と小谷野氏の間を離間せんとはしたりしかを解せざりき、然れども余は二十六年の十二月中花巻に行きたる時或る人の談話をききて豁然悟する所あり、何ぞや、彼の象の如き○○○氏は余が曾て高橋氏に癡きたる十年前の事を今日茲に復讐したりしなり、然れども余は幸に家の如くならざりしがために小谷野氏と不和なるの禍を免れたり、十年前の復讐といふは固より余が推察にして誰よりききたりといふにはあらざれども余は此推察に理ありと信ぜり、其一、二を挙げて証せんに○○○氏は曾て○○○氏の僕となりて其恩を荷へり、故を以て○○○氏が困窮したる時一外人の師に推薦したることあり、是れ○○○氏が旧恩を忘れざること象の如きものなり、又○○○氏は幕臣なるを以て幕家の恩を思ふことは天祥院殿の葬儀を見たる時にて明なり、又一事あり、明治二十年十一月四日五、六の友人に伴はれて後藤伯を高輪に問ひたることあり、伯は得々政治談を為して今の政府は全く破壊すべしと論断す、諸氏は種々質問する所なりしが○○○氏は問ふ——寧ろ詰りて曰はく「閣下は徹頭徹尾、今の内閣——明治政府を倒さざれば止まずとの御意見なれども余は其御意見に感服すること能はず、今の内閣固より攻撃すべき点多しといへども兎も角二十年間吾人が平和を享ることを得たるものは此内閣の賜にあらずや」と、流石の伯爵も此不意撃には語窮して答ふる所あらざりき、ああ名の象は性の象に破られたりしなり、氏

は情に脆き人なり、情に脆き人なるが故に旧恩と合はせて又旧怨を忘れざるなり、○〇氏が田村氏に対して毫も寛假する所なき又其証として見るべし、○〇氏に対して大人気なき挙動あるを自ら知らざるなり、

第三十一章 横井氏信者を説く

○箴言に曰はく「其門を高くするものは敗壞を求む」

(十七)

「出る杭は打たるる」「喬木は風に倒る」と人の失敗の多くは出るにより、高きによるなり、然れども出づるも高きも真に其価値ありて正直なりしならば敢て不可なし、たとひ失敗ありといへども恥る所あらざるなり、余が教会にありて伝道者となり、遂に失敗して不幸に其身を終りたる横井元峰氏は自己より卑き者を見る時は驕傲にして之を軽侮するの風あり、氏画入の大聖書を開き、其画の説明を為すに英書を読まざるものと見る時は分りきつたる画を説くにも指もて一、二回本文の上を摩し、読みて其意を解したるもの如く装ふ、又老嫗老爺の道を問ふものなどある時は故に其言語を四角張らせて妙なる節をつけ「大恩救者耶穌基督」などといふ、氏本、禪僧なりしが故に仏法くさきは勿論なれども所謂「虚仮威し」を為したり、然れば氏は此慣手段にて虚仮の信用を得たることもあれど又是が為に失敗したることが少しとせず、其一例を挙げんに明治十四年十月中

余は横井氏を伴ひて石州に伝道せんとし其月十一日横濱発の品川丸に乘組みたり、翌十二日は終日遠く遠州灘を走り十三日の午前早く四日市湾に入りたり、然れども何故か船は四日市に入らずして二、三時間は同地より四、五里の南にあり、船の進行の止り居る頃余は横りて眠り居りしに横井氏は傍に居る人々に対して例の慣方法——大風呂敷をひろげ居りしが余の寝耳に折々聞えて気になるは「お釈伽様なぞ尊敬すれども彼れ「インデアン」何かある」と屢々くりかへすことなり、余は同船の人々に如何なる人物の居らんも知れず釈伽とインデアンといふ筆法には如何なることを云ひいでんも知れず、氏の為のみならず我教の為にもよからぬことあらんかと時々は暗に止めよと示したれど氏は更に悟らず平氣にてやり居たりき、其間に船はいつか四日市に近き舳船来りぬとの報知ありたれば乗客は皆立上りて支度に忙しく横井氏の風呂敷は破られたり、其時乗客中の一人寝衣を脱ぎて洋服に改め慇懃に余輩に挨拶し其名刺をいだしぬ見れば札幌に居る農学士の榎本通義氏なりけり、氏は曰はく「私も信者です、桑名に帰省せんとて図らず御同船を為し御高説にて大に慰めたりき」と、横井氏は頭をかき、余は面を赤くしたりき、ああ、氏は慣手段にて誤ちたり、其門を高くするものは敗壞を求むるなり、出しやばらざれば恥もなきものを、

第三十二章 数十人の円顧に説教す

○ヤコブ曰はく「それ道を聞くのみにして之を行はざるものは鏡にむかひて本来の面を見る人に似たり」(二十三) 福沢翁は曰はく「今の僧侶は俗よりいでて俗よりも俗なり」と、酷評に似たりといへども至言なり、蓋し腐敗したる種類中僧侶より甚しきは稀なり、彼等は多く恥を知らず、虚偽に慣れ、強情にして我慢、慾深くして貪れども飽かず、彼等は実に度し難きの衆生なるか、

余が経験によれば僧侶の信者となり、伝道者となりしものにて其終を全うしたるは美以教会の飛鳥賢次郎氏一人ありしのみ、タムソン氏に於る小島某の如き、ワデル氏の某、品川教会の某、我教会の横井某氏の如き皆墮落したり、何故に然りや、余其原因を知る能はずといへども實際は其信仰を全うするもの少し、故に余は酔漢と僧侶とは進んで教へんとせず、蓋し屢々手懲を為したるが故なり、然れども余は明治十四年十月二十三日の夜、広島市水主町の講義所に於て五十人の聴聞中三十人の円顧に説教するの止むを得ざるに遭遇せり、当時此地には中島留吉氏居り、氏の依頼を受けて講じたりしが余は是く多くの僧侶に説教したるは始めてなりき、僧侶と酔漢に教を説くの利なきを知りたれば五十の聴衆あるも余は無人境に説くが如く感じたり、後に聞けば当時此地は仏教の反対甚しく安息日の夜講は常に

是の如く、常に半数以上は僧侶なりといふ、ああ、僧侶、何の為に聴聞するか、彼等は唯言葉の端を捕へて認へんが為のみ、朽木は彫すべからず、彼等は教ふべからざるか。

第三十三章 阪本氏の妻女信者となる

○箴言に曰はく「汝の仇若し飢多なば之に糧を食はせ、もし渴かば之に水を飲ませよ、汝かくするは火をこれが首に積むなり、エホバ汝に報いたまふべし」(二十五、二十六)

世に種々の力あり、然れども愛心の力より強きものはあらざるなり、愛に此力あるが故に孔子其教を説くや仁を云ひ、釈氏其宗教を起すや慈悲を旨とし、基督は愛を説き、パウロは愛を称して「万徳の帯」といひたり、真に至誠に基くの愛は向ふ所決して敵あらざるなり、

山口教会の長老阪本氏の妻女は其初頗る頑固にして教を嫌ふこと蛇蝎の如く阪本氏は親切丁寧幾度となく教へしが中々に聴入れず、光暗は一所にあること能はず、氏の夫婦も宗教の為に風波に悩むこともあるに至れり、然るに其頃妻女は一女を生みしが一身の変化と共に其心も何程か変じたる様子なりしがいまだ信仰は起さず、教会の人々も気の毒に思ひて屢々訪問して教へんとせしが後には教会の人々を見れば隠れいで来ず、人々持余して見えたる頃、先に生れし兒女は病に罹れり、兄弟等は見まももし、すすめもし、又祈りもして親切を見せたるに幸ひにも

其子の病は癒えたり、妻女は兄弟等の親切愛心に感じてやや信仰も起さん景色なりしが咽元過ぐれば熱を忘れるとかや妻女は又元の頑固にかへりて次第に教には遠ざかり行く有様なり、然れど阪本氏は力を落さず出来得るだけの愛心を示して祈り居たり、妻女が是く固きは他に一の理由もあり、夫を何ぞといふに、元来氏の夫婦は所謂夫婦養子にて他人の家を継ぎたるものなるが妻女は若し二人とも信者となりては身代を譲られたる養父母に不幸ならんとの考ありしなり、其頃氏は前業即ち経師屋を止めて旅人宿の營業を始めたなり、余が氏の家に止宿したるは明治十四年十一月にして石州よりの帰路なりしなり、余は服部牧師よりも薄々其事を聞き、又止宿したる夜阪本氏よりも密に其願末を告げられたり、余は其夜眠らんとする前妻女に対して云へり

「御身の夫は信者となりたまひしが御身はまだ信仰したまはぬよしに聞きぬ、信ぜぬは御身の自由にて強ひることはならざれど御身も阪本氏の信仰、愛心には感じ居らるるならん、余曾て讀みたる話あり、アメリカに美以教会の信者ありしが其妻女はいたく教を嫌ひ夫は困難いはん方なく、然れど出来得るだけの親切は尽くしたり、妻女は夫の愛情に感じ居たれど然りとて教は好ましからず、つひに妻女は離縁を乞ひいつるに至れり、夫はいろいろに説諭しれど妻女はいかにしても聞入れず、夫は止むを得ず、然らばとて身代を皆持出だして妻女に与へたり、妻女はいふ、「財産は二分して二人して

取るべきものなれば然まではいらす、半分にて事足れり」といへり、夫は「否とよ、余も其事は知り居れど御身に出来得るだけの親切をしたしと思へばわが財産を皆御身に与へんとはせるなり」といひしに妻女はいたく驚き深く感じ暫く物もいはで考居たりしが「ああ、御身の愛にはとても勝つことならず、妾は負けはべり、今より妾も道を信じて御身と共に神に事ふべければ是迄の無情を許したまへ、離縁などは決していはじ、願はくは許したまへ」といひて夫よりは此家に幸福のみ多かりしといへり、御身はまさに離縁こふ妻女にはあらざるべきも阪本氏は御身にすべての財産も与へたまふ夫たるべし、御身も早く信者となりて一家の幸福を享けたまふてはいかに

ああ、「時に適ふ一針は九針を救ふ」此一話は妻女の大に感ずる所となりたるが如く見えたれば尚ほ神の愛靈魂の不滅など語りて終りしが翌朝阪本氏は来りて「誠に昨夜はありがたうございませ、妻は今朝ほど決心して信者となるとまうしました」と、ああ、余も深く感謝せり、余は是くまで妻女を動かすべしとは思はざりき、然れど神の用いたまふ時は驢馬も亦ものいへり、神が余を用いたまひしかと思へば弥々感恩の念禁する能はざるものあるなり、阪本氏は余が立せんとする時服部氏に其事を告げて云へり、旅人宿を初めて僅に十日にして此幸福あり、御身も宿屋を初めたまふてはいかに」と、蓋し服部氏の母はいたく教を嫌ひて信者とならざるが故に然いひしなり、

第三十四章 多言の損

○箴言に曰はく「汝其口の言によりて罣にかかり其口の言によりて捕へらるるなり」(二六)。

多言は徳の害なり、多言必ずしも徳を害せざるなり、多言なる者は知らずして虚言をいふことあり、知らずして人を讒誣することあり、又知らずして出過ぎものとなることあれば多言ならざるに利ありといふなり、

明治十五年三月二十日不忍池長配亭に信徒の親睦会あり、八丈島の人水原某氏等出席して面白き会なりき、当時我教の盛時に入る頃にして道を求むる者多く余輩は此需要に對して供給の道を講ぜざるべからず、宜しく演説会社なるものを創立して月々信徒の寄附金を仰ぎ、毎月又は隔月に演説大会を開きて大に世人の注意を惹かんとすめ有志者中には相談も整ひ居たれば小崎氏、植村氏、田村氏等と席上に其必要を述べ諸氏の同意を請ひたり、余は先に有志者に談じたり、寄附金は成るべく多きをよしとす、信徒諸士をして多く出金せしめんとすれば發起人たるべき者は奮って多額を投ぜざるべからずと、有志の諸氏皆同意せり、余は云へり、余其必要を説き終るや寄附金高を報告すべし、諸士よろしく余が言に應じて其高を報せられよ、諸士の高にして報告せられしならば彼等の応せんこと疑なしと、諸士皆同意せり、茲に於て余は其必要を説き余は毎月五十錢を寄附す

べしと報じ、有志諸氏の余が声に應じて其高を報するものあらんと待ちしに諸氏は内談の時の如くならず、躊躇逡巡互に面見合はせて發言するもの無し、余は有志者の面を見、何某君は何程を致したまふや、何某君はいかんと一々問ふに及びて二十錢、三十錢の声漸く起り十錢と小声するものさへあり、信徒又之に準じて五錢、十錢、二十錢、余が計略の行はれざるのみならず、其計略と思ひしものは却って自己を捕へて苦しむる所のものとなり了れり、ああ多言の弊、自ら己を苦しむるものとなりき、

第三十五章 憤怒の害

○聖詩に曰はく「実に人の怒は汝をほむべし怒のあまりは汝おのれの帯としたまん」(七十六)

○箴言に曰はく「怒り易き者は愚なることを行ふ」(十四)

○又曰はく「怒を遅くする者は勇士に愈り、おのれの心を治むる者は城を攻取る者に愈る、人は籟をひく然れど事をさだむるは全くエホバにあり」(十六、三十)

○又曰はく「石は重く砂は軽からず、然れど愚なる者の怒は此二者より重し」(二十七)

怒に二種あり、正憤といひ、邪憤といふ、孔丘と釈氏の如き大に正憤を抱けり、茲を以て聖たり、又仏たり、其天下を利する

炳乎として蔽ふべからず、然れども人邪憤を發するに至りては其身を滅し、國家を危からしむ、其例蓋し枚挙に暇あらざるなり、然り、正に利ありて邪に害ありといへども其正と邪の区域に至りては吝と儉との如し、用心せざれば危し、人の怒るや自己の爲に損ありとせざるべし、然れども其結果や正に利ありて邪に損あり蓋し上帝の摂理は正に祝福を垂れ、邪に呪咀を与へたまふなり、

明治十五年五月十四日余は至急を要する用事ありて静岡に行かんとしていでたり、喜の音の校正を為すべき筈なりしを以て日就社に行き之を終り新橋停車場に達したるは午前十時過ぎにて十時十五分に発せり、十一時五分神奈川に下車し、人力車を求む、道路よからずとて車夫は綱引を増雇せよといふ、若し一人にて行かば湯本に達すること能はざるべし、此日湯本に達せざれば明夕静岡の着、夜に入るべしと遂に綱引一人を雇ふて一時半に発しかり、発して程ヶ谷を過ぎ堀木にかかる頃舵棒は綱引に云へり

「脚氣を踏出したと見えて足が痛い

綱引は此言をききていたく怒れり、彼の怒りしは此舵棒の言にて余が他の車を雇はんかを恐れたるなり、

「馬鹿を云へ、引出し早々足が痛いといふ車屋がどこにあるか

「早々でも早々でなくても痛へのは痛へのだ

「何故、痛へなら客をとつたんだ

「初から痛へんぢやアねへ、今痛くなったんだ

「ペラボウめ、一里か二里来て足が痛へなどとぬかしやアがるな、東海道的車屋の名折れだ

「だって痛へんだらうぢやアねへか

「足が痛へって、なんだ一人位の客や、昨日今日車屋になりやしめへ

「なに……………」

余は車中より声をかけたり、今となりて足が痛いといふ余の爲に迷惑なり、然れども二人とも争ふて早く進まざるも亦困難なり、争はずに行け、よき車あらんには代るも可なりと諭したるに綱引は云へり

「此野郎が全体横着なんです

「馬鹿を云へ、旦那、ようゴス、どこまででも行きます

此一言と共に舵棒は引一引して綱をゆるめたり、綱引は綱のゆるみしが爲に前倒らんばかりになしが彼は怒の度を一層高め「うぬ」といひて引綱の切れんばかりに一引して舵棒を前倒らせんかと思へり、彼れ引けば此れ引き、其早きこと今迄に倍し、彼れ「うん」此れ「うん」うん／＼といへるのみ、話もせず、相談もなし、罵りもせず、彼等は余に午飯の場所さへ問はず、余は戸塚にて午飯を爲し、南郷と梅沢口にて余より立場を命じて休息せしめしのみ、七時過板橋にて明日の駕籠屋に相談して車を返すまで彼等の互に話せるを見ざりき、舵棒の足痛は如何になりしか知らずといへども彼等の怒りしは余の益となりて彼

等の為には益なくして勞のみなりき、ああ、彼等は怒りて其益を余に献じたりしなり、

第三十六章 信用

○箴言に曰はく「邪曲なるものは口を以て其隣を亡ぼす」

(九十一)

商売は云へり「欺かざるは最上の商略なり」と、然り商業の信用は固よりいふを要せずといへども独り信用は商界に必要なのみならず信用を要せざる事物は決して世にあらざるなり、然れども悲いかな、我宗教界に於ても此信用の欠乏よりして外人の軽侮を受くるもの少からざるなり、今日の我宗教界に要するもの多しといへども特に信用を重んずべきなり、余茲に特筆せざるを得ざるものあり、乞ふ、左の一項を見よ、明治十五年六月余が父肝臓に病あり「ドクトル」フアールズの診断を乞ひ築地病院に入院せしむ、其月二十四日森川某来り、余が父に用立てたる金の返済期限たるよしを云へり、余も曾て父が兎町の所有家屋を抵当として森川氏より借り金あるよしをききたり、森川氏の言によれば今返金せざれば其信用に關する事情あり、父の病院にあるをききていたく困却せるもの如く見えたり、余は父の病中に金談を為すを好まず、去りとして出院までは猶予ならざるよしなれば余より一時返済しおかと思ひ其日築地居留の宣教師某氏に行き、事情を述べて金五十円の借用をいひ入れ

たり、某氏は事情をき快く承諾して直に金をいだしたれば余は意外に事の達成したるを悦び二十六日午前森川氏と共に区役所に行き公証を取消し其金を返却したり、父の病は思ひしよりも速く癒え翌二十七日には退院し余は某氏より金を借りて返済したるよしを告げ、其月三十日宇都宮に出立し七月中旬帰宅したるに父の病は癒えて平生に異ならず、日限は記憶せざれども其頃父は病中に立替へたる五十円をとて返済せられたれば余は直に宣教師某氏を訪ひ返金したり、其時氏の妻女は傍にありしがいたく驚きたるもの如く余が面を守りて居り「誠に感心いたします」と云へり、余は何を感心せらるるやと問ひしに妻は云へり「今日まで日本のお方二十六人に金を貸しました、然し返へしたのは御身ばかりです」と、ああ、余は少しく不満足なりき、彼の女が未だ余を信ぜざりしかと思へり、然れども又思へり、二十六人中二十五人違約に違ひて返済せずといへば彼の女が余を信用せざりしも宜なりと、ああ、外人が我を見て幼稚なりと思ふを怒る勿れ、兎に角に我信徒中二十五人の違約者あるなり、彼等は同胞の面に泥を塗るを知らざるにあらず、我國に是の如き信徒のある以上は大なる口を開くことあたはざるなり

第三十七章 人の特徴

○基督曰はく「隠れて明瞭にならざるはなく藏みて露れざる者はなし」(可四。二十二)

人には自然の特徴あるものにして蔽はんとするも尚ほ得べからざるに似たり、何によりて然るや知る能はずといへども衣服帽子など自ら其境遇に化されて然るものか、又奇といふべし、明治十五年八月中宇都宮にあり、其頃上州館林のギリシヤ教信徒数人我会に入らんと望み余が在京の時川島茂平氏の来りて談ずる所ありき、茲を以て同月十一日宇都宮を發して同地にむかふ、午後五時頃同地に達したれども川島氏の居所を知らず、一旅店に就きて氏を訪ひ尚ほ其他の人を問ひしに店の人は云へり、此頃東京より伝道者来り居れり、龜屋にて問ひたまはば明らかならずと、龜屋に行きて問ふに知らずといふ、龜屋の人に聞きて寺沢氏（有志者の一人）に行き問ひて初めて長阪毅氏の来り居ること又其家を知れり、茲に於て長阪氏の居る家に行きしが一、二丁の先に二階屋あり、楼上に二、三の人々見えて恰も余を待つもの如し、然れども長阪氏も余の来るべきを知る筈なく又川島氏を除きて余を知るもののあるべき訳もなし、其家に近づきしに長阪楼上より首をいだして「三浦君、ここだ〜」といふ、問はずして其家に入り、偕如何に於て余を待つものゝ如くなりしやと問へば二、三氏は云へり「人力車に乗ってくる人あるを見しに何となく伝道師らしく見えたり」と、又二十年三月十五日信州春日村の信徒より新教会設立の請求あり、余は状況視察の爲、彼の地に行き、其日の午前十時頃八幡村といふに達し大松屋に休息す、春日村までは二里にちかちつきき人足をも雇ひかへんかなと思ひ居たるに旅人にもあらず、

去りて土地の人とも見えざる二人の若者、家の前を往戻して心ありげに見て居り、其中一人入来りて「貴君はどなた様なりや」と問へり、余は「三浦徹といふものなり」と答へしに彼の人のいへり「然るか、我儕は春日村のもの——藤巻某、清水某——なり、御迎へなさんが爲に來れり、いざ御荷物を渡されよ、石井伝道師は望月に待居る筈なり」と、余は大に便利を得て遂に春日村に入りしが後に藤巻、清水の二氏に「如何にして余ならんと思ひて問ひたまひしか」と問ひしに二氏は云へり「何となく教師らしく見えたり」と、

又明治十八、九年の頃と覚えき、銀座辺に用を達し、帰途鉄道馬車に飛乗り、中央に座したり、馬車の燈火の朦朧たるに余が並の端を見れば女学雑誌の森田某氏居眠りつつ座し居たり、間に三、四人の座せるものあり、又居眠りつつあるを以て挨拶もせず、日本橋に達して余は其儘に居りたり、其後ある所にて森田氏に面会したる時氏は云へり「先夜は日本橋まで御同車したるが下車せられてより貴君なりと知りたれば御挨拶もせず無礼を為したり、時に貴君は田口卯吉氏を知りたまはずや、先夜貴君の前に洋服きて座し居たりしは田口氏なりき」と、余は答へて「然いはれて思ひだせり、氏をば七、八年前に一寸見たるのみなれば余は氏を知らざりき、森田氏は尚ほ云へり「奇妙なものにて、余は眼鏡で氏と共に車を下りしが氏は云へり『余の前に居りて日本橋で下りた人は耶穌の教師たちがひないと思つたが君は誰だか知らんかね」と云ひき、余は貴君の容貌を告

げて問ひしに氏は然りといひたれば三浦氏なりとて語りたり、余さへも下車せられてより知りし程なりしに貴君さへ知りたまはぬ氏が如何にして教師と見たるにや、真に奇なることもあるものなり」といひき、ああ、実に奇なり、余が衣服なり、帽子なり、普通の人と異りたる所もなしと思へるに他人より見る時は自然の特徴あるものと見えたり、境遇の感化によりて然るか、いと奇ならずや、

第三十八章 和田氏の機智

○箴言に曰はく「智慧を求め得る人および聡明を得る人は福なり、そは智慧を獲るは銀を獲るに愈り其利は精金よりも善ければなり、智慧は真珠よりも貴し、汝の凡ての財宝も之に比ぶるに足らず」(三。十三) (三。十五)

智慧を利用すれば其身を幸福にし、其社会を利すること少しとせず、

余が友和田秀豊氏は見かけによらず機智に富みたる人なり、氏の特徴は薩摩人の如くならずして長州人の如きことなり、余は氏の智に驚きたるものあり、

東京に初めて信仰復興のありしは明治十六年三月頃なり、当時何れの教会も振はざるはなく就中組合教会と美以教会とは大なる利益を得たるが如し、美以教会の栗村氏は一日余が家に来り、聖霊を受けざれば信者にあらずと主張し同意せるにも拘らず余

を責めて聖霊を受けよと云ひ遂に祈る、余も亦祈祷したるに氏は不満足の様子にて帰りしが後に或る人に「三浦氏の祈祷中罪を赦したまへとあり、是れ氏がいまだ信者とならざるの証なり」といひたるよし、又一安息日に青山英和学校より山田氏、石阪氏来り両国教会の信者を一人毎に捕へて説きたることなどもありき、然れども奇なることにはスコッチ・プレスビテリアンの派に関係ある教会、教師、教友等は彼等の如く熱せず余も熱したく思ひしが熱せず、又和田氏も自ら熱したく思ひて祈れども彼の人々の如くなる能はずとて歎息したり、四月二十四日の夜芝鍛冶町の会堂に祈祷会あり、当時和田氏同会堂に主任たり、其夜は余祈祷会を司り諸氏の感話又祈祷を乞ひしに某氏立って聖霊恩化のことを語りしが言論頗る過激にして遂に「此会には一人の信者なし」と断言せり、余は司会者として其言を止めんかと思ひしが余が主任の教会にあらざるを以て余は少しく待ちたり、某氏は弥々熱し来りて同様のことを繰返すこと三回に及べり、時に忽ち和田氏は立てり、「兄弟、一寸待ってください」此一言と共に其傍に就き、極めて低声に「此会に一人の信者なしとおっしゃったのは失言でせうね」と、某氏は「失言でした」といふ、此一言を聞かば氏は会衆に対して云へり「兄弟方、此兄弟は唯今の一言を失言だとおっしゃいました、どうぞ失言を詫ひなされるから気におかけなさんでください」と、茲に於て某氏の留途なき演説は終りたり、某氏は手持無沙汰に其儘止みしが氏の機智はよく其所置を為したりといふべし、

又同年八月十五日のことなり、余は氏と共に上州館林にあり、大和屋に止宿し居りしが其時自由党の演説つかひ井田忠信といふ人あり、同じく大和屋に止宿し、毎夜寄席に演説を爲したり、井田氏は我教をも聞きたることある人のよしにて和田氏をよく知り、日々政治談など聞き居りしが一夜演説場より帰来して氏は云へり「今夜はとんだ衝突を生じたり、余ギリシヤ教に攻撃を加へたる所聴衆中の同会信徒二、三人質問とよばはつて出て来り、漸くに叩き倒しはしたるもの余計な骨折を爲したり」と、然るに其翌日即ち十五日の午後旅宿の下座敷にて俄に大声を發して何事か激論を爲すものあり、何事かと聞けば井田氏がギリシヤ教徒と舌戦を爲すにありき、井田氏はよく教義を知らず、ギリシヤ教徒は弁舌甚だ訥、井田氏の無法論に抗すること能はざるもの如し、和田氏は云へり「あの儘棄置きたらんには際限あらざるべし、若し井田氏勝利を得たらんには我派にも亦不利益を与へん、調和せしむるに如かず」と、立って下座敷に至り「誠に失礼ですが私は井田君と同宿しますプロテスタントの伝道者でございます、二階でおききませうせば井田君が御教会の教理を攻撃したとやらで御弁じになりますが是く面を赤くして御互に御論じなさっては互に売言葉に買言葉、議論に枝ができて遂に際限なきことになりませう、井田君に直接、御談判になると遂に其結果に到着しなければなりませんまいから、井田君の言論に御不同意の所があるなら、あなたがたも公然演説会を開いて其妄を弁じなさつたらよいでせう、然すれば互に

面を赤くしないで自ら事理も明になって双方の御爲と思ひます」と、茲に於て双方共に静りたれば和田氏は双方を二階の室に招じ茶菓をすすめたり、久しからずしてギリシヤ教徒は辞去りしが和田氏は井田氏を戒めて「あんな無法の議論をしたまふな、君の論ずる所を聞くに君が基督教を誤解して居ることが沢山ある、幸にギリシヤ教の人があんな先生であつたからよかつたが立派に論じられたら君は負けるのであつた」と、余も亦氏の誤謬をいふ、氏は笑ひて云へり、「君には僕の味方だと思つたら思ひの外ギリシヤ教の肩を持つね」といひき、基督教は演説者に敗けたりとの評判、忽ち館林市中に喧伝し至る所聞かざるなきに至り、信徒は心痛し、井田氏は氣の毒がり余輩も亦大に憂ひたり、茲に於て和田氏は近日開くべき余輩の演説会に井田氏をも加へて演説せしめしならば市人の疑念を解くに妙ならずやといふ、余同意して己に準備を為さんとせしが井田氏は急に館林を去るべき事情起りきたりて遂に止みぬ、和田氏の智少しく小細工に流るるの嫌なきにあらざりしが氏の智には余私に感服してありき、

第三十九章 さかさま

○箴言に曰はく「家と資財とは先祖より承嗣ぐもの、賢き妻はエホバより賜ふものなり」(十九、十四)。
賢き妻は生涯の豊作、愚なる妻は生涯の不作なり、然れども世

は様々のものなるかな、賢き妻ありて夫が為に苦勞の絶えざるものなきにあらず、然れども是の如きは妻の悪きが故にはあらずして己の誤謬たるなり、

余が知る人に善き妻をもてる人あり、小人罪なし玉を抱きて罪あり、此人其妻の賢くして知識あるが為に妻に輕蔑せられんかと恐れ、常に心安からず、人ありて其妻女を賞讃することあれば彼の我妻を賞するは暗に己を貶すにあらずやと疑ひ、妻女に對して書状を送る人あり又親しく語るものある時は彼れ我妻を教唆して我を棄てさせんとするにあらずやと、人の知らぬ心痛に世を渡れり、明治十六年の十二月中余は久々にて其人に逢ひ、

當時警醒社の改革あり、大に基督新聞の花主を増加せしめんとしたる頃なりしを以て余は彼の新聞を買ひくれよ、又花主の周旋を為しくれよと依頼せり、余は彼の新聞が当時我社会の唯一の機関なりしを以て無論賛成の意を表するならんと思ひしに案に相違、氏はいたく立腹の体にて「あの無礼新聞を何とて他に周旋などすべき、今一、二回試みて、模様次第拒絶せんかと考居れり」といへり、余は驚きて「其は何故なりや」と問ひしに彼の人格へて曰はく「彼の新聞は改革後余の名を以て送り来らず余が妻の名を以て送來れり、余が妻の名のちかといへるは君も知る所なり、然るに警醒社の奴輩時々ちか様を「さかさま」と記して送れり、いつも「さかさま」とのみ記したらんには帳簿の誤写といふこともあるべけれど帳簿の誤写にあらざるは「ちかさま」もあるにて知るべし、余が妻は余よりも学問あ

り、茲を以て余の夫婦は「さかさま」なりと諷刺せるなり」と、暈を叩きて息巻きたり、余はいたく彼の人の疑ひ深きに驚きたり、余はただ呆れて慰めたるのみ、去るにても如何にして社の人は是く為せりやと其後社の帳簿を見しに注文帳にはちかとなりて配達帳にはさかとあり、茲に於て右にまがるべきものと左に曲りて此誤謬の生じたるを知りたり、ああ、善き妻も心痛の種と為ることあるなり、人によりてハヤ

第四十章 中井氏の権謀

○箴言に曰はく「汝其業に巧なる人を見るか、かかる人は王の前にたたん」(二十二、二十九)

人若し自己の業に巧ならば其利達を得る明なりといへども若し其度を過ぐす時は利なくして害あり

余が友中井眞平氏は美作の人なり、画を善くせり、然れども文人墨客の常態として鯨飲夜を以て日に継ぎ素行甚だ修らざりき、偶滋賀県に遊び本間氏に導かれて遂に基督教を信ぜり、其後業を變じて聖書販売人となり、明治十六、七年の頃東京にあり、氏の其業に巧なるは人の驚く所、聖書販売人中一ヶ月の売上高二、三円のものさへあるに氏は八十円を売りたることあり、是の如くなれば其販売の方法も普通の方法にあらず、其方法の一斑を云はんに氏が東京を發せんとするや強壯なる人力車夫を雇ひ一巡回大凡一ヶ月の見積にて十五円乃至二十円を払ふことあ

り、其車の如きも自ら検査して其堅牢なるや否を見、意に適せざれば固より之を斥け、一見委任車の觀あり、又發せんとする前某県の知事某は其生國は何方にして其経歴は云々なり、且嗜好する所は何、其性格如何まで調査して洩すことなし、發して其県に入るや、知事を訪ひ其嗜好に応じ或は書を談じ、画を話し、稍々其信用を得るに至りて宗教談に移り、彼已に氏が術中に陥りたれば宗教書必読を説かるも彼拒絕すること能はず、氏が勧誘する儘に十円又は二十円を購求するに至る、知事已に捕虜となる書記官課長は易々たるのみ、此方法を以て県官、郡吏等の間に横行し、好機會に投じたる時は一ヶ所にして四、五十円を販売せりといふ、又氏は此方法を尚ほ一層巧に用ゐて大寺巨刹を説くことあり、氏が成田新勝寺に行きたることを氏の直話に聞く曰はく氏は傲然として委任車に乗り玄関まで乗入るを例とせしが同寺は門前に石階あるを以て入るを得ず、車夫に命じて恭しく氏が聖書の包物を捧げさせ、玄関に至りて大声に案内を乞はしむ、案内に應じて寺侍いできたる、氏は「住職は居らるるか」と問ひ其他を云はず、寺侍は氏の光景によりて内務省の官吏と認めしならん慚懣町寧氏を案内して客間に請じ曰はく「住職今や朝勤中なり、大凡半時間にして果つべし、御急にあらざれば果てて後御面会仕らん」と、茶菓いでて、久しからずして美々しき膳部をいだし饗応頗る鄭重なり、氏食ひ終りて膳部を下げたる頃住職は五、六人の僧俗を従へて入り其來意を問へり、氏は曰はく「拙者は中井真平とまうすもの、

横濱四十二番聖書会社の手代でござる、聖書販売の爲に巡回して当寺に來れり、夫れ仏教の衰頹して活勢なき其原因一にして足らずといへども其重なるものを挙ぐれば久しく東洋の孤島に孤立し、独り威權を鎮國域内に私し、外に他教の刺戟なく、内に布教の競争なく、泰平の余弊遂に茲に至りしなり、然り、然るが故に近年外教國內に蔓延し、仏教の領内を蚕食して至る所勝利の模様あり、然るに仏者の内情如何と顧れば彼等其子防に力めざるのみならず恬として知らざるもの如き皆是なり、此時に當りて彼の跋扈を制し我の拡張、鞏固を謀るは当に志士の自ら任ずべき所なり、此事を為さんとせば敵を知るを以て急務とすべし、敵を知るの術聖書を見るの外あらざるなり」弁舌滔滔説去り説來りて其購読を促せり、住職呆然いふ所を知らず、彼論ぜんか、其弁舌に敵すべからざるを如何にせん、買はざらんか、如何なる論難詰責にあはんも知るべからず、住職ぐうともいはず、唯々諾々氏のいふが儘に十数円の聖書を買へり、氏は意氣揚々と大手を振り、畳を蹴って去る、彼等悪魔の退散したる思ありしなるべし、然れども此策略必ずしも当らざることあり、日光の満願寺に於ては手痛く拒絶せられて一冊をも売るを得ざりしといへり、

氏は中々権謀家にして其職にも巧なりしが何事にも機敏なりき、明治十六年の八月十八日余は和田秀豊氏と共に宇都宮に演説会を為さんとて館林をいでしが野州和泉と栃木との間にて不図中井氏が委任車にて來るに逢へり、宇都宮の演説会又日光見物

に同行せよとすすめしに氏は足利町の警察署に用事ありて行く所なれば今は従ひ難し、且日光の見物は済して来たれば(満願寺の失敗は此時なり)同行は謝絶すべし、然し宇都宮の演説会には行きて会すべしといへり、同月二十四日夜宇都宮の荒川亭といふ寄席にて演説会を開きしが或る人は和田氏の婦人の如く穏和なると中井氏の激烈なると見て和田氏が美作の人にして中井氏が薩人にあらずやといへり、演説の終り後職人体の人一人残り居りしが其人は中井氏に云へり「旦那は此間宮島町で坊さんをひどい目にあはせなされた」と、中井氏は、「ウ、おまへ知って居たのか」と問ふ、彼曰はく「私はあの時、寺で襖を張って居ました」と、後に聞く中井氏は例の手段にて其寺に僧侶を説きたるよし、然し争は無かりしとて笑へり、偕氏が足利の警察署に用ありとのことを問ふに左の如くなりき、氏は此月の初め例の如く車を雇ひ館林に行き栗原氏を伴ひて足利辺に聖書の販売を為さんとして心付け衣囊の中にはだかで入れ置きたる三十円許の金なし、氏は驚きて追想し遂に其地に休息したる時囊中に探りしを知りたれば尚ほ熟考するに其後は車に乗らず車夫は後より空車を引きて来れり、茲に於ては車夫を疑ひ彼必ず衣囊より落つるを拾ひたるならんと車夫の拳動に注目したるに其夜車夫は新に腹掛を買ひたり、氏は車夫の腹掛を見るや直に出でて足利町の足袋屋を尋ね車夫体のものの腹掛を買ひたるは無きやと問ひしに一店にて売りたりといふ、如何なる紙幣に

て払ひしやと問へば五円札にてつり銭をいだしたりといふ、乞ひて其五円札を見るに番号などは覚えざれど見覚ある札なり、茲に於て車夫の拾ひたること明なりと、其夜俄に車夫を呼びて詰問したるに其金の出所など甚だ曖昧なり、氏は「汝盗みしに相違なからん」といふや車夫は其答辭に究し其場を立ち急ぎ去らんとす、氏ははや猶予すべからず立って彼を追ひ、彼の遁走せん様を見たれば大喝一声「どろぼう〜」車夫は跣足の儘に逃げたり、氏は其後を追ひたり、然れども暗夜其行く所を知らず止を得ず、直に警察署に行き届書をいだして去る、翌朝尚ほ事情を陳して搜索を依頼せんと警察署に行き、出でて去らんとすれば盗人ただけし車夫は署に沿ひたる横道よりノソリと出でたり、氏は此時なりと「おのれ盗人」の一声、彼を捕へしに在署の巡査は此声をききて忽ち出てきたり難なく彼を捕へたりといふ、氏が柵木にありて足利に行きたるものは為なりしなり、氏の機智ある大約是の如し。

第四十一章 色

○基督曰はく「犬に聖物を与ふる勿れ、また豚の前に爾曹の真珠を投与ふる勿れ、恐くは足にて之を踐み、ふりかへりて爾曹を噛みやぶらん」(馬七。六)

俚諺に曰はく「人を見て法を説け」と、若し聴くものの程度を

量らずして妄に高尚なる理論を説くが如き筈に其事の利なきのみならず大に害あるなり、人或は基督教を難じて曰はく「若し神、人の罪を救はんとならば、何故にアダムの犯罪以後四千年を経て基督を下したりや」、聖書果して神の言にして真理ならば『地東に転じて太陽に照さるるに至る』とは云はずして『日東よりいつ』とは云ふや」と、論者よ、準備なくして基督を下したらんには是を受くる者一人も無きの不遇もあらん、況んや四千年を経て受けるもの多かりしに於てをや、若し神地東に転ずと教へたまひしならば人は余りに其信仰に反するが故に地の必要なる点まで信するもの無きに至らん、神の教を為したまふや、豈に真珠を投与へるの愚を為したまはざるなり、

明治十七年の春まだ寒き頃なりしが兩國教会員の度会氏は下谷区通新町に住ひ、其家を説教場と為したることあり、四月一日の夜余は氏の家に説教したるに二人の若き僧侶来りて質問したしといひ少しく問答せしが彼等何事も知る所なし、余は彼等の余りに知識なきに困じ親切精細に説明し何かの比喩として色素のことを説き、傍にありし茶碗をとり、吾人の眼より見れば此所に藍色の形ありと思へど物理学の教ふる所によれば色其物が此所にあるにはあらず、唯藍色のみを吾人の眼に反射する物質の附着しあるなり、山吹の黄なるも其花自身が黄なるにあらで唯七色中の黄色のみ反射して其他は反射せざるのみ」と、彼等は余が此言をきくや呆れたるが如き面色なりしが「然様なら」の一言を残して物をも云はず家外にいで「此馬鹿野郎、途方も

なきことをいふ奴かな、あり／＼と見ゆる色が無いとは何事ぞ、其様な教をきく奴があるものか」と大声に呵々と笑ひて去りたり、ああ、余は過てり、余は馬の耳に念仏して失敗せり、大声は馬耳に入らず、牛には蚊虻の曲を以て適せり。

第四十二章 青物市場の親切

○箴言に曰はく「敵の接吻するは偽詐よりするなり」

(六十七。)

○聖詩曰「血を流す者と詭計おほきものとは生きておのが日の半にもいたらざるべし」(五十五。)

(二十三。)

内に実意ありて他に親切を為すものはよし他を益することなきも自己に損なく社会に損なし、主が徒弟に教へて「若し平安を受くべからざるものならば爾曹の願ふ平安は爾曹に帰るべし」(馬十。)

といひたまひしもの蓋し此意に外ならざるなり、然れども内犀狼にして口綿羊の如くなるは或は一時他人を詭瞞するを得たりといへども遂に馬脚を露はさざるは稀なり、而して其騙術の頭はるや其損失は償ふべからざるものあり、

余が兩國教会の牧師たる頃、明治十七年九月十五日東京に大暴風雨あり、午後三時頃我教会の矢ノ倉町の教会は一陣の猛風の為に転覆したりき、其日同時刻に新栄教会の会堂も全く其屋根を奪はれたれば此風の如何に猛烈なりしかを知るべし、余輩は会堂を失ひて大に憂ひ居りしが「スコッチ、ミション」に於て

は榎田鍛冶町にある会堂に若干金を添へて我教会に寄附せんと
の議あり、吾人は大に悦びて其寄附を受けんとしたる十九日、
矢の倉町十二番に住ひせる田結庄某氏来訪す、氏は今新に設立
せんとする青物市場の役員にして我会堂の地を以て青物市場と
せんの計画あり、二番地は已に示談も整ひたれば我教会に於て
換地のことを承諾せらるるに際せば一、二両番地に建設せん、
よつて会堂の敷地を同市場に譲渡されよといへり、教會員も此
際他に移さんかとの考ありたれば其談判は敢て徒に拒絶すべき
にもあらざりしが余は先づ問へり「我会堂の敷地は華族水野家
の所有地なるが同家に於ては市場設置のことを承諾せられしや
否や」、彼は云ふ「同家に於ては固より故障なし、貴君等より
も地代を高く借入る筈なれば」と、余は彼の偽なるを知りたり、
水野家に於て余輩に談ずる所なくして承諾せらるる筈なし、余
は云へり「彼の地を止めて他に移ることは余輩の悦ぶ所にあ
らず、蓋し水野家は余并に松崎氏の旧主家にして余輩は普通一
遍の借地人にあらず、よき機会あらば地面を譲受けん考もあれば
なり」と、彼は驚きたるもの如く「然るか、若し御望なくば
強ひて願ふにあらずといへども二番地を以て市場となしたらん
には市立の時は芋飛び大根舞ひ御説教の妨害とならんも知らず、
是れ余の大に憂ふる所なり」と、余は彼が芋飛び大根舞ひとい
ひ、又吾人の為に憂ふる所ありといふを虚喝なりと見たり、よ
つて余は云へり「芋飛び大根舞ふも防がんとしたらんには防ぐ
道いくらもあり、其辺は御心配に及ばず、然れど場所が御望と

あらば一応會員には相談を為すべし、教会に於て御譲まうさん
と決議したらんには其運ひにいたさん」とて彼を帰しぬ、余は
兎に角東京府庁に於て青物市場の設立を許可したりや否やを知
らんと一日府庁に行き幸ひ渡辺氏が少書記官執務中なりしを以
て氏に面会し市場設立のことを問ひしに「府庁にては固よりい
まだ許可したることなし、社員といふは何か他に為にする所あ
りて欺かんとするものなるべし」と、よつて教会に談じたるに教
會は其相談を拒絶すべしとのことにて教会は拒絶の談判を余輩
に任じたり、十月三日の午後なりき、市場總代と称する田結庄
氏に決答すべければ来りくれよと通じたり、彼は来れり、余が
家には松崎氏来り又中井真平氏も居りたり、彼は談判行届きた
りと思ひて来りしならん、彼入りきたりし時余輩三人は嚴然容
を正し余は云へり「会堂敷地交換のことは謝絶することに決せ
り、此議市場創立員に通ぜられよ」と、と彼れ平身低頭、手を揉
み、ヒ、ヒ、ヒ、と笑ひて曰く「御譲渡なしとならば誠に止を得
ざる次第なり、去るにても二番地の方に出来したらんには芋飛
び大根舞ひて御説教の妨害たらんことを御氣の毒に存ず、ヒ、
ヒ、ヒ、ヒ、ヒ、余輩は其他を云はず、黙して居りしが彼又何か云
はんとする所あるが如し、余は最早よき時なりと思ひたれば彼
に云へり「今迄は教会を代表して青物市場總代人たる貴君に御
返答いたしたるなるが今度は三浦徹一個を以て田結庄君に一
言を呈し置かん、貴君は青物市場創立の計画は已に熟し、府
庁に於ても允可の内議あり、近傍に於ても設立に故障なきよ

し語られたりき、然れど近傍にて故障なしといふは合点の行かぬことなり、市場が今日まで適當の地を得ざりしは戸田侯の故障ありたるが故なり、又よし戸田侯に於て故障なしといへども二番地は一番地即ち我会堂に隣るが故に市場にて二番地に設立を出願せば一番地の所有者即ち水野侯は必ず故障の申立を為すべし、又東京府少書記官渡辺孝氏は余が旧藩の人にて幸ひ親交あれば二、三日前に往きて問ひしに府庁の内議にては東京市中新に青物市場は設立せしめざることにて已に矢の倉町設立の出願に対しては許可せざる旨の指令を為したりといへり、然れば市場設立のことは何かの行き違なるべし、貴君は余輩を欺きたまふにはあらず、貴君が社員に欺かれたまひしならん、東京は生馬の眼を抜くといふ所なれば深く自ら注意する所あれ、不思議のことにて貴君にも一回御面会したれば御忠言を呈す」と、中井氏傍より厲言、大喝して曰く「本会に於ては其主任者と地主とは旧君臣の關係あり、追つて教会に地面の寄附を乞はんかとの考もあり、斯かる地面なれば他人にはお譲りまうさぬ筈なり、御談判は是迄、最早用事はござらん」と、彼れ呆然、其開きたる口を閉づる能はざるまでにいたく驚きたる模様なりしが漸くに曰はく「ヒ、ヒ、ヒ、ヒ、書記官様位になりますと却つて御存知なきことの多きもので……」と、いまだ其語終らざるに松崎氏はいへり「渡辺は其主任の者に問ひてまうしたることなれば間違はなき筈なり」と、彼れ最早いふべき言葉もなしと思ひてかスゴ／＼と立去りたり、ああ彼れは芋飛び大根舞ふと繰返し

て親切らしく余輩を陥れんとせり、敵の接吻豈容易く信ずるを得んや、果せるかな、青物市場は其儘立消となりて二番地にさへ設置せられざりき。

第四十三章 手前勝手

○基督曰はく「爾兄弟の目にある物屑を視て己が目にある梁木を知らざるは何ぞや」(馬七)

人多くは自ら公平なりと思へり、何ぞ知らん、其公平なりと思ふも亦手前勝手の判断なるを、試に思へ、道を行く時人力車来りて我を避けざる時は彼を無礼なりと思ひ、己れ車に乗りて走る時避けざるものを見れば彼を愚なりと思ふにあらずや、人は利己主義の動物なるかな、

明治十五、六年の頃なり、余は築地に所用ありて駒形町の家をいで人力車に乗りて湊橋を渡り靈岸島を行き、高橋にいでんとして川口町との間を左折せしが曲りていまだ数歩ならず一年余令と見ゆる一小児チヨロチヨロとあるき来れり、あはや、余が車の下に入らんとせしが車夫は幸に車を駐めて禍を免かれしめたり、時に車夫は怒りて「エー、気を付ける、馬鹿親め！」此声と同時に左の方より此児の親ならん、一人の女「エー、気を付ければ善い、此車屋は！」急ぎ其児を抱きて家に入りたり、ああ、車夫は其母の不注意を叱し、母親は車夫の不注意を叱す、利己と利己と出会ひて各々自己の目の梁木を知らず互に他の目

続 聡 記 第二卷

の物層をのみ見たり、衝突あらざらんとするも得べからず。

第四十四章 劈痕茶碗

○基督曰はく「爾若し礼物を携へて壇に行きたる時かしこにて兄弟に恨まるることあるを憶起さば其礼物を壇の前に留おきまつ往きて爾の兄弟と和ぎ後來りて爾の礼物を献げよ」

(馬五。二十
三、二十四)

基督信徒は神の子なり、故に和平を求むべきなり、況んや、明に兄弟と和げよと命ぜらるるに於てをや、然れども其信仰の熟せざるや不和の兄弟と和ぐを以て屈從の如く感じ之を好まざるものあり、是れいまだ基督の心を得たるものにあらざるなり。明治十二年の頃未だ兩國教会の信徒の数の少き時なりしが一人の有志者あり、彼一日余輩に語りて曰はく「此教会の模様を見るに金満家などは一人も無きが如し、若し余の如きもの此教会に加はりたらば教会の名譽なり」と、衆皆彼は狂人ならんかと思へり、然し純粹の狂人にはあらず唯無教育なる一人にてありき、其後屢々教会に來り遂に十三年の三月中バプテスマを受け

て教会に加はりたり、余は初より彼を信用せず唯當時外人の監督にある教会なれば黙してありき、其後余が同会の牧師となり彼を改良せしめんとて余が力の大半を費したれども多く功を見ず、少しく酷に評せば彼は教会の困りものなりき、次第に會員も増加し來り長老改撰の時彼をも候補者となさんといふ人もありしが彼は商業繁忙なりと常にいひ居るを以て余は彼人は繁忙なるが故にといひては候補者たるを防ぎ居たり、十七、八年頃彼は遂に候補者となれり、其候補者となりしには一、二の事情もありき、(一)彼が教会中の古参となりしこと、(二)彼は會員中にて最多額の寄附金を為すこと、(三)彼が無教育は商人の多き教会中にありては片目の盲目島中に王たるが如くなりしこと、(四)他は真正の商人にして彼は御用商人の如くなりし故に繁忙との故障は故障とならざりしこと、是等の事情によりて彼は遂に長老となりたり、然れど彼は其顔の古きのみ其信仰は未だ幼稚なりき、茲を以て「新に教に入りし者を監督と為すべからず恐くはたかぶりにて悪魔と同じ審判を受くるに陥らん」(前提三)といへるは彼の為に預言となり彼は驕傲の奴とはなりぬ、先是十

六年頃西京の人上野松治郎氏教会に入りしが氏は頗る才子にして長く信徒たるの生活を為し教会のことにも多少の経験あり、早く挙げられて長老となる、牧師と会衆との間に入りて其調和に務め余が為には片腕たる人なり、殊に事理にも明通し、神学上の経験もありたれば余は屢々夜講の手伝を依頼することもありき、余は上野氏の外に彼の人も夜講の手伝をさせたることもありしが悲しきことには彼の無教育なる兎角用語に誤謬重言など多く神学上の知識もあざれば傍にありて冷汗かくことも屢々なり、是の如くなれば困りても多く彼の人に依頼せず、他を依頼する常としたり、余の是く為したるはいたく彼の人の感觸を損じたるものと見え、其頃より時々自己の用うべきを示して暗に説教せしめよとの謎もありしが余は彼の人が信仰の鞭に打たれて説教せんとはあらず、傲慢と嫉妬の為に説教せんとするものなるを知るが故に其誰をば解かざりき、ある時余は彼の人に福音を説くは他に為にする所ありて為すべきものにあらず、「若し我福音を宣伝へずば実に禍なり」(前哥九)の精神ならざるべからず、又神の為にすることのみを思へば其用語など如何ありても差支なきやうなれど人に説く以上は注意せざるべからず」と暗に彼の人を戒めたり、然るに彼の人は余の忠告を納れたるが如き様にして直に復讐的に「貴君の説教中に都合の言辭ありたり」と云へり、余は静に其仔細を問ひしに余が曾て説教中に引用したる他人の逸事を野卑なりしといへり、余は是く復讐的に忠告を受くるにあひて彼の人を用ゐんとせざれば忠

告するにも及はざりきと自己の愚を取ちて其儘に終りき、余は松崎氏の扶助をかりて彼の人を矯正せんと中々に尽力し、為に祈りしことも度々なりしが善き方にはむかはずして次第に驕慢の言行を多く見るに至れり、十八年八月二日の安息日に午前の礼拝を終り休息所に入りしに其起因は今よく記憶せざれど彼の人は不図、うち腹たちて余は是の如き教会には居らざるべしといひいでたり、幸い松崎氏も居合はせられたれば氏と共に説諭に務めたれど何分にも聞入れず、遂に彼の人は放言せり「余と三浦君とは髑髏のできたる茶碗なり、とても調和は望なし、誰人が何をいふとも余は余が良心を曲ぐる能はず」と何が度も同じこと繰返して服せざれば其時は其儘にて止み、偕其日の午後小会を開きて彼の人の処置を議し「今一回説諭してきかざれば彼の人が最後に望みたる如く他教会に転出せしむべし」と決しぬ、余は其日の四日に東京を去りて宇都宮に行きたれば滞在中に頗る長文の忠告書を認め「髑髏ある間柄を調和せんとするが基督信徒の目的なり、然るに髑髏は治すべからずと自ら定むるは如何なる理なりや、又自己の良心を曲ぐる能はずといふはよし、然れども聖書の教ふる所によれば善き良心といふことありて善からぬ良心もあるかの如し、貴君の良心果して善きや否、如何にして之を知るべきや」と責めたり、九月の初、余は帰京して問へば彼の人は箱根に避暑中にて不在なりとのことなり、六日の安息日に会堂に行きしに彼の人余よりも少し後れて入り来りしがいつもの如く笑顔つくりて挨拶し余が送りし書を懐より

いだし「此間は御書面を送られたがどうぞあのことは反古にしてたまはれ」といへり、余は其理由を問ふことも知りたれど他に人も居りたれば「然るか」といひしのみにて其書を受取りしに礼拝の終りし後箱根避暑中のことなど機嫌よく語りいでて先のことは忘れたるが如くなりき、余は余の書によりて是くなりしかと思ひて悦びしが後に他の人より聞けば彼の人が箱根に行きたるとき横浜のピヤソン女教師居り、彼の人が両国教会の長老なりといふをききたれば屢々自己の寓家に招きて丁寧を取扱ひ、尚ほ時々は小き集会などに話することなど頼み、又種々彼の人の益となるべき話など聞き、同嬢の感化を受けたること少からず、自己の薄信、無識を知りたりといへり、然れば余が書を見たる時に篠木某といふ人彼の人の家に居合はせ、文字の読みかねる所など相談を受けたるよしなるが平生人より忠告など受けたる時の如くにあらざ真面目に読みて味ひ「これは三浦君に取消を乞はん」といひたりといふ、然れど彼の人は自ら髻痕を癒さんとせず、余が岩手県に移住するまで新生したる確証を見ざりき、二十五年の初両国教会が分裂して浜町講義所を組織する者ありし頃には平生会合せざるにも拘らず総会に出席していたく福田氏に反対したるよし、而して二分せられたる後にははや教会にも集らずと聞きぬ、ああ、彼の人は髻痕をなはさんとせざるが故に遂に自己の神との調和をも補ふことを為さざるものか、和平は教会の力なり、和平は信徒の幸福なるかな。

第四十五章 ア、これは僕の……

○箴言に曰はく「爾の友と爾の父の友とを棄つる勿れ爾患難にあふ日に兄弟の家に入ること勿れ親しき隣は疎き兄弟に愈れり」。(二十七)

孔子はいへり「有朋自遠方来不亦楽乎」と、朋友ありて彼と往來する固より樂し、然れども他郷にありて思ひもよらず朋友又は同郷の人に逢ふほど樂しく悦ばしきことはあらざるなり、明治十八年の八月余が宇都宮に伝道したる時島村屋といふ下宿屋に居りたり、余が其家に下宿せる時隣房に二人の少年あり、師範学校の生徒なりしならん、最初は特別に挨拶もせざりしが居ることの久しくなるに従ひ朝夕顔見ることもあり、又幾分か誘導法ともならんと思ひたればある日度会氏の来りし折少年を招きて茶をすすめたり、一人は茨城県の人飯島氏、一人は栃木県蓼沼村の人黒須氏なりき、其月二十二日の夜、其一人を講義所に伴ひ尚ほ「喜の音」など与へたり、翌二十三日の午後余独り我室にありし時隣房の二少年を尋ねきたりし一少年あり、彼等雑談の際基督教のことに移り、飯島氏は大声に喜の音の附録を読み、語調に抑揚など設け、演説体に擬し、黒須氏は拍手して賛成の体を為し、來訪の少年は大に之に反対し「我国己に神仏教のあるあり、何ぞ基督教を要せん」など唱へて興じ居たり、其時彼の少年は飯島氏の手より喜の音を取りしものと見え

自ら読み、奥附の所に至り「明治何年何月幾日発行人兼編輯人三浦……」といふや俄に其声止み、忽ち絶叫せり「ア、是は僕の……」其後は三人ともヒソ／＼何やら聞えずなりぬ、余は独り奇なりと思ひしが其中に一人室をいつるものあるが如く忽ち廊下にバタバタの音聞え、余が室に入りきたるものあり、見れば黒須氏なり、彼ハ問へり「貴君は菊間の人なりや」と、余「然り」と答へしに彼はいふ「貴郷の人持田浩吉氏余輩の室にあり、知りたまふや」と、余は其誰たるを思ひいでず、よつて乞ひて余が室に招きて問へば持田清太郎氏の三男なるよし、如何にして此地にありやと問へば氏の兄小林満三郎氏は本県師範学校の二等教諭にして当市二条町に住し、父の清太郎氏も今は大哉と改名し満三郎氏方に同居し浩吉氏も亦其家にあるといふ、余は他郷に此人を得たるを悦び、早速二条町に持田氏を訪ひ暫く新古を談じたり、小林氏は日光にありとて不在なりしが其夕刻帰宅したりとて夜訪問せられ久しく語り、余は思はず旅情を慰めたり、遺憾なるは翌二十四荒針村を歴て日光足尾辺に出立したれば再び訪ふことを得ざりき、一尾の羊を失ふ時は手にある九十九を忘れて之を求め、求め得ば其悦びたとへんにも他なし、古郷の友人中にありては敢て特別の感なしといへども他郷にありて一人の友を得たるは其歡喜十倍の思あるなり。

第四十六章 落雷見物

○耶利米亞哀歌に曰はく「人わかき時軛を負ふは善し」(三)

(二十)

人は氏より^{そだち}育養といふ、平家に宗盛ありしを思へば氏悉く非なりといふべからずといへども人は幼時の教養によりて其性を變ずること頗る大なり、故に幼児教育の任に当る者は深く思はざるべからざるなり、

余は幼少の頃は世間の童子并に雷鳴を恐れたり、然れども中年に達してより服部純氏に雷鳴の説をきき俄然其時より毫も雷鳴の恐しからざるのみならず大に其音響の勇壯なるを愛し、聞く毎に愉快を覚ゆるに至りぬ。然るが故に余は童幼に教ふるにも決して恐るべきものとせず却て愉快なるものとして教へたり、明治十九年の夏余は父并に妻子と共に日光に暑を避けんとして七月二十八日東京を發し、湯本に直行し八月二日を以て日光町に下り其日廟屋の見物を為さんとして出づ、然れども其日遅く見物を初めたれば三代將軍の廟と二荒神社の見物にてはや五時を過ぎたり、よつて東照宮は明朝の見物とすべしとて茶店に一休したりしが此時一天晦冥、今にも雨ならんと思はれたれば老人と婦人とは急がしたてて宿に帰らせ、余は太郎と共に後よりいでたり、出でて東照宮の華表に近きたる頃忽ち大雨覆盆の如く来り、又雷鳴甚しく時としては二、三発同時に發し諸山に反

響し、電光は又止む時なく、耳のみならず眼までも射られ、落石の雷鳴好きも余りやかましきに困却せり、又余の幾分か心配したるは至る所老杉生茂り居りて高きは三、四十間のものありて落雷を促すに屈竟の具なりしなり、幸に雷鳴は極めて近くはあらざりしが何れの時近かんと知るべからず、去りて樹の無き所は二、三丁の間にはあらず、又同時に余の心痛したるは太郎が雷鳴を恐るるならんと思ひしなり、此時樹間より西の方を見れば十数丁の先に雷落るあり、其閃光薄紫色を帯びたり、太郎に注意を促して見せしめたるに彼の悦びいはん方なく、彼は花火と思ひしか「按摩さんの杖の様だ」と、又同時に二閃電発す、一は純白色にして一は少しく黄味をおび、右消滅すれば左に発し、左右の二線を見ざれば中央に一線きばふを画し、其美なること人造の火枝など遠く及ばざる所なり、余去らんとすれば太郎は尚ほ見物したしといひ、二、三十分間にして雷鳴の次第に止み、空の次第に明くなるを以て漸く促して宿に帰りしが、余は此時人は教養によりて何れにも変ずべきものなることを思ひたり、若し余が四歳の時なりしならば余は堪ふること能はざりしならん、然れども余は雷鳴の恐るべきものにあらざることを深く教へたれば彼は此雷霆を尚ほ花火として悦びたりき、わかき時の教養は其性質を変化せしむるなり、幼児の教養、ゆめ忽諾に附すべからず、

第四十七章 暗夜の偶像

○利未記に曰はく「汝等はまた追ふ者なきに逃げん」(六十)

怖し、恐ろしと思ふ時は平日愉快を感じて見るべきものも恐ろしと見ゆるなり、恐ろしと思ふ念のあらざる時は恐ろしく見るべきものも愉快なることあり、実に心臓するものは追ふものなきに逃げざるなり、

明治十九年八月二十一日余が日光にありし時石本三十三郎氏東京より来り、又明治学院の生徒星野某氏帰省中なりしを以て中宮祠行を企て午前日光町を発したり、蓋し中宮祠にワイコフ氏并にハリス氏夫婦等居りたれば傍氏等を訪はんと思ひてなり、米屋に達し二氏にも会し共に湖中に游泳し、五時頃辞して出でしが同じ道を再びするは興少し古峰ヶ原道より細尾峠にいでて帰らんと湖の東端にある南巖橋を渡り、橋の根より斜左に上り峻阪を攀ち加護石にいで細尾峠に達したり、峠を登せんとする頃己に六時を過ぎたれば夜行の用意あらざるべからずと松明二本をかひて発したり、二十余町も下りたらんと思ひし頃は全く暮れて暗かりしかば松明に火を点せんとて燐すをもてしたれども松明は燃えず、久しく困苦して遂に功なく、松明無しと決心していでたり、然るに其夜は暗夜なるが上に雲さへいできたりて所まばらに四、五つづつ星を見るのみ、其上路は俄に峻しく

なり、屈曲多き羊腸道、其上に左右多くは雜木生茂りて所によりては真に咫尺を弁ぜず、余も石本氏も初めての道なれば其苦心云ふべからず、余りの暗さに今一回松明の点火を試みると燐寸を点ずること数回なれども夜風さへに吹きあれてなかく、松明には燃移らず、止を得ず又暗黒と決心して、傘もてさぐり、足もてさぐり、若し此暗黒を見る眼ありて他より見たりしならば演劇のだんまりと称するものを見るが如くなりしならん、一の小き屈曲したる所を下り、余は何心なく右の方を少しく仰ぎ見れば空にすかして余が眼に入りしは身幹の非常に長大なる一漠の道傍に立ちたるなりけり、余はギョツとしたり、眸を凝らして熟く視れば人にはあらで一個の銅像なり、余は星野氏を呼びて何ぞと問へり、氏は何童子とやら稱する銅像なりと答へぬ、ああ、余はいたづらに驚かされたり、余りに道の暗きに幾分か畏懼の念ありしならん、此念ありしが故に銅像に驚かされたり、世に「盲蛇物におぢず」といふ、知らざれば又恐るる所もあらざるなり、世に幽霊怪物などの談あれども多くはありと思ふ者において、無しと思ふ者にはあることなし、明治二十年九月三日余は山形県西村山郡宮宿を發し福島県の飯阪に至りぬ、此日は土曜日なり余は明日の安息日を飯阪の温泉に休息せんと思ひ且上の山の信徒田中鶴吉氏と彼地に会合するの約あり、茲を以て午前九時に宮島をいでしが一日二十里を走りて疲労を知らずと自称せる余が車夫は一、二里にしてはや水を飲みはじめたり、余は彼に忠告したれども彼は聞入れず、果して十二時後にいた

りて彼は代人を請求するにいたれり、余は其日の中に飯阪に至らんと望み居れば却て此かへことを悦びたり、然れど十二時に達すべしと思ひし米沢には三時半に達し、車夫をいだせといへば旧曆の盆祭にて一人も無しといふ、大骨折の後に瀆の沢までとの約束にていでしに同所に達して問へば又米沢と同じく無しといふ、又強ひて青年の一車夫に多額の賃金を約して七時に其所を發したり、余は栗子のトンネルまで三十四丁を歩行し、食事を終りトンネルの前より車に乗りしが出でて下り道にかかり右し左し九時五分大平と稱する所に下りしが此所に架橋ありて修繕中なりしを以て余は下車したり、行くこと幾干もあらず余が後より下り来りし車夫は奇妙なる声を發すると共にバサ／＼の響あり、何かと朧月の光に照して見れば車夫は往來に居れども車は八九尺もあるべき谷の方に落ちてありき、幸ひ、其前に二、三軒の家ありたるを以て一人を呼び来り手伝はせて車を引揚げしが、彼の手伝を為したるものは余が車に乗りて居らず、下りしばかりなりしを以て落ることを免れたり」といへるを聞き、彼は余が車夫に問へり「お前は其所まで御客を乗せて来たのか」と、車夫が然りと答へたるをききて彼はいたく驚きたるものの如く「此雨上りの下り道——しかも夜道にお客をのせてくる奴があるものか」と、其仔細を問へば「一人曳にて此下り道を曳くものは怪我なきこと稀なり」と、然し余は知らざりしが故に一回も危しとは思はざりき、ああ、知らぬが仏なるかな、

又一事あり、余が家は明治十八年の十二月下旬に西国薬研堀町三十番地に移住したり、十九年の九月日光よりの帰りに宇都宮よりつやといふ下婢をやとひて連帰りぬ、然れども蛸殻町の家に住はせたるものの家賃を滞らせて困りたれば遂に彼を立退かせ、二十二年の二月中に蛸殻町に移りたり、移転したる日につや女は荷物の残物など持来らんとて薬研堀に行きしが帰来りて云へり「ああ、怖かった」と、其仔細を問へば曰はく「薬研堀にて近所の下女にあひしに「おまへさんの所でもとうとう引越したか」と、何故に問へば「おや、知らないの、あの家はおぼけの出る家でさアネ、夫れだから、一、二年住む人はありやアしません」といへり」と、わたしは其事を知らなかつたから夜間一人でお留守居をしたこともあったが、今から考へると私もなかなか強かつた」と、きく者大笑を為したり、余輩も彼の家の化物屋敷なることは知らざりしが実に彼の家は長く住ふべき家にはあらず、其不便利なる所を挙げれば(一)往來に近くして深夜にも車の音の絶えたることなし、(二)南風のある時は家中の塵埃掬すべし、(三)東の方に椽側あるのみ三方閉りたれば風は少しも入らず炎暑の頃には蒸さるるが如し、(四)座敷のみ一ヶ所広くして他に薄暗き六畳一間あるのみ、(五)戸棚、押入の類一個もあらず、(六)厳冬の頃は非常に寒く吹気水となりて枕を濡ほすに至れり、殊に余の爲に其家のことを思ひて不愉快を感じるは一月元旦の晝、裏の家より出火して大騒を為し、二十年の二月には次郎シフテリヤを病みて死したり、其後も二十五、六年の頃、

此家に人を殺したるものありしとききぬ、此不便利の爲に長く住ふ者なく夫が爲に化物屋敷の評判いできたるなるべし、人殺しの後は如何なるやを知らざるのみ、若しつや女をして先に聞かせたらんには彼は必ず暇を乞ひしなるべし、後に知りしは自他の幸福なりき。

第四十八章 岡部氏の蕎麦

○聖詩に曰はく「みことばの滋味はわが勝にあまきこといかばかりぞや蜜のわが口に甘きにまされり」(百十九)

世に劣等の物あらざりしならば優等の物を疑ふの用なきは賤金あらざれば正金を疑ふの要なきが如し、世に若し劣等の宗教あらざりしならば我教を疑ふものあらざるべし、

余は幼少の頃より蕎麦を好みしが長ずるに及びて然までは好まざるに至りき、其好まざるに至りしは何故なりしやを知らざれども一の原因は優等の蕎麦にであはずして劣等のものに懲りたるが故なり、曾て某地に行きたる時蕎麦を饗すべしといわれ悦びて行きしに甚だ旨からざるものをいだされて痛く困じたることあり、其後は田舎の蕎麦振舞を辞するを常としたり、明治二十年の春長野県春日村の岡部氏に往き四、五日間逗留せしが一日氏は「蕎麦を召上るなら差上げん」といへり、余は其返答に窮したり、若し良きものなればよけれども若し劣等のものをいだされたらんには困難なり、如何にせんと暫く考へ遂に「少

しはいただきます」と答へぬ、余は蕎麦の馳走を待たざりき、蓋し田舎蕎麦には懲りたることあればなり、其翌日主人は親ら膳部を持ちて余が室に入りきたれり、其膳部を見れば平生と見なれぬ器を備へたるあり、いまだ問はざる前に主人は蕎麦を作りたれば召上がれよといふ、余は「ソラ、来たリ」と思へり、知らざる男に強ひて嫁させらるる婦人の如く器の蓋をとりたり、蓋をとりに驚けり、其香氣、其色、其体裁、食はずしてはや其味の美なるを知りぬ、余は急ぎ箸をあげて食ひしが其器にあるを終る頃までは夢中にて食ひたり、余尚ほ代りを求めて食ひ、主人に其味の美なるを謝したり、主人は云へり「信州は蕎麦の名所なり」と、余は「成程」と云へるのみ、ああ、余は田舎の蕎麦とし云へば黒くして紐の如くなりと思ひ居たりしなり、然れども岡部氏の蕎麦は田舎風にはあらざりしなり、余は信州にあることを忘れたり、羹に懲りて水を吹きたり、世に神仏教の妄誕多きが為に人は我教の蜜の如く旨きを知らざるなり。

第四十九章 割腹して分疏す

○伝道之書に曰はく「凡て汝の手に堪ることは力をつくしてこれを為せ」(九)。

今人動もすれば古人の愚を笑へり、然れども古人が其職務に忠実なる笑に感ずべきものあり、若し古人復活し来りて今人の為す所を見れば今人の軽薄にして其職に熟せざるを笑はざらんや

明治二十年八月余は山形県上の山に往かんとし、江藤義資氏の若松行を為すに伴へり、同月九日塩谷郡川治村の温泉場を出立し、川に沿ひてすすみしが「長トロ」「おいらん橋」「上の長トロ」「百反の窪」「涙川」等を経て午前八時後一の小阪を昇り巖とも称すべき所に達す、余輩が阪にかかる頃までは川に沿ひしが一丘の左に長く出でたる麓を流るるに至りて余輩には離れたり、此時案内者を兼ねたる人足は語りいだして曰はく

抑々此巖を越ゆれば五十里村にして昔時は五十里沼と称する一湖ありき、然るに去十七年中に水のはけ口変じたるが為に水皆落ちて五十里沼は名のみ存して其実無きに至り五十里鮒も亦殆ど尽くるに至り、今やただ昔の湖底を迂回して流るる水あるのみ、此五十里沼につぎては昔武士が其職分に忠実なる一話あり、

下野国五十里村居村沼となりたるは天和二年(明治三十年より二六年前)九月十二日光大地震の節同郡(塩谷郡)西川村字戸板山崩れ水湛へること四十二年(享保八年なるべし)追々水溢れ深さ六丈より川岸に至りて二丈ぐらゐ其為、元、住居致候所水中に相成に付当村地内字上野とまうす所へ移転す、其頃は旅人并に諸荷物舟にて運搬す。斯の大災に付津侯の命を以て五十里村地内字西原と東原の間堀割の見込にて其際出張の役員木本弥惣右衛門と申す人なり、是は津侯の三奉行を相勸候仁に御座候、右堀割受負人は東京(其頃江戸)麴町三丁目都賀屋善六とまうす人に御座候、堀割着手以来二百日間も人夫を

費し候へども其功なくいたし居候所享保八年八月四日より震動いたし同月十日に元の川瀬を押抜き候、其際川下には一同に流水致候に付溺死する者多分有之夫が為にまた五十里村にては毎年八月十日に百万遍施行仕候

右の事実は栃木県塩谷郡三依村大字五十里赤羽喜一氏よりの報告を其儘に記したるものなり、右の事実を精細に知らんとして若松の県會議員中村虹衡三氏へ二回の文通を為したれども遂に氏より分明ならずとの返答に接し、後井深繩之助氏に問ひつかはしたれども亦知らず、分らずとの報あり、其後五十里村戸長役場戸長宛にて照会したれども田舎の戸長殿、封入の郵券をせしめたるのみ報道なし、其後一回促したれども亦是れ梨の礫となりぬ、其後はや術計尽きたりとして打棄ておきしが余が日記のうち余の休息したる赤羽喜一の名のあるを見たれば念の爲と思ひて此人に照会したりき、然るに氏は前に挙ぐるが如く旧記を案じて回答せられ其事實は明になりたり、然し主任者木本氏が其責を任ひて切腹したりとの一事不明確なるを以て更に之を問ひしに切腹したる人ありや否は不分明なりとのことなり、然れば切腹談は後世の作為談にして実事にはあらざりしか、去るにても案内者が余に示したる切腹者の墓とは何ものなりしか、輕信して其墓をも一見せざりしが赤羽氏の報に溺死者の爲に百万遍云々のことあれば彼の墓といふは或は供養塔などの類にはあらざりしか、尚ほ探求する所あるべし、

第五十章 安川氏の長所は短所

○箴言に曰はく「欺きとりし糧は人に甜し、されど後には其口に沙を充されん、あるきめぐりて人の是非をいふ者は密事をもらす、口唇を開きてあるく者と交はること勿れ」
(二十、十九)

口よく云ふ者は利あれども亦其身を苦むることあり、智ある者は其智の爲に利あれども亦智を巧に制せざれば其智の爲に自己を害す、「愚なる者(悪者の義)の口はおのれの敗壞となり其口唇はおのれの靈魂の罟となる」(箴十八)、又「悪者はくちびるの懲によりて罟に陥る」(箴十二)と教へたるが如き多言者の長所は遂に其短所となるをいふなり、

我国初代の基督教會中に働者として世間に知られ又仲間の人に重宝がられたるは実(まこと)に安川亨氏なりき、余は氏の不徳を發くを好まざれども見るものを戒めんが爲に直筆すべし、氏は下總法典の人なり、幼にして高橋石齋の徒弟となり、其長女を妻として高橋氏を継ぎ高橋六郎と称せり、妻女死し次女を妻とせしが後石齋の子健三氏の長じて大学を卒業する頃本姓に復して安川亨といへり、余が信者となりし頃は已に米人カラゾルス氏の教會に働き居りて人にも知られき、氏は元來智あり、才あり、又言葉に巧にして事務に長じ、若し其才智を正当に用ゐしならば世を利すること少からざりしならん、然れども惜しいかな氏は

其才智の働くが儘に之に制裁を加へざりしを以て氏の長所は遂に短所となりて我教会に於ける歴史にては其終を全うせざりしなり、若し酷に評したらんには其才智は奸字を冠らすの適當なるを見ん、已に是の如くなる故に大会又は伝道局の書記となりては其機敏なる往々人をして歎服せしむるものありき、明治十九年の二月外国宣教師数名三島に出張して演説会を開かんとするあり、余も亦其一人として派出すべかりしに明後日出立といへる二月十七日に至りて三島の信徒より「演説会できぬ、出立待て」との電報あり、尚ほ郵書によりて見れば会主某沼津警察署に届出でたるに署長は云へり、外人の免状は皆病氣静養又は學術研究と明記しあり、若し免状に演説のこと明記しあらざれば演説するを免さず、強ひて開會するに於ては法にしたがって拘引すべしと、宣教師等はいたく驚きたり、若し此免状にして演説不相成となりたらんには外人は居留地外に口を開く能はずと、翌日安川氏はフルベッキ博士を訪ひたり、博士語るに三島の困難を以てす、氏は余直に其筋に談判せん、若し人力車代二、三円を費さば一、二時間にして事弁すべしと、外人等氏に任ず、氏は築地をいでて三人曳の人力車に乗り、外務大臣井上伯を訪ひ、其事を語る、伯も大に驚き氏に添書して出京中の静岡県知事関口氏を訪はせ、又驚視總監を訪はしむ、事立所に成り、總監は云へり、明朝出立三島に向ひ発するも妨なし、沼津署へは直に電報をもて其旨を通ずべしと云へりと、吾人ハ十九日午前出立して三時頃小田原に達せしに三島より來れる書状

あり、見れば昨夜沼津警察署より呼出しにつき会主出頭したる所外人の演説不相成旨を達したるは間違なりき、開會するも決して差支なしと云へりとありき、視よ氏の機敏なる是の如く、氏の事務に長じたる大約皆是の如し、然れども一得あれば一失なき能はず、氏は是く事務の進行を期するが爲に時としては聖日の説教を依頼するに同時刻同所に二、三通の依頼をいだすことあり、蓋し一人差支へるよしの返答をききて第二者に依頼する時は速に決着を見る能はざるが故なり、而して若し二人、三人皆承諾したる時は自ら認めて優物となせるものを残して其他をば謝絶するなり、其所置の狡猾なるを見るべし、又氏の機智に富める一例を挙げんに明治十三年の八月十六日印度人ナラヤン・シヤドリ教師の來朝を期とし井生村樓に演説会を開きたることあり、其未だ演説の始まらざる時島地黙雷氏の傍聴席にありしを見て氏は島地氏に談じ、其印度人たるの故を以て明日築地本願寺にシヤドリ氏の演説を開かんとし島地氏も既に諾し又シヤドリ氏にも乞ひて承諾を得たり、島地氏が承諾したるはシヤドリ氏の我教の教師たることを知らざりしなり、弥々氏の演説を聞くに及びて島地氏はシ氏の己が敵なることをりて其本願寺使用のことを取消したく思ひしものなるべし、安川氏が明日のことを報告せんとて舞台にいでんとするや島地氏は氏の袖を引きて「本願寺使用は何分余が一存にては」と未だ其言葉半に至らざるに氏は「よろし」の一言を残して場に入り「明日午後二時より築地居留地新築教会の会

堂に於てシシヤドリー氏の演説あり云々」と報告せり、余は氏が新栄会堂の使用のこと如何にして決したりやと氏に問ひぬ、氏は曰はく「あの場合に断はられてはニツチもサツチもゆくものではない、去りとてまごつくもまづし独断できめたのサ」と、而して石原氏にむかひ「君、勘忍してくれたまへ、島地の奴があつた時になつて謝絶するので已を得ずアアしたから」と、新栄教会堂に故障ありしならば如何にする考なりしか知らざれども氏の機敏なることは是の如し、

是の如くなるが故に余は氏の機智を愛したれども氏の人物には服さざりき、一日伝道局の委員会に於て水戸に伝道者を派出せしめんと議あり、伝道者選定依頼の委員は余なり、余は其会議席にて安川氏を加へよと主張したれども氏は繁務なりとの故を以て其説を容れず、遂に余一人と決したりしなり、帰途二、三氏と牛肉店に午飯を喫し、其時にも余は氏に相談相手たらんことを乞ひしに固く辞してきかず、止を得ず余は一人にて其任に當らんと決心し、其日本郷に石原量氏を訪ひ一週日の派出を乞ひしに氏は云へり「余が妻の病頗る危篤にして今や唯死を待つのみ、本日医師の來診ある筈なれば容体を問ひ若し一週日以内に死なざるべしとならば其依頼に應ずべし、明朝を以て確答せんと云へり、其日の薄暮安川氏より來信あり曰はく「過刻ワデル氏に面会したれば水戸派出のことを談じたるに氏は不都合なりといふ、然るに篠原氏の來りたるあれば氏に依頼したるに教会にて承諾を得ば敢て差支なしと云へり、兄より教会に談じ

たまはば可ならんとの意なりき、余は此書を見て怒れり、直に一書を認めて氏に送れり、其大意に曰はく、

水戸派出伝道者選任の義は小生其任にあり、貴君は小生が再三再四の依頼を拒絶し其任に當らざりき、よつて小生は本郷の石原氏に談じ明朝確答を得るまでに運ひ居れり、若し貴君にして其任を分担したまはんとなれば何故に今朝之を拒絶せられしや、一旦拒絶せられて尚ほ其事に干渉したまふはいらぬ世話なり、ワデル氏派出し得るといひ、又石原氏も然りしならば如何にして其一方を謝絶せんとするか、謝絶せられたる者はより伝道委員の選任に信用を置かざるに至らば委員の不名誉にあらずや、貴君、この事を知らざるにあらず知りて之を為す言語同断、沙汰の限りといふべし云々

余は此書によりて氏が自己の非を知るに至らんと思ひてなりき、翌日余は委員会に出席したるに井深氏のみありて他に一人も居らざりき、井深氏は云へり「君は安川へひどい手紙をやったね!、安川は今朝来て言語同断とはひどいと云つて居たつて、よししたまへ、からかふのは」と、余は彼の誤謬を悟らんが為なるのみとて笑ひしが安川氏は委員会の終りし時云へり「君はひどい手紙をよこしたね!」と、余は「君が余りひどいことをするからサ」といひて其儘に別れしが其後は弥々余の氏を信ぜざること甚しくなりき、

氏が他人に説教を依頼することの多きは人の知る所なるが人の為には又極めて説教することの少き人なり、余も亦氏の為には

屢々露月町の会堂に講じたれども氏は兩國教会に唯一回説教したるのみ、然れども氏は説教の上手なりしなり、余は氏と共に十年間職を共にしたれども氏の説教を聞きたるは唯一回なり、思ふに氏は自己の説教を人に聴かざるを厭ひたり、譬は氏が説教を依頼し来りし時交換せんと約束するに其日の前後又其朝になりて病氣或は咽喉カタルの故を以て謝絶し来るは珍しからず、去りとして交換の約なれば「此方よりは行かじ、其方よりは来よ」ともいひかねてや、斯かる場合には神学生徒など頼みて自己の責を塞ぐを常とせり、是の如くなれば地方などに同行しても種々事を設けて自己は説教せざるを例とす、蓋し氏ハ好んで他人の説教を批評したれば又自己也批評せられんことを恐れたるなり、曾て麴町教会に於て氏の説教することあり、植村氏は奥野氏を誘ひ安川氏を聴かん、されど時より早く行かば氏の慣手段にて通れんも知れず、時を計りて説教の始まりたる頃に堂に入るべしと、久しく堂前を徘徊して時を過ごし、第二の讚美歌を聞きて後に入れり、果して予想の如く氏は講壇にありて説教を初めたる所なりき、植、奥二氏は氏が巧舌に感じて聴きしが散会となるや氏は壇より下りきたりて二氏に挨拶し「今日は風をひいて……君、聞きにくかったらうね」と云へり、植村氏スカサズ「いへ、いつ聞いてもどうせ、聞きよくはない」と、氏苦笑して終れりといふ、余は初め氏に是の如きたくみのあるを知らざりしを以て屢々氏の乞ひに応じたれども後には応ずるを止めたり、明治十六、七年の頃依頼ありたる時理由を云はず

して拒絶したり、其一兩日後井生村樓に演説会ありて準備の爲午前より行きたり、氏亦来りしが余が説教拒絶に理由を附せざりしを以て何故なりやと云へり、余はまさか正直に其理由をいふの勇もなく、去りとして偽の理由をいふは尚更好ましからず、返答に窮したる爲に「以後兄の依頼には応ぜざる決心を爲したり」といひしに氏は深く気にかかりしものと思え、余の後を追ひて休息所に入れば休息所に来り、演説場に入れば又従ひ決心の理由を問ひてやめず、其理由を打あけんかと思ひしも数回なりしが忍びて遂に云はざりき、茲に於て氏も其理由を悟りしものか其後一回も余に依頼せざるに至れり、後に他の人々に問ひしに多くは余と同じ理由を以て氏の請求には応ぜずといへり、明治二十年十二月中我政府は保安条例なるものを發布し、同時に数十人を東京より退去せしめたることあり、片岡、阪本等の諸氏が遂に二年半の禁錮となりしは此時なり、此保安条例の退去命令のいづるや余は何故か深く安川氏を疑へり、余は其年十一月四日安川氏其他五、六の教師等と共に後藤伯を訪ひたり、余輩伯に問ふて曰く「如何にせば今の政府を転覆すべきや、妙案あらば幸に教示を垂れよ」と、伯は声に應じて曰はく「政府を転覆せしむる易々たるのみ、余は幸にして身伯爵たり、直接陛下に上奏して内閣員を罷免せんのみ」と、余輩は問ふ「幸にして陛下其議を容れたまはばよし、御採用ならざりし時は如何」、伯曰はく「然りしならば最後の一案あり、高知、県下より二万の壯士を招集し、閣員の門に迫らしむ、彼等必ず、之を捕

へて刑すべし、第一組刑せらるるあらば第二組をいだし、第三、第四、遂に三十、五十に至らば捕へる所一万に及ばん、若し一万の壯士を捕へて刑するに至らば輿論の攻撃支ふべからず小胆の伊藤遂に自ら退讓するに至らん」と、余輩は其事の実際に行はるべからざるを思ひき、然れども高知の壯士は次第に都下に集來るに至り突如として保安条例で、退去を命ぜられたるもの高知県人に多かりき、其頃ある人は安川氏を以て井上、山縣の犬なりといふものあり、余は氏にかつがれ基督教の面をかむりて後藤伯の意をさぐるの器とせられたりと思ひたり、此疑惑は独り余の疑惑たりしのみならず「日本人」記者も其雜報中に保安条例は基督教よりいでたり、其条例を起草したるは三好退藏氏なり、其必要を政府に密告したるは安川某なりと云ひき、茲に至りて氏は才上好字を加ふるの適當なるを知る、

當時我政府は自由党中に基督教徒多きを以て我教を疑ふかの説あり、我教師中には便宜を得て当路の人に事情を明にせんとの望あり、茲に於て宣教師五、六人井上伯を官邸に訪ひ、事情を陳し、若し日本基督教一致教会に教会の事を問ひたまはんとなれば大会議長もあれば之に問はれよ、一個人に問ひたまふは危し、殊に安川亨は本会中にも信用する者あらずと告げたるよし、二十一年の二月中一日安川氏は余が家に來りて云へり、井上外務一致教会の信用ある教師に面会したしといふ、井深氏議長たるを以て氏に問ひしに氏は不都合なりといふ、稲垣氏に問ひしが氏又東京に住はざるを以て不便なりといふ、奥野氏は老人なる

が故によからんと思ひて乞ひしに氏も亦辞したり、貴君余と共に伯を訪ふて伯の基督教に對する意見をも聞き又片岡氏等高知人の在監中のものもあれば氏等の為に弁して教徒と政党との事情をも明にせよ」と、余は此時いまだ宣教師等の井上伯に面会したることを知らず、彼我の内情の未だ明ならざるものありと思ひたれば同伯に面会するは大に我に益あるべしと遂に之を承諾したり、其日余は築地アメルマン氏を訪ひ井深氏に面会したれば語るに井上伯訪問のことを以てしたるに氏は驚きて安川氏の勧誘にいでたるものならば君の為に不可なり、已に宣教師等は井上伯に面会して云々安川氏を信するものなきよしを語れり、今若し君彼と共に井上伯を訪はば伯は彼と同類の人なりと思はん、氏は井上伯氏の深く信用せざる模様あるを以て氏は君を誘ひ行きて教会中に信用あるものの如く思はしめん策略ならんか、他の紹介によりて伯に面会するは不可なし、氏の紹介は損ありて危なからん」と、茲に於て余は井、稲、奥諸氏の辞したるを解し、余の智の足らざるを悔い、途中より書をいだし井伯訪問のことを辞したり、二月四日は珍しく雪降りて路も悪かりしが夕刻安川氏は二人曳の人力車に乗り面色を變じて入り來り「已に君の承諾を得たれば過刻伯の邸に至り都合を聞きたるに明夕の外は時なしとの事、安息日なれども他日を期する能はず（余が大坂に出立せんとするは二、三日の間にありき）よって明夕を約し來れり、然るに今にして同行を謝絶せらるるに至らば吾に余が信用を害するのみならず伯に違約の罪を得べ

し」と、余は既に茲に至りては謝絶すべき言葉も無し已を得ず
 「余は貴君の紹介にては伯に面会せざるべし、此頃宣教師等伯
 に面会して君を信する者は無しといひたるよし、もし君と同行
 したらんには余の信用も亦失はるるに至らん」と云放てり、氏
 は此言を聞くや「ハアー」と長大息したるのみ、暫くは無言な
 りき、遂に云へり「さうまでなつて居てはしかたがない」、此
 一言を残して辞去したり、ああ、氏はいたく驚きたり、氏の智
 もいまだ自己のひろげたる畏の我足にかかりしを知らざりしと
 見えたり、

氏は是の如くなるが故に一方より重宝がらると共に一方より
 はいたく非難せられ攻撃の声次第に高く、殊に外国宣教師等の
 氏を信用せざるハ甚しく、ある一婦人は余に云へり、「若し安
 川氏にして伝道局委員たらざれば余は伝道金を寄附すべし」と
 云ひき、以て其信用のあらざりしを見るべし、氏は信用次第に
 減じ来り朋友となりて助くるものはなく、自ら其事を知りて常
 に怏々として榮まざるもの如く、榮まざるが為に自棄せしも
 のか俗にいふ「悪方かき」の如く弥々其畏は自己の足に近くま
 つばるに至れり、

氏が離間策を施して教会と教会の間、教師と教師の間を不和な
 らしめんと務めたるも一、二回にはあらざりしが如し、曾て淺
 草教会の破裂して明星教会の起る前、破裂の兆候として会中に
 紛争あるは免るべからざることなり、其頃のことなるが氏は一
 日余の家に来り「今淺草の小川牧師を訪ひたるに誰やらん無名

の書を送りて氏を罵詈したり、小川氏は貴君の書なりとていた
 く貴君を恨み居れり、余は乞ひて其書を一見したるが貴君の文
 字にあらざるは一見して明なりき、余ハ貴君の書にあらざるを
 弁じたれども小川氏は深く貴君と信じて貴君を恨み居れり」と
 云ひき、余は小川氏が是く疑ひては唯余にあらずと弁ずるも氏
 は信ぜざるべく、結局功なからんと思ひたれば其儘にして終り
 しが久しくして後、安川氏の破綻後小川氏は余に云へり「安川
 氏の離間策にハ困難せざるものあらざりき、曾て誰人か余に無
 名の書を送りしことあり、余は其筆者を知りたく思ひたれば安
 川氏の来りしを幸ひ此筆者は誰ならんとて示したるに三浦の筆
 跡なり、文章といひ、筆者といひ三浦たること明なり、余三浦
 を訪ひて其実否を探らん、而して明白なるに於ては中会に訴出
 でよなど云ひて余を困らせたることありき」と、余は驚きたり、
 氏が問ひ来りし時のことを小川氏に語りしに氏も「然りしか」と
 して驚きたりき、

然れば氏は是等の離間策を思ひだしてか二十年の十月末品川
 の加藤氏へ無名の書を送りしものあり、書中の記事は台町教会
 の長老日原氏を讒誣し「綿羊の皮を着たる狼」といへるが如き
 文面なりき、其筆者は某氏（安川氏の教唆にいでたるは明な
 り）にして其封皮は安川氏の筆跡なりとの説あり、遂に此事中
 会の議に附せらるるに至り書画鑑定家某の証言によりて封皮は
 安川氏と認められたれども固より証拠あるにあらず、此時に当
 りて安川氏は

生義過日の臨時中会に於て無名投書の嫌疑を受け猶引続き種々の告訴を受ける旨教友よりの勧め相受け候に付篤と省慮仕候に付畢竟私の不徳不信の致す所と存候間教師の職を相止め反省自養仕度覚悟に御座候間依て此段責下迄申上候也

明治二十一年一月七日

安川 亨

議長 井深梶之助殿

中会は此書に對し「安川教師ヨリ出ダサレタル議長へノ書ヲ教師辭職ノ書ト認メテ中会ハ願ノ通り同氏ノ辭職ヲ許サン」との決議を爲し其旨公然氏に通じ氏は茲に於て中數年間の職は罷められたり、筆者某氏も危かりしが告訴人の其告訴を取消したるが爲に「聖礼典の執行を自ら謹み」て終りたりといふ、然れども氏は反省自養を爲さざりしが如し、氏は其後美以教会に入らんとしてソール教師を説き種々の条件の下に入会と決

せしが其条件中に法典教会を美以教会に加入せしむるの一事あり、其議稍々熟し、安川氏は同教会よりの請求書をソール氏に送りたり、氏は法典教会長老安川一氏の実印を知らざりしを以てイムブリー博士に問はんとして同氏を訪へり、恰もよし、氏の入口にミラー氏居りたるを以てソール氏はミラー氏に問へり、ミラー氏は「其文字安川氏(亨)に似たり、然れども其捺印を知らず、幸い井深氏神学校にあり、氏に問はば明ならん」とソ氏は井深氏に問へり、井深氏は一見していたく驚きたり、其書は正しく安川氏の筆跡にして名は安川一とあり、尚ほ其実印は安川亨と刻したる同氏の実印なりき、ソ氏は茲に於て

「入会を望まば之を許すべし、但し六ヶ月間は晚餐を禁ず」と、其後確實の報知を聞かざりしが安川氏が美以教会にあらざりして普及福音会(スピネル氏)にあるを見れば彼の会に拒まれて止を得ず此会にあるものなるべし、唯奇なるは氏が何故に基督の教会を去らざるにや誰も其真意を知るものなし、或る人は云へり、「氏は井上伯の犬と為りて自由党の内情をさぐりたく、之を探ぐらんには基督教会にあるを便利となすが故なり」と、此事固より確實なりや否を知らず、氏の平生より打算したる一種の想像説なるべし、然れども氏は此想像説を破るの徳を有せざるなり、ああ、己にいでたるものは己にかへる、氏の如きは自業自得、自ら為せる殃にして避くべからざるものか、「人の振見て我振なほせ」吾人大に猛省せざるべからず。

第五十一章 磐梯山破裂の死者

○基督曰はく「然れば爾曹もまた予備せよ、意はざる時に人の子来らんとすればなり」(馬二十四)

人の死の思ひよらぬ時に來ることあるは今更喋々を要せずといへども天変地異によりて來るものは不意中の不意なるものなり、此天変地異中にある人類は常に其予備あらざるべからざるなり、明治二十一年七月十五日午前八時福島縣磐梯山は突然破裂して村を埋むる二、三、人の死する者四、五百人におよび評判嘖々たり、理学博士関谷氏の報告を見るに櫛ヶ峰と稱する一峯の半

面は中心より其巔まで切断したるが如く取られて直立二、三百間の絶壁を為したるものあり、若し一冬を過ごして雨雪の解け流るるにあはば其直立は土砂の為に裾を造りて其壯觀を滅すべしと云へり、茲に於て余の好奇心は頻に同山の見物を促して止まず、同年大阪に大会あるを以て十一月三日盛岡を出立し同月八日破裂跡を見物せり、余が止宿したる猪苗代町の旅人宿塩屋の主婦は左の一話を為したり、同町に岡部慎平といふ呉服店あり、破裂の朝川上の温泉に行かんとて其家の妻女(三十三年)は長女いよ子(十三年)番頭、乳母など伴ひていでたり、其家をいでたるは其日の午前六時頃なりしが大凡二時間を経て小礮梯は破裂せり、其安危如何と川上に行きて見れば破裂の泥土を以て其近傍を埋め温泉宿の所在地すら明ならず、固より人々の所在地知るべきの道なし、夫より人を役して諸所跡鑿したれども分らず、大凡十日を経て温泉場のありし所ならんと思はるる所より三丁許の下、櫛ヶ峰つづきの山の根泥土の中より足をいだしたるものあり、之を掘りて検するに果していよ子にてありしと、其他の人々は更に知れず、其儘になりたりと聞きぬ、余が見物したる時案内者は其地を余に示したり、余は証拠として数条を持帰りが余は其髪を以て「不意の死の記念」とせんと思ひてなりき、ああ、貴賤老若死を免るものなし、而して其死たるや百中の九十九までは予期すべからざるものなり、死は決して忽諾に附すべからざるなり、

第五十二章 雄子沢の滅亡

○基督曰はく「シロアムの塔たふれて圧死されし十八人はエルサレムに住める凡の人々よりも益りて罪あるものと思ふや、われ爾曹に告げん、然らず爾曹悔改めずば皆同じく亡ぼさるべし」(路十三、四五)

天変地異の災厄は善、不善ともに免るることあたはざるものなり、シロアムの塔の為に圧死せられたりとも必ずしも罪惡の爲にあらざるは主の教へたまひしが如し、然れども人多くは天変地異の災厄にかかりて死したるものも罪あるものと思へり、故に吾人は深く自ら謹みて死後恥なきを期せざるべからず、たとひ災厄に死することありとも恥なきを得ば其死や栄といふべし、明治二十一年七月磐梯山中小礮梯破裂し、其災害を受けたる村落も少からざりしが中に就きて雄子沢村の滅亡は最古のソドム、ゴモラにも似て最も奇なりしなり、余が雇ひし案内者菅原富次は左の事実を余に語りき、

抑、破裂したる小礮梯は満山樹木蒼鬱、昼尚ほ独行に気味悪き程なりき、従つて山の利も多かりしが山は皆南麓の礮梯村に属し、生ずる利益は皆同村のものとなりしなり、然るに北麓の雄子沢村民は山を自村の有となさんと久しく前より計画する所ありしが其名なきに苦しみ居れり、破裂前、何れの頃よりか村民は福島町に行きて三百代言に相談したるに一三百は云へり、礮

榊山上の祠は何れの方角にむかひ居りやと、彼等は答へて南の方をむき居れりと三百日はく第一手段として其祠を北方にむかはしむべし、弥々其所属の権利を争ふに至らば裁判所は其証拠を調査すべし、其時祠の北にむかひ居らば大に便利を得べしと、茲に於て村民は村に帰り村民に談じ、福島の代言人に其出訴を依頼すると同時に二、三人を大磐榊山上に登らせて祠を北向にすべしと既に其総代を定め又山に登らしむる人々を定めたるは破裂の前夜にてありきと、何ぞ凶らん、彼等が決定したる所は実行し得ざるのみならず、翌朝未だ総代の家をいでざる先に破裂の為に全域十三戸は数十丈の地下に埋没せられて一人の村民を残さざらんとは、菅原富次が此決議を如何にして伝聞したりや、大に疑はしきものありといへども世に是等の類のことは無きことにあらず、雄子沢全村の滅亡彼等の不義の罰にはあらざるべしといへども彼等は死して恥あるものところ云ふべきなれ、貪慾の不利独り舌切雀の慾深婆のみならんや。

第五十三章 一人の罪、禍を他に及ぼす

○聖詩に曰はく「視よ、其人はよこしまを産まんとして苦しむ、残善をはらみ、虚偽をうむなり」(七、十四)

夫れ罪の其犯すものに不利なるはいふを要せずといへども罪は屢々其禍、犯す者一人に止らずして他に其禍を及ぼすものなり、人或は其責任自己一人にありとして罪を恐れざるものあるは罪

の報の他に波及するを知らざるによるなり、豈猛省する所なくして可ならんや、

明治二十一年六月余が家族と共に盛岡に移住したる時は下小路に住ひたり、当時林竹太郎氏は外加賀野に住し、氏の家を以て講義場と為したり、講義場なると林氏の住ひたるとによりて余は屢々往復せざるべからず、而して其道二条あり、一は右して上の橋を渡り、一は左して春木場(薪を流し来りて止め而して売る所、毎春流し来るより此名あり)の仮橋を渡るなり、上の橋に比すれば仮橋の方近し、然れども茲に又近路あり、余が家より一町許にして星川某氏の邸あり、其表門を入りて裏門にいづれば直に仮橋の礎に出づるを以て三町許を近からしむ、是の如くなれば此近路を知るものは星川氏を知ると知らざるとに論なく皆通り抜けして便利を得たり、一日余は林氏を訪はんとして出で星川氏の邸に入り裏門にいでんとすれば何ぞ凶らん、「通行御断り申候」の一枚門扉に貼附せられんとは、余は驚きて帰り普通の通路を過ぎて林氏に行きぬ、後に星川氏が通行遮断の理由を聞くに、氏が邸中には林檎樹数本あり、一夜何者の狡児か通行の際熟したる枰果三、四顆を盗みたり、其通行し得るの便を徳とせずして尚ほ此不義を為す、よつて通抜けを許さずと、ああ、星川氏には正当の理由あるなり、然るにても罪の結果の社会に影響を及ぼすを見よ、余は枰果の盗人にはあらざといへども盗む者あれば余も亦通行禁止なる法律の下に屈せざるを得ず、一人の罪は一人に止らざるなり、

曾て蒲原の塩阪氏に聞く、同村に数人の若者あり、彼等富士登山を企て、十数人相議して同行せり、登山の日風雨甚しく案内者は其危険なるを告げて登山を見合はずべしと忠告したり、然れども血気の少壯者、何とて風雨を恐るべき、案内者の忠告を排して登山せり、然し危険は彼等の冒険によりて減ずるにはあらず、彼等も其危険なるを知りたれば幾分の防禦法あらざるべからず、遂に一人の発意によりて綱もて十数人を珠数繋ぎにし仮令一人、風に吹飛ばさるることありとも他の十数人よく之を支ふべしと、其計画頗る妙なりき、然れども彼等は未だ足らざるものありたり、彼等ある所に達したる時一陣の猛風吹来りて一人は忽ち岩角より転落ちたり、若し其落つること他の人々の予知することありしならば之を防止するを得たりしならん、然れど誤って転下するに先触を為すものはあらず、彼に次ぎたる一人は不意に引かると共に一方よりは風力の之を圧すあり、如何でか不意打を支ふべき彼も亦転倒墜落の不幸にあへり、第三者も亦同じ、第四、第五皆同じく遂には其危きを知りたれども吹飛ばさるる者の数多きにしたがひて其重量甚しく憐むべし、十数人は皆共に深谷に墜落して其死屍さへ行く所を知らざりしといふ、視よ、罪悪は連帯の責任あり、一人貪戻なれば一國乱を作す、一人の罪悪は其共に社会を組織したる同胞を禍するなり、恐るべきは罪惡の結果なるかな、

第五十四章 中保者は価値を要す

○彼得其第一書に教へて曰はく「爾曹の中レ或は裸に人の事に干渉（たごり）などして苦しみに遇ふものあらざれ」（四）
干渉に二種あり、甲乙の間に干渉して互に分争を生ぜしむるも干渉なり、又分争の間に干渉して調和せしむるも亦干渉なり、前者は不徳にして後者は善徳なり、然れども干渉して調和を計らんとするが如き自己の価値を認識せざれば勞して功なきのみならず却って為に分争の度を大ならしめ、互の間に悪感情を増加せしむるの結果あり、慎まざるべからず、

明治二十五年二月の衆院議員臨時総撰挙は松方内閣失敗の期にして品川内務の干渉甚しく至る所血を流すの惨況を呈したりき已に是の如くなれば官辺の干渉あらざる所も其競争の激烈なりしはよく人の知る所なり、岩手県第三区は国民協会の佐藤昌藏氏と自由党の宮杜孝一氏との競争なりしが佐藤氏は長く花巻にあり已に第一回にも競争者なくして出でたる程なれば氏の勢力中々強大にして当るべからず、茲に於て自由党は黨員多く花巻に出張して宮杜氏を助け、区中諸所に演説会、懇親会を開きて反対者を倒さんと力めしが偶花巻の演説会に盛岡の弁護士昆淳一郎氏出席して演説したり、元来氏は佐藤氏の甥にして幼少の頃は佐藤氏の家におりし關係もあり佐藤氏の恩を荷ふこと少からざりしといふ、然れども主義の相異なる固より叔姪の間柄を以

て混すべからず、昆氏は演説中揚言して曰はく「余は佐藤氏に對して叔姪の關係あり、故に人身攻撃を為すべからず、唯其主義の異なるが爲に主義を攻撃するのみ」と、遂に開票の期に至りて佐藤氏は八百余点、宮杜氏は五百余点にして中原の鹿は佐藤氏の獲る所となりき、然るに同月二十六日の午前突然昆氏は来れり、余は昆氏の家族が信徒たるを以て昆氏に親しからざるにあらず、然れども氏は余が家に来りしことはあらず、不思議に思ひて其采意を問へば氏は懐より一封の書を出だして余に示せり、見れば佐藤氏より昆氏に宛てたるものなり、一見するに曰はく

絶交書

頃日当地政談演説会に於て汝は余が身上の攻撃を公衆に試みたり、全く叔姪の愛情なきを証するに足る、且人各見る所あり汝は汝の見る所を以て党派の利を計るべし、余は余の見る所を以て國家の隆盛と人民の福利を計らんと欲す古人曰く道不同相爲二不謀、爾後絶交家族共等往來不致様承知あるべし
右申入候也

明治二十五年二月二十五日 佐藤昌藏

昆淳一郎殿

昆氏は云へり、余が佐藤氏に對して人身攻撃を爲したることなきは人皆知れり、然るに此書を得たり、思ふに佐藤氏の運動者誤り告げて茲に至りしならん、余は佐藤氏の恩を荷ふこと多く、よし荷ふ所なしとするも叔姪の間柄なり、余敢て彼を攻撃する

に忍びんや、主義の爲に反對したる者に對して絶交書を送り來る、余其絶交を恐るるよりも佐藤氏の爲に惜しむ所少しとせず、願はくは余の爲に佐藤氏に説きて此絶交取消の勞をとられよ、若し余と絶交することは變ずる能はずとするも家族に其累を及ぼすは忍ぶべからざることなり、幸ひ余が家に松本徳吾氏の止宿し居るあれども氏は佐藤氏を知らず、止を得ず貴君を煩はすなりと、余は此任の困難なるべきを知りたり、余は二氏に對しては他人なり、佐藤氏に對しては青二才なり、且是の如きことには甚だ不得手なり、然れども余は又思へり、昆氏の余に依頼せるはよく／＼のことなるべし、且余は「和平を求むる者は福なり、其人は神の子と稱へらるべければなり」との訓戒を奉ずるものなり、成ると成らざるとは天にあり、余は余が職分を爲すべしと、余は快く承諾し、或は成らざるべきを告げて其日花巻に行き、佐藤氏に面し其事を談ぜり、佐藤氏はいたく驚きたるが如く見えき、然れども余は余が職分の爲に此責務に任じたることを語りたり、然れども氏は昆氏が人身攻撃を爲したることは事実なり、伝聞の誤にあらず、氏の外知るべからざる内事を公言したる党员あり、是れ昆氏よりいでたるものにあらざるを得ず、又此絶交書を送りしは余一個の決意のみにあらず、運動者に對して棄置き難き場合もありて茲に至りしなり、家族のことは兎に角仔細はあらず、昆一人は貴意に従ひ難しといへり、余は辞去りて停車場に至りしに駅長の室に花巻警察署長原氏の居るに逢へり、よつて氏を別室に招きて昆氏は佐藤氏を攻撃し

たることありやと問ひしに氏は曾て其事無しと云へり、余はよき材料を得たりと思ひ、歸りて其夜昆氏に復言したる後原氏の証言を佐藤氏に通じたりき、其後久しく過ぎて佐藤氏は来りたり、氏は云ふ「昆のことにつき種々御配慮を受けたれども……親類中のことが親類の方がよろし、札幌の女も近きうちに来るといへば……」と、余は此言によりて氏が余の調和を好まざるものと推したり、且氏は先に「家族のことは仔細なし」と云ひしが未だに家族も其儘なり、是等を以て考れば弥氏は余の仲裁を好まざるものなりと見たれば余は茲に断念したりき、

ああ、是れ勞して功なかりしなり、余は自ら和平を為すの職分ありと思へり、然れども先方にては余の中保には重を置かず余の干渉を拒絶したり、今（明治二十七年五月）は昆氏の母は佐藤氏に往來せるよしなれども昆氏はいまだ絶交中にあり、政治的主義遂に人の家庭中に影響を及ぼしたりき、

第五十五章 輕信の失敗

○耶利米亞曰はく「心はすべての物より偽るものにて甚だ悪し、誰かこれを知るを得んや」(一七)。

「いつはりの無き世なりせばなか／＼に人の心は安けからまし」、偽りあるが故に偽るものに苦心あり、偽らるるものに困難あり、ある人は偽りを交際車の油なりと思ふべけれど其実は油にあらずして垢なり、正直こそ却って交際を円滑ならしむる

なれ、慎まざるべからず、交際の間に偽なからんか、人の心は安かるべし、偽りあらんか、用心周到ならざれば欺かれて困難もあらざるべく、気の毒なる思ひも為さざるべし、明治二十五年十二月十五日の夕刻なりき、沢井参事官東京に去るよしなれば送らんとして停車場に行きたり、余は其頃ウヰン嬢の花巻行免状を得んとして運動し居たる時にて昨日花巻にて免状下附願は却下せられたりと聞きたれば此上如何なる手段によりて得んかと苦心し考案中なりき、其時服部知事は余を見て「御気の毒だが免状下附の願は却下になりたり」といへり、余は知事が冷淡なる為の下附にならざるべしと思ひたれば其場にて○氏に「免状のことにて少しく御話しまうしたきことあり、今より御宅へ出でてでも御差支はなきや」と問ひしに○氏はよしといへり、余は直に其家にいたれり、行きて見れば某氏座中にあり、主人は余に声かけて「此方へ御いでなさい」といふ、余は「御用談の後にしませう」といひしに主人は「否、用談ではありません」と、余は其言葉に應じて其室に入りしに主人も客も雑談して居り敢て余の居ることも妨げとならざるが如く見えたれば余は免状のことを談じて尚ほ其場を去らず、雑談し居りたり、其中に蕎麦の御馳走となり余も二、三椀食ひしに下婢は来りて「サアおかへなさい」といへり、余は辞したりしが主人もすすめ家族すらすすめたれば遂に余は「今一椀」とていだしたり、ああ、是れ輕信の失敗なりき、余がおかほりをいだししてより門の開きし音あり、人の出入する気色あり、お代りは来らず、

待つこと大凡三十分にして半ば冷き一碗いできたれり、此間の主人の心痛は如何ありしか、余の苦痛も大方ならざりき、出だして後なれば最早沢山なりとも云へず、然りとて出できたりて後に五、六碗も食ふことを得べかりしならば幾分か気毒なる念を減ずべきも多きはや食ふべからず、家の人に御世辞なく、余に軽信あらざりしならば此失敗ハあらざりしものを、失敗は是にて終りしにあらず、余は尚ほ一の失敗を重ねたり、余は来客が辞し去らんとなれば余も去るべしと思ひしが彼安心して去らざる容子なれば余も去らず、十一時に至り余は来客を残して去りき、翌日田鎖氏は来りて云へり「貴君は昨夜〇〇氏に遅くまで居られたるよし」と、余は如何にして知るやと問ひしに氏は云へり「今朝県官某氏は後れて出庁し『昨夜公用ありて〇〇氏に行きたるに三浦君が十一時半まで居たので談ができず、十一時後より初めたので一時に去りたり』といへり」と、ああ「用談ではありません」を軽々敷く信じて余は生涯中の大失敗を為したりと思ひき、偽りなければ世はいつでも春のみなるものを、

第五十六章 博士と車夫の老嫗

○箴言に曰はく「エホバを畏るるとは悪を憎むことなり、我は傲慢と驕奢、悪道と虚偽の口とを憎む」(八、一三)
○又曰はく「其鄰を藐むる者は罪あり、困苦者を憐む者は幸

福なり」(二十四)

基督教徒は謙徳を貴む、故に教会には決して貴賤を云はざるなり、若し貴賤をいふものあらんか、彼いまだ基督の軛を負はざるなり、基督曰はく「我は心柔和にして謙遜者なれば我軛を負ひて我に学へ」(馬十一、二十九)と、基督に倣ふ者極めて謙遜ならざるべからず、

文学博士中村正直先生は大徳の君子として世人の尊敬を得たり、余も亦先生を目して大人となしたり、余が先生を大人となしたるは先生の謙徳を目してなり、余が明治十五年の頃安川氏と共に小石川に先生を訪ひたる時、先生は縁側の雑巾がけを弁じて曰はく「雑巾がけ程よき運動はなし、之を下女に為さしむるは惜しきことなり」と、先生の謙遜見るべし、然れども先生も尚ほ主の精神を得ざりしものか安川氏一日先生に向ひていへり「先生、近頃は安息日に会堂にいでたまはざるよしなるが何故なりや」と、先生曰はく「どうも從五位中村正直では人力車夫の老嫗と同じ所に腰もかけられんでね」といへりと、ああ、先生は主のナザレ人たるに躰けり、主は謙徳を教へんとして徒弟の足を洗ひたまへり、先生は老嫗と同席するを得ざりしなり、安川氏の言固より皆信用すべからずといへども先生の末年の主義によりて見れば悉く偽なりと為べからざるものあり、人の失敗の大半は驕傲にあるなり、

続々恥か記第三百三十章附記参観、

統 恥 か 記

(自 第五十七章
至 第七十三章)

第 四 卷

第五十七章 幼稚の時代

○詩に曰はく「彼等は知ることなく悟ることなくして暗中を
ゆきめぐりぬ」。(八十二)

何事によらず幼稚の時代において誤解せらるることは珍しきこと
にあらず、我が基督教が教外の人々より誤解せられ、或る人は
不忠となし、ある人は不幸となし、ありもせぬ事実をありと
して悪むあり、恐るるあるも敢て珍しとするに足らず、幼稚の
時に於ては已に信仰を起したる人々にも亦誤解あるを免れざり
しなり、

明治七、八年の頃なりき、米国宣教師カラゾルス氏は築地の居
留地にありて伝道したりしが次第に信者を得て安息日の礼拝は
固よりのこと祈祷会をさへ始めたり、然れど所謂幼稚の時代な
りし故に祈祷することに慣れざるより多くは前以て祈祷の草稿
を作り、之を懐中し居り、祈らんとする時は自己の前に草稿を
ひろげ密に之を見て祈るものもありき、ある夜祈祷会の時余が

友戸田氏司會者の任にありしに何故か祈祷する人少し、戸田氏
は待居るも際限なしと何某氏と指名して祈祷せんことを促した
るに林某氏を指したる時、彼の人はいたく困じたるもの如く
モジ／＼して居りしが遂にいと苦しげに「今晚は持合はせがご
さいません」といひ、一座哄笑久しかりしといふ、

某教会に於て一人の老嫗信仰を起しバプテスマを受けたきよし
教会にいひいでたりしが彼は一人の孫女あり、年の頃七、八歳
なり、彼の老嫗は此女も共にバプテスマを受けたしと乞ひたれ
ども教会にては其年令の半端なりしが為に謝絶せり、老嫗の失
望甚しかりしが去りとて抗弁すべきにもあらざれば己れのみバ
プテスマを受くることとはなりぬ、弥々其式の当日となり講段
に近き椅子に列し居り、長老の相図によりて式場に立ちしに今
まで老嫗の側に座したる孫女も共に立ちしが親なき孫の祖母に
なるは敢て珍しくもあらず、祖母と共に列びたりとて不
都合もあらざれば長女も之を制せざりしといふ、教師は立って
信仰の条目を問ひ誓約の後、水をとりて順序に之を濯ぎ、彼の
老嫗に及びたり、老嫗は其前額に水を濯がるるやいたく感激し

たるものの如くなりしが教師が手を引くや否顔に流るる滴を手を受けて「ああ、ありがたい」と急激に繰返しながら其水を孫女の頭になすりつけたり、其哀情憫むべきものあれども見るもの思はず吹出たすさへありしといふ、

斯かることは我國の初代教会には間々あることと珍しくもあらざりしよしなるが又南小柿洲吾氏のバプテスマも一奇といふべし、氏が余に語りし所を聞くに氏は横浜の教会にてバプテスマを受けたるよしなるが氏は初よりバプテスマを受けたらんに決して罪を犯さじと覚悟したるよし、然れば其受くる前までの苦心は大方ならざりしが弥々大に決心する所ありて誰にも相談せず、又妻にも語らず、会堂にて其式を済ませていでし時は罪を犯すまじとの決心強大なりしがために会堂をいでても其心配は大方ならず、若し美人を見たらんには心を動かすの罪を犯さんか、若し淫奔猥褻の語を聞きたらんには道心を害されんか、眼を閉ぢたらんには視官より来る罪悪だけは免るを得べし、眼を閉ぢて行かんにはと眼を閉ぢたり、去れど眼を閉ぢては道路を見る能はず、道路を見んとて眼を開けば罪を見んかと恐れ、如何ともすることあたはず、止を得ず半眼に開き、見るにもあらず、見ざるにもあらず、漸くにして家に帰りたり、然し家に入りて妻に挨拶などしたらんには如何なる罪を犯さんも知れず、寧ろ妻にも逢はざるの安全なるに如かずと其儘座敷に入り、壁の方むかひて座したり、妻女は夫が家に帰りたる容子なりしが其儘座敷に入りて静なれば如何なることかと座敷に入りて見れ

ばコハ如何に夫は壁の方をむきて端然と座し、手を組みて無言なり、或は俄に病にても起りしかと近きて「何とかせられしか」と問へば氏は厳格に真面目に、いと重々しく「おれは洗礼を受けたぞ」と其他を云はず、妻女はいたく驚きしが後に其次第をききて可笑しくもあり、大に安堵したりといふ、
初代の教会は暗中をゆきめぐりたるもの少からざりしなり。

第五十八章 高岡幾之助氏の信仰

○詩に曰はく「これらをまもらば大なる報^{あや}買^あらん」(十九)。
○又曰はく「エホバを畏るるは智慧のはじめなり、これらを行ふものは皆あきらかなる聡ある人なり」(百十一)。
人屢々誤まる、神の恩恵は唯靈冥界にのみ限れりと、豈それ然らんや、若し人真に神の誠命に服するを得たらんには靈現二界に於て其祝福を蒙ること決して疑ひあらざるなり、其理を説明せんとせば高岡氏に於て見るべし

(左に記する者は明治十九年十一月発行喜の音第五十九号に掲載したるものなり、同じく余の投じたるものなれば其儘に記しぬ)

氏は固武蔵国都築郡上谷村の農村田新左エ門氏の四男なり、十五歳の時東京に出て十七歳の時堀留町奈良屋といふ金物屋の丁稚となり七年間其店にあり……氏が丁稚たりし頃支配人を為したる記聞氏は今信徒となりて同会(兩國教会)に居り、氏の證

言によりても七年間小言を云はんとして云ひ得ざりきと、是の如くなれば生来の美質に信仰を加へ其一挙一動皆よく人を感じしめざるはなかりき、氏が初めて店を開き鉄瓶商となりたるは二十四歳の時にして今（明治十九年）より六年の前なるが爾来道を守りて商業に勉勵し、安息日を厳守すること他に類を見ざる程なり、

氏は曾て余に語りて曰ふ「信者となりて以来安息日に金五拾銭を受取りたることただ一回あり、ある安息日に山形県の得意來り、此日出立帰国につき先日借五十銭を払はんといふ、氏は休日なるが故に受取らずと断りしに彼の人は今日出立せばいつ上京せんか知れずと、五拾銭を店におき急ぎ車に乗りて去りたり、已を得ず其五十銭を帖簿に記入したりと以て如何に厳守したるかを見るべし

又氏はよく人の忠告をいれる度量あり、其一例を挙げれば氏ある日余の許に來り「如何にせば人を導くことを得べきや」と問ふ、余は氏が余り多数の人に道を語りて導かんとするを知りたれば先づ一、二人づつを導き、導き得ば他の人に移るやうにせば劣少くして功多からんと教へしに久しからずして氏余に曰ふ「君の忠告に従ひて已に二人を得たり一人は隣の某氏、一人は大阪に於てし共に功を奏するを得たり」と、又氏は常に罪を去るに熱心にして余に來りて如何にせば罪を去るを得べきやと問ひしこと其何回なるを知らず、又氏の生活營業は信仰とよく伴ひ、言葉を換へて云はば氏の生命は信仰の生命なりといふべ

し、余世の信徒が屢々いふ所を聞く曰はく「宗教と商業とは両立すべきものにあらず、全く教義に従はんか、商業の振はざるを如何せん、熱心、活潑商業を管まんか教義に抵触するを如何せん、若し我をして基督教徒たらしめずば營業の隆盛ならんこと疑ふべからず」と、語氣自ら信徒たるを愛ふるが如し、然れども氏は常にいふ「余をして若し純粹なる基督教徒の資格あらしめば三、五年にして東京第一等の鉄瓶商たる敢て難きにあらず、我が信仰薄弱なるが為に、まだ真正の資格を備ふるを得ず」と、其世人と異なる是の如し、氏の信仰日に月に進み營業日一日より隆に其商店を移すこと二回、遂に去る七月（明治十九年）を以て東京第一等の鉄瓶屋たるを得たり、氏は是より先其旧店に塗物店を開き、初に伝道商店と稱し実弟をして管理せしめしが得る所の利は自己の為に消費せずして専ら伝道の為に用ゐんとするにあり、蓋し伝道の為にのみ、為さんとして商業を為すは氏を以て嚆矢と為す、八月中旬より腸胃に病あり、某医の治療を受けしが二十六日に至りて類似コレラに變じ翌二十七日本所の避病院に移らる、病院に入りてより氏は全く死を決したるものと見え、看護の実弟に命じて遺言書を作らしめ細大洩すことなし、其重なるものを挙げれば長男某をして宣教師たらしめ、伝道商店は信徒某氏に依頼して弥々其業を盛ならしめ、相續其他は教会中より五人の委員を指名して之に任じ更に遺憾なからしめたり、氏が入院したるは三号室にして重症のもの多く、一人の患者は苦痛甚だしく屢々床中より飛出だしなどせしが氏

は初より苦痛を忍びて更に色に現はさず、実弟にむかひて「死はわが恐るる所にあらず、此苦痛を去るの道なきや」と云はれたりといへば随分に苦しかりしことを知るべし、其間も屢々実弟をして聖書を読ませ又は祈禱させ又自身にも祈禱したることあり、病院詰の医者は交る／＼二、三分毎に回診して容体を窺ひ其中の一人は氏が苦痛の間に平和あり、顔色常に笑を含み居たるを見て私に実弟にいふやう「此症にして今の時は非常に苦痛あるものにて隣にある患者の如くなるべきに此病人は更に苦痛を知らざるが如し、然れども知らざるにあらず、其信ずる所によりて慰むものならざるを得ず、今にして初めて基督教の力を知れり、氏は何方の教会に属したまふか、余も閑を得たらんには聴聞にいたさきものなり」とて大に感じたりといふ、死を以て主の栄を現はすとは此事をいふなるべし、氏は死する四時間程前より、目や耳の力を失ひたるが如くなりしが其日の午後天主教の僧来りて氏にむかひ「君の病は頗る危篤なり、君は何か信ずる所ありや」と問ふ、氏答へて「余は新教の信徒なり」と、かの僧ハ「新教」と聞きたるものと見え、「日本の神道には救撫なし」といふ、氏は「否、余が信ずるはプロテスタントなり」と、僧又曰はく「新教の洗礼には少しも功なし、宜しく天主教の洗礼を受けられよ、新教の洗礼は人の為す所にして偽なり」と、氏はいふ「余の救はるるは洗礼の功德にあらずして余の信仰如何にあるものなり、余の信仰は聖書を基礎となしたり、余は長く論ずるを得ざるが故に止むべし、君若し余に信仰

の誤を知らせんとならば余が信仰の基礎なる聖書を弁駁したまへかし」と、手を伸して枕にせる聖書をとらんとするに力なく実弟をして之を僧に渡さしめんとせしが僧も此信仰は動かすべからずと思ひたるものか「しかたがない」の一言を残して去りたりと、ああ、危いかな、氏は今生死の境にあり、甚だ誤り易き時たり、此時にして此誘惑あり、若し其信仰堅固ならざりしならば迷はざるを得んや、陥らざるを得んや、其日午後七時半二十九年四月を以て、逝けり、ああ、氏は已に主の召を蒙りて主の国に入れり、我僑徒に仰いで天を望まんや、よろしく奮起して氏の遺志を継ぎ、共に主の忠僕忠婢たらんのみ、力めざるべからず、励まざるべからず、

因にいふ、氏の言行には感ずべきもの少しとせず、詫間氏余に証言して曰く堀留町の類焼したる頃奈良屋の店中風俗大に破れ店の手代等夜に入れば食物を買ひて食ふことあり、詫間氏はある時風俗に関する規則を設けて店の中に掲示す、一夜氏は店に近き一室にありしに一人の手代は高岡氏に命じて焼藪を買はしめんとす、然れども已に規則の禁する所なれば公然命令すること能はず、密に強ひたり、高岡氏はいたく恐れてただ「できません」と繰返すのみ、手代は後に少しく怒りて「何故、我命に従はざるや」と質したりしが高岡氏は「規則でございませう」と、詫間氏は此時より弥々氏の信ずべき人物なるを知りたりといへり、

第五十九章 加藤敏行氏の胆力

○使徒行伝に曰はく「我儕見し所聞きし所のものは云はざるを得ざるなり」(四二)。

人に勇怯の別あり、天然によるといへども其修養によりて勇怯共に大ならしむるを得べし、然れども神を知らざる人の勇は多く血氣に厲し、神を信する人は多く真勇なり、彼得、約翰元來勇あり、彼等基督を信するによりて血氣は變じて真勇となれり、彼等ガリラヤ湖畔一匹夫なりといへども基督に養はれて七十人会の虐權に屈せず、基督を説く勿れと囂されて「見聞する所云はざるを得ず」と主張す、真正の勇民にあらざる以上為し能はざる所なり、

余が友加藤敏行氏は天然の勇に修養の勇を加へたる人なりき、氏が天然の勇は其母より遺傳せられたるものならんか、聞く氏の母は維新の際某地に於て俄に敵の襲撃を受け、老幼、男女周章狼狽、混雜一方ならざりしが「腹が減つては通ること叶はじ」として左右の壁を銃弾の打抜く間に食事を為したりといふ、氏は此母より遺傳せられたる者か其胆勇には驚くべきものあり、明治十年の夏と覚ゆ、一日氏と共に築地に水遊を為し、対岸の干潟まで遊び行きたり、干潟に久しく休息し帰らんと為ししが此時俄に南風起り来りて鏡の如くなりし海面は忽ち大海の如く、見るも恐しき有様とはなれり、氏は余よりも遊ぶことは下手な

り、余は波の怒濤を見て氏の為に幾分か危みたり、然れども時を過ごさば満潮の時なるが故に遊ぶべき距離は弥々遠く、干潟も遂にハ水中に没すべし、如かじ勇を鼓して遊び帰らんにはと、氏と共に遊び初めたり、稍々三分の二も来らんかと思へる時、氏は余よりも一、二間後れ居りしが氏は「三浦君、もういかない」と云へり、余は何の意なるやを知らず氏を見しに氏は痛く疲労したるが如くなるに浪は屢々氏の面を打ち、時としては氏の髪をのみ波上に見ることあり、余は驚きたり、自己の一身すら自由ならざるに尚ほ氏に此厄あり、余は氏に力を落とさせまじと「ケチなことを云ひたまふな」の一言と共に氏に近き、氏の脇に一手を添へて力の限り氏を突き、其都度余は全身を水中に沈めたれども其は固より覚悟の上なり、余は水より首のいつるや、後より氏を鼓舞し、氏が鼻の水中に没せんとするを見るや又氏を突き、是くすること八、九回、其間三、四回大浪をかぶりたれども漸くにして海軍射的演習場の石垣に着くを得たり、氏はニヤリと笑ひ「三浦君、死なないですんだ」と、氏ははや疲労甚しく容易くは立つことを得ざりし程なりしが氏の顔色は毫も平日と異なる所あらざりき、余は此時氏の胆力に驚きたり、余が後に此事を氏の兄戸田氏に語りたる時、氏は加藤氏の胆勇は遺傳ならんとて母のことを語りたりき、然れば氏は時として無法と見ゆることもあり、後に氏は余に語りて云へり「余は此頃退潮に乗じて品川の御台場まで行きたり、苦しき時は海底に沈みて歩み、時々浮きあがりて呼吸を為し、二時間余にして着

したり、然し帰りは寒くなりたれば通船に便乗を頼みて築地に
戻りたり」と、此事によりても氏の大膽なるを知るべし、

其後氏は石川県金沢に伝道す、一夜暴漢五、六人氏の帰途を要
して氏を乱打す、氏は防衛の具あらざりしを以て彼等の打つに
任せ、遂に其頭部を打たれたるが為に一時氣絶したり、暴漢等
之を見て死したりと為して遁去り、幸ひに蘇生したりしが氏は
此乱打に逢ふ間一回も声をいだし、敢て人の扶助を呼ばざり
しといふ、後東京に帰りしが不図腸の病に罹り、第一医院に入
りて久しく療養したりしが功なく遂に逝けり、医師のいふ所を
聞くに其病症は腸の破れしものなるが是れ甚しく腸を打撃した
ることあるに基因せりと、氏が金沢に於る逢難其起因たりしこ
と明なり、氏は我国新教の殉死者の第一の人たりしなり、余は
常に氏の胆勇に服せり、氏は我党の勇者たりしなり、

第六十章 奥野昌綱氏怒る

○詩に曰はく「怒をやめ忿恚をすてよ心をなやむるなかれこ
れ悪を行ふかたにうつらん」。(三十七)

○パウロエペソ人に教へていふ「怒りて罪を犯すこと勿れ怒
りて日の入るまでに至ること勿れ」。(以四)

夫れ忿怒は其怒る者の益となること少く、多くは其一身の損害
たるなり、忿怒甚しければ凶殺となり、神の前に罪惡となれり、
然れども其怒るに道を得る時は怒るもの、怒らるる者双方に益

を為すこと無しとせず、唯一時の感情によりて事理を考ふるの
暇なく又其身を忘るるが如きは大に慎まざるべからざるなり、

奥野昌綱氏はよく怒る人なり、氏自ら云ふ「僕の広島菓鐘にも
困る」と、蓋し広島菓鐘は其湯を沸騰せしむるの早きを以て名
高く又奥野氏禿頭、人よんで菓鐘といへるを以てなり、氏がハ
ワイ皇帝を海岸教会の会堂に奉迎する時外人の無法なるを怒り
しが如き、大会の委員会に木村氏と衝突して怒りしが如きよく
人の知る所なり、然れども氏は此短所あると同時によく其怒り
しを悔るを氏の長所とすべし、然れば氏の怒るは時として場所
を択まず、不利なること無しとせざるも又大に益を為すこと無
しとせず、氏が大阪に開きたる大親睦会の時怒りしが如きは大
に余輩の面目を維持したるものあり、左に其頭末を記さん、
明治十三年七月中大阪に基督教徒の大親睦会あり、蓋し第二回
なり、東京より出席したるは奥野氏、稲垣氏、南小柿氏、田村
氏及び余等なり、同月十三日と寛ゆ、諸氏梅花女学校に集りて
親睦会執行の順序を議す、予て準備委員等より諸氏に通報あり、
皆換題に就きて演説を為す管なり、奥野氏の「基督教徒の愛」、
田村氏、宮川氏の「内国伝道論」、稲垣氏の「安息日の説」、飛
島氏の「基督教の文学」、アツキンソン氏の「基督教徒家政論」
等の如し、

奥野氏の題は「親睦会の補益」なりしならんか

然るに此頃 陛下の御巡幸あり、今会頭田村初太郎氏が職を奉
じたる学校に文部卿の視察等ありて田村(初)氏は預る多忙な

り、然れば其順序を議するに当りても場所と日割に屢々衝突を生じて困難を感じることありしが田村(初)氏は云へり

長逗留は迷惑せらるる方もあらん、又御巡幸一件にて場所と人との困難もあり、凡ての困難を感じざるに至りて開会するとせば場所と人とは便利なれども斯く長き滞阪は又為し得ざる所なり、然れば面白くもあらぬ演説などは一切廃して時と場所の許す限り面白く楽しみては如何、

其言の終るや否、奥野氏は立上り、余は其權幕にて何事か起れりと思へり、奥野氏の菓籠は既に沸騰点に達し居たりしなり、氏は曰はく

愚老は唯今の田村君の御説を聞いて甚だ其意を得ず、初め演題を定めて各自に御注文があった。注文を受けた者は願はくは兄弟方の利益になるやうにと思つて一生懸命に用意して来た、愚老の演説は面白くもなからうが他に金玉の演説も少くない、然るを順序の都合こまる時が無いといふならまだしも「面白くもあらぬ演説」とは聞乗にならぬ口上なり、此様な無礼な口上を聞くは愚老生れて初めてでござる、こんな親睦会には愚老居ることを好まん、唯今より帰ります

云ひ終りて氏は風呂敷包をかかへ、帽子をとり、はや入口の方へと出で行く有様なり、余は奥野氏の怒りしを有理なりと思へり、然れば奥野氏をなだめて止むることも為しにくく又田村氏は此事につきて余が喩を容るる程親しからず、余は如何にしてよからんかと心痛せしが田村氏が驚きて奥野氏詫ぶると稲垣氏

が老人を止むるとによりて漸く其場は納りしが奥野氏の此立腹は大に余輩の面目を保つこととはなれり、余は密に奥野氏が「よく怒ってくれた」と悦びたり、怒るも時としてはよきことあるなり、

第六十一章 北上河の難船

○箴言に曰はく「人の財貨は其生命を贖ふものとなるあり」
(十三)

古諺に曰はく「千金の子は市に死せず」と、財貨其物は人を救ふの力あるにあらずといへども財貨はよく人心を動かせり、故に財貨屢々人の生命をも贖ふことあるに至る、ああ、賤しむべきかな財力、ああ、貴いかな財力、

余が美露々生氏と共に盛岡の視察を為したるは明治二十一年の三月下旬なりき、弥々盛岡移住のことも決したれば余は美氏に先立つ一日、五月二日に盛岡を出立し、独り南にむかへり、当時東北の鐵路は仙台まで開通したるのみ、同所以北は僅に測量を終りしのみ、茲を以て同所より盛岡までは馬車、人力車によらざるを得ず、然れども一ノ関より東一里にある孤禪寺よりは日々北上河を上下する汽船あり、余は二日間車にゆられんよりは船にて下る方大に優れりと為し、三日の午前一ノ関より狐禪寺にいで北上回漕会社の持船広通丸(公称十六馬力)に入れり、余が陸路を扱まずして船路をとりたるは身の窮屈を避けんが為

なり、茲を以て余は下等室に入らずして上等室に入れり、第一のステイション薄衣うすぎぬまでは同室の客一人あり（後に盛岡もりおかの人中里氏なるを知れり）其後は余一人にて十一時四十五分に石巻いしまきに着したり、此日は朝より珍しき快晴にて船旅行を為すには此上もなく目に見る限りの山々は高きも低きも皆緑の新衣を着し、或る時は山合の険隘に入り、或る時は空漠たる平野にいで四方の眺望頗る佳なりしが午前十時頃より南風強く吹出でて時々は海にあるが如く感ぜらるることもありき、石巻いしまきに入りてよりは乗客の上も濟みたれど船はいでず、船員に問へば余りに風強きが故に少しく待居るなりとのことなりき、十二時三十分となりて船は発し、再び北きた上河を上り初めたり、其理由を問へば水路三十町を上りて堀割の関門に入り、野蒜のしんを歴て塩釜しほかまに行くなりといふ、船は石巻いしまきをいで四十五分間走りしが此時風は弥々強く、船の動揺はいふまでも無く舷側に打あてる波は霧となりて船を蔽ひ、締切りたる窓の際より、水を入れて敷物をも濡すに至り、下等室にある婦人などには船暈のために返却などするものもあり、時としては河船ながら傾きて一方の外輪波上に旋ることもあり、又特に気味悪きは浅き所にて船底を突かせることあり、今二、三丁にして関門なりといふ所まで行きしが波浪の高きが為に関門に入ること能はず、残念ながら石巻いしまきに戻り波の静なるを待ちて発せんと船を東の方（河下）にむけんとするに風の抵抗力甚しくして船を旋らすべからず、若し右舷に旋らしたらんには旋らし得ざることはあらざるべきも風の為に右岸に吹きつけ

らるる危険あり、幸に船の體の左岸に触れんとしたる時船僕の一人は身を躍らせて岸に移り、船員をして大綱を出だしめ、綱の一方を船首に結び一方を岩頭の杭に縛したり、是れ船をして右舷に旋らざらしめんとの考えなりしなり、然れども船を旋らさんとしたる時、大綱は引張られ、波の為に船の動揺したるが為に綱は忽に断たれたり、然れども此断たれたるは幸なりき、此際船は河下をむかひ、之に汽力を添へたれば其早きこと箭の如く左岸に残されし船僕の姿は忽ち見えたり、船の下ること大凡五、六分にして右岸に近きし頃、ズーンの響と共に船は浅瀬に乗上げたり、此乗上げと共に船の動揺は止みたれど波浪の舷側に碎けて飛散する勢は船を瀑布底におくが如く、船員は船を浮ませんとして尽力大方ならざりしが功なく、弥々砂中に深く入りて動かざること台場の如し、人は手前勝手のものなり、今までは動くとして愚痴こぼしたる人々も今は動かずとして愚痴いふに至りぬ、満船の不平等も船を浮ませんとするに功なし、此時陸に残されたる船僕は大綱の残りど竹棹一本とを持来りて何か種々の手真似を為し其意を通せんとしたりしが船員等には更に分らず、其中彼は石巻いしまきの方をむきて見えずなりぬ、船の乗上げたるは一時四十五分なりしが船長に問ふに満潮の時にあらざれば浮上ること能はず、大凡浮上るべきは夜の九時頃ならんと、ああ、満船一時の禁錮に処せられたり、余は下等室の愚痴と風の船に当りて生ずる不思議の音楽とを聞きて暫く眠りぬ、四時不図覚めて河下の方を見れば三人乗の小船一艘上り来るあ

り、然れども彼の小舟には逆風なるが上に波にあてられ頗る困難なるもの如し、波をかぶるが苦しきか又は労働の甚しきが為か三人の中の一人は裸体にてありき、何の目的にて何方へ行く舟なりやは知れざれども船員の一人は彼の小舟にある一人は確に先に左岸に取残されし船僕なれば我船を迎へん為に来りしならんといひき、其中に裸体の人は水の浅きを見たものか水中に飛入りて小舟を曳き、岸に上りて引舟を為し、二人は舟中にありて座して棹をつき辛うじて四時三十分頃に小舟は我船につきたり、小舟のつきたと同時に河の左岸にも六人の人足大綱など持ちて頭はれ、何事か又手真似せり、其時小舟は船を離れ三、四人の船僕乗りて左岸に行き二人と相談し居たり、暫くにして相談は整ひたりと見え互に持てる綱をいだして結びあはせ小舟も人も四、五丁河上に上りたりしが遂に小舟は綱の端をとりて我船にと漕付けし否、寧ろ流れつきし否、吹付けられたり、余ハ船長に何を為すかと問ひしに彼は云へり「此綱を船につけて深き所に引出ださん計画なり」と、余は其事の無益ならんことを思ひしが果して五、六の人々力を協せて引きたれども船の動かさるは勿論水中に沈み居る綱さへ波上にはいでざりき、余輩の運命は弥々午後九時と定りたり、此時船長は余の室に來り恭しく敬礼し、頓首して船体乗上げの不行届を詫ぐ且曰はく「今三時間を待ちたまはば船ハ浮上るべし、去りながら貴客は御急ぎの御用を帯びたまはんも計りがたし、貴君は特別に小舟を以て左岸に御渡し申うさんと思へり、之を諾したまふや否」

と、ああ、彼は余を官吏と見たるなり、余が塩釜に行かんとするは彼が知る所なり、今左岸に上陸したりとて塩釜に行くの便なきも彼の知る所なり、然るに彼「御急ぎの御用を帯びたまはんも計り難し」といふ、彼は余をよき客と思ひたれば石巻に一泊して明朝此船にて塩釜に行くはよく知りながら此誤辞を呈して水路の不便を吹聴せられまじとせるなり、余はよく其事を知りたれども三、四時間の禁錮は閉口なりと、彼の誤辞を利用して余一人小舟にて岸に上れり、翌朝乗船せんとすれば同じ船なり、彼は余の乗船を見て内心可笑しく思ひしなるべし、余も彼の誤辞を可笑しく思へり、然れども余に此都合ありしものは上等にありしが故なり、若し下等でありしならんには三時間の禁錮は免かれざりしなり、財貨は余が三時間の禁錮を贖ひたりしなり、

第六十二章 ダビッドリン氏の負惜みなき事

○基督教へて曰はく「爾若し礼物を携へて壇に往きたる時かしこにて兄弟に恨まるることあるを憶起さば其礼物を壇の前におき先づ往きて爾の兄弟と和ぎ後きたりて爾の礼物を献げよ」(六、五、二十)(三、二十四)

孔子曰はく「過って改むるに憚ること勿れ」と、蓋し道德上の至理東西其轍を同うするものなり、人の過誤ありて更に過誤を加ふるものは過を改むるに吝なるが故なり、若し人過を改むる

を憚らざりしならば過誤の大半を償ふに足らん、ダビッドソンの氏は余が洗礼を受けたる教師なり、氏は篤信、厳格なりしが故に他の人と幾分の異なる所あり、或る人は氏は奇人なりといふ、氏は自らいふ、余はピキュリアーにはあらず、然りいまだ氏を奇人とは評すべからず、間々人を感服せしむるの行爲ありき、

其負惜みなきが如き一なり、明治十一、二年の頃、氏は築地の入船町に住ひしが其頃重富慎三郎（余が従兄弟）を養ひ自ら読書算術を教へたり、彼のよく暗記せざるは氏気を長くして懇切に教へしが慎三郎に罪惡ある時は其髻を打ちて懲すを常とせり、然れども毫末も怒気を含みて爲すにあらざれば誰ありて之を酷に過ぎたりといふものもなく皆其所爲に服し居たり、ある日慎三郎に罪ありしと見え、二階にビシャ／＼の音、慎三郎の「御免なさい／＼」聞えたり、暫くして慎三郎は二階より下り来りしがいつも折檻せられたる時と異り何事か不平あるが如くなりき、人其所爲を問へば彼はいふ「先生におれの言葉がよく分らないから先生はおれが悪いと思つておれをぶつた」と、問ふもの更に精しく其顛末を問へばダビッドソンの過失なりしこと明になり、茲に於て其人慎三郎の爲に弁じたるに氏はいたく驚き、忽ち慎三郎を呼びて「どうぞ御免なさい、私の間違ひです」何ヶ度となく繰返したれど慎三郎のはか／＼しく応答せざりしを以て氏はいまだ慎三郎の承知せざると思ひ、同じく繰返すこと十數回に及べり、松崎氏は「世に負惜みなき人も多かるべきがダビッドソンの如きは古今独歩といふべし」

といひき、余は氏と共にあること五、六年なりしが氏が英人の特性として其節を改めざるは常に見し所なれど毫も負惜みを爲したるを見しことあらざりき、氏の如きは多く類を見ざる人なり、此点に於ては氏を評して奇人といふも可ならんか。

第六十三章 ダビッドソンの正直

○詩に曰はく「直くあゆみ、義をおこなひ其心に眞実をいふ者ぞ其人なる、かかる人は舌を以てそしらず其友をそこなはず又其隣をばぢしむる言葉をあげ用ゐず」(十五、三)

世に正直なる程貴むべきことはあらず、正直なる人は人を信ずること深きが故に時としては其正直の爲に他を信じて失敗することあれども其失敗には後悔なく、又恥辱あらざるなり、後悔なく又恥辱なきは貴むべきことにあらずや、

余が深く尊敬する所のダビッドソン氏には賞讃すべき、又模倣すべき美德多しといへども氏の正直なるは余の常に敬服し居る所なり、其一、二を挙げんに明治九年余が築地新栄町のダビッドソン氏の家にある頃丹羽鉄三郎氏来り居れり、氏は其頃十歳前後にして夜間など便所に行くも気味悪しとて恐れたりき、茲を以て時々人にからかはることも少からず、ある日の夕方余は氏をからかはんとて「鉄さん、今夜は便所へ行くに気を付けなければいかん、便所には生首があつたけ」と云へり、余は何とも思はざりしが氏は是を眞実なりと思ひしか二階にあがり、

ダビッドソン氏の室に往き、「便所に生首があるさうですが、本当ですか」と問へり、夕氏は其様なことはあるまじと云ひしが丹羽氏はいまだ安心がならざりしと見えて「三浦さんがあるといひました」と答へたり、夕氏は是く聞きて「三浦さんがいひましたか、三浦さんなら虚偽ではありません」と、丹羽氏は是くききて大に恐れ、便所の口より「馬鹿々々」と大声に叫びて戸を開き大笑を為したり、夕氏の正直なる此一事を以ても見るべし、

氏は正直なり、然れども境遇之をして然らしめたるならん、時々余が家に余の謝金を持来ることありしが其金をいだす時は必ず先づ家外を見、人の通行し居らざる時に密にいだすを常とせり、余其故を問ひしに「余が本国に於ては多少の金を人に付すを見せたらんには其夜盗人の家外を徘徊することあり」と云へり、余は蘇國の如何に社会の悪きと氏の用心の周到なるを思ひたりき、氏は是の如くなりき、然れども氏の正直なるは一度人を信じたらんには其信用の篤きこと真実の兄弟も及ばざるものあり、氏は約束ありて他に行かんとする時、切詰の時間に達するまで家にある習慣なり、故に何方に行かんとする時は如何なる事柄にても多くは棄置きていでたり、ある日氏が何方にか出でんとして入口に至りし時、余は氏より請取り置くべき金あるを思ひいだしたれば氏が已に五、六歩を踏出だしたる時氏を呼びて金の入用あることを語りき、氏は時なければ帰り来る暇あらず、衣囊に手を入れ十数個の鑰を廊下の板の間に擲いだし

「いくらでもおだしなさい」其儘にしてかけて行けり、其後はの如きこと屢々ありしがいつも氏の金庫を開けば大小の紙幣不規則に入りて多き時は数百円ありしことさへありき、而して氏は金庫に何程あるかは毫も知らざりしなり、此事を以ても氏が如何に余を信用せるかを見るべし、氏の正直にあらざる以上は決して為し能はざる所なり、

又氏の蔽ふ所なき有体なるに感服したるものあり、余は氏が独居せるを以て氏は必ず妻とすべき婦人を求め居るならんと推察したればある日氏に問ひたり、「我國に來り居る英米の婦人中には秀才の者もあるべく又美人もあるべし、誰をか秀才とし、誰をか美人となすや」と、氏は答へていへり「醜美の標準は人によりて異なれば一定すること難しといへども余が見る所を以てすれば○○○○嫌なり、秀才は○○○○○○嫌なり、嫌の秀才は余一人の見にあらずして誰も許す所なり」と頗る賞讃せり、余は氏が○○○○○○嫌に意ありや否を知らんとして更に問ひぬ「彼れ果して斯かる秀才なれば彼を得んとする者多かるべし、或は聘定の約あるものありや否」と、氏は答へて云へり「彼の女はいまだ約したるものなきが如し、茲を以て余は勉めて彼女に近かざるなり」と、余は奇なる応答なりと思へり、已に他に約あらば近かざるよし、約あらざれば近くべしと思ひて其理由を詰りしに氏は曰はく「約あれば近くも余に愛恋の情の生ずべきやうなし、然れども約したるものあらざるが故に彼に接して若し彼の秀才に感じ愛恋の念を生じたらんには其情の

制すべきなけん、是れ余の敢て彼に近かざる所以なり」と、余又問ふ「愛恋の念を生じたらんには請婚するも可なるにあらずや」と、氏はいふ「否、彼は余と生国を異にするのみならず又余と宗派を異にせり、余は生国、宗派の異なる敢て問ふ所にあらず、然れども我国風伝道者の如きものにして他派の婦人を娶りたらんには奇行として擯斥せらるること無きを保すべからず、故に避けて近かざるなり」と、余は此言によりて弥々氏の正直、有体なるに服せり、氏の如きは其類を見ること稀なりといふべし。

第六十四章 江本某氏余が荷を負ふ

○箴言に曰はく「貧者は哀なる言を以て乞ひ富人人は厲しき答をなす」(二十八、二十三)

世に貧しき程苦しきことはあらざるなり、錢なきが為に学あり才ありて屈し、錢なきが為に無学、無能の小人に役せられ、錢なきが為に蓄積する所ありて發表すること能はず、苦しむべからざる時に苦しむも錢なきが故なり、実に錢なき程苦しきことはあらざるなり、然れども錢あるが為に貧者に驕るは悪むべきなり、殊に学なく才なく唯錢のためにのみ勢力あるは悪むべきの太甚しきなり、

維新の際我が藩主は甲府御城代を命ぜられ余も亦砲兵の一員として藩主に従ひたりき、当時藩より給せらるるは盛相飯と沢庵

大根一、二片のみ、固より普通人士の甘んじ得らるる所にあらざ、茲に於て一地に宿陣すること二、三日以上に涉れば副食物を作るを常とせり、余輩が甲府にある時煮染屋と称する一婦人あり、日々副食物を持来りて商へり、余輩は其便利なるが為に価の高下を問ふに暇あらず、日々彼が来るを待ちて買ふを常とせり、余輩は二、三回居を移したれども最も長かりしは八日町御門を入り二、三丁にして右にありし御勤番の旧宅なりき、家には五、六室あり、余は三人にて一室を領したりしが同室の人の一人は江本某氏なりき、氏はある不幸で、比較的無罪(イノセント)なりしが無罪なりしだけに人々の玩具となりき、又氏は何の因縁によりしか貧しかりき、官より給せらるる御手当なるものなきにあらざれども固より以て十分ならざれば皆多少自己の金を費さざるべからず、儲余輩が煮染屋の女房より副食物を買ふに気の毒にも氏ハ余輩と共に買ふこと能はず、ある時は余輩より劣等の物を買ひ、或る時は買はざることあり、余は氏が比較的無罪にて人に愚弄せらるることあり、又其貧しきを憐みて多くは副食物の二人前を購ひて彼の人に分つを常とせり、余は氏と居を同うしたるが為に氏に分配すること虚日なし、尚ほ加之日々市中を徘徊して物品を購ふにも助くることあり、時としては湯に入る錢すら余の懐より支出することあり、是の如き有様なれば氏は余の為によく心を用ゐ、或る時は余の衣服をたたみ、余の靴を磨きて余を助くることあり、其年五月下旬甲府を立ちて沼津に帰らんとする時の如き余の困却したる一時あ

り、余は甲府出張の時弥平治といふ僕をして余が為に背囊を負はしめたるに沼津に帰る時は彼を伴はざりき、茲に於て背囊の所置に困り、自ら負はんは難儀なり、去りとして残しおかんと困難なり、余は其処置を江本氏に謀りしに氏は「われ之を負ふべし」といふ、余は其中に余が品物を以て満たしたれば氏の用を為さざるべしといひしに氏は「否とよ、余の為に用ゐんといふにあらず、君の為に負はんといふなり」と、余は気の毒に思ひたれども他によき処置なきを以て氏の好意に任せたりき、又余輩は沼津再脱の遊撃隊を追撃せん目的なれば其速なるを望みて鰐沢にいで富士川を下るにあり、甲府より鰐沢に行く道路は本街道にあらざるを以て橋梁など自ら堅牢なるもの少く、殊に此頃の出水にて至る所橋梁皆流失して存するもの一もあるなし、河流にあふ毎に皆徒渉をなすなり、他は皆草鞋をはき居りしが余は独り靴をはき居り徒渉に困難なり、余の進退に究するを見るや江本氏は急ぎ来りて余を肩馬に乗せて渡り、余は氏の好意によりて一回も足を濡すことを為さざりき、同行の人々の中には余を羨みて江本氏に肩馬を乞ふ人もありしが氏は余の外之に応ぜざりき、宜なり、氏が余の為に背囊を負ひ、又水に逢ふ毎に余を負ひたるものは平生のことを恩と為したるが故なり、ああ、氏は比較的無罪なりき、然れども貧しかりしが為に余の為にこの労をとりしなり、貧は困難なるものなるかな、

第六十五章 ウルエスの診断佳人驚く

○箴言に曰はく「虚偽の舌はおのれの害ますものを悪み、諂ふ口は滅亡を来らす」(二十六、二十八)。

諂ふことを好む者は人に諂はるるを好むものなり、諂は虚偽なり、偽はるるは欺かるるなり、欺かるるは其身を益せず、必ずや害あり、士に争友あれば其身を失はずといふ、諂はれて悦ぶ者其身を失はざらんや、外人中俗に所謂交際家なるものは諂ふことに巧なり、然れども心あるものは決して諛辞を呈して徒に人を悦ばずが如きことを為さざるなり、

明治の初年余が一家の東京にありし頃ウルエスといふ英医あり、其名嘖々たり、彼れ大学東校にありて公衆に治術を為せり、余が母も数年間、病身にて在したれば氏の診断を乞はんと、藩医島津之圭氏の紹介によりて東校に行きたり、余は母の附添として同行せしが当時東校といふは下谷にありし藤堂家の藩邸にして其能舞台を以て診察所に満てたり、番号札の順序に従ひて三、四人づつ診察所にいでて診察を受くることなるが余が母の前に来りしは年の頃二十歳前後の一美人なりき、其母なるべし、五十歳余とも見ゆる老人之に附添ひたり、且此母子は富家の人なるべし、衣服より髪飾に至るまで善美を尽くし、余輩の眼には一の欠点を見ることあたはざりき、或ひは色青さめたる又は繻帯など施したる、満足なるもの少き病院中に此美人あるは万緑

叢中紅一点の観あり、然なきだに我が順番を待ちくたびれたる人々の集り居る所なれば満場の視線は皆此美人に集り、美人右すれば衆目右し、彼れ左すれば皆左し、恰も衆諸の眼は彼の女の命令に服するもの如くなりき、然ればウルエスの診断に先だつて既に其病名をさへ定めたる者あり、一人は曰はく「世に小児医者といへるあり、余は今にして眼医者たらざりしを悔ゆ、彼が腕をして外客に握らしむるは遺憾なり」と、皆密に笑へり、是の如くなるが故に彼の美人は衆の視線を恐るるもの如く、母に助けられて漸く診察所に入り、椅子によりて唯床を見たるのみ、蓋し海菜の露を含めるとは此美人を評したるなり、弥々順番は来れり、彼の女は母と共に立ちて外医の前に坐したり、ウ氏問ふて曰はく「あなた何のこと」、是れ氏が容軀を問ふ常套語なり、島津氏傍にありてどんな御容体ですか」と問ふ、美人固より口を開くべからず、母は曰はく「これはあなた、私の女で、当年十九歳になります、当年の春頃より食物がうまくないといつて多くいただきます、昨年頃までは物見遊山などにもでかけましたが近頃は夫もいやだともうして余りでかけません、口かずもききません、ブラ／＼病にでもならなければよいと存じて見ていただったのでございます、どうぞ先生よろしき様に御取次を……」、満堂水をうちたるが如く今や衆耳はウルエスの発音に傾けられぬ、ウルエスは母のいふ所をよく了解したりと見えて點頭きたり、皆手に汗を握りてウルエス此美人を如何にするかと見たり、ウルエスは手もいささずして云へり

統 恥 か 記 第四卷

「あなた十九歳あります、よい亭主もつなほります、葉いりません」、ああ、簡單なる、有力なる、局所を指したる一言にてありき、美人の顔は紅葉して弥々美なりき、母は失望の体なりき、満堂皆互に面を見合はせて呆然たりき、ウルエスの炯眼には皆感ぜり、彼は独り生理にのみ通じたるにあらず心理にも深く通曉したりき、

第六十六章 小川の主人は与之助氏なり

○箴言に曰はく「親しき隣は疎き兄弟にまされり」(二十七)兄弟の親は天然なれば仮令久しく相逢はざるも交るべきにあらず、然れども其親しきに馴るる時は格別に情を動かさざるもあり、却つて格別に親からざるも思ひもよらず旧知に邂逅するが如き兄弟の親に優るが如く感ずることあり、

明治十四年八月余は父に伴はれて富嶽に登る、掃途余が父は駿河浦原に所用ありて余は御殿場に別れ、独り箱根を過ぎて同月二十二日午後六時頃湯本の小川に着せり、先に父と共に過ぎたる時は福住に投ぜり、蓋し福住の家は新築なるが上に美しく小川よりも貴族的なればなり、然れども小川と福住との間は古来珍しき誓約あり、福住は一人の旅行者を止宿せしむべからずと、蓋し福住殊に世人に其名を知られ斯かる誓約あらざれば他を圧するの恐れあればなり、茲に於てか一策あり、一人にて福住に止宿せんと思はば「後より同行者一人来る筈なり止宿を乞ふ」

と云はば彼其偽なるを知るや知らずや止宿を諾すべし、而して同行者来らざるも問はざるなり、余は福住に止宿せんことを望みたれども偽りの謀を為すを好まず、茲を以て初より小川に止宿せんとて往きたるなり、余は小川の玄関にて駕より下り其家に入らんとすれば下婢の外に一人の若者出て来り、敷台に坐して挨拶したりき、其様手代、番頭にあらず主人ならんと思へり、何心なく其面を見しにどことなく見覚あるが如し、余は下婢の案内によりて二階にある六畳の入室に入しが玄関にて見たる人は確に余が知る人なるべしと種々考案の後微に沼津の人ならんと思へり、然し其誰なるやはいまだ思出ださざるなり、下婢は例に従ひて茶と菓子とを持来れり、余は問へり「今、玄関にいでて居たるは此家の主人なりや」と、下婢は云へり「然り主人なり」と、余は又重ねて問へり「余は彼の人を知るやうに思ふが沼津の人にあらずや」と、下婢は答へて「然り、沼津より養子に來られたるよし聞居れり」と、茲に於て余は又下婢に乞へり「其誰なるやは未だ思ひいださざれども余は主人を知り居るやうに思へり、其旨を通してよ」と、下婢が去りし後も其誰なりしかを思ひいださんとて頭を痛めしが思ひいでず、其時誰やらん、來りて障子を開くを見れば浴衣の上に薄き羽織を着たる主人にてありけり、彼は云へり「余は与之助なり、島津氏に行く頃日々御相手をいたしぬ、先生は三浦君なるべし」と、いはれて余は初めて思出だせり、彼は上土町の布沢屋の二男与之助氏なりと、余は彼を見ざること十四、五年なり、彼の如何に為

し居るかをさへ思はざりき、日々島津氏(余が隣家)に於ける目隠し鬼の仲間なりしなり、計らざりき、いつか此家の主人となりて今此所に相見んとは、余は忽ちに風入りよき八畳敷の座敷に移されたり、菓子の種類は塩釜交てカステラ、羊羹となれり、茶は茶器の儘に座右に備へられたり、火はおあつからんとて廊下にいだされ小鉄瓶其上にチン／＼たり、一閑張の坐蒲団はモロッコ草とせられたり、夜は主人と昔語りに旅情を慰めんと樂しが生憎、來客の多き為に主人は忙しく唯十分ばかり旧を語り得たるのみ、実に奇遇とやいはまし

おもひきや湯本の宿に友垣の

結び目とけで又あはんとは

主人の親切の為に旅中にあるを忘れて一夜をあかしぬ

かず／＼のなさけに旅を忘れけり

昔の友のいへにやどりて

他人も思はず逢ふ時は其情兄弟にまさるものあるなり、

第六十七章 小人罪なし玉を抱きて罪あり

○箴言に曰はく「愚者の幸福はおのれを滅さん」(十一、三)

財貨は人生に欠くべからざるものなり、然れども之を用ふるの道を通つ時は大害あるを免れず、食は人生に欠くべからざるものなり、然れども食ふに其道を得ざれば身を殺すに至る、財を得る者猛省せずして可ならんや、

余は余が従兄弟なる重富柳太郎氏のことを挙げんとす、氏の不徳を列挙せんことは其父母を辱しむるに似て忍びざる所なりといへども後人を警めんとするの切なるが故に敢て憚らざるなり、余が基督教を信じて久しからざる頃なりしが柳太郎氏は安房よりいでて来れり、不幸にして氏が父母即ち余が叔父夫婦は失敗して資産に乏し、ここを以て余は氏を何れにか推薦せんと思ひき、然れどもよき口をも得ざりしかばダビッドソン氏の余が室に居らしめたり、其間氏は道を研究し、明治九年一月に至りて洗礼を受けたり、其後氏は伝道に意ありとて時々は己が信ずる所を公衆に語ることもありしが其頃ある人の周旋にて某會社に雇はれんとするの口ありたり、然れども氏は伝道者たらん希望の強かりしが為に之を辞したり、ダビッドソン氏は此事をききて深く感じ、他の口を辞しても伝道者たらんとするは主の召を蒙りたるに相違あらじとて大に氏を信用するに至り、余も亦氏の才を愛して後には用ゐる所あるべしと思ひき、氏が初め田舎より東京にいつるや純然たる田舎漢にして種々笑草となることも多かりき、兩國をいでて芝に往き帰り来りて「今日は東京の際まで行きたり」とて大に笑はれたることもありたり、是の如くなれば其風俗は今の所謂壯士にして身は皆手織木綿を以て蔽はれ、帽子をいただかず、晴天に足駄をはき、メリヤスをきず、ももひきをはかず、袴は髣髴なく短き布を巻附けたるが如くなりき、余は氏が日々ダビッドソン氏と共に此体にて東京市中を横行するを見て末頼母しく思へり、氏は此頃其念頭にあ

るものは主の為に働かん、身を立てて以て父母を養はんといふものの外何もあらざりしなり、十年の頃なきりき、ダビッドソン氏は一日余に語りて「重富氏は近頃公衆の前に立ちて時々福音を説くこともある身となりしが氏の衣服は如何にも見苦し、余は氏の為に恥しからぬ迄の衣服一重を作らしめんとす」といへり、余は氏の為に悦びて之を氏に語りぬ、茲に於て氏は糸織の袴、博多の帯、其品は今記憶せざれども美しき羽織もできて、帽子さへ中々に上等の品を扱み、親指の腹だけ凹みたる足駄は廃せられて畳付の駒下駄となりたり、余は驚きぬ、歹氏の意は恥しからぬ迄なりしが此品々は恥しからぬのみか純然たる紳士の服装なりしなり、然れども既にできたる者は廃すべからず、其儘にして終れり、氏は此頃より度々湯に入るやうになりたり、茶色の手拭は変じて純白なるハンケチとなり、氏が余りにハンケチを用ゐて鼻の穴を拭ふが為に鼻の穴は赤くなり、余りによく髭を剃るが為に皮をむくことあり、其頃氏は一日自己の一身にある困難を余に訴へたり、其次第を尋ぬるに氏の伯父に土屋某といふ人あり、氏の父に金を貸したることあり、其返済を促すこと甚しく氏の父の困難大方ならざりしを以て氏は其負債を氏自ら弁償すべしと約したり、然し氏は一介の書生固より俄に弁償すべからず、土屋某も蓋し俄に弁償せしめんとの意はあらざりしなり、然るに氏は此頃俄然其服装を變じ、一個の紳士となりたるを以て伯父は其返済を迫りたり、氏は一夜其云ひ訳を為さんとて土屋某を訪ひしに土屋は酒氣に乗じて弁償し得ずと

ならば其衣服をあづからんと此頃ダ氏の恩恵によりてできたるものは皆悉くぬがせられ女の古浴衣をきせられて追返されたり、恰も其翌日なりき、余は氏の面の皮のむけたるを見ていたく氏を愚弄したり、余の意は氏がダ氏の好意を思はず分に過ぎて美しき衣服をつくり、夫に準じて何事も贅沢になり、余りに面をみがきて是くは為りしより氏を警めんとの考なりしなり、然れども氏は昨夜新調の衣服をはがれ、いと苦心の最中なりしかば余が愚弄したる為に氏は泣出だしたりき、然し余は泣く程ならば功能あらんかと内心には悦び居たり、其時ダ氏は余が室に來りて重富氏の泣居たるを見たれば何事かと氏に其理由を問ひたり、氏は其時伯父の酷なる衣服を皆奪はれたりと語りたればダ氏は深く重富氏の心中を憐み、公衆に対して説教を為す者の負債あるは大に不可なりとて氏が土屋某に負ふ所を皆払ひ其衣服をも取戻したりき、加之、当時余は伝道専門となりたれば氏はダ氏の日本語教師となり、又伝道を助けたれば氏は次第に収入を増し、其増すに従ひて氏の衣服は美しくなり、持物も上等になり、又氏は初め木綿鈍突を纏ひたる頃は男子らしく歩みたれども其衣服の絹布となり、其下駄の畳付となりてよりは婦人の如く歩み、其理由を問へば裾を切り、下駄をへらすは不経済なりといふ、若し不経済なるを知らば初より切れる裾を付けざるに如かずと思へど其事は氏の経済にあらず、氏は此頃より宗教の書を見るの間に小説を読み、尚ほ氏は快々として日夜樂まざるもの如く、其理由を問へば家計の困難なるが為に安眠を得ざるこ

とありといへり、家計の困難なるは当然のことなり、氏は二、三年前に於ては一元乃至二元にして一枚の衣を作り得たりしなり、然れども今は五円乃至七円を費さざれば作るを得ず、然らば氏の収入を問ふに其割合に増加したるにあらず、困難の為に安眠を得ずとて時々は酒をさへ味ふに至れり、余ははや今は棄置くべからずとて忠告を初めぬ、一回又二回忠告は遂に氏の為には野暮として退けらるるに至りき、其後氏ハマクラレン氏の日本語教師となりたり、然れども困難は依然として困難なり、余ハ氏を救はんが為にマクラレン氏に乞ひて氏の為に六十円を借りたり、余は氏のために固より出来得るだけの補助を為したり、然れども氏は更に改むる所なく遂に一時の困難を免がれんが為にダ氏の使として家賃を着服するに至れり、ああ、氏の信用は一時に墜落せり、又是と同時に氏に甚しき汚行あること発覚せられたり、氏は遂に教会を除名せられたり、余は氏の為にマクラレン氏に弁償の義務を果すに至れり、ああ、居は其志を移す、氏にして若し固の書生なりならば此困難と此汚行とはあらざりしものを、小人罪なし玉を抱きて罪あり、財を用ゐることとは難いかな、

第六十八章 箱根山の郵便脚夫

○保羅曰はく「凡て勝を競ふ者は何事をも節へ謹むなり」

(前哥九。二十五)

世人は飲酒に害あるを知れり、然れども自ら節へ謹むことを為さず、自ら沈湎するのみならず又人をも誘はんとす、謹むべきは飲酒のことなるかな、

明治二十一年十二月七日余は大阪大会の帰途原沢紀堂氏と共に名古屋を發し此日箱根の宿をいでて東に下らんとし畑村に近かんとす、此時麓の方より上り来る郵便脚夫あり、年の頃は三十二、三にして身体肥大に、長高く生理的發育は実に完全なるものなりき、余輩が荷を負ひたる人足と知り合ひなりしと見え、彼立止まりて談ぜり、余輩も亦傍の石に休ひ暫くして再び発せしが余ハ脚夫の如何にも強健なるを見れば原沢氏にも語り又己が人足にも語りき、其時人足は云へり「彼は身量二十何貫、其身無病、七貫目の郵便物を負ひて二時間にして此山を越え得べしといふ、而して一ヶ月の収入十五円に近しと聞く、実に浦山敷きことなり」と、余云へり「何ぞ徒に羨むことを為さん、若し貴様も雇はれたらんには同じく十五円を得べきにあらずや」と、彼いふ「否、箱根の郵便脚夫は其撰抜を受くる時幼き時より一滴の酒をも飲まざりし者にあらざれば合格せず、今止めたりといふも不可、全く酒の味を知らざるものにあらずべからず、若し一回其味を知りたるものなりしならんには何れの時如何なる誘惑の来らんも知るべからず、茲を以て酒味を知らざるものを撰む、余は今こそ飲まざれ、先に其習慣あり、其撰に當るべからず」と、余は此言をききて当局者の用心周到なるに感ぜり、宜なり我國の幼稚なる郵便組織に今日の信用あるこ

とを、然れども亦当局者も手前勝手なるかな、脚夫を雇はんとする時は生來の下戸をえらみ、又国家に功勞あるものを賞する時は郵便脚夫の候補者ともなり得ざるべき酒器即ち酒杯を賜ふ、其局に當る者同じ人にあらずといへども奇なるにあらずや、

第六十九章 鹿野山の老媪横浜見物を悔ゆ

○箴言に曰はく「智慧は高くして愚なる者の及ぶ所にあらざり」(二十四・七)

余りに智慧なきものは教へんに方なく、論さんに道なし、余りに智慧なきが為に唯杲然、却つて自ら癡たらんとするものあるなり、

明治四年の冬、余は広沢安任氏が英人ルシー、マキノンの二氏を伴ひて房州峯岡の牧場を見んとするに伴へり、十二月十一日鹿野山の旅舎をいでて下り行きたるに路傍に半商半農の一家あり、店に蜜柑、乾柿等を并列して一日三、五人の通行客を待てり、余は三氏と共に往きしが蜜柑を買はんとて三氏を往かしめて店に入りたり、店には七十歳位とも見ゆる老媪あり、余が乞ひに応じて蜜柑をいだし、価の錢を算へ、何事か云はんとして余が面を熟視し居るものの如し、余が去らんとするを見るや、老媪は問へり「旦那、今、お前さんといっしょに来たのは異人さんぢやアがませんか」と、余は「然り」と答へぬ、老媪はいたく落胆したるもの如く「ああ、ホントにつまらなかつた」

といへり、余は其何の意なりやを知らざれば其理由を問へり、老嫗はくだ／＼しく説出だして曰はく「わしやア此年になつても異人さんを見たことがなかつた、横濱には二十年近以前から異人さんが居るとのこと、どうか生涯に一度は見たいものだと去年見物にでかけたがした、其入用が三兩二分サ、若し今日、此所を通ると思ふなら横濱にはいかなんだものを、ああ、つまらないことをしたつて、三兩二分をとつてば墓場の錢を息子に出させなくつてよかつたに」、余は彼の余りに智慧なきに呆れたり、又彼の質朴なるに驚けり、余は慰むる言葉も得ず、最早彼のいふべきことは済みたり、余は去らんとせしに老嫗は又一問を試みたり「然し、旦那は異人さんぢやありませんまい」と、余は一層驚けり、彼は三兩二分を費して横濱を見たりといふに和服をまどひし余を見てさへ其區別に苦しみ此一問を發したり、余はただあきれて其儘に去りき、ああ、余りに智慧なきものは論さんにも道を得ざるなり、

因にいふ、余は身幹の普通の人よりも少しく高かりしによりてか時々外国人と見らるることありき、余が盛岡に移住して二、三年を歴たる時なりき、雪隠の臭気を防がんとて肴町の村源といふ薬種屋に塩酸カルキを買ひたり、余が二、三回目に行きたる時主人は帳場にあり、番頭一本をいだして余に与へたれば余は代価を払ひて去らんとせしに主人は「御印形は」と問へり、番頭は此問をきくや余が答をまたずして「ミロルさん」といへり、主人は点頭きて何も云はず、余も面倒

なきをよしと思ひたれば其儘去りしが余は思ひき、塩酸カルキは劇薬なれども外国人には必ずしも売薬規則を応用せざることもあるならん、余が屢々ミロル氏と共に彼の店に行きたることもあれば番頭は互の手数を省かんが爲にミロル氏に売るものと見做して是く云ひたるものならんと、是く解釈して去りたり、其後久しくして田鎖某氏は余に云へり「如何に他に多く外人を見たることなしとて誤てるも甚しいかな、此頃村源の番頭にあひしが彼は貴君を外国人に思ひ居れり、余此程彼の店に行きしに番頭は曰はく『ミロルさんといふしよに來る人は何といふ人ですか』と、余は誰が氏と共に行く人なるやを知らずと答へしに番頭は『あの日本語をよく話す人サ』と云へり、余は或は番頭誤りて貴君を外人と思ひ居るにあらずやと貴君の容貌など語りて問ひしに果して貴君のことにてありき」と語りぬ、

又明治二十五年八月三十一日余はフルベッキ氏と共に青森に行きたり、同氏は中島屋といふに宿らんとのこと、余は川口氏の厄介とならん考なりしかば迎へられたる四、五の人々と停車場の前にてフルベッキ氏に別れたりき、川口氏は余よりも後れて家に帰りしが氏は笑ひていはく「中島の手代商売にも不似合に君を外国人と思ひたりと見えて『今一人の外国人は何方へ御止宿になりますのか』と、余は『F氏の外、外人は無し』と答へしに手代は『あの浴衣を召したお方』といひいたく笑ひたり」といへり、余の色の黒き、又髪の色を誤るべきもあらざれど迂

き人もあるものなり、

第七十章 江戸の人死者を恐る

○箴言に曰はく「人を畏るれば吾に陥る」(二十九)

臆病なる人が恐るべからざるものに恐るるは他人の目より見れば笑ふべきこと少しとせず、又臆病なる人は自己の臆病を蔽はんとしてか豪胆らしきことを吹聴するものなり、此類の人、無事平和なる時は幸に馬脚を顕はさずして終るべしといへども一朝、恐るべきことに逢遭する時は其醜態見るに忍びざるものあり、臆病なれば有体に臆病として蔽はざる方却って其人の益なるべし、

余が十三、四歳の頃、父と共に伊豆国吉名村の温泉宿豆腐屋に居りし時なるが一日山鶴籠に乗りて来りし客あり、年の頃は三十以上と見えたりと覚ゆ、此人鶴籠よりいでんとしたりしが余程重病と見え、容易くいづる能はず、人々の扶助を得ていでたり、其顔色の青ざめて憔悴したる様は余が幼少の眼にも見えたり、其後此人が屢々入浴するによりて其病症は余程重き梅毒なることを知り、其左の腋よりは常に膿汁を流し、今ならば此人の入りし湯に入るをば恐れもすべきが幼き頃の無頓着何とも思はずして同浴したりき、然れども時に此人が「坊ちゃん」と呼びて乾柿などを手づから下さるは幼心にもきたなしと思ひて閉口したりき、又此人は梅毒の為に然りしか又肺病と併発した

るものか時々気のなき咳をせき湯風呂の近くに痘をはきいだすことあり、余はある日彼の人が吐出だしたる痘を流さんとて風呂の中に立ちて急劇に湯をかけしに過って左手の薬指を古き湯風呂の椽にあてたるに朽ちかかりし木はそげて爪の間に深くささり、其時より半月ばかりは指を膿ましていたく難儀し、今に至りても変りし爪の形を見る毎に「仁科の人」を思ひいだしぬ、蓋し彼の梅毒者は伊豆の仁科の人なりしなり、此人が来りてより五、六日も過ぎたる頃、是も同じく三十余歳の人にて肥えたる壮士らしき人来りしが此人は中風を病みたりとて足の運び十分ならず湯風呂に下る石段は余程困難と見えたり、其語る所を聞くに江戸八丁堀の人にて中風となりて久しく熱海に入浴したれども更に功能なし、ある人のすすめによりて此地に来れりと、然るに奇なるは三、四日入浴の後足は足のきかざるは頓に癒えて普通の人の如くなり、其悦び大方ならず「坊ちゃん、御覧」と石段を上げ上り、かけ下りて見せることもありき、今より思へば中風にはあらで脚氣症にてもありしならんか、此人又一人にて来りたれば旅舎の便宜と又淋しからずしてよしとて仁科の人と同室に居ることとなりしが一人は青ざめて一人は赤く、一人はやせて一人はふとり、一人は沈鬱にて一人は元氣よく、一人は氣短く立腹し易く一人は氣長く大言壯語、朝より夜に入りても一人笑ひ樂めり、よくも是く反対の人が同室に居ることよと皆人思ひしなるべし、然り彼等二人は眠りし間のみ無言にして覚めたる時は食物の口中にある間も争はざることはあ

らざりしなり、仁科は少しく文字もありて身体こそきかざれ口は中々に達者なり、八丁堀は文字なき代りに鼻張り飽くまで強く、仁科は理論を貴み八丁堀は實際を重んじ、遠く客室を隔てし者は知らざるべきも余が室は襖一枚を隔てし隣なりしを以て奇々妙々なる議論はよく聞くを得たり、一日余は朝寝して起き、温泉場の常として其盛湯に入りたり、八丁堀は既に湯の中に入り、余を見るや彼は問へり「坊ちゃん、こわかったらうね」と、余は其意を解せず、反問したりしに「コレがサ／＼」と繰返しながら両眼を閉ちて見せぬ、余は尚ほ其意を解せず、屢々反問したる後漸くにして仁科の人は昨夜俄に死したりと知りぬ、余は驚きたり、彼の如く金切声に饒舌りし者が如何にして死したるやを問へり、然れども彼の人は精しく語らず「坊ちゃんの父さんにおききなさい、どうも御士さんは強いもんだ」、此一言にて彼は湯よりいでて行きぬ、余は彼の明白に語らざる又「御士さんは強いもんだ」の一言を残して行きたる、思ひあはせて或は寔死にてもしたらんかと思へり、急ぎて湯よりいでて其仔細を父に問へば父は云へり「昨夜仁科の人は少しく咳したる容子なりしが忽ち苦氣に『御隣の旦那』と叫べり、急ぎ行きて見れば彼の人は既に一、二合の血を吐きていと苦痛の体なり、近きて水をませんとするに水なく、同室の八丁堀は見れば床の中に彼居らず、仁科の吐血はいよ／＼甚し、近くにありし煙草盆をとりいだしたるに久しからずして溢るるまでになり、人を呼ばんにも近くには居る人なし、去りて此病人を乗てては

暫時にても離るべからず、其所置に苦しむ時、宿の下女は八丁堀の荷をとらんこと来れり、茲に初めて便宜を得て主人を招き、医者を迎へんことを命じたり、然れども彼の吐血はいよ／＼激しく一時間許にしてはや呼吸もせず血さへいでざるに至りて息絶えたり、去るにても彼の八丁堀は奇なるかな、共に一室に眠居りしにも拘らず、彼の病を見るや其儘に遁げて他室に移り、死したりと知らせても来りて見ず、今朝「何故通てしまひしか」と問へば彼は面色をかへて『私は死んだ人は大嫌ひ、母の死んだ時に一寸見たばかり、死ぬことはブル／＼いやです』と云ひき、彼の人は余程恐れたるものと見えたり」と語りたまひき、茲に於て余は彼の人が「御士さんは強いもんだ」の一言を解したりき、彼のか／＼鬼をも捕へん程、又其平日の中ッ腹、己が死さへ恐しとは云はざるべき程なるに是くまで臆病ならんとは、其事を思ひ出づる毎に余は人の見かけによらぬものなることを思へり、

第七十一章 盗人を叱す

○箴言に曰はく「人は悪を以て堅く立つことあたはず」

(十二)

悪者の悪を為すは強堅なるが如く見ゆれども自ら其為す所を義なりとせざるが故に真に強きにはあらず、善者が善を為すは其為す所自ら善なり、義なりと信じ居るが故に実は強きなり、悪

を為すもの己より力の劣りたる者に捕へらるるが如きを見ても知るべし、

明治十一年十二月三十日の夜八時頃なりけん、余が家銀座四丁目横町（七番地と寛ゆ）にありし頃、余は雪隠に入りたり、其夜明にして昼の如くなりしが風強くして中々に寒かりき、余が雪隠に居る時、裏の井戸側にいづる木戸の風のためにあをり居る音をききたり、余が用を弁じて出でんとて立ちたる時、余りに月の明なると木戸の締りなきを思ひたれば何心なく久しく便所の窓より表のかたを見て居たり、其時路次を通りかかりし五十近しとも思はるる男ありしが恰も風の為に木戸の家をあをりて開き居るを知らさんとて音したるが如く音したりき、彼は此音をききて立止れり、彼は木戸の開きてあるを見て居たり、彼ハソソロと木戸の方に来りたり、彼は木戸より中を窺ひしが洗濯盥のあるを見たり、彼は忽ち木戸の中に進み入り、屈して盥に手をかけたり、余は大喝一声、彼を驚かして遁さんと為したり、余は便所の中より出来得るだけの大声して「どろばう！」と絶叫せり、余は彼が驚きて遁出だす様を見ぬさきより想像したりき、然れども意外、彼は余の声にて一時はビクリとせしが静に首をあげて窓の外より余を見たるのみ通げんとは為さざりき、余は彼が逃げざるを見て彼を捕へくれんと思ひ、急ぎ便所の戸をあけていでしに生憎便所の戸は手洗鉢のある方に開く戸なりしを以て余が飛出ださんとしたる方を塞ぎ、一旦往き過ぎて戸を閉ぢ、然して戻りて走りいでざれば木戸にいづる

能はざるに至りき、茲を以て一、二秒時を徒に費したるならん、急ぎ木戸よりいでて左右を見るにはや何れに行きしや人影なし、ああ、彼が余の聲に格別驚きたる容子もなく静に首をあげて恨げに余が面を見しは頗る大胆の如くなりしが僅に一、二秒時にして少くも五、六間の所を遁れたるを思へば盗人するものに真実大胆なるものはあらざるなり、

第七十二章 碓氷嶺の孀婦と孤児

○イザヤ曰はく「かれらは……寡婦の資産を奪ひ孤児のものを掠む」（二十。）

世に氣の毒なる者憫然なる者多しといへども寡婦と孤児との如く氣の毒なるものはあらざるなり、彼等は己が為に働く者あらざるなり、彼等は己が為に生計の道を立つるものなきなり、彼等は己が教養の任に当る者あらざるなり、国法は彼等に権利あることを示せり、然れども扶助なき寡孤は其権利も半銭の価あらざるなり、世には徳なく学なくして日夜自己の金錢を費すの道を工風し居るものさへあるに彼等の為に一錢を投ぜざるなり、世の諺には「死ぬ者貧乏」といへり、寡孤の為には「死なざること貧乏」なるなり、誰か明朝の米なきを思ひて泣かさらんや、誰か教養の道なき児童を見て一片の慈心動かさるものあらんや、世の仁人、義士は扶助なき寡孤を忘るべからず、

明治二十年四月余は中会の命を奉じて春日教会設立の為に同村

に行きぬ、其婦途小諸にゆきしに恰もよし上田の伝道師小林格氏東上せんとて同月二十六日同所を出立したり、余は碓氷峠の旧道を通過せん望あり、小林氏に同行を促したりしに氏は足痛ありて同意するを得ずといふ、余は此機会を失ひたらんには何時得んかを知らず、玆を以て余が荷物を皆小林氏に托し、氏と阪本にて相逢はんことを約して独り輕井沢を歴て碓氷嶺にかかれり、嶺に達して一の茶店に休息す、一休の後いでんとせしに此家にある六、七歳の童子、なれ／＼しく余が側に来り余の去るを好まざるものの如く見え、彼又去りて母の側に行き何事か語ると見れば又余が側に来る、是くすること三、四回に及び、余は童子が余の所有品に欲しきものにてもありて母に訴へ、母に戒められて又来るものならんかと思へり、或は余が手にしたる雙眼鏡ならんかとも思ひしが彼の情欲を増さしむるよからじと思ひて見せずおきぬ、然れど彼は余が側にあり、彼が望めるものは雙眼鏡にもあらざるが如く余が衣服をのみ見るもの如し、余が奇なりと思ふを素振に知りしか彼の母はいでて来りぬ、彼は云へり「真にお客さまに御無礼でございますが先刻から此子があなたを自分の父ではないかとまうして居ります、私どもは固々此地のものでございますが私の夫は御時勢もちがふからとて早くから医者にならうと苦しい中に修業をいたしました、漸く目的は達しました、此子がまだ生れて程の無いことですが前橋の病院に雇はれて私どもは此地に居り、夫は彼地に居りましてどうか細い煙だけは立てて居りました、其頃は一年に一

度位づつは此地へ参りまして、今少し都合がよくなつたらば妻子を前橋に迎へやう、僅の間辛抱せよとは帰りが、はや一昨年の夏でございます、夫は不図大病に罹りまして、知らせをきくがいなや彼地へ参りましたが間にあはず死にました、蓄貯とても無き身のことどうしたらよからうと途方にくれましたが病院の方々の御親切で葬礼だけは彼地でいたしました、此子が父上／＼といふて困りますのでわるいとは存じながら父上は遠方へ行きなされたが其中にお帰りがなされるからおとなしくして待つて居れと度々いひきかせ、道理の分るやうになつた時死んだことを告げませうと其儘にして置きましたので洋服を召した人様さへ見ますればいつでも父上が帰って来られたのではないかと聞かれますのできかる度の私の心は堪へられないやうに存じます、一年に一、二度しか見なかつたなさげなさに父の面は覚えませんが、唯此辺に珍しい洋服を着てくることだけは子供ながら覚えて居ると見えて和服の方を見たのでは問ひませんが洋服の方を見まうす時はいつでも斯やうにいたして困ります、夫が無くなりましてからは通りかかの方々をあてに駄菓子を買って居りますが新道のできてから御通行の方も無くなりまして時たま、あなた様のやうに旧道を通して見たとおっしゃるお方、其他は木樵、炭焼の類しか通りませんで商売も更にございませぬ、いよ／＼生計は困難になりますし、唯困ることのみ重なりまして慰めやうもございません」彼女は既に両眼に涙をたたへ短き袂には蔽ふことさへならざるが如くなり、余は唯

第七十三章 論語読みの論語知らず

力を附げんと思ひて少しく慰めたるのみ、余も貫泣きしかからんまでになりたれば駄菓子三、四つをつまみて童子に与へ、茶代にしては余分、慈善金としては少く錢を与へて急ぎ辞したり、ああ、世には比類の者何方にもあらん、見聞きしたる者扶助せざるべからず、気の毒なるは寡孤なるかな、

○詩に曰はく「然はあれど神悪しき者にいひたまはく汝は教をにくみわが言をその後にするものなるに何のかかはりありてわが律法をのべわが契約を口にとりしや」(五十七、六十七)

世人はいふ「人の罪を犯すは知識なきによる」と、若し知識あるが為に罪を犯さずとせば鉄窓の下に呻吟する者の比較的一般人民より知識あるは何ぞや、彼等は知識なきが故に罪囚となりしにはあらずして自制、自治の力あらざるが故のみ、其自制、自治の力なきは知識なきの故にあらずして其心の再生せざるが故なり、法律を知るは罪を犯さざるの自制力、自治力を得るにあらず、偶々以て巧に法律の範圍外に働くを知るなり、彼等は罪なきにあらず、罪とせられざるなり、余は断じて知識は罪惡を防止せずといはんとす、

明治二十七年六月二十六日余は上京せんとて第一列車にて盛岡を發したり、其日の午時頃仙台の停車場に着したる時余が客車を共にしたる二人の客は皆下りて余一人となりしが發車の時刻

となりて四人の新客あり、一組は夫婦と十歳の位の男児にして、一組は三十歳前後の洋服を着し、眼鏡をかけ大なる手提を持ちて入りぬ、夫婦と児とは右側の椅子に座し、彼の洋服先生は一人左側に座せしが彼は夫婦の人と相識なりと見えて客車に入りし時より切れ／＼の談話を為し居たり、余は後部の突当りに破目板を背にして座したれば余が斜に前は彼の洋服先生なり、余は故に批評眼を以て彼の人を見るにはあらねど彼の人は余が眼を去らず、其才子らしき拳動、其乗車に慣れたる模様、其談話のハキ／＼したる所、余は自ら彼は鐵道の技師ならんと見き、列車が走りいだして程歴ぬ頃なりしが四人は弁当を開けり、余も弁当を開かんかと思ひて仕度^{しや}を為せる間に彼の人は無雑作に食ひはじめぬ、彼の人は二口、三口食ひし時、何か俄に思ひだしたることにてもあるかの如く弁当を置きて立てり、彼は便所の方に進み行けり、遂に便所の戸を開けり、余は彼が食事の間に便所に行くを少しく奇なりと思へり、然れども彼は便所に入らず便所を越えて又先の戸を開けり、余は大に奇なりと思へり、彼、何を為さんとするか余は見て居たり、彼は開放したるまま上等室に入り、今がた仙台にて新にしたる茶器と素湯とを双の手して持来れり、彼はニコ／＼、彼の夫婦の人にむかひて「飯を食ふに茶がなくっちゃア困る、どうせ上等に客はないし、是は廢物利用といふもの、うまいぢやアないか」と、彼は一人得々とし、夫婦は「御親切様」と手をいだしけり、彼は床に茶器をおき兩足の間にて茶を煮て四、五の茶碗に盛れり、彼は余

の面を見て「いかがです、茶は……」といひぬ、余は初より彼の挙動を見て不平なりき、余は「否、余は持合はせがありません」と謝絶して之に応ぜざりき、余は「渴しても盗泉の水を飲まず」といふ見識のあるつもりなりき、彼は食を終りて急ぎ茶器を上等室にかへし、知らぬ顔して口を拭ひぬ、彼は食を終りてよりより手提を開き何物をか探し居るが如くなりしが其時彼の手提の内を見れば弁護士^{ウチノベ}の衣服と帽子とあり、余は彼が弁護士ならんかに驚けり、後、彼が夫婦の人と語るをきけば福島^{フクシマ}典獄の官金費消事件に対して意見を述べ居たり、余は又彼の手提にある名刺によりて彼が和田正幾といふ人なりしことを知り、余は榎木^{エノキ}辺の弁護士に此名あるを知りたり、蓋し彼は余が曾て知りたる和田正幾氏と同名なりしが故なり、ああ、彼は弁護士なり、彼は普通の人よりも法律の思想ある筈なり、然れども彼が盗人を為すをば防止するを得ざりしなり、ああ、……、

第七十四章 彈藥の数を問ひて叱らる

○箴言に曰はく「言多ければ罪なきことあたはず、其口唇を

禁むる者は智慧あり」(十九)

○伝道之書に曰はく「愚なる者の声は言の衆多によりて讖るなり」(五)

言多きは徳の害なり、独り徳の害たるのみならず言多きが爲に一家に風波を生じ、朋友の間をさき、遂に一國の害を生ずるもの少からず、殊に其時を過つが如き大に慎むべき所たるなり、明治元年とはまだ改まざりし慶応四年の五月二十六日余は大砲方として遊撃隊追討の爲に藩兵とともに沼津を出発したりき、余輩が甲府をいでて富士川を下り沼津に入りたるは二、三日の前なりしが沼津着城の頃は其身大砲方になりながら大砲又は彈藥の数は勿論、其所在すら知らざりき、余は沼津を出発する頃に其事の余りに迂濶なりしを思へり、茲を以て、其日出立の時より大砲彈藥は何れの所にありやを知らんとて遂に軍夫が運搬

し來れるを見たり、然れども余はいまだ其彈藥などの実数をば知らず、彈藥長持は見たれども固より其数を知ること能はず、余はよき機会を得たらんには問ひ試みんと思ひたりき、其夜は何故か遠く進まず、沼津より僅に半道たらずの石田村に宿陣せり、余が属したる砲門の士令官は五十嵐親(其頃は親六という)氏なり、余は其夜種々雑談を爲せる時、不図彈數のことを思ひだしたれば突然、大声五十嵐氏に問へり「我砲門の彈藥は何発の準備ありや」と、余は氏が親切に答ふるならんと予期したりき、何ぞ思はん、氏は平生の柔和に似ず、声を荒くし、容儀を正し「其様なことは唯今お問ひなさる限りでございませぬ」の叱責を受けんとは、余は驚きたり、余は氏の意を解すに苦しみたり、疾既に知りて居るべきに之を問ひたれば其不心得を叱責せんとせしか、去りとして氏は我が士令官として一度も彈數を余に教へたることはなきに、いと不思議なりとせり、茲を以て余は其理由も反問することせず、其夜は其儘にて終りき、翌日滞在して二十八日に箱根進軍の途中、氏は余に問へり「まだ彈數を知りたまはずや」と、余知らずと答へしに氏は云へり「一

昨夜貴君は突然弾数の準備を問はれたりしがかかる舎営中に大声弾数など問はるるは甚だよろしからず、敵は何時、何れの所に間牒を放つて我軍情を探り居らんも知るべからず、慢に民家に宿泊したる時などには決してかかることを問ひたまふものにあらず、然るが故に一昨夜は大声して貴君を叱責したりしない、其無礼をば許したまへ」と、尚氏は弾薬の数より其他必要なことも丁寧に教示せられたりき、余は大に氏の用心の周到なるに感じ、同時に余が不注意なりしを恥しく思ひき、行軍中斯かることの秘密を守るべきは固より然もあるべきことなり、「蟻の穴より堤防を崩す」余が一言もわが全軍の敗とならざるを保すべからず、慎むべきは時に適せざるの言なり、

第七十五章 名

○彼得曰はく「此外別に救あることなし蓋は天下の人の中に我儕の依頼みて救はるべき他の名を賜はざればなり」

(使四。十二)

夫れ名は実の實なり、実あらざれば名あることなく、名あれば必ず実あるべし、故に名あれば必ず実の権能を示すべし、彼の死せる孔明の生ける忠達を走らしめたるものは孔明の名、其実を示したるものなり、吾人が基督の名に救はるるものは基督其者に救はるるなり、金を借らんとする者其貸主を知らざる時貸主の友又其親戚の名を以て乞ふべし、貸主、借主を知らずとい

へども友又親戚を信用するが故に其請に応ずべし、是れ名其物の信用にあらずして其名を有する実の信用によるなり、

日清戦争の初即ち明治二十七年八月上旬、我國の帆船前船大橋丸は清國の注文によりて鉄道枕木を積み二ヶ月前に北海道を出帆し同月二日太沽に着したるに同所に於て日清談判は破裂したるを聞き、未だ同所碇泊中、船長吉田大吉氏は清兵五、六十名の為に探偵船ならんとて捕へられ、何程分疏するも聞入れず、種々虐待を受けたる後、斬罪に処すべしとて鈍刀をさへ用意したり、氏は到底遁るるに道なきを知り、筆を乞ひハンカチーフに遺言を認め、万一を頼みに其子に送られんことを乞ひ今は死を待つのみとなれり、然れども氏は不図思ひいでたる一事あり、其航送したる枕木は李鴻章よりの注文なり、彼に通ずるの道ありたらんには犬死を免るべしと、茲に於て氏は李の名を称へたり、其名を聞くや兵士等は「汝李大人を知るや」と問ふ、氏は李に面識あるにはあらざりしが其枕木は李の注文にして其添書さへ所持する旨を答へたり、兵士等はいたく驚きたるものの如く其待遇俄に變じて鄭重となり、或は食物を与へ又は同所砲台の破門を見せなどし、幸に李より二百円を与へられて遂に放たるるを得たりといふ、是れ吉田氏は李の名の為に救はれたるものにてありき、主の名の吾人を救ふといふよく此事実に似たるものあるにあらずや、

第七十六章 宝の持腐れ

○基督教へて曰はく「爾曹聖書に永生ありとおもひて之を探索ふこの聖書は我について証するものなり」(約五。)

○以賽亞曰はく「汝等エホバの言をつまびらかにたづねて読むべし、これらのものもかくることなく、又ひとつも其偶をかかものあらじ、蓋はエホバの口このことを命じ其靈これらを集めたまふべければなり」(三十四。十六。)

○使徒行伝に曰はく「此処の人々はテサロニケの者よりは性情よきが故に好みて道を聞き、是の如きこと果してあるか無きかを知らんとて日々聖書をさぐれり」(十七。)

夫れ正宗の銘刀ありといへども其劔を用ゐるの術を知らざれば殆ど無きに同じく、時としては却って其身を害することなきを保すべからず、夫れ吾人信徒たるものは皆聖書を有せり、而して「聖書はみな神の黙示にして教訓と督責また人をして道に帰せしめ又義を学ばしむるに益あり」(後提三。十六。)

又「神の言は活きて且能あり、兩刃の劔よりも利く氣と魂又節々骨髄まで刺し削ち心の念と志意を變察るものなり」(希四。十二。)

然れども若し信徒にして此聖書に精通せざれば此貴重なる聖書は毫末も自己の用を為さざるなり、吾人は此貴重なる聖書中に永世あるを思ひて深く研究し、吾人の一身に応用せざるべからず、

明治二十七年日清兵を交へるに至るや緒戦の第一回は朝鮮国牙山の兵を撃攘するにありき、牙山の清兵は同所の防戦と不便なるを思ひてか同所を距る数里にある成歎駅を以て我軍を防禦せり、七月二十九日払曉我が混成旅団の兵は同所の堡壘を攻めたるに清兵は多くモゼル式の七連発銃を携へ、我は村田式の単発銃なりき、茲に於て我は武器に於ては彼に譲ること数歩なりき、某記者は記して曰はく「我士官は彼清兵が発射する所の小銃の頗る猛烈なるに驚き、如何なる銃を発するものかを知らんとして深く敵壘を注視するに彼等は七発を連射して久しく壘中に隠るるが如しと、茲に於て彼等は必ず七連発銃を妄射して更に彈を装填するものならんとし、遂に彼等が七発を發射し終る時を待って我兵を突貫せしめたるに彼等狼狽して退却し、苦もなく一堡壘を抜きたり」と、ああ、清兵既に我に優るの兵器あり、若し其七連発銃を巧に用ゐたらんには彼の勢、中々に侮るべからざるもあるべし、然れども彼其技に拙きが故に其器は彼に用少くして却って我がために利せらるるに至れり、吾人の聖書に於る清兵の七連発銃たらざれば幸なり、

第七十七章 熱心なる叫喚

○詩に曰はく「わが王よわが神よわが号呼の声をききたまへわれ汝に祈ればなり」(二五。)

世の信徒中神に祈るもの少しとせず、然れども真に熱心、本氣

神に対して号呼するものは少し、吾人は彼のリヴァイバルと称する集會に臨みたることあり、又余自ら其集會に於て神を呼びたることあり、然れども亦自ら其熱心ならざるを知り又他の号呼の真に他を動かすに足るものを見しことあらず、吾人は神の約束を信すること深からざるなり、吾人は未だ自己の救拯にあづかりたる真味を解せざるなり、又自己の如何に危きかを認めざるなり、真実に、真面目に号呼するものあれば神これに聴きたまはざるあらんや、

祈りてもききめなきこそききめなれ

いのるころにまことなれば

古人亦誠実誠意をよく解したるなり、

明治二、三年頃の夏のことなり、余は上総に行きたる帰り八幡より(市原郡の)船に乗りたり、同所を出帆したるは何時頃なりしか記憶はせざれど利根川の口を過ぎたるは午前三時頃にてありき、風は追手にして満帆に便に、月は明鏡の如く蒼穹にかかり、船人はただ舵柄を握りてコク／＼と座眠りする程なりき、余は毛布一枚をおほいて寒からず、暖からず、不図眼を覚して何れの辺を走り居るやと半ば頭をあげて右舷を見れば遠く水中に蘆などの生じたるを見たり、はや船は利根川口を過ぐるものと思ひ、いまだ頭をさげざる途端、何事ぞ、舵取りは、あっと一声、船尾に立ちたり、未だ何事とも解せざる一刈那、「アー、ドタン、ボタン」余は跳起きたり、何かと其声の方を見れば右舷側をかすりて一の田船に一人の寝たるものあり、彼安心

して此舟中に伏して曉の涼風に日中の苦を忘れ居たるなり、然るに今や、我船満帆して走ること箭の如く、正に小舟に衝突せんとして危く免れたるなり、小舟の人の如何に驚愕したりけん、其叫喚の声は今に余が耳底にあり、余は一生懸命、真実に熱心といふことを思ふ毎に此声を思ひいださざることなし、若し人、祈りせんとて此小舟の人の熱心ありしならば其祈祷や必ず失望せざるべきなり。

第七十八章 人は神の恩寵を解せず

○保羅曰はく「性来のままなる人は神の靈の情を受けず是れかれには愚なるものと見ゆればなり又これを知ることあたはず」(前哥二) 十四

夫れ神と人とは其類を異にす、啻に異にするのみならず神は無限にして人は有限なり、且罪ある人に対して神の恩恵は余りに大なり、故に人は往々にして神の経営を解せずして疑へり、ある人いふ「己を師として人を度れば地を打つ槌もはづるることあり」と、人は屢々自己の有限なる思想を標準として神の意を忖度するが故に神を誤解するを免れざるなり、

明治二十七年七月二十九日清兵成歎に破るるや一時皆洪州に走り、迂回して平壤に去る、蓋し平壤の清兵に合せんとしてなり、清の一兵に賈龍徳なるものあり、成歎に負傷して友に別れ、眠らず、食はず、其衣を改めず伊川に達したる時偶々我兵の為に

捕獲せらる、我兵は其傷を治療し、其衣服の汚れたるを改めしめ、食を給し又酒をさへ給したり、彼いたく悦ぶべしと思ひしに彼中々に悦ばず、蓋し彼以爲く美衣、美食を給して後酷刑に処せらるるなりと、一日我兵に語りて曰はく「余が年三十、故国には妻あり又子あり、余が敵国に捕へられたるを聞かば其悼み如何ばかりならん、余も亦生きて之を思ふに忍びず、一刻も早く我首を刎ねよ」と、我兵は其哀情を憐みて我国人はわが俘虜を殺さざることを以てしたるに彼中々に信ぜずしていふ「若し殺さざらんものならば是く美衣、美食をなさしむる筈なし」と、茲に於てある人我国は文明にして仁義の戦を為すものなり、捕獲せられたるものは既に戦闘力を失ひたるものなり、我討たんとする所は戦闘力ある清兵なり、其力なきものを屠殺するが如きは大に我が恥づる所なりと悟る、彼之を聞いていたく驚き、感泣して我が恩に拝謝したり、ああ、彼は自国の野風を知りて文明の何たるを解せざるなり、彼は清兵が我兵を捕へて其鼻下に穴を穿ち繩を通して引きあるきたるが如きを蛮風とは思はざりしなり、彼はいまだ文明の味を解せず、其味を解せざるが故に我兵の爲す所を信ぜざりしなり、吾人が神の企画、経営に於る清兵の我が文明に於るが如きもの往々にしてこれあるを免れざるなり、「親の心、子知らず」神の意は人知ること能はざるなり、茲に於てか聖靈の啓発を要すること切なり、

第七十九章 己を危くして他を安からしむ

○保羅曰はく「基督は我儕の罪人たる時我儕の為に死したまへり」(羅五)

夫れ吾人は生來罪人にして神の敵なり、神は其義の為に罪人を罰し、敵人を滅ぼさざるべからず、茲に於てか、吾人は皆滅亡せざるべからざるなり、然れども吾人の為に基督あり、吾人の為に其身を犠牲として十字架に死せり、神は罪なき基督の死したまひしを以て之を信ぜざるもの罪を許したまひしを以て之を信するもの罪を許したまふなり、「殺身爲仁」とは夫れ基督の謂なり、

明治二十七年九月十七日黄海に大海戦ありき、我艦隊は吉野、浪波等十二隻にして清國の艦隊は定遠、鎮遠を初めとして軍艦十二隻に水雷艇六隻なり、大凡午時より初まりて五時に終り、清艦四、五隻沈没し、我は赤城、比叡いたく損傷を蒙りたれども全隊無事なることを得たり、此海戦に於ていと奇なるは聯合艦隊司令長官たる伊東海軍中将の旗艦にあるに拘らず海軍々令部長なる樺山中将は間にあはせ軍艦西京丸にありて艦隊の運動に加はりたることなり、此間にあはせ軍艦西京丸あるが上に先輩たる樺山子のあるさへありたれば伊東氏の困難はなか／＼に一方ならざりしならん、元來、軍令部長なる樺山子が西京丸にありしきへ奇なるに子が戦鬪の艦隊中にありしは弥々奇なれど

思ふに子は海戦の見物を為したく思ひ、無法にも官費見物を為したるならん、ある新聞記者は子が心事を記して曰はく「抑、子が西京丸に乗組みて此所にありたるは戦見物を為さんとにあらず、唯艦隊の巡察に伴ひしのみ、蓋し黄海の海戦は双方共に不用意にして起りしものなればなり、樺山子は此戦の初まるや、命じて西京丸に中将旗を掲げしめ、常に敵艦に近き故に多く敵弾を受けたり、蓋し船体の大にして戦鬪力の乏しきものに中将旗を掲げたれば敵艦の攻撃は弥々甚しかりき、子が是く為したるものは自己の船に多く敵弾を受けてわが艦隊の攻撃を受くることを軽からしめんが為なりしなり」と、尚ほ記者は附記して曰はく「此拳中将の身としては、軽拳に似たれども時にとりての名案なりしなり」と、蓋し樺山子をかひかぶりたる批評なるべしといへども果して去ることありしとなれば子の志や己を危くして他を安からしめたるものなり、固より子の行為と思想とを以て基督に比すべからずといへども基督の犠牲を幾分か説明するに足るべし、

第八十章 人情は奇妙なり

○箴言に曰はく「朋友は何れの時にも愛す」(十七。)

人情は奇なるものなり、道理を以て標準とすべからず、吾人が日夜事を為す間に於て若し道理と人情とを折衷して決定したらんには過失を免るること多かるべしといへども其判断は多く情

に傾けり、茲を以て誤謬に陥ること往々にして之れあり、慎まざるべからざるなり、

青森町に住へる米国の一淑女あり、明治二十七年の九月横濱に所用ありて往き掃途盛岡を過ぎ、一夜余が家に来りき、談偶、日清戦争のことに及ぶ、嬢曰はく「人情は奇妙なるものなり、妾此頃横濱にあり、一夜祈禱会に列したるに集会したる紳士等日清間の戦鬪を憂ひ、其平和ならんことを祈るにありき、其祈るやよし、然れども妾がいと不思議に感じたるは人の其近き所に情の厚きことなり、其祈る所を聞くに皆平和を祈るの精神には相違なきも横濱に在留する人々は日本の勝利して平和ならんことを祈り、清国にありて此頃横濱にある者は、清国勝利して平和ならんことを祈れり、妾は其集会の政事的集会の如き感ありき」と、視よ、彼等は道理を解せざる人物にはあらざるなり、相当の教育ありて平日道理を口にするの人々なり、然れども彼等が日清の戦争を思ふ時には道理を以て正邪を判断するにはあらず、唯感情の一片のみ、清国のあるものは理由もなく其友を愛するなり、理由もなく愛するが故に、ただ其友の勝たんことを求むるなり、豈、奇ならずや。

第八十一章 教の種は枯死せず

○基督曰はく「天国は芥種の如し……方の種よりは小さけれども長ちては……天空の鳥きたり其枝に宿る程の樹となる

なり」(太十三、三十二)

○又曰はく「天国は麴酵の如し婦これをとりにて三斗の粉の中
に蔽せば悉く脹発だすなり」(太十三、三十三)

人教を説きて直に結果を得ざれば之を失敗となせり、何ぞ知ら
ん、神の祝福したまふ所とならば石も点頭きてアブラハムの子
となるべし、生涯、動く者其結果を見ずして終ることあるが故
に結果なしと思ふもの少からざるなり、

余が英国の教師グビッドソン氏等と千葉町に伝道したるは明治
九年以後なりき、当時伝道に妨害多く遂に彼地を放棄したる程
なりしが幼より道を聞きたるは目下同地の信者となり居る豊田
氏の父なりき、氏は深く道を悦びし人とは見えざりしが余輩彼
地に行く毎に余輩の為に便利を与へたることは少からざりしな
り、氏は余輩が彼地を放棄してまだ何方よりも伝道に着手せざ
りし十四年の十二月死したり、余は氏が道を信ぜずして死した
るを聞き、痛く気の毒に思ひしが去りとして為すべき術もなくた
だ遺憾に堪へざりしが其後余は親しく氏の妻女又は息尚一氏に
ききて大に安堵し深く神の恩を感謝したることありき、氏が死
期のことを聞くに氏の妻女の息も其時はいまだ信者とはならざ
りしが死するの前日、一睡して覚め、妻女に語りて曰はく「今、
グビッドソン氏と三浦氏とは来りて懇々基督の教を説き聞かせ
られたり、余は之を聞いてより大に安心したり、最早思い遺す
所なし」と、是れ固より病者の一夢なり、然れども氏に一片の
信仰ありしことは明なり、信じて後の教養あらざるが故に其知

識に於ては欠く所ありしならんといへども今や、死せんとする
時にあたりて先に入りたる福音の種は茲に萌芽し来りて氏を救
ひしものと思はる、教の種は決して枯死するものにあらざるな
り、

第八十二章 押川氏長靴をかつぎて新潟に入る

○雅各曰はく「人を偏り視ること勿れ」(二)

外観によりて人の品位を定むるは大に非なり、然れども悲哉世
の通弊たるなり、鬪馬に鞭ちて街衢を横行し意気揚々たる者必
ず君子たるにあらず、弊衣を着て破靴を穿つも必ず小人たるに
あらざるなり、小人と君子とを別つ唯其心思如何にあり、

押川方義氏は我党の一人物なり、其心志、行爲、人の意表にい
づるもの少からずと聞く、明治七、八年の頃なるべし、英国浸
礼教会の医家宣教師バーム氏新潟にあり、当時、氏は雨森某氏
を助手として伝道したりしが僧侶の教唆によりて一夜壮士等会
堂に乱入し雨森氏を殴打せり

僧侶の教唆によりしことは後同県の禅僧にして信者となりし
横井元峰氏の証言による

雨森氏は横浜に帰りしがバーム氏は代りて働くべき助手を求め、
之をバラ氏に謀れり

バーム氏は宗派に無頓着の人にして必ずしも浸礼を用るざり
しといふ、其宗派ちがひのバラ氏に謀りしを以ても知るべし、

果せる哉氏は後に某会社より譴責を受けて本国に呼返された
 りある日、バラ氏は祈祷会の日を以て諸士に謀り、バーム氏と共に
 新瀧に働くべき者を求む、氏は例の熱心、至誠、其身を主に献
 ぜんものを求めしが、押川氏は其席にあり大に感奮したるものと
 見え落涙して聞き居たり

和田肇氏氏の隣席にありて之を見たりと証言せり

バラ氏は説き終りて「主の為に決心する者は誰ぞ」と問へり、
 其時立って「我往かん」と絶叫せる一青年あり、衆之を見れば
 押川方義氏なり、バラ氏は深く氏の決意を感謝し、其日は終れ
 り、氏ハ決意したり、然れども氏の痛く恐れたるは未だ伝道の
 経験なきことなり、又今日までは唯一個の書生にして規則たち
 たる説教を為したることさへなし、氏は彼のフライオン氏の薫陶
 を受けたるものなるがフライオン氏が説教の草稿を一函中に納め
 おくことを知りたれば自己の説教の材料として其不用なるを貰
 受けんと思ひ、其日フライオン氏に往き、新瀧伝道の決意あるこ
 とを語る、氏はいたく其決心を賞し、衣服の古きものを与へん
 といひき、押川氏は衣服も亦要する所なれども説教は殊に氏の
 望む所なり、氏は乞へり「余や今決心は為したれども未だ説教
 を作りしことなし、先生の説教は彼の函中に多くあるにあらず
 や、願はくは彼の中の幾分を余に貸せよ」と、此一言を聞くや、
 今まで柔和なりしフライオン氏の面は忽に朱を濺げり、眼鏡ごし
 の眼光は押川氏に注射せり、此雷光あり、如何でか疾雷起らざ

らん、フライオン氏は大喝一声「押川！」、氏は其声に畏縮した
 り、フライオン氏は尚ほ曰はく「お前は新瀧へフライオンを宣伝せ
 んとするか？」と、氏は弥々閉口していふ所を知らず、唯内心
 如何にもと感服せり、氏は其心得違を陳謝して手持無沙汰に其
 場を去り、フライオン氏の古着古長靴をもらひて横浜を發し、信州
 路を歴て新瀧にむかへり、氏が貰ひし上着の袖は氏が手を申し
 ても尚ほ二、三寸を余し、恰も支那人の衣服の如くなりしが、
 大は小を兼ねぬ、長きは短きよりも便なり、然し氏が貰ひし靴は
 其長さこそ足一個半を入れるに足れ其幅は足らず、氏が確氷峠に
 かかりし頃は足を破りて歩行することを得ず、遂に之を脱して
 背に負ひたりと、氏は自らいひき、「今ならばどうせ足にあは
 ぬ靴、棄てたらんものを、其時は先生の賜物なりとして穿つこと
 を得ざるも負ひて往きたり」と、氏は上田を歴て新瀧に入りし
 が其着したる時は既に夜なりき、氏はバーム氏の家に至り、其
 戸を叩きたるに一人の婦人出で来りて誰かと問ふ、氏は「押川、
 今、横浜より着せり」と告げしに彼の婦人はいたく驚きたるも
 のの如く暫く呆然たりしが遂に奥に入り、後バーム氏に迎へら
 れたり、入りて見れば五、六の男女ありて聖書の講義にても初
 まらん光景なりしがバーム氏は殷勤に氏を諸氏に紹介し「今や
 羅馬書の講義を初むる所なり、願はくは我に代りて此所を講ぜ
 よ」といへり、氏は一時途方に暮れたり、固より下読みなど為
 したる所にあらず、又其講義を聞きたることさへなし、頼むべ
 き人はあらず、唯頼むべきは神のみ、茲に於て真に熱心、真面

目に祈れり、而して其指示せられたる所を講じたるに深くパー
ム氏の賞する所となり、大に信用せられたりといふ、後、氏を
取次がんとして出で来りし彼の婦人は押川氏にいへり「今だか
ら申しますが実は初めておいでなされた時には驚きました。

パームさんは今度横浜から来る押川氏は余程、善い伝道者だと
バラさんから聞いて来たと思つて居ましたので、もっとお
立派なお方だらうと思つて居ました、所が戸をあけて見たとき
どこの馬の骨か、あの狼の衣を着たやうな、おまけに長靴を背
中にしよつてサ、正直にいふならあの時は落胆おちぶしてしまつたの
です」と、此婦人は外観を以て氏を判定したり、蓋し氏が一個
の大人物となりしものは其小節に拘らず、小事に汲々たらざり
しが故なり、明治豪傑譚には氏が日蔭町出来の洋服を着用して
婚礼せりと記したれども其事は伝聞の誤なるべし、余が氏に問
ひたる時氏は云へり「余は国許にありて婚礼したれば日蔭町の
「でき」を買ふことは能はざりしなり、然し十三歳の時作りし
麻上下を着用して余り小きを少し恥しく思ひたるを記し居れ
り」と、氏の婚礼は其何歳なりしやを知らざれどまさかに十五
六歳にてはあらざりしなり、氏の大人物となりしものは小節に
拘らざりしによるものならん、大なる人物は俗眼によく見ゆる
ものにあらざるなり、

第八十三章 信任

○希伯來記者曰はく「それ信仰は望む所を疑はず未だ見ざる
所を憑拠まじとするものなり」(十一)。

それ世に信仰なるものあり、人生を益すること少しとせず、学
者は其力によりて事物の秘奥を極め、宗教家は其力によりて一
身、一家又天下を感化すべし、時としては輕燥なる学士、自己
が信仰によりて自己の學術を研究し而して屢々宗教家の信仰を
輕蔑す、其愚憫むべきものあるなり、彼若し自己も亦信仰の力
によりて自己の學の發達、進歩すべきものなるを知らば自ら大
に恥ることあらん、信仰によりてコロンパスは亜米利加大州を
発見せり、信仰の効用それ偉大なるかな、

明治十二年十月余はグビッドソン氏と共に総房の巡廻伝道を為
し、其月二十二日上総の佐貫より鹿野山に登れり、蓋し余は山
頂の眺望の佳絶なるを思ひダ氏に見せたく思ひたればなり、秋
の空ながら其日は少しく霞込めて余が目的の半を失ひたれども
ダ氏はいたく悦び、此跋渉の愉快は余の賜物なりと云へり、余
が丸七の座敷に入りたる時余が目止まりしは同家の座敷より
数歩を距てたる所に杉丸太を以て一の望楼様のものを仮設した
ることなり、余は其何の用を為すかを知らず、之を主人に問ふ、
主人はいふ「此望楼は内務省地理局にて設けたるものにして其
用は下総国銚子港の方向、位地を定むるにあり、既に同局員の

余が家に止宿したまふものあり、日中は固より見るべきものあらず、毎夜局員は彼の楼に登り望遠鏡をとって銚子の方向を窺ひ居れり、然れども不幸、近頃毎夜雲霧立籠めて、はや一ヶ月程にもなれど一回も目標の点火を見ずとのことなり、気の長き御勤もあるものかな」と、余ハ尚ほ精しく問ひて銚子には約束に從ひて毎夜時を定めて山上に点火し、鹿野山の局員をして窺はしめんとし居るよしを知りぬ、ああ、余は此事を聞きて実に信任のことを学びたり、三十日間まだ一点の燈火を見ずといへども必ず点火あるを信ずるが故に倦まざるなり、吾人が神の約束を望み俟てるもの此局員と相似たるものあるにあらずや、吾人はいまだ見ざる所のもの少しとせず、然れども主は必ず其約束を遂げたまふと信ずるが故にまだ見ずといへども疑はざるなり、此信仰あるが故に吾人は徳を養ふことを得るなり、吾人は困難に耐ふることを得るなり、実に信仰は人を救ひ又世を益すること少からざるなり、

第八十四章 足柄県令柏木氏

○基督曰はく「爾に求むる者には予へ借らんとする者をば卻くる勿れ」(太五。四十二)

其身一回貧困の味を実歴したる者は貧困を思ふの念深し、是を以て其身に勢望ありといへども人に驕らず、貧困は困苦なるに相違なしといへども人生を益すること少しとせず、

足柄県令として其名噴々たりし柏木総藏氏は豆州葦山の人なり、

其身貧賤よりいで江川氏に事へ、其薰陶を受け、早く能吏の聞ありき、維新後、擧げられて足柄県令となり、治績の大に見るべきものありといへり、氏が令たる頃、一日伊豆の国葦山の近傍を巡回せり、氏は身体の強健ならざるが故に鶴にありしが偶々道路修築の為に村民の公役に服するを見る、其近づくに従ひ鶴を下りて其傍を過ぎ、親しく役夫の勞を慰して、後再び鶴に乗りて行けり、傍にある者其故を問へば曰はく「村民等公役に服し勞作せり、我牧民の職にありて独り自ら鶴にあるに忍びず、我下りて之を慰めたるなり」と、後、村民等伝聞して感泣、其徳に服したりといふ、是れ余が親しく其時の役夫に聞く所なり、蓋し氏が自ら貧困を味ひ、公役に服する者の真情を知るによれり、明治八年の夏、余が箱根塔の沢より帰京せんとする時、在京の父より数円の為換券を受けたり、当時小田原郵便局は最近の局なりしを以て余は其金を受取らんが為に同所に行けり、何ぞ思はん、其日は日曜日にして休日ならんとは、余はいたく困じたり、其日途中強雨にあひて二里余の道を來り、今日受取らざれば又明日來らざるを得ず、遂に一策を案じ父が友なる別府某氏を訪ひ、其事情を陳し、委任状を与へて氏より数円を借得たり、今より思へば厚顔の極なりき、余は幼少の頃、父と共に一夜氏を訪ひたることありしが其後は普信したることもなく又氏が余を記憶すべきにもあらざるに是の如きことを乞ひ、随分は押の強き人物なりと思ひしなるべし、是くして用は弁じたり、余はよき方法を得たりと思ひき、儲余は金を得たれば塔の沢に

帰らんとせしが時はいまだ午時を少しく過ぎたるのみ、何か見物するものにもあらんには見て帰るもよしと思へり、然し見るべきものもなし、此時県令柏木氏のことを思ひいだせり、余は未だ一回も氏に面会したることはあらざりしが氏は余が父とは同窓たるの縁故もあり、父より屢々氏の噂をききたることもあれば氏を訪ひて帰らんと消閑の爲に氏を官邸に訪へり、余は強雨にあひたるが爲に靴を脱するを得ず、乞ひて庭中に入り、

氏は縁側にありて面会したり、唯父が同窓の友たりとの縁故のみにして平日文通などありしにもあらざれば氏は例の貧書生の旅費を乞ふものと思ひしならん、然れど氏は快く面会したり、僭余は面会を許されたれど前以て氏を訪はんと思ひたるにもあらざれば面会したればとて別に語るべきこともなし、唯氏が父の近状を問へるに對して答ふるのみ、余は何となく手持無沙汰の感ありたれば遂に日曜日の休日を中心ならず二里余の徒足を爲し、困難したれば別府氏に乞ひて爲換の爲換を爲したりと語りぬ、氏は先入の妄見ありしのか余が意を誤りたるものと見え「それはお困りだらう」を数回繰返したりしが余の語の終るを待ちて下婢に云へり、「奥さんに五円貰つて……」、余は驚きたり、余は氏が余の意を誤りたるを知りたれば「いへ、拝借せん意にはあらず、別府氏にて用は弁じられたれば」と辞したるに氏は「然りしか、別府にお頼みなさならんで先へ私の方へ来なさればよかつたに」といへり、余は此事によりて氏の寛大、宏量なるに感じたり、例の錢乞書生も多く氏を訪はんに添書をもち有せ

ざる余に五円の金を貸さんとせり、余は氏が貧賤よりいでて頭職にあるが爲に困苦の人を思ひ遣ることのふかきを感じたりき、実に氏は「一里の公役を強ひる者あらば之と共に二里往け」の訓誨を実践する人にてありき。

第八十五章 上下の懸隔

○基督「曰はく「異邦人の王は其民を支配す、又其上に權をとる者は恩を施す者と稱へらる、然れども爾曹は如是すべからず、爾曹の中大なる者は幼きが如く首たる者は役ふる者の如くなるべし」(路二十二、二十六)

社会の秩序を保たんとすれば上下の區別をなす固より必要なるべし、然れども我国封建時代に於る上下の秩序の如き其必要を過ぎたるものありき、其初や必要より生じたるものならんといへども後には一種の虚礼たりしなり、其弊や、高きは倨傲、尊大、卑きは卑屈、無氣力、却て是が爲に秩序を保たんとする方は秩序を紊るに至れり、余が藩の如きは五万石の小藩なりしが爲に藩中諸士の階級の如き他の大藩に比すれば少かりしが如し、然れども今より思へば突に馬鹿々々しき感あるものありき、彼の足輕と稱し、以下と稱したる一階級の如きは雨天にも下駄をはくを許されず、故に彼等が下駄をはきて通行する時上官の人に逢ふ時は下駄を脱して敬礼を爲したり、嘗に下駄を脱するのみならず土下座と稱して地に躡踞し、手を着くるを以て規則

とせり、実に彼等は最下級にあるを以て何事によらず以上（士分の人々）に対しては此例に従はざるを得ず、彼等は以上に對して是く屈せざるを得ざるが爲に其反動として農商に對する時は頗る倨傲なりしなり、余が十一、二歳の頃なりしならん、本田氏の手習場に於て一の出来事ありき、其次第を尋ぬるに其日は如何なる都合にや先生の譴責を受けて生徒一同止められたることあり、止めらるるとは定時に退校するを止められて一時間乃至二時間を延さるるなり、先生は「止める」の宣告を爲して何方にか出でたる様子にて唯先生の妻女のみ居りたるが如し、玆に於て生徒は思ひ／＼にいたづらを初めぬ、其時足輕の息にして武田某といふものありしが彼は生徒中の年長者なりき、彼は年長者だけに悪き智慧もありしものか衆生徒に議せり、「生徒は一同斯く無制限に止められ何れの時許されんか知るべからず、先生は已に他にいでて居らず、其帰り来る時さへ知るべからず、此分にて進み行きたらんには或は夜に入らんもれず、よろしく今より点燈の用意すべし、余は今より蠟燭をつくるべければ諸士、草紙二、三葉づつを出だせ」と、固より一時の戯に相違あらざるも皆悦びて二、三枚づつをいだし、武田は反古紙を筆の莖に巻きて蠟燭の心を作るに擬し、皆笑ひ興じたりき、久しからずして先生は帰來れり、妻女の報告によりて其不在中の騒動を知れり、先生は忽ち教場にいで來りて「蠟燭屋の真似などしたるよしなるが誰がしたりや」と問へり、其面色によりて恐れざるものなし、皆黙していはず、先生頗る不平なり「誰

でも知る人はお告げなさい」、此命令ハ二、三回繰返されたれど答ふるものなし、其時先生は余を見たり、先生は云へり「幸三郎さん、あなたは御存じでせう、誰だかお知らせなさい」、余はおしやべりなりき、其語の終るを待たずして答へぬ「武田です」、彼は怒れり、彼は怒りしが故に「虚言をいふな！」と叫べり、先生は痛く怒れり、然れども彼が蠟燭屋を爲したるを怒りしにはあらず、何を怒りしや、先生は容を正して武田に云へり「貴様は甚だ無作法な奴だ、以上の方にむかつて虚言をつくなどとは何事だ、此様な無作法者は此教場にはおけない、今、破門する、直ぐ下れ」、此一言にて宣告は終り、彼は先生の通知書一通を受取り道具を負ひて去りしが余は教場に於て再び彼の面を見ざりき、ああ、彼が退校を命ぜられたるは唯諸士以上の子に無礼なる語を用ゐたる一事のみなりき、今より思へば、皇族に對する不敬罪よりも重きが如し、然れども是れ當時の状態なりしなり。

第八十六章 其好む所に癖す

○籤言に曰はく「人は火を懐に抱きて其衣を焚れざらんや、人は熱火を踏みて其足を焚かれざらんや、其隣の妻と姦淫を行ふものもかくあるべし、凡てこれに捫る者は罪なしとせられず」(六。二十七、二十八)

人を知らんとせば先づ其友を見るべし、人は意氣相投せざれば

決して友たること能はず、意思の高潔なるを友とする者は高潔の人たるべく、淫猥なる人物を友とする者は淫猥ならざるべからず、然れども独り其友とするもののみならず其嗜好する所に於て又其人の品性を察すべし、譬へば讀書を為す者を見るに其読む所の言に感化せられて其品性を變ずること無きならざるべしといへども多くは其品性によりて其読む所を撰めり、茲に於てか人の書架は其主人の品性の一斑を察すること難からざるなり、余が同窓の友に某なるものあり、彼小説を愛読せり、而して其種類は八犬伝、俠客伝にあらずして美少年録、梅曆の類なりとす、且余が見る所を以てすれば彼はかかる小説を熟読、玩味して自ら朱之助、丹次郎たるを期せんとするもの如し、余は彼の爲に之を憂ひて屢忠告したれども彼は余を「世故に暗し」、「無粋なり」として受けざりき、余は遂に彼を呼びて左母次郎といひぬ、蓋し彼が八犬伝の左母次郎と其生涯の運命を同じくせんことを諷するにありき、一夜青年会の会友等、会館に討論會を開きしことあり、其宿題は「小説を読むの利害」なりき、余は有害を主張し、或は折衷説を為すもありしが彼の某氏は「大有益」と爲し、喋々其利益を挙げしが其一項中余が今尚ほ記憶するものは「抑々小説は人事の極めて複雑なる光景を写し來りて巧に之を処断することを叙し、或は其判定を誤ちて其身を過るなど、千態万状、人情の隠微を穿つものを述べたり、若し是等の得失を参酌して自己の一身を処したらんには過誤、失策を免かること少しとせず、小説を以て有害と爲すが如き

は小説界に対して門外漢たり、安んぞ堂奥の妙味を得んや」と、余は彼を弄して「自ら梅曆の丹次郎たらんとする者ハ例外なり」といひき、果せるかな、其時より二、三年ならずして彼は丹次郎となれり、彼は自ら好みて小説の主人公となりしが爲に彼は教会より放逐せられたり、社会より放逐せられたり、然れども彼は本望を遂げたりとて悦び居らん、彼は初より丹次郎たらんことを期したればなり、ああ、火を懐に抱く者焚かれざらんや、小説を好むもの滅びざらんや、

第八十七章 某教会の試験に及第す

○基督曰はく「爾曹が人を量る如く己も量らるべし」(太七^{〇二})
 權謀を以て人を量れば一時功を奏することありといへども久しければ遂に其不実を知られて却て先の功をさへ湮滅するに至るべし、假令其目的にして善良なりといへども權謀の決して善良ならず、善良ならざるが故に必ず害あり、

武州和戸教会は牧師に失策ありて其信用を失墜したるが爲に新に牧師を依頼するを恐れ、十五、六年を歴る今日に於ても未だに無牧なり、長老は算盤をとりて考へたり、「若し一人の牧師を聘したらんには安くも一ヶ月十五円を払はざるべからず、東京より安息日毎に教師を聘したらんには一回貳円を要するとして一ヶ月八円乃至十円なり、加之東京より善き教師を聘せば十五円の教師に優るものを得べし」と、彼等は算盤の珠に於て

は大に利ある所を考へたり、然し算盤にかからざる損益は思はざりしなり、茲に於て東京の教師の誰を頼まんか、是れ重大なる一問題なりき、一教会を牧する教師は毎安息日に其聘に応ずべからず、彼等は教師を聘するの困難なるを知りたれば神学生徒を依頼したり、然るに同会の長老は二人共に古き信者にして其耳は肥えたり、時としては神学生を以て満足し得ざることあり、茲に於て彼等はあやふやの神学生を屢々頼まんよりは一ヶ月一回位教師を聘する方善からんと考へ、遂に木村熊二氏に出張を依頼したり、此頃和戸教会に一の評判あり、即ち彼会の長老二人は新に來るものある時は聖經中の難解の章句を挙げて質問を試み、其答案正しければ以て可とし、正しからざれば以て不可とし、其不可なる者は落第者と見て再び依頼せざるなり、彼等は相應の知識もあれば其可なるや不可なるやを判別するの力はありしなり、木村氏は此風評を耳にして幾分か不平なりしといふ、氏は和戸に着して説教を為さんとせしに忽ち例の試験的質問は風評を実にして來れり、氏は一刀直截其答弁を為したるに彼等は満足したるもの如し、然れども氏は彼等の無礼を怒り、好機あらば復讐を為して懲さんと思ひき、其夜一里許を距りたる某村に説教を乞ふとて人力車を持來りたれば氏は之に乗りて行きぬ、某村の説教を終りて和戸に帰らんとしたるに同行の長老某は云へり「夜が更けたので車はあれど人なし、和戸村まで歩行したまはんや、いかに」と、木村氏は暗に歩行を促すものと見たり、茲に於て「車があるなら、君曳きたまへ」と、

ああ、長老某は計略の裏をかかれたり、いやとも云へず、止を得ず、下駄をぬぎ、裾を端折り聖書其他を氏の車に乗せ、ウン／＼乎として車を曳きて帰れりと、木村氏は聖書の試験には及第したり、然れども人力車を曳かせたるが為にはや再び依頼せられざりき、其次の順番は余の上に落來れり、余は兩國教会に謀りて公然承諾したり、余は出張したり、午前和戸の會堂に説教し、午後は松戸に説教せんと先づ某氏の家に午飯を喫したり、其未だ食物の準備の成らざる時某長老は手帳と矢立とを持來りぬ、試験は初まれり、余は試験せらるる評判さへも知らず、只管彼の人の熱心なるに感じ、親切、丁寧、受験的にあらず、口授的に説明せり、余も幸に其時は及第したりき、且其前夜は一里許の某村（木村氏の行きたるも此村なりしならん）に行きしに帰りは車なしとのことなれば余は長老某と歩いて帰れり、余は車はあれども人なしと聞きても長老に曳けとは必ず云はざりしならん、是の如くなれば余は大に彼の地の人々に信用せられ、其後屢々出張したりき、然れども此試験は彼の会の権謀と知られたり、其後神学生の夏期休業に彼の地に行きたるものありしが二人の生徒は同時に落第して一人は宝珠花に一人は他の一村に送られ、二人ともに不平たら／＼帰京したり、是より其風評は誰知らぬものなき程になりて神学生は勿論教師すら同会の依頼に應ずるものなく余も亦他の事情の為に行くことを得ず、彼等は遂に派出教師を得るに苦しみ、近頃に至りては全く応ずるものなきが如し、ああ、彼等の目的は正しく教を説かしめんと

為したるなり、去れど其方法は權謀なり、術數なり、自ら量る
処遂に己を量るものとなりき、

第八十八章 代助

○馬太伝に曰はく「幽暗に居る民は大なる光を見、死の地と
死の蔭に坐するものの上に光いでたり」(四、
十六)

福音は困苦の人に対して殊に福音なり、之によりて貧者必ずし
も富者たらずといへども富めるものの如く福なるを得べし、病
者必ずしも強健者たらずといへども強健なるが如く福なるを得
べし、殊に其心思の安康を得るに至りては福音の力にまさるも
のあらざるなり、

駿州駿東郡神山村に代助といふ人ありき、其身幼少の頃、高き
樹より落ちて非常なる負傷にて一時は其生命危しとのことなり
しが次第に其傷は癒えて健康に復したり、然れども其身は不具
となれり、其両腕の妙に屈したる所、其足のくの字の如くなり
たる所、一見して驚かざるものなし、彼は是く不具の身体にし
て健康なり、彼は屢々自己の一身の過去、未來を考へて其身の
死なざりしを恨めり、父毎歲富士詣の同者が往來するを見て信
心により安慰を得んと為したり、然れども彼が得たる所の信仰
にてはいまだ安慰はあらず、肉を思ひては不具を憂ひ、靈を考
へては其不安をかこち居りしが不図基督教の伝道者にあひ基督
の救をききて大に悦び遂に信者となりぬ、ああ、彼の長く暗黒

に閉ぢられたる靈は一朝光明を認めて開かれたり、彼は無学な
りしが後には聖書を読み得るまでになりたり、余が代助を知り
たるは明治十四、五年の頃なりしが其時ハはや箱根山中の山中
村に住したりき、彼ハ自ら一步も歩行すること能はざるが故に
伝道者に訪はるるを以て無上の快樂とせり、宜なり、村中に自
己と志を同うせる兄弟は一人もあざりしなり、余は十九年の
二月彼地を通行したる時に小形の聖書一冊を与へたり、蓋し彼
ハ掌の妙に屈したるが為に大なる書物は持つに不便なり、又其
身体も不思議に捻れ居りたれば卓上におきて見ることもできず、
余が訪ひたる時に彼は光線の方を斜に後にし、膝を抱きたるが
如く蹠し、遠州流生花に見る葉蘭の如く曲りたる掌を膝にのせ、
其上に聖書をのせて読み居たりき、余は小聖書をいだし「大形
では見悪いとききたれば是を一冊さしあげん。文字細かく見る
には不便ならんが持つにはよからん」といひしに代助の悦びた
とへんにもなく「ああ、ありがたい」を幾度も繰返すのみ、
身体自由ならざれば立ちても来らず、僅に余の方ににじり向け
たるのみ、二十一年の十二月、大阪よりの歸りに原沢氏と共に
尋ねたるに家の中に誰も居らず、大声に案内を乞ひしに障子の
蔭に代助の声して「どなたさんか、今湯に入られた所だが、
家の者が用違にでたので出してくれる人がないから、残念だが
お目にかかることができない、まことに悪い時であった」とい
へり、余輩も待ちては居られず、再訪を約して去らんとせしに
彼は風呂の中でいへり「世の中が開けると私の為には困ります、

もう、鉄道もたいがい出来たさうだが、弥、開けたら信者の方で此所を通る人がなくなるだろう」と、彼の考は正当なり、若し此時に開通しあらんには余も亦此所を通行せざりしならん、余は箱根に来る信者もあり、三島にある兄弟もあり、尋ぬる人もあらんと慰めて辞したりしが此世に於て彼の声を聞きたるは此時が終りなりき、二十三年の夏期学校に内田氏出席せる由なれば余は氏に依頼して代助を訪はしめたり、氏は帰りに云へり「代助を訪はんとして三島の伊藤氏に問ひしに彼は昨年(二十二年)死したりといへり」と、ああ、彼は不具にて終りき、然れども彼の心霊は幽暗に居らずして幸に真光明を得たり、

第八十九章 長半五郎

○伝道之書に曰はく「多く書をつくれれば竟なし、多く学べば体疲る」(十二)。

器械の發明など成功したらんには自己の一身を利すること少からざるは勿論世を益すること大なり、然れども其功を奏する能はずして中道にて廢棄するの止を得ざるが如き運命に遭遇したらんには其身の破滅を免るること稀なり

余が故郷に和吉といふ大工ありき、彼は毫末も知識とてはあらざりしが普通の工匠と異り、何事によらず工夫するを常とせり、彼は余が父の氣に入られて大砲の車台を作ること為せり、彼は時々洋風の画図面など見るによりて彼の工夫心は弥々増長し、

余が家に來る毎に器械工夫の話をしてしたり、彼は遂に一の唧筒を發明したり、彼が余に語る所を聞けば二個の箱唧ありて其中を通ずるに唧中と同形の小板数十枚を綱に貫きたるものあり、器械の上端には直径七、八尺の車あり、其車を回転せしむる時は板を貫きたる綱を曳き、其板を以て水を唧中に上げ、而して上端より水を出だす仕掛けなりしなり、余は西洋の器械の図を見たる時に略々之と同じきものあるを知り、其考案は西洋の器械に基きたるものならんと云ひしに彼は驚きて「西洋にもありや」と問へり、此問あるを以て考えれば彼は西洋の図を見たることなく全く自己の創意にいでしものなりしを知るべし、彼は和吉にては余り其名が俗なりとし新發明を為す人には不似合なりと思ひしなるべし、和吉を廢して長谷川五郎兵衛といへり、然し自らいふのみにして誰も五郎兵衛と呼ぶ人はなかりし、彼は長き間の試験の爲にいかで善からぬ身代は次第に傾きて、弥々此器械を造る頃には材料の木をさへ買ふこと能はざるに至り、茲に於て彼は長倉半兵衛といふ商人を説き其資金を借り得たり、彼は其資金をいだしたるを徳として彼が發明したる唧筒に長半五郎と命名したり、余は其名の意を問ひしに之を發明したるは五郎兵衛なり、其資金をいだしたるは長倉半兵衛なれば二人の名を取りて長半五郎となしたりと、彼には頗る意味深長の名なりしなり、然れども此名によりて彼の学力は知らるるなり、余は幼少ながら其名のよからぬを知りたり、然しよからぬ理由を説くことは為し得ざりしなり、然れども彼は熱心なり

き、余が今我教を信するよりも彼は彼の器械に熱心なりき、彼は余の家に来るや、十四、五歳の少年なる余を捕へて器械の構造など説きて止めざりき、彼は器械学の何たるを知らず、又物理の応用など毫も知る所にはあらざりしなり、然れども長半五郎は鑿、鉋、鋸の作用によりて出来上りぬ、彼八十分の自信あるが故に其試験を急ぎたり、一日自己の信用する人々数人を招き、自己の家より程遠からぬ某氏の裏にて狩野川の水を汲まんとして用意せり、彼は其器械の方法を盗まれんことを恐れたり、故に自己の家にて組立つる時は戸をしめて人を入らしめず、其妻子をさへ近けざりき、試験の前日彼は組立てて彼が秘密と為せる所を蔽はんが為に女の前掛けを以て一個の穴を蔽ひておけり、弥々器械を川端に運ばんとする時に一、二回、車の転じたる時器中の空気が一方に引かれたるが為に前掛は穴より前へと中に入れり、其時は誰も其事を知らざりき、器械は弥々川端に備付けられたり、元来車は踏車の如くして回転せしむべきものなりしが此日は足代をかくるの時間を省き、唯手を以て回転せしむべきこととし、彼は「これを回らせば水ががあります」、水芸の口上めきたる口演を為し、回転を初めたり、見物人は一斉に水口を注視し、今に水流れいんと待ちたりしに車は二、三回転を為して止まり、水はガシヤ／＼と五、六升もいでたらん、車の回転と共に是又止みぬ、人々の失望もさることながら和吉、否、五郎兵衛自身の喫驚は大方ならず、前にまはり、後に戻り、首をかしげ、腕を組み、薙医者が大患の前にあるよりも心痛の

模様なりき、彼は漸くに悟りしものあるが如く手を打ちて独り感ぜり、人々其所以を問へば彼れ得々として曰はく「木は水に入るとき膨脹るものでございます、何方も余りキツチりできたので固くなりました、用ゐて少し摩擦してくれば丁度よくなりませう」と、此説明には皆感服して成程と思ひしが如くなりき、然し今より思へば二、三回にして膨脹は少しく早過ぎたるが如し、彼は理由ありても其儘に止めては成蹟甚だよからずと思ひしならん、彼は「車の中に這入って転して見ませう」、此言と共に彼は車輪の中に入りたり、彼が輪中にソロリ／＼と手足を踏張りて其体を移せば輪はギシ／＼と音して少しづつ回転し、水も少しづつは流れいつるに至れり、然れども車の回転の遅緩なるだけ水のいづることも甚多からず、彼は少しく体を移すことを早からしめしが其時水と共に何か流れいでたるものあり、人々は奇なりとして其方を見る一刹那、輪中にありし五郎兵衛は俄に車の回転の軽くなりたるが為にグルンと半回転ばかり転ずると五郎中の五郎は手足を輪中に突張りたる儘、其足は上に手は下に、「是は」とて手足を運ばんとすれば重心を得んが為に此度は其反対の方向に又グルンとやり、是くグルン／＼と或は進み、或は退き、進む時は身体立ちたるが如く、退く時は倒立ちとなり、漸くグルン／＼が止みても其身体を動かす毎に輪は動き、未だ其体を移すに及ばずして又再びグルン／＼と為る、彼は初めに二十日鼠の曲を思ひて車輪を回転せしめんと思ひしなり、然れども彼は腕にては伎倆はあれ手足に鼠の巧はあらざりしを

以て思ふやうにはゆかざりしなり、去るにても今まで膨脹して固かりし器械が何故に是くは軽くなりしか、茲に於て先に水口よりいでたる物を何ならんと取りて見れば、是なん女の前掛けなりけり、五郎ははたと手を打ちたり、「軋むのは木が膨脹たと思ひましたら然ではございません、昨日スツカリ組立てたので中を見られてはよくないと思つて女の前かけを蔽つておきましたがいつか中にはいつて、夫で固かつたのでございます」と、此説明にて又見る人は「成程」といへり、彼は「これ此通り前掛けが……」と、引延ばして人に見せんとすれば氣の毒！ 器械の中を一回転ギシ／＼と軋られていでたれば所斑に穴だらけとなり再び用ゐるべくもあらずなりぬ、彼は又車の外に立ちて手を以て車を回転せしめたるに水はよき程に水口より噴出し彼が工夫の無益ならぬを証したりき、彼の云ふ所にては何尺とやら下の水を一日に何程はあぐることを得べしとのことなりしが、未だ其器の人に知られざる中に世は明治維新の時となりて殖産工業の如きは我国人より全く忘れられ、夫等の為か又は製造費の貴かりしが為か用ゐるものあるを聞かず、其後久しからずして五郎兵衛は死し長半五郎も如何にせしや聞かざりき、ああ、彼はよく工夫したり、然れども彼は余りに多く工夫して身体疲れて終りたりしなり、

第九十章 十誠に驚く

○基督曰はく「爾曹誰か城を築かんにまづ座して其費この事の竣るまでに足るや否を計らざらんや」(路十四、二十八)

凡そ一事を為さんとせば前以てよく其準備を為さざるべからず、其準備周到ならざる時は其功を収むる能はざるのみならず自己の一身を辱むるに至る、トマス・ペインの伝記を作りし者曰はく「彼が『道理の世』の首部を著述せる時には彼の手に一冊の聖書なく、彼又一本を購ふこと能はざりしなり」と、蓋し彼は貧究にして購得ざりしなり、視よ其道理の世が管に世人の信用を得ざりしのみならず著者自身すら其著述の過まれるを自白せり、余はペインのことを思ふ毎に世には計算なくして城を築かんとする愚者あることを思はずんばあらず、

明治九年の頃余はグビッドソン氏の新米町の家にありき、当時我教を質問せんとして来る者の中に中村干といふ法学の生徒ありき、一日氏は余が室にありて種々質問してありしが余が室中に掲示しおきたる十誠を見て氏は再三熟読し居りき、氏は突然問へり「彼の十誠といふものハ何ぞや」と、余は之を説明せり、氏は余が説明をききていたく驚きたるものの如く「是は恐入った、実に恐入った、もう僕は止める」と絶叫せり、余は其理由を問ひしに氏は其心事を明にせり、氏は元來基督教を好まず、朋友に相逢ふ毎に基督教撲滅の策を講じ、或は先輩の門を叩き、

今や数月を費して一部の駁論を草し既に近頃脱稿し、某書店に其印行を依頼せんとせしに書店の番頭はいへり、基督教を論駁したるものあらんには明教社の如き常に彼の教に反対の主義を執るものに依頼せよと、其言理あるが故に今や同社に送らんとせる準備最中なり、其言の主要とする所は基督教の十誠に「父母を敬ふ勿れ」とある一言を基礎として基督教は国家の秩序、安寧に害ありとするにありき、述る所、数十葉、其言数百万、十分に基督教を論倒し尽くして余蘊なし、何ぞ思はん、今、此十誠を見れば「爾の父母を敬ふべし」とあらんとは、茲に於て氏が立論の基礎ハ全く倒れたり、其基礎動きて其上の建物如何で動かざらん、氏が干言、万語は皆空中の樓閣なりき、氏は全く断念せり、其後屢々吾人を訪ひて教を研究したりしが遂に其如何になりしかを知らず、時々弁護士の名に中村干といふを見るやうに覚え居れど果して氏なりや否は未だ知らず、氏も亦城を築くに十分の設計あらざりしなり、

第九十一章 酒屋の饅頭論

○基督曰はく「新しき酒を旧き革囊に盛るるものはあらじ若し然せば囊はりさけ酒もれいでて其囊も亦壊らん」

○又曰はく「凡て悪をなす者は光を惡み其行を責められざらんが為に光に就らず」(約三。二十。)

(太九。十七。)

世には不似合のもの少しとせず、若し船頭にして物理を論じ、商人にして工業を論ずるあらば之を不似合の甚しきものと為せり、然れども社会の秩序整然たらず、所謂混沌の世に於ては是の如き不似合も亦止を得ざるものか、然れども尚ほ今日専門家あり、分業法の用ゐらるる世の中に於て酒屋の饅頭論を為すありては唯々噴飯の極といはざるべからず、然れども不幸、余は易者の教育論を為すを見たり、

明治二十四年九月三日のことなりき、ある人來りて秀清閣に高島嘉右衛門の演説ありと、余は氏が横浜開港の頃の大山師なるを聞き居たり、又近頃に至りて氏が易学に通じたりといふを聞けり、易学は氏の専門なりとするも余は固より易を聞きたく思はず、余は金五錢を投じて氏を見んが為に行きたり、余は其場に入りて驚きたり、何を驚きしや、氏が見たる所の若きに驚きたり、是れ一なり、氏ははや六十に近からんと思はるるに見た所は四十歳位なりき、氏の演説を聞かん為か、見ん為かは知らざれども果知事、書記官、参事官、警部長、市長、師範学校々長、実に盛岡の紳士と称すべき者は悉く皆集り居れり、是れ二なり、氏が演題は易学又は商業などならんと思ひしに傍の人に問へば「教育論」なりといへり、是れ三なり、余ははや直に其席を去らんと思ひしが五錢を払ひしが悔しさに少しく見て行かんと思ひ、余は其發端を聞き居りしが如何に何を説起したりやを知らざれども余が聞き初めたる時は「人の運命は先天的に定りたるものなり」とのことなりき、然し其語る所を聞く

に一の条理整然として貫くにあらず軍談師の態度と口調とを以て「悉く」を「甚しく」の意に用ゐる「甚しく驚けり」といふべきを「悉く驚けり」といふこと屢々にて余も悉く驚きたりき、既に氏の談話には条理の貫きたるものあらざるが為に自己の見聞したることを無暗、矢鱈に激なく并列して進行せり、何思ひけん、氏は西洋の道德と日本の道德に大差ありと説き初め、西洋の父子は権理と義務にて結合せられ、我國の父子は恩愛にて結合せらるゝと断じ、其原因は其宗教にありとて一、二の例を挙げたり、其例に曰はく「私の友横山源一郎がロンドンに居りたる時、一の下宿屋に宿れり、其主婦は已に六、七十の老人なりしが二十三、四の一女子あり、横山は英國の父子が権理、義務の冷然たるに驚き、我國の父子が恩愛の温然たるを思ひ、一日其主婦母子に我國の風俗を語りきかせたるに主婦はいたく本邦人の孝養に感じて日本は君主国なりと云ひしに、共に聞きたる母はいたく驚き妾は親に対して其様に面倒なる国に生れざりしは感謝すべきことなりと云へりと、視よ、権理、義務を以てコチ／＼と固めたる国の親子は是の如く、之に反して我国に行はるる風俗の美なるは彼と同日の論にあらず、余一日某地に行かんとして鉄の橋（吉田橋のことなり）より辻車に乗れり、彼三、四丁曳きゆきたる頃余に乞へり、且那、どうぞ五十銭かしてくだせエ、今、お供をすると今夜けエれますめエ、お袋に米の銭をおいていきたくござえますから」と、余は教育なき彼の愛心に感じて直に五十銭を投じたりき、彼のロンドンの母子に比し

て其懸隔如何、是れ余が聞きたる大意なりしなり、余は高島氏の金の為に驕傲となりしにおどろき、又聴聞人の感服し居るが如きにあきれたり、余は余りの馬鹿々々しきに其座に居るに堪へず其場を去れり、翌々五日のことなり、余は県知事を訪ひぬ、知事も亦感服し居るものの如くなりしが其後一、二の人に逢ひて其如何に思ひ居るかを問ふに是又感服し居るが如くなりき、然れども余は氏が何故にかかる馬鹿々々しき例証を引き来りて恥ぢざるか余が一の疑問なりき、氏は幾分か基督教をも知り居る筈なり、氏が品性如何に下劣なりといへども彼我の道德を比較し得ざるまでにはあらざる筈なり、然れども余は其秘密を知り得たり、一日余は所用ありて停車場に行きしに高島氏が今や列車に入らんとする時なりき、氏が待合所に居るを見るに番頭手代とも見るべきもの二、三人の外に年の頃三十歳に近からんと思へる美婦人亦共なり、余は或は是れ氏の妾ならんと思ひて其所に居合はせたる氏を知るものに問ひしに「彼は何とやらいへる氏の妾なり」と答へぬ、余の疑問は此時に明になり、彼が基督教の道德を攻撃するの口調ありしものは我教の善を許さざりしが故なり、ああ、醜類の俗物、彼何をか為さん、彼の易学に於ても其大体は知るべきのみ、

第九十二章 奥野氏の再生

○基督ニコデモに教へて曰はく「人若し新に生れずば神の国

を見ること能はじ(約三。)

基督教の再生は要素中の一なり、人は生れながらにして怒の子なり、再生あらざれば決して神の国の民たること能はざるなり、然れば大凡基督教を信する者は皆悉く再生したるものたるべしといへども其生来の有様によりて、其再生の顕著なるものと又然らざるものとありて存す、余輩の同業者中、再生の顕著なるもの多かるべしといへども奥野昌綱氏の如き其最たるものなり、氏は自ら余に語りて証せり、

氏は幼少の頃より上野の宮様に事へたり、氏は老ひて美老年たりしが如く若き時は美少年なりき、氏は市中にいでんとするや必ず化粧を施したり、蜜に化粧せるのみならず、市中の美人ある家を見れば必ず其家に入りて之に戯むるを例とせり、茲を以て上野山内に近き町家にては氏を見るや若き女子を奥深く隠していださざりしといふ、稍々長ずるに及びてハ酒を飲むを習ひ、遂に性となり、後には一個の乱暴人となりき、氏は云へり、「ある年、宮様の御用にて京都に御使をなしたり、一日酒氣に乘じて祇園の女郎屋に行けり、宮家の家老奥野左京と名乗り、三間棒の籠籠に乗りて店に入るが故に恐れて客とせず、主人は平蜘蛛の如くなりて頻に謝絶せり、氏は固より謝絶せしめんと期せるなり、氏は主人を語るに余を客とせざるならば何故に看板をいだしおけるや、看板あるは商売を為すなり、商売を為すもの何故に我を拒むやと、遂に無用、虚偽の看板は無きにしかずと一刀の下に看板を切落せり、かかることは屢々ありしこと

なれども宮家の家老といへるを以て誰も咎むるものなくして過ぎたりと、氏は実に酒乱なりしなり、ある時日光御代拝を命ぜられたり、氏が雀の宮に至りし時は往来に酒樽をいだして人々に振舞ひたり、是の如くなれば昼夜酒氣を断ちたることなく至る所にて飲めり、一日親切なる友は深く氏をいましめ、遂には酒の爲に其一身を害すべければ二荒神社に願、酒せよと勧告したり、氏は其友の言葉を承諾して遂に御用を果したりしが其帰途、又大に飲みたり、忠告したる友ハ大に驚き「余が忠告に応ぜざるは止を得ずとするも願酒破りは恐るべきなり」と、氏は平然として曰はく「否、痛心するを止めよ、余は願酒したるなり」と、友は其意を解せず、奥野氏いはく「余は酒を止めんとは初より云はず、又思はざりき、故に日光山には、酒を飲み得らるるやうに願ひ来りしなり」と、友は驚きて再び云はざりきと、以て氏の如何に乱暴なりしかを思ふべし、氏は是の如くなりしが幸に主に発見せられ、遂に信者となれり、遂に伝道者となれり、余が信者となりし頃は疾に伝道者となりて居たれば余は氏の旧態を知らず、明治十七、八年の頃なり、井生村樓に我教の演説会ありて奥野氏の演説を為したることありき、余は演説場の入口に立ちて聞きて居たるに余が後に一人の商人体の人あり、首を傾けてきき居たりしが遂に彼は余に問へり「あのお方は昌綱様というに見えますがもと左京様とおっしゃったお方はございませんか」と、余が「然り」と答へたるをききて彼の人是非常に驚き「サテモ、実に不思議、酒はあがりませんか、

どうしてあのお酒がおやめられなかつたか」氏が演説を終るまで感歎して去りたり、若し、基督教の再生とは如何なるものかを知らんとせば左京の変じて昌綱となりしを見るべし、余は氏に於て其実例を見るなり、

第九十三章 武士の暴威

○箴言に曰はく「愚者の口は強暴を掩ふ」(十一)

我国封建時代に於る武士の平民に対する威権は今日の世にあるものの夢想し得ざる所たりしなり、ある藩に於ては無礼を為したる平民あれば之を斬殺し更に譴責を蒙らざりしものさへありき、又然までに甚太しからざるも平民より武士を訴ふることもありても判者は言葉を巧にして暴士の暴行を弁護し、犯罪の顯著なるものありても遂に平民の不利に帰したるが如きは決して珍しきことにはあらざりしなり、

余が幼少の頃など町家にして美しき紙鳶を作るものあれば御屋敷様の威権を以て遂には其紙鳶を奪ひて破壊するを常とせり、何が故に是くせりやを問へば唯が彼等がかかる紙鳶を作るは驕奢の沙汰なりといふを以てす、然れども其実はただ其美なるを妬みしのみ、

若し公道に渡船場ありて之を渡らんとする時に其船に入り、人集らざるも直に船をいだせと命ずれば渡守は拒むことを得ず、又他の平民が船に入らんとすれば「相乗はならん」の一語にて

彼等を拒絶することもありき、其理由とする所は「御用」といふにありしなり、

明治初年の頃なりき、一夜松崎連氏と共に日本橋詰より魚川岸に曲りたり、稍々半町も来りしならんと思ひし時、路次の中より突然、かけいだし来りて忽ち余に突当りし一人あり、松崎氏は余よりも短気なりしかば物をも云はず忽ち腰間の秋水を大上段にふりかざして「此無礼物め」と一喝す、彼は平蜘蛛の如く地に伏し、両掌を合はせて「御免なさい」と云うこと五、六回固より斬殺するの意あるにあらず、「気をつけろ、馬鹿、べらぼう」、ありたけ罵りて其儘に去りき、是の如きも武士といへるものに於ては珍しきことにはあらざりき、

然れば武士が平民に対して暴行あり、又は過つて苦しめたることありとも「許せ」の一言にて多くは済みぬ、然し平民が武士に対して過誤ありし時は中々に許されず、明治元年のことなり、余は母に従ひて伊豆の戸田村より修善寺の温泉場を歴て吉奈村の温泉に往きたり、其時十二、三歳なる増蔵といへる僕を従へしが修善寺村より荷物と共に彼を駄馬に乗せていでたり、立野村にかかりし頃二、三の少年犢を引きて往来に遊び居たりしが如何にしけん彼の犢と増蔵の馬と衝突し増蔵は馬より落ち、尚ほ往来より四、五尺ある畑の中に落ちしが彼は頬に少しく疵を受けて鮮血淋漓なり、一時は余も母もいたく驚きしが疵の大ならぬを見て安堵したり、然し余は武士の権柄を示すは此時なりと思ひたれば少年を捕へ、其父母に談じ遂に名主の調印したる

詔状をとりたり、其理由とする所は唯天下の往来に通行人の妨害を爲したりといふにありき、

明治二年の頃なりき、一日松崎氏と共に姉ヶ崎の見物を爲さんとて馬に騎して菊間村をいでたり、五井といふ村を過ぎて田間の一筋道にいでたるに七、八間先に農夫の馬に乗りて行くものあり、彼は余輩の後より来るを知り、往來の広き所に行きて避んとしたるか又は下馬を促されんことを恐れて避けんと思ひしか彼ガタノとかけいでたり、余輩は彼の挙動を無礼と爲したり、無礼と爲したるが故に、「此土百姓」の一言、追倒してくれんと暗示となり、忽ち一鞭を加へたり、是と共に声をかけたれば其勢箭の如く、僅に一町を行かずしてはや彼の農夫に追付きたり、農夫ははや叶はずと思ひたれば馬より下らんとしたりしが後より見れば彼の身体は次第に左の方に傾き、あはやと見る間に頭天動、路傍に落つると共にコロコロピシャン、彼は水田の中に其半身を埋めたり、二人は馬上に腹を抱えて「ざまを見ろ、馬鹿野郎！」

是の如き例を挙げたらんには蓋し際限あらざるべし、今日より僅に三十年前に於ては今の清兵が其良民に対するを笑ふべからず、

第九十四章 政治家の宗教観

○詩に曰はく「エホバはすべて滑なる口唇くちくちと大なる言を語る
舌とをほろぼしたまはん」(十二)。

昔の英雄は大言壮語して人を驚かすを以て常とせり、蓋し文明の素養なきものの免るる能はざる弊なり、

明治二十年十一月四日の午後、安川亨氏、井深繩之助氏、植村正久氏、本多庸一氏、熊野雄七氏と共に高繩に後藤伯を訪ふ、其何の故たるを知らざりしが今考ふれば安川氏の意見にて政治家に交はらざれば布教上に便利少しとのことなりしならん、初め伯に謁するや余輩は伯の政治上の意見をききたり、暫くして話題は転ぜり、本多氏は云へり「政治上の御意見は何ふことを得たり、願はくば宗教上に対する御意見を伺はん」と、伯は響のものに応ずるが如く、如何なる間に対して毫末の渋滞の色なかりき、宗教に対する意見としても其流義の外にいでず、伯曰はく「抑々宗教と政治とは相俟つて初めて国家の安寧、人民の福祉を全うすべし、故に宗教家はよろしく政治思想を養成せらるべし、又政治家は宗教家を相扶けて其傳播を速ならしむべし、而して其宗教たるは基督教をおいて他にあらざるなり」、其言いまだ終らざるに熊野氏は問へり「然らば先生は如何なる方法を以て我教の傳播を扶けたまふや」と、伯曰はく「其方法は易々たるのみ、先づ当路にあるもの大に之を奨励し、警察官の如

き直接人民に接するものは陰に陽に之に干渉し、法令の如きも基督教には便なるが如く、神仏教には不便なるが如くしたらんには招かずして来るに至らん……、何かいまだ云はんとしたりしが本多氏ははや黙するに忍びざりしと見え「いや、御中ですが、夫は政治家として取るべき方針にはあらずと思へり、抑々宗教は自由なるものにして人々皆自ら選択するの権あり、吾人の眼より見れば婆々様が鱷の頭を拝するは愚なるに相違あらじ、然れども是れ彼の信仰なれば之を強いる能はず、政治家として彼等の信仰を庄するに至らば是れ其権限外に逸したるものにして大に不可なり」と、伯は此言をきき渋滞するならんと思ひしに然らず、伯は事もなげに曰はく「ああちぢや、ばばは、もうぢきに死んでしまふ奴だ、彼奴等はどうなってもかまふものか！」

ああ、是れ伯が宗教に対する觀念なり、実に昔流の英雄は恐るべきものなり、此言終りて後皆呆然、云ひあはさねど「ありがたうございました、又何ひませう」の一言にて辞したりき、

第九十五章 実らざる無花果

○基督比喩を語りて曰はく「ある人其葡萄園に植えおきたる無花果ありしが来りて之に果を求むれども得ざりければ其園丁に曰ひけるはわれ三年来りて此無花果に果を求むれども得ず之を斫り去れ何ぞ徒に地を塞ぐや園丁答へけるは主

よわれ其周囲を掘りて之に糞するまで今年も答るせ若し果を結ばばよし結ばずば後に之を斫るべし」(路十三、六二九)

人には各々天賦の性あり、地に礫地あり、飢地あるが如し、教を受くるものありとして徒に悦ぶべからず、又受けざるものありとして徒に落胆すべからず、礫地なりや飢地なりやを見るの明を要するは論なしといへども受くる者なしとて忽に放棄するは愚なり、数年功なしと見ゆる働は安んぞ其根を養ふものたらざるを知らんや、

岩手県盛岡は林檎の産地たり、專業として培養するものあり、然らざるあり、何れの誰なりやは聞洩したれども某の地に林檎を植付けたる人あり、多く植付けたる中に一本の大木あり六年を歴て一顆を結ばず、主人は之を斫らんとて園丁に命じたるに彼はいへり「是くまでに長ちしものを今斫るはをし、六年待ちたまひしものなれば今一年待ちて見たまへ、来年に至りても結ばざりしならば其時切るべし」と、主人は其意にまかしたりしに、不思議や其翌年は枝の皆折れんと思はるるまでに実を結び、其一本より二百円の收穫ありき、

実は奇なり、主の無花果のたとへ此林檎と全く其教を同くせり、神の爲に働く者一時に其功を見ずとて決して失望すべからざるなり、

明治学院理事会記録 大正十三年度分

ここに収録、発表する大正十三年度の明治学院理事会記録は、明治学院が現在保存している理事会記録の第四冊目のものである。この第四冊は、大正十三年より昭和十二年に至るものであるから、今回印刷して発表するのは、その最初の一年分ということになる。

これまでに学院の刊行物の中に発表してきた理事会記録としては、今回が第三回目にあたる。その第一回目は、昭和四十六年九月五日発行の『井深樞之助とその時代』第三巻である。この中には、和文としては最も古い第一冊の明治三十六年六月から明治三十八年二月に至る「明治学院理事員会記録」と第二冊の明治三十九年三月から同四十五年七月に至る「明治学院財団法人理事会決議録」の二冊分が収録されている。また、昭和五十年九月十五日発行の『明治学院百年史資料集』第2集の中には、第三冊目の大正元年十一月から大正八年十一月に至る「明治学院理事会記録」が載せてある。

従って明治学院理事会記録を系統的に見たい方は前記『井深樞之助とその時代』第三巻と『明治学院百年史資料集』第2集をご覧いただきたい。なお、『明治学院百年史資料集』第2集には、明治学院理事会記録についての簡略な解説を附してある。

(秋山繁雄誌す)

定期理事会議事録

大正十三年五月二十一日午後二時学院総理事室ニ於テ定期理事会ヲ開ク

田川大吉郎氏議長席ニ著キ開会ヲ宣ス

出席理事九名

ピーク、シェハアー、オルトマンズ、ライク、ライシャー、ラマー、和泉、松井、田川 以上九名
列席者

井深博士、水芦、都留、ライダー、ハナホード（英文書記）、小林（邦文書記）

（一）議長ハ英文書記ハナホード氏所用ノ為メ遅延スルニヨリ其間ピーク氏代ッテ該位地ニ就ク可ク指名シ各理事ノ承認ヲ得テ同氏著席

（二）オルトマンズ博士開会ノ祈祷ヲ捧グ

（三）前回邦文議事録ハ既ニ回読セラレシモノト見做シ朗読ナシニ承認セラル

（四）英文議事録朗読 承認セラル

（五）書記ハ左ノ通信決議ヲ報告セリ

（イ）前回桑田秀延氏ヲ神学部教授ニ任シ月俸百五十円ヲ給スル件ハ理事会全員ノ賛成ヲ得

(ロ) 前回神学部部長後任者ヲ同部長選衡委員会(委員 田川、オルトマンズ、南)ニ附托シタル所同委員会ハ都留仙次氏ヲ部長事務取扱トシテ推挙シタルニヨリ之ヲ通信決議ニ附セシガ之レ亦理事全員ノ賛成ヲ得

右二件ハ理事会規定第八章第三条ニ基キ可決セラレシコト

常務委員報告(ビーク氏)

常務委員会ハ本理事会開会迄前後六回ノ會議ヲ開ケリ

(イ) 最近ノ會議ニ於テ決定セル事項ハ「サンダム」館ノ改築ニシテ右ハ去ル四月四日金一万四千六百円也ヲ以テ竹田組ニ請負ハス事トセリ越エテ五月五日警視庁ヨリ設計變更ノ要求アリタルニヨリ更ニ竹田組ハ金二千百三十七円也ノ追加費用ヲ見積リ来レルヲ以テ右見積ハ設計監督者ニ回附シ其適否ヲ考査セシメ居レリ

(ロ) 三月八日決議事項

常務委員ハ五月ノ理事会ニ左ノ動議ヲ提出ス即チ高等学部校舎ヲ復活セシメ至急之ヲ築造スル為ニ一切ノ努力ヲ致スコト築造ノ場所ハ総理邸所在地トシ其建坪約百五十坪トシ将来生徒収容上困難ヲ来ス場合ヲ予想シ旧神学部校舎ト連結シ得ルヨウ設計ヲ施ス件

(ハ) 三月十九日決議事項

(a) 五月理事会ハ五月七日ヲ定期日トスレド今回ハ之ヲ五月二十一日午後二時ニ延期スルコト

(b) 来年度ニ於テ神学部予科教育ニ関シバプテスト神学校トノ協同問題ニ対スル一切權限ヲ神学部教授会ニ

附托スルコト

右ニ関シ四月三日委員会ニ於テ左ノ報告アリタリ

大正十四年四月迄ニハ該協同事業ヲ開始スルコトハ不可能ナルガ如シト

(三) 四月三日決議事項

- (a) 四月一日附ヲ以テ高等学部英語専任教授并ニ図書係ヲ聘スルコト
- (b) 高等学部文芸科授業料ヲ年金七拾円(從來五十五円)ニ増額スルコト
- (c) 本年三月定期理事會ニ於テ常務委員會ニ附托セラレタル神学部教授山本秀煌氏ノ辭職ヲ許容シ會計ヲシテ所定ノ給与額(年八百円)ヲ支給ス可キ旨ヲ提示セシムル件
- (d) 本年四月一日ヨリ都留仙次氏ヲ高等学部長トシテ兼務セシムル件

(ホ) 四月四日決議事項

- (a) 從來高等学部ノ学年ハ三学期ニ分タレ居リタル処ニ二学期制ニ變更シ文部省ノ認可ヲ得ル件
- (b) 神学部長事務取扱ハ井深博士ニ一週六時間 山本秀煌氏ニ同七時間ノ講義ヲ囑托シ月俸各五十円ヲ給スル件

(ハ) 五月八日決議事項

- (a) セベレンス館改築費百四十五円也支出ノ件
- (b) 樹木売却ノ見積額百〇五円五十錢也ヲ承認スル件
- (c) 都留、水芦、ハナホード三氏学院ヲ代表シテ基督教々育同盟總會ニ出席スル件

右常務委員ノ報告ヲ承認スルコト

(七) ハナホード氏書記席ニ著ク

(八) 書記ハ左ノ通信ヲ報告セリ

(イ) リホームド ミッション書記ヨリ

前々回ニ於テオルトマンズ博士ノ後任者トシテステゲマン氏ヲ神学部教授トシテ選挙セシガ同氏ハ既ニ帰来中ナルヲ以テ来年再ビ来朝スル迄オルトマンズ博士ヲシテ其位地ヲ持統セシム可ク其勞ヲ執ル可キ旨ノ通信

(ロ) プレスピテリヤン書記ヨリ

井深博士ノ退任ニ関シ「ミッション」ニ対シ報告ス可キ旨ノ通信

(ハ) 井深博士ヨリ学院理事会ノ感謝決議ニ対シ深甚ナル謝辞ヲ寄セラレシコト

(ニ) 長尾、毛利、南、多田、エヤース、ピヤソン六理事ノ欠席通知

(九) 田川理事長ノ口頭報告演説

(イ) 一般ニ関スル事項

(a) 三月二十二日午後二時第三十八回卒業式ヲ挙ゲシコト

(b) 連合祈禱会ハ本期ニ於テ一回開キ集會者九名アリシコト

(c) 高等学部卒業生ニ左記中等教員免許状ヲ附与セラルルヨウ文部省ニ申請ス可ク準備中ナルコト

商科卒業生ハ 簿記及商業 文芸科卒業生ハ英語

(ロ) 宗教ニ関スル事項

明治学院理事会記録

基督教青年会員数 基督教信者数 基督教ノ家庭ヨリ通学ノ子弟数 排酒同盟会員数	八八 五七 二〇〇 四九四	四一 四六 一二二 一三六	一八 一八 〇 一八	一四七 一二一 二二二 六四八
中学部	高等学部	神学部	計	

(八) 学事ニ関スル事項

本年度卒業生 本年入学生数 現在生徒数 教員先学期末現在数 教員今学期現在数	八六 二〇六 七五〇 三〇 三四	文商 三五 文商 七五 文商 二二 文商 五二 文商 九六 文商 九六 教授 二〇 教授 二六 講師 二六	神学部 本科 三 別科 五 教授 四 教授 四 講師 四	計 一三六 三三二 一、〇〇四 六四 六九
中学部	高等学部	神学部	計	

(十) 財産検査ハ来ル五月理事会迄延期スルコト

(十一) 財政委員報告(委員長ラマート氏)

(イ) 財政委員ハ會計狀態ヲ精査シ本理事会ニ提出セル會計報告ノ正確ナルコトヲ証明スルモノナリ

(ロ) 財政委員ハ次ノ動議ヲ決議セリ

(a) 定期預金并ニ各証券ノ利子ハ凡テ利子勘定ニ繰入レルコト

(b) 利子勘定ヨリノ収益ハ左記八種ノ永久基金ニ繰入レルコト

(1) 井深基金 (2) 岩永基金 (3) キネヤ基金 (4) 田中基金 (5) 桜田基金 (6) ワイカフ、マコーレー基金 (7)

恩給基金 (8) 築地基金

尚該収益ハ前記基金以外ノ非永久基金タル図書館移転基金、高等学部擴張基金、運動基金、或ハ土地売却基金ニ繰入レルコト 右繰入ハ諸基金ヲ鞏固ニスルタメ五分ノ利率ヲ以テスルコト

(c) 前記一乃至六迄ノ永久基金ノ利子収益ハ毎年三学部ノ賞品トシテ其年度ノ所定額ヲ越エザル範圍ニテ金額ヲ支払フコト 但シ尚余剰金ヲ生ジタル場合ニハ之ヲ恩給基金ニ宛ツルコト

(d) 築地基金ヨリノ収入ハ學院ノ經常収入ニ宛テ特ニ之ヲ神学部ノ費途ニ供スルコト

(e) 利子勘定ノ剰余金ハ同一年度内ニ於ケル經常費ニ宛ツルコト

以上

右財政委員提出ノ動議ニ対スル一切ノ權能ハ之ヲ常務委員會ニ附託スル件

(十二) 會計報告 (ピーク氏)

(イ) 本事業年度ノ当初ニ於テハ前期繰越金六千三百七十二円二十九錢也ヲ計上セシガ同年度終末ニ於テ金八百

七十二円十二錢ノ不足ヲ生ゼリ

即チ七千二百四十四円四十一錢也ノ喰込ミハ震災ノ影響ニ由ルモノナリ

(ロ) 中学部長邸并ニ銃器庫移転費トシテ二千九百九十円八十七銭ヲ支出セリ

(ロ) 震災ノ為ノ修繕費トシテ九千四百七十六円九十四銭ヲ支出セリ

右ハ緊急ヲ要セシヲ補償基金ヨリ六千九百十六円四十八銭ヲ支出セリ

(ニ) 「両ミツション」ヨリ特別修繕費トシテ金一万三千円ヲ送金シ来リタリ

右ノ内金二千五百六十円四十六銭ヲ費消シ残金中ヨリ前記補償基金ヨリノ借入金六千九百十六円四十八銭ヲ該基金中ニ還附シタルヲ以テ残額三千五百二十三円〇六銭アリ

(ホ) 震災ニ由ル学院ノ復旧費募集金応募額ハ勘クモ金六千円ノ見込ナリ

(ヘ) 三光町ノ住宅ハ金八千円ニテ築地基金ヨリ購入セリ

(ト) 雑収入ハストーブ其他ノ売却并ニ震災後通信省ニ貸シタル家賃等ニテ多額ニ上リタリ

(チ) 本會計年度収支決算額ハ金拾參万二千二百六十二円五十一銭也 其内訳左ノ如シ

収 入 ノ 部

前年度繰越金	六、三七二、二九	雑 収 入	一、八一八、〇一
リホームド補助金	一四、三一〇、〇〇	補償基金ヨリ	九、九〇七、三五
プレスビテリアン補助金	一四、五〇〇、〇〇	高等学部拡張基金ヨリ	四八〇、〇〇
リホームドヨリノ震災修理基金	八、〇〇〇、〇〇	築地基金ヨリ	八五五、九九
プレスビテリアンヨリ震災修理基金	五、〇〇〇、〇〇	三光町住宅購入費	八、〇〇〇、〇〇
家 賃	一、一一九、九六	賞品基金利子ヨリ	一九七、七五
		一般利子ヨリ	一、〇五〇、六五

俸 給 神 學 部	行 政 部	俸 給 給与(小使其他以下同シ) 土地建物管理費 旅費及交際費 設備費及予備費 恩給積立金 図書館費 留學生補助費 中学部長邸其ノ他ノ移転 費 震災修理費	四、一五〇、〇〇 二、一〇七、〇〇 二、八五四、一九 八四一、七五 六二九、五八 三、四三一、四六 四一五、六七 六〇〇、〇〇 二、九九〇、八七 九、四七六、九四 二七、四九七、四六 九、〇八六、〇〇	給 与 修繕費 旅費及交際費 設備費 伝道費 計 高等學部 俸 給 給 与 修繕費 旅費及交際費 設備費 運動費 計	四八〇、〇〇 三七、四〇 一六三、七六 三二三、〇一 一〇〇、〇〇 一〇、一九三、一七 一一、三五〇、〇〇 四二〇、〇〇 二二一、一〇 一九五、〇〇 一、七一三、〇〇 一五一、一七 二四、〇五〇、二七
-----------------------	-------------	--	---	--	--

支出ノ部

中学部ヨリ 高等学部ヨリ 中学部寄宿舎ヨリ 神学部寄宿舎ヨリ 高等学部寄宿舎ヨリ	四二、二五二、一九 一、八〇五、七〇 一、三二五、〇〇 四七二、〇〇 七二〇、〇〇	東京府補助金 恩給基金ヘノ寄附金 欠損補償金 計	三、〇五三、五〇 五〇、〇〇 八七二、一二 一三二、二六二、五一
--	---	-----------------------------------	---

中學部	俸給	三九、七二七、六〇	設備費	五七六、六一
	給與	一、三四四、〇〇	計	一、六〇六、九四
	東京府補助金	三、〇五三、五〇	中學部寄宿舎	一、
	修繕費	四七七、〇九	舎監其他ノ給與	七〇〇、〇〇
	旅費及交際費	二〇〇、〇〇	修繕費	三九三、六九
	設備費	三、〇三一、七二	設備費	四六四、二四
	運動費	四一、七五	計	一、五五七、九三
	計	四七、八七五、六六	高等学部寄宿舎	一七二、五〇
	神学部寄宿舎		給與	三五四、一〇
	舎監給與	三六〇、〇〇	修繕費	四六四、九四
	修繕費	六七〇、三三	設備費	九九一、五四
	計		計	

臨時特別收入

三光町住宅購入費

八、〇〇〇、〇〇

恩給基金へ寄附金

五〇、〇〇

「ミッシェン」ヨリ震災修理寄附金残

一〇、四三九、五四

總計

一三三、二六二、六一

以上

右報告ヲ承認スル件

(十三) 震災ニヨル修繕費トシテ補償基金ヨリ支出セル金額ハ再ビ補償基金ニ還附ス可キ件

(十四) セベレンス館ノ使用變更ニ関スル委員ノ報告 委員 井深博士、オルトマン博士、ライシャー博士

本委員ハ審議ノ末理事会ニ左ノ進言ヲ為スコトヲ決議セリ

一、明治学院理事会ハ「セベレンス」氏遺族ニ書状ヲ以テ今般我神学部ノ新宿角管ニ移転シタル事情ヲ説明シテ理事会ハ将来現在ノセベレンス館ニ代ハルベキ他ノ設備ヲ為スコトヲ条件トシテ之ヲ明治学院高等学部生徒ノ寄宿舎トシテ使用スルノ承認ヲ求ムルコト

以上

右承認ノ件

(十五) 一致専門学校并ニ協力神学校設立案

大正十三年四月十七、二十四両日 明治学院、聖学院、東京学院ノ有志代表者 都留、ライシャワー、オルトマン、マコイ、千葉、ホルトム諸氏会合、神学教育問題ニ就キ協議ノ上左ノ提案ヲ前記各学校ノ関係ミツシヨシ并ニ之ニ参加ノ件ヲ考究セントスル学校又ハ団体ニ送附スルコト

(イ) 一致神学校ヲ設立スルコト

其目的 (a) 神学予備教育ノタメ (b) 後日附加セラル可キ他ノ学科

(ロ) 一致専門学校ノ理事会ハ法律上専門学校ノ土地并ニ建物及之ニ接シテ設立セラルル協力神学校ノ土地ヲ所有スルモノナルコト

(ハ) 一致専門学校并ニ協力神学校ハ一九二五年四月ヨリ開校スルコト
然シテ最初ハ適當ナル処ヲ借入レテ開校スル必要アルベシ

(三) 投資并ニ經常費ハ協力諸団体単位組織ヲ以テ分担スルコト

差当り単位ヲ下記ノ十二単位トス。プレスビテリアン四、バプテスト四、デサイプルス二、リホームド二

(ホ) 一致専門学校理事會ガ直接ニ交渉ヲナス可キ協力委員會ヲ亜米利加ニ組織スルコト

(ハ) 一致専門学校ニ隣接シテ現在ノ各神学校ハ協力シ能フ限り講義ヲ共通ニ行フコト 但シ各自ノ教派的獨立ヲ保留ス

(ト) 神学本科入学標準ハ予科卒業又ハ之ト同等ナルモノトス

(チ) 一致専門学校及協力神学校ノ所在地ハ同一校庭内トシ一致専門学校財団法人之ヲ所有シ之ガ広サハ各神学校ノ事業并ニ発達ノ為ニ充分ナルモノタルコト即チ約一万坪トス 以上

右ニ関シ理事會ハ大体主義ニ於テ神学教育ニ関スル諸派ノ協同ヲ承認スルコト并ニ此動議ニ関スル諸報告ヲ次ノ理事會ニ提出セシムルコト 尚亦此動議ヲ審査ス可ク三名委員(オルトマンス、都留、ハナホード)ヲ挙グルコト

(十六) 午後六時議事ヲ中止シ七時再開

理事定數ニ滿タズシテ會議ヲ続行ス

(十七) 財産委員報告(ピーク氏)

(イ) 使用ニ供スル為メサンダム館ノ外壁ヲ「コンクリート」ヲ以テ改造シ之ガ契約ヲ竹田組ト締結セリ 契約価格ハ一万四千六百円也

然ルニ警視庁ニ於テハ更ニ「コンクリート」ノ内壁二個ヲ作ルコトヲ要求セルヲ以テ設計變更ニ関スル費用ヲ合算シ約一万七千六百円也トナル見込ナリ

(ロ) 小修繕トシテハ中学部ノ靴洗場ノ設置并ニセベレンス館ノ門ノ再造等ナリトス

(ハ) 学院東方面ノ街路拡張ニ伴ヒ収用セラレタル地上ノ樹木ハ金百〇五円五十錢也ヲ以テ売却セリ

(ニ) 至急正門并ニ堀ノ改造ニ著手スルコト

(ホ) 第一号館住宅南方ニ面セル堀ヲ築造セリ其価格ハ六百十六円也

(ヘ) 旧神学部校舎并ニ礼拝堂ノ修繕費ハ既ニ契約セラレ其価格ハ旧神学部校舎ハ金千二百九十三円也 礼拝堂

ハ金貳千六百円也 此兩者ノ勘定ハ未払ナリ

(ト) サンダム館ノ改築ハ八月中ニハ完成スル予定ナリ

右報告ヲ承認スル件

(十八) 街路拡張ノ為学院敷地ノ東部ニアル正門ヲ何レニ移スヤノ問題ハ之ヲ常務委員会ニ附托スル件

(十九) 邦文公告委員報告 (委員鷺山氏) 無シト報告

(二十) 英文公告委員報告 (委員ラウ^ト氏)

前回理事会以来雑誌、新聞等ニ左ノ記事ヲ散見セリ

アンド アイ ワズ グラッド “And I was Glad” エッチ・ウキ・エス・ピーク メイジガクイン ホール
ツ オレトリカル コンテスト

“Meiji Gakuin holds oratorical Contest” ハービー・オルトマンズ

其他各種ノ記事ハ教会雑誌ニ掲載セラルル為ニ「プレスビテリアン外国伝道公告委員会ニ送致セラレタリ 其
筆者ハライシャワー博士、ミス・マクダフ、ラマート夫妻、ハナホード氏夫妻等ナリキ 以上

(二十一) 図書館委員報告 (都留仙次氏)

(イ) 購入書籍 八十三冊 内神学書 六十三冊 高等学部用 二十冊 寄贈書籍 七冊 内神学書 一冊 高等学部用 六冊

(ロ) 四月ヨリ神学部図書係トシテ北村勲 高等学部図書係水間三郎両氏ヲ聘ス

(ハ) 委員ハ今後図書室ヲ三学部各別々ニ設ケ各自ニ於テ読書室ノ規則ヲ作り之ヲ執行スルコトヲ便利ト認ム

以上

右承認ノ件

(二十二) 設備品委員報告 (河西銀之助氏)

(イ) 高等学部、中学部并ニ寄宿舎ノ備品ハ前回提出セル備品表ト変化ナシ (表ハ記載ヲ略ス)

(ロ) 神学部ノ備品ハ同ジク前回ノ備品表ト変化ナキモ最近ミセス・マクネヤヨリ机二個椅子一個書架二個ノ寄

贈アリタリ

以上

右承認ノ件

(二十三) 年報編纂委員ノ手ニ作成中ノ「ミッション」ニ報告ス可キ年報ニ関シ

(イ) 其檢閲及承認ヲ二名委員 (シエハア、都留) ニ附托スルコト

(ロ) 年報ハ之ガ所要ノ部数ヲ印刷ニ附スベキコト

(二十四) オルトマンズ博士ハ本年十一月定年ニ由リ退職ス可キニヨリ既ニ同博士ニヨリ其後任者トシテ指名セラレ

タルステゲマン氏目下帰米ノ途ニアルヲ以テ同氏ガ再ビ来朝スル迄即大正十四年秋迄同博士ハ其職ヲ持續スル

件

(二十五) 本年度予算案ヲ左ノ如ク提出ス

収 入 ノ 部

両「ミッシヨン」 ヨリノ補助金	二七、五九〇、〇〇	寄 宿 舎	四、〇五〇、〇〇
築地基金ヨリ	二、六〇〇、〇〇	雑 収 入	一、五〇〇、〇〇
家 賃	一、一二〇、〇〇	借 入 金	五、〇〇〇、〇〇
高等学部	一九、〇一五、〇〇	計	一一一、五五五、〇〇
中学部	五〇、六八〇、〇〇		

支 出 ノ 部

行 政 部	一五、四〇五、〇〇	寄 宿 舎	三、四六〇、〇〇
神 学 部	一二、五四〇、〇〇	前年度欠損	八七二、一二
高等学部	二七、八二九、〇〇	剰余金(予備費トス)	二、二八二、八八
中学部	四九、一六六、〇〇	計	一一一、五五五、〇〇

右予算案ヲ承認スルコト

(二十六) 常務委員ヲシテ土地売却基金ヨリ約巻千円ヲ支出シテ角管ニ於ケル神学部校舍ヲ修繕セシムル件

(二十七) シェハーア氏閉会ノ祈祷ヲ捧グ

明治学院理事会記録

(二十八) 午後拾時閉会

大正十三年六月朔日

明治学院理事会書記

小林盛政



以上

大正拾參年十一月五日

明治学院定期理事會議事録

大正十三年十一月五日午後二時学院定期理事會ヲ總理室ニ於テ開ク

出席理事 オルトマンス、ピーク、シエハー、ライク、ラマート、ピヤソン、ダンロップ、ハナホード、毛利、田川、和泉、多田、松井

列席者 都留、水芦、ウオルサー、小林（書記）

以上十三名

一、田川議長ヨリ執行順序中ノ第一項ヨリ第六項迄ヲ後刻ニ延シ第七項ヨリ動議ヲ進ムル動議ヲ提出ス 承諾

二、田川議長ノ祈禱ニヨリ開會

三、議長ハ中学部生徒ノ同盟休校ノ件ニ関シ先ツ自己ノ不行届ヲ陳謝シタル後詳細ノ説明ヲ水芦部長ニ求ム

四、水芦部長ハ之ニ対シ大要左ノ如キ説明ヲナセリ

(イ) 部長就任当時ヨリ今日迄ノ変遷ヲ説キ現在良好ニ向ヒツツアル際此不祥事件ニ遭逢セルコトノ意外ナリシコト

(ロ) 生徒監ノ取締嚴ニ過ギシコトノ釈明

(ハ) 清水良之助氏ノ解雇事情ヨリ彼ノ教唆ニヨルコトノ説明

(三) 斯ノ如キ情勢ニヨリ同盟休校事件ノ進展セル始末

右説明ヲ陳述シ理事會ニ於ケル何分ノ処置ヲ待ツ可キ旨ヲ述ベテ着席

五、田川議長ヨリ中学部同盟休校事件ニ関スル文書ノ報告及ビ説明

報告

理事諸君

總理事務取扱トシテ私ハ從來常ニ簡單ナル口頭報告ヲ申述ベテ参リマシタガ今回ハ改メテ文書ニ依ル報告ヲ致シマス ソレハ今年十月初諸君ガ新聞ニ由ッテ夙クニ御承知ノ同盟休校事件ガ中学部ニ勃発シタカラデアリマス 諸君ハ此事件ヲ聴キ サゾ驚カレ 心配ナサレタデセウ 私モ之ヲ驚イテ心配イタシタルハ勿論諸君ニ対シ先輩ニ対シ学生ニ対シ又其父兄諸氏ニ対シ非常ノ責任ヲ感ジ恥カシク面目ナク存ジマシタ 殊ニ事件ノ勃発シタ初メニハ日本基督教会ノ大会ガ開カレテ居リ私ハ大会ニ大切ナ用務ノタメ初メノ三日間ハドウシテモ学校ニ来ル事ガ出来ズ電話ニ由ッテ水戸部長カラ報告ヲ聞キ方針ヲ打合セルダケシカデキマセンデシタ 深ク御託イタシマス

十月四日(土)ニ至リ私ハ初メテ学校ニ参リマシタ 休校セル学生ノ約三分ノ一ハ……休校セル全部ハ四百名以上……此日モ前日カラノ例ノ如ク学生ダケノ礼拝ヲ大講堂ニ行ヒマシタ 私モソレニ列席シマシタ 其空氣ハ嚴肅ナル氣分ニ充チテ居リ私ハ慰メラレ安心シマシタ 此日私ハ休校者ノ委員ヲ招キソノ趣意目的ニ就テ一時間ニ亘リテ聴キ且ツソノ希望スル改革条件ヲ提示セン事ヲ求メマシタ

此日ノ午後中学部ノ教職員會議ガアリ休校学生ニ対スル方針ヲ如何ニスベキカラ評議サレマシタ 私ハ詳カニ諸氏ノ意見ヲ承リタル後私ノ意見ヲ述ベ

一 此會議ヲ延期セラレタシ

二 学生ニ対スル方針ハ私ノ既ニ述ベタル方針ニ依リ私ニ一任セラレタシ

三 其期間ハ長クトモ三、四日ヲ超ヘナイデアロウ

ト約束シ其同意ヲ求メマシタ 教職員諸氏ノ意見ハ私ト相違シタ廉ガ多カッタニ不拘 會議ハ一人ノ異議者ナク私ニ一任セラレマシタ

超ヘテ六日(月)私ハ再ビ休校者ノ礼拝会ニ臨ミマシタ ソノ前休校学生ノ委員ヨリソノ改革意見(別紙附録参照)ヲ提出セラレマシタ 私ハ之ニ対シ

一、十三項ノ中第二項第三項ハ之ヲ除ク 之ハ人ノ進退ニ関スル事デアルガ斯ノ如キハ学生ノ喙ヲ容ルベキ性質ノ問題デナイ諸氏ハ別ニ自ラ考慮セラルベシ私ハ之ヲ取上ゲナイ

二、ソノ余ノ十一項ノ事ハ大体ニ於テ同意デアル今日迄ノ間ニ実行シタク思ヒ乍ラ遅レテ居タ事柄ガ多イ 但シソレハ理事会ノ頃迄ニ考ヘ問題ニ由ッテハ理事会ニ協議シテソノ決定ヲ求メル

三、諸氏ハ速クニ出校セラレタイ 斯ノ如キ問題ノタメ学校ヲ休ムト云フ法ハナイト演説シ之ニ対スル彼等ノ返答ヲ求メマシタ 彼等ハ協議ノ後

一切ヲ私ニ一任スル

明後八日(水)ヨリ出校スル

ト決議シマシタ

斯クテ休校学生ハ一人モ残ラズ元ノ通り出校スル事ニナリマシタ

教員ノ中ニハ私ノ方針ニ満足セズ数日休マレタ方モアリマシタガ今日ニ於テハ悉ク働イテ居ラレマス

以上ハ新聞紙ニ由リ諸君ヲ驚カシタ同盟休校事件ニ関シ私ノ關係シタ一斑デアリマス 其後私ハ他ノ同僚トモ謀リ水戸部長ヲ関西各地ニ派遣シソノ宗教々育ノ現状並ニ将来ニ関スル意向計画ヲ調査シテ貰ヒマシタ 尚河西氏ニ托シ市内各学校ノ現状ヲ改メテ調査セラルル事ニ致シマシタ 又當時ノ休校同盟者ノ委員ヨリ更ニ別紙(附録参照)ノ如キ希望申出ニ接シマシタ 諸氏ハソノ後基督教青年会ヲ組織スルニ決シ一昨三日ソノ発会式ヲ挙ゲマシタ 又昨四日ソノ委員諸氏ノ祈祷会ガ行ハレ私モソレニ列席シ諸氏ト共ニ祈リマシタ

私ハ此度ノ出来事ニヨリ明治学院ノ空氣ガヨキ方ニ一變セラレン事ヲ望ンテ居リマス 日本ノ諺ニ雨降ッテ地面マルト云フ事ガアリマス 私ハ万テノ事爾曹ノ益トナレリ ト言ハレタ結果ヲ此間ニ得タイト思フテ居リマス

但シ此不祥ノ出来事ヲ發生セシメタノハ洵ニ私ノ不徳不行届ノ至リデアリマシタ 私ハ深クソノ責任ヲ感シ慚愧ト畏レニ堪ヘナイ旨ヲ繰返シテ諸君ノ御寛容ヲ望ンデ 此報告ヲ終リマス 以上

右ニ関シ多田理事ノ質問左ノ如シ

(イ) スル事件ハ普通ニ於テ理ナク故ナクシテ起リ得ベキモノニ非ズ 必ズヤ其由ッテ来ル可キ原因アッテ存スト 思考ス ヨシ清水某ノ教唆アリトシテモ其教唆ニヨリ数百ノ学生ガ直ニ呼応スルガ如キハ思考シ難キ所ナリ 清水某ノ教唆ニ対シテハ実証アリヤ如何

之ニ対シ水戸部長ハ実証アリト説明ス

(ロ) 生徒委員ガ理事長ニ此事件ヲ一任シタル由ナレド理事会後ニ於テ万一理事会ノ処置ニ不満ヲ懷キ再ビ騒動ヲ起スガ如キ事ナキヤ其辺理事長ト生徒委員側トノ間ニ於ケル了解ノ程度如何 之ニ対シ理事長ハ恐ラク斯ノ如キ事ナシト信スト思考スル旨ヲ述ブ

和泉理事ノ質問左ノ如シ

父兄大会ヲ召集セシ際部長ガ父兄ニ対シ生徒ノ出校ヲ促ス可キ重大時機ニ於テ父兄ハ反ッテ裁判官トナリ部長ト生徒トハ洽モ原被両告ノ觀ヲ呈シタルハ失態ナリト思考スルガ如何

之ニ対シ水芦部長ヨリ種々釈明スル所アリ

六 田川理事長ハ左ノ通り中学位保護者有志惣代ヨリ理事会ニ提出セル陳情書ヲ朗読ス

陳情書

(一) 保護者有志ハ今回ノ紛擾ニ関シ理事長田川大吉郎氏ノ人格ニ信賴シテ解決ヲ一任シタル生徒側ノ行動ヲ是認シ之ニ対スル田川氏及ビ理事各位ノ誠意ト最善ノ努力トニ信賴ス

(二) 保護者有志ハ学院現在ノ教育方針ガ「ミッション・スクール」本来ノ目的ニ対シ無理解ノ点尠ナカラザルヲ認メ遺憾ノ意ヲ表ス

(三) 保護者有志ハ各自ノ家庭ニ於テ生徒ノ人格向上ノ為ニ努力シ学校教育ト相俟ッテ完全ナル品性ノ陶冶ニ努力ス可キハ勿論ナルモ学校当局者就中直接生徒監督ノ任ニ当ラル可キ教師各位モ又生徒ノ人格ト個性トヲ尊重シ紳士ノ態度ト慈父ノ如キ温情トヲ以テ訓育ノ任ニ当ラレン事ヲ希望ス

(四) 教育ノ大本ガ德育ニ在ルハ言ヲ俟タズ 德育ハ要スルニ人格徳望アル教育者ニヨリテ始メテ行ハル可キモノナルヲ信ズルガ故ニ学院教育方針ノ改善ニ関シテハ此点ニ就キ特ニ深甚ナル理事各位ノ留意ト努力トヲ期待ス

(五) 保護者有志ハ今回ノ紛擾ヲ衷心ヨリ遺憾ニ感ズルト共ニ將來斯ノ如キ事件ノ再起ヲ根絶ス可キ方法ニ関リシ理事各位ノ深慮ニ俟ツモノナリ

明治学院理事会記録

右及陳情候也

大正十三年十一月五日

明治学院中学部生徒保護者有志総代

河原 松太郎

若田 祐三

明治学院理事各位殿

右ニ関シ理事会ハ其主義精神ニ於テ何等ノ異存アルナシ

(七) スクテ理事会ハ多田理事ノ發議 松井理事等ノ賛同ニヨリ満場一致ヲ以テ左ノ決議ヲ可決セリ

理事会ハ中学部同盟休校事件ノ将来ニ於ケル処置方法等ニ関シテ田川理事長ニ一切ヲ一任ス

(八) 神学部ノ制度変更ノ件

可決

従来其予科ハ高等学部文芸科ヲ以テ充テ来リシガ今回徴兵上ノ關係ニヨリ今迄漠然トシテ認メ難カリシ予科ヲ形式上神学予科トシ神学部ヲ六年制度トスルニアリ 従来ノ制度ニテハ高等学部文科ヲ卒業シテ更ニ三年制ノ神学(本科)部ニ入学スル事ニナリ居ルヲ以テ 高等学部文科ヲ卒業スルト同時ニ徴兵上ノ恩典ハ消滅スルコトトナル 従ッテカカル事ナキ様ニスル為ニ右ノ制度ヲ變更セシモノナリ

(九) 高等学部授業料増額ノ件

可決

来年四月ヨリ八拾五円ニスルコト(従来七拾円)

(十) 通信決議ノ報告

(イ) 神学部校舎修繕費トシテ計上セシ一千円ヲ更ニ五千円ニ變更スル件 賛成十三票(棄権三票) 可決

(ロ) 前回議事録ノ全部ヲ通信決議ニ附セシ所 賛成者(棄権二票) 十四票ヲ以テ 可決

(十一) 常務委員報告(ピーク氏)

常務委員会ハ本期間ニ於テ七回会合セリ

(イ) 東京府ヨリ配給セラレシ一千石ノ木材ハ当所迄ノ運賃金二千五百六十円七十七錢也 右ハ土地売却基金ヨリ支出セリ

木材ハ現ニ校庭内ニ保蔵シ新校舎建築材料ニ用フ

(ロ) 角筈校舎修繕費トシテ一千円ヲ費セシガ右ハ更ニ修繕箇所ヲ発見シタル為五千円ヲ費セリ 此費用モ前同様土地売却基金ヨリ支出セリ

(ハ) 中学部理化学室建設ニ関スル設計図面作成ノ為金五十円ヲ補償基金ヨリ支出セリ

(ニ) 同窓会并ニ生徒父兄ヨリ震災復旧費トシテ寄附セラレシ金額ハ二千五百円也 内二千円ハ震災ニヨリ失ハレタル中学部理科実験用機具其他ノ購入費ニ充當セリ

(ホ) 高等学部商業科本年卒業生ヨリ金參拾五円也ヲ其他 石井孝一、ピーク両氏ヨリ各約百円以上ノ書籍ヲ寄附セラレタリ

(ヘ) 日本基督教大会ヲ角筈ニ於テ開キ其接待費トシテ金九拾八円ヲ要セリ 同大会ハ明治学院ニ金五十円也寄附セラレタリ

(ト) 金壹千貳百貳拾貳圓七十五錢也 横浜ニ於テ震災ノ為ニ横死セルうのみりやむす夫妻ヲ記念スル為ニ寄附セラレタリ 此金額ハ角筈校舍ノ一室ヲ礼拝堂ニ變更スル為ノ改造費ニ充当セリ

(チ) 震災ニヨル壁塗ノ修繕費金二千九百三十二圓六十錢ヲ支出

(リ) 總理住宅ヲ壹千圓ヲ以テ売ル可ク決定 右住宅跡ハテニス・コートニス

(ヌ) 前理事會ニ於テ金貳萬圓ヲ以テ高等学部校舍改造費ニ充テタリシガ右金額ニ達セスシテ改築シ得タルヲ以テ其殘金ヨリ高等学部ノ設備費ニ金九百六十二圓也ヲ支出セリ

(ル) 水芦幾次郎氏ヲ宗教々育視察ノ為メ関西各地ニ派遣シ河西銀之助氏ヲシテ東京市内ニ於ケル一般中学ノ教

育方針ノ視察ヲナサシメタリ

(ヲ) 井深博士ニ對シ旧住宅ニ使用シアリタル天窓并ニ曇硝子六十枚ヲ贈呈セリ

(十二) 高等学部新築校舍ノ件

以上
可決

現在資金八十万二千四百三十六圓十七錢也ヲ予備ス 内金八万二千四百三十六圓也以内ニテ既定計画ノ全部ヲ建築シ得レバ直ニ之ガ実行ニ着手スルコト

(十三) 午後五時半一時會議ヲ中止シ 六時半シユハァー氏ノ祈禱ニヨリ再會ス

(十四) 書記ハ左ノ通信ヲ接受セリ

承認

(イ) 理事 長尾半平、同南廉平両氏ノ欠席通知

(ロ) 前理事ライイシャー氏ノ後任者トシテ ハナホード氏

前理事エヤース氏ノ後任者トシテ ダンロップ氏

理事ニ選挙セラレタル旨プレスビテリヤン宣教師社団書記ヨリ報告アリ 理事会書記ハ直ニ右ニ理事ノ就任登記ヲ完了セリ

(ハ) プレスビテリヤン書記ヨリ修繕費トシテ金六万一千二百十四円也寄附ス可キ旨

(ニ) レホムドミッシヨン書記ヨリ同修繕費トシテ金一万円也寄附スベキ旨

(ホ) 来年度ノ同窓会選出理事トシテ塚田福三氏(松井理事ノ後任)当選セル旨同会幹事ヨリ報告アリ

(十五) 田川理事長ヨリ左ノ口頭報告アリ

承認

(イ) 神学社トノ合同ニ関スル大会特別委員ハ尚継続中ナル旨

(ロ) 日本基督教会大会ニ教育局設置ノ委員会成立セル旨

(十六) 財政委員報告(ラマート)ナシト報告

承認

(十七) 会計報告(ピーク)

承認

(イ) 本年度ノ収支予算左ノ如シ

円

円

ミッシヨンヨリ収入 二七、五九〇 償却金 八七二、一二

授業料其ノ他ノ収入 七八、九六五 行政部及其他ノ三部 一〇八、四〇〇、一

借入金 五、〇〇〇 臨時費 二、二八二、八八

計 一一一、五五五円也 一一一、五五五円也

(ロ) 半期会計ノ概算左ノ如シ

収 入 五万九千〇二十八円〇一錢也

支 出 五万三千百〇四円十九錢也

(ハ) 土地売却基金 六万〇六百九十一円六十九錢也

右ノ内左ノ通り支出セリ

三万九千三百十九円九十錢也

角筭財産購入費

一万七千五百一円九十一錢也

サンダム館改造費

二千五百七十七錢也

木材引取運賃

ス (常務委員報告中ニ二千五百六十円七十七錢トアレド右ハ後日金六十円払戻アリタル為ナリ) 小林附記

(ニ) 補償基金 三万七百三十六円〇三錢也

右ハ全部高等学部新校舎建築費中ニ投入スル予定也

(ホ) 恩給基金ハ今ヤ一萬七千円ニ達シタリ 現在毎月積立金額ハ約四百円ニシテ支出額ハ百十一円也

(ヘ) 従来恩給積立金ヲ預金シ来リタルモ右ハ不利益ナルヲ以テ常務委員會并ニ恩給委員會ノ決議ニヨリ有利ノ

市債ヲ買フ事ニ決シ取敢エズ約壹万五千円ヲ右ニ投資セリ 右買入市債左ノ如シ

東京市水道市債、名古屋市電市債、金沢市債

右合計一萬五千〇八十三円五十錢也(額面一萬七千五百円也) 利子ハ平均七分三厘トナレリ

(十八) 一致神学校設立ニ関スル委員會ノ報告(オルトマンズ氏)

承認

以上

本委員会ハ本年六月二十四日大隈会館ニ於テ会合シ此計画ノ第一着手トシテ日本基督教会ノ一学園トバブテス
ト派ノ学園トヲ合同ス可ク計画セシガ不幸ニシテ両ミッション共ニ此計画ニ対シテ不賛同ノ報告ニ接セルヲ以
テ本委員会ハ之レ以上協議進行ノ余地ナキニ到リタリ

以上

(十九) 総理選衡委員(オルトマンズ氏)報告

同委員会ハ田川大吉郎氏ヲ総理ニ推選スルコトニ一致セル旨ヲ報告セリ

(二十) 之ニ対シ田川理事長ヨリ恩赦ノ顛末(本年八月七日復権)ヨリ総理引受後ニ於ケル政治上ノ進退ニ関シ意見
ヲ開陳セリ

之ニ対シ多田理事ハ最早復権シタル以上ハ田川氏ノ総理タル事ニ対シ問題ノ余地ナキ旨ヲ述ヘタル所ビーク理
事動議ニヨリ 田川氏退席

(二十一) 多田氏仮議長席ニ就キ開会ノ祈禱ヲナス

(二十二) ライク氏ハ選衡委員会ノ報告ヲ承認スル動議ヲ提出ス 賛成者多数アリ

(二十三) 此間 和泉理事ハ同窓会評議員会ガ田川大吉郎氏ヲ総理ニ推選セル旨ノ報告ヲナス

(二十四) 多田仮議長ハ直ニ決ヲ執リタル所満場一致ヲ以テ田川氏ノ学院総理就任ヲ賛成ス

(二十五) シェハアー氏ヨリ総理招聘委員会設置ノ動議アリ 之ニ対シ仮議長ハ オルトマンズ、ハナホード、和泉

三氏ヲ委員ニ任命シ就職時期、住宅問題等ニ関スル尽力ヲ委任シ 俸給ハ三千五百乃至五千円ノ範圍ニ於テ委

員ニ一任スル件

可決

右終ッテ田川氏満場ノ拍手ニ迎エラレテ入場 多田仮議長ヨリ右決議ヲ田川氏ニ伝達ス

(二十六) 之ニ対シ田川氏起ッテ

不肖能ク大任ニ耐エ得ルヤヲ疑フ サリ乍ラ祈ニヨリテ此重責ヲ果サン事ヲ希ヒテ止マズ 理事諸氏モ前途ニ
横ハル諸難関ニ想倒シ不肖ノ為ニ願ハクバ祈ヲ以テ終始御援助アラン事ヲ望ム旨ヲ述ベテ拍手ノ裡ニ挨拶ヲ終
リ再ビ議長席ニ着ク

(二十七) オルトマンズ氏動議

高等學部長ヲ定ムルヤ若シクハ新總理ニ尚一任スルヤ 之ニ対シ田川議長ヨリ次ノ理事會ノ問題トシテ協議シ
タキ旨陳情

承認

(二十八) 右高等學部々長候補者ノ決定ニ関シテハ常務委員會ニ一切ノ權能ヲ附与シ次ノ理事會以前ニ決定セル場合
ハ直ニ通信決議ニ附スル件

可決

(二十九) 今後凡テノ報告ハ一週間前ニ之ヲ理事ニ送達スル件

可決

(三十) 常設委員ノ報告

承認

A(イ) 財産委員報告(ピーク氏)

礼拝堂、旧神學部校舍及高等學部校舍ノ震災ノ為ニ蒙リシ修繕費トシテ前二者ハ四千二百二十九円四十四錢
也 後者ハ一万七千五百一円九十一錢也ヲ要セリ

(ロ) 夏期休暇中ヘボン館、旧神學部并ニ中學部校舍ノ壁塗代等ニ約三千円ヲ要セリ

(ハ) 正門并ニ塀ハ再造ス 但シ新街路出来次第適當ニ築造スベシ

以上

B 設備品委員(河西銀之助氏)

三学部共ニ昨年度作成表ト大差ナシ 但シ高等学部ニ左ノ設備品増加セリ

時計五個 机一個 椅子四十五脚 傘立六個 書棚二個 卓子七個

神学部ニ左ノ通り設備品増加セリ

ベンチ八脚

C 邦文公告委員報告(鷺山第三郎氏)

無シト報告

D 英文公告委員報告(ハナホード氏)

日本ニ於ケル協力ミッシェンニ学院ニ関スル英文公告ヲ配布セル外 プレスビテリヤン及レホームド教会ノ「ホーレン、ミッシェンボード」ノ書記其他幾多ノ米国民ニ送ラレタリ

E 図書委員(都留仙次氏)

購入書籍 寄贈書籍

神学部 十九冊 八十九冊

高等学部 百十八冊 二百十六冊

中学部 ○ ○

以上

(三十一) 「インスペクシヨ」ハ次ノ理事会迄延期ス

(三十二) 大正十四年一月一日ヨリ同十五年十二月三十一日迄ノ来年度理事ハ左ノ通り選挙セラレタリ

多田素氏(重任) 松井安三郎氏(理事会ヨリ新任) 渡辺暢氏(新任) 田川大吉郎氏(重任) 塚田福

三氏(同窓会ヨリ新任)

(三十三) 理事会職員ハ左ノ通り選挙セラレタリ

議長 多田素氏

正書記 小林盛政氏

副書記 ハナホード氏

會計 ピーク氏

(三十四) 神学部奨励学金規定ノ件

右常務委員会ニ附托スルコト

可決

右奨学金規定ハ左ノ如シ

(一) 本資金ヲ明治学院神学部奨学金ト称ス

(二) 本奨学金ハ明治学院関係両ミッシェン及ビ有志ノ寄附金ヲ以テ之ニ当ツ

(三) 本奨学金ハ基督教ニ師タラント志ス明治学院神学部本科予科別科学生ニ給与スルコトヲ目的トス

(四) 本奨学金ハ明治学院神学部教授会ガ任命スル処ノ委員之ヲ管掌ス右委員ハ明治学院高等学部教授会及

ビ関係両ミッシェンヲ代表スル者ヲ含ムコトヲ要ス

(五) 奨学金委員ハ記録通信ヲ司ル書記ヲ互選スベシ

(六) 本奨学金ノ会計事務ハ明治学院会計ニ依托シ 本規定ニヨリテ之ガ収支ノ任ニ当ラシム

(七) 本奨学金ヲ受ケル学生ハ明治学院神学部予科本科或ハ別科在籍者中其志操品性勤勉成績等優秀ニシテ

且ツ奨学金必要アリト認メラレタルモノタルベシ

(八) 本奨学金ハ分チテ年額A(六三〇円) B(三〇〇円) C(二四〇円)ノ三種トス

(九) 本奨学金ノ等級ハ各学年末第七条ニ掲ケタル標準ニヨリ委員会之ヲ決定シ次ノ学年間其学生ガ此ノ標準ヲ維持スルノ条件ヲ以テ之ヲ授与ス

但シ委員会ハ必要ト認ムル時先ニ決定シ通告シタル奨学金ノ等級ヲ何時ニテモ変更シ又ハ全ク停止シ或ハ学生ノ第一期ニ於ケル成績ト會計ノ余悠^{ウツ}アル事情トニヨリ第二期ノ始メニ於テ優秀ナル学生ノ奨学金等級ヲ進ムルノ権能アルベシ

(十) 新入ノ学生ニ対シテ委員会ハ必要ニ応ジテ最初ノ学期間C級ノ奨学金ヲ授与ス其後ノ奨学金ニ就テハ第九条ノ規定ヲ適用ス

(十一) 委員会ハ規定第九条ニ掲ケタル奨学金等級ノ変更又ハ全額ノ停止ノ必要ヲ認ムル時通常一ヶ月以前ニ之ガ予告ヲナスベシ 但シ学生ガ懲戒ニ附セラレタル場合ハ此限ニ非ズ

(十二) 委員会ハ會計ニ余裕アル時奨学金ノ一部ヲB級或ハC級ノ奨学金ヲ受クル学生又ハ奨学金ヲ受ケザル学生ノ為メ労働奨学金ニ充当スルコトヲ得

(十三) 委員会ハ第三条及第十二条以外如何ナル目的ノ為ニモ本奨学資金ヲ支出スル事ヲ得ズ

(十四) 委員会ハ年報及會計報告書ヲ作成シ明治学院神学部教授会併ニ関係ミッションニ提出スベシ

(十五) 本規定ハ全委員三分ノ二以上ノ賛成ト関係両ミッションノ承認トニヨリ修正スルコトヲ得(了)

(三十三) 和泉理事ノ祈祷ヲ以テ午後十時半閉会

以上

明治学院理事會記録

右之通候也

大正十三年十一月十五日

明治学院理事會書記

小林盛政

理事會
書記印

附録

中学部休校生徒委員ヨリ理事長宛十月六日附ヲ以テ提出シタル学院中学部ノ改革条項

(一) 明治学院創立ノ主旨ニ基キ キリスト教的教育ヲ充分ニ施行サレタキ事

(二) 現部長水芦幾次郎氏ハキリスト教的教育ヲ施ス可キ学院中学部長タルノ資格ナキヲ以テ絶対ニ辭職サレタキ

事

(三) キリスト教ニ理解ナキ教師ヲ更迭サレタキ事

(四) 明治学院教会ノ復活ヲ望ム

(五) 明治学院日曜学校ヲ復活サレタキ事

(六) 聖書並ニ宗教的ノ學術講演ヲ望ム

(七) 全校生徒ニキリスト教ヲ理解セシム可キ方法ヲ講ゼラレタキコト

(八) 礼拝堂ニ於ケル生徒ノ司會ヲ加入セシメラレタキコト

(九) 学院創立紀念日及クリスマス復活祭等之紀念日ヲ守ラレタキ事

(十) 学芸会及運動会ヲ開催セラレタキ事

(十一) 學術研究ノ至便ヲ計ラレタキ事

(十二) 一般科学ニ対スル実習機關ヲ設ケラレタキ事

(十三) 生徒監ト体操教師トノ區別ヲ明ニセラレタキ事

十一月四日中学部休校学生委員ヨリ理事長ニ提出セル希望条件

一 礼拝堂ノ件

五年生ガ自治ノ精神ニ基キ全生徒ヲ静肅ナラシムベク努力スル事

一 青年会創立ノ件

親睦自治団体及宗教研究ノタメ

一 クラス会開催ノ件

クラス一同ノ者親睦ヲ期シクラス会ヲ開催ス

一 学院創立紀念日

当日ハ生徒一同登校シ式ヲ行フ事

一 学生大会ノ件

各学期毎ニ各クラス中ヨリ選バレタル委員ノ總會ヲ開キ教師ノ出席ヲモ求メ協議懇談ヲ重ヌルコト

以上

資料（2）

春園李光洙の一生（評伝）

上智大学一般外国語担当教授 柳 尚 熙 訳

李光洙は、明治四十三年明治学院普通学部卒業生である。同窓会名簿で見ると同窓生は五十二名である。史料室保存の明治学院普通学部名簿によると、李光洙の姓名は李宝鏡、生年月日は明治二十五年二月一日、族籍は韓国平安北道定州郡、居所は本郷区丸山福山町二十二田中方、保証人は麴町区中六番町四十九申海永である。入学前の履歴は白山学舎で明学入学年月は明治四十年九月十日、第三年級に試験を受けて入っている。

上智大学教授の柳尚熙氏によると「李光洙は、彼の親が或る老僧から鏡を頂く夢を見て後、生まれた子だということ、幼名では宝鏡と呼ばれた」という。また柳氏は李光洙の文学活動を評価して「韓国のシェイクスピアとも言われる作家であり、韓国の島崎藤村ともいわれる名声が高い作家ともいわれている」と書いている。

なお、李光洙については、『白金通信』一九七九年六月一日、第一二六号に、柳尚熙教授は「韓国の小説家李光洙（宝鏡）」という題で一文を寄せている。また李光洙の親友山崎俊夫について『白金通信』第一三

八号と一三九号に関連の文があるので参照していただければ幸いです。

なお、この資料(2)は、昨年明治学院同窓生である韓国の詩人金楨宇氏(昭19専英)がアメリカで開催された詩人の会に出席し、その帰途日本に立寄り、母校を訪ねた折、李光洙についての資料をお願いした処、先日韓国語の資料を送ってくださった。そこで特に柳氏にお願いして翻訳していただいたのがこの「春園李光洙の一生(評伝)」である。(秋山繁雄誌す)

李 光 洙 (イ・クァンス)

(一八九二・二・一?)

。詩人、小説家、評論家、言論人。

。幼名を宝鏡と言ひ、後に孤舟、春園、オイベ、長白山人、宝衡などの名前も使った。

。平北定州曷山面光東里生まれ。

。本貫 全州李氏である。李 鐘九の長男、母親は三娶。

(一) 生涯

。貧しい小作農の家庭で生まれ、八、九歳の時たき木をとりに通った。

春園李光洙の一生(評伝)

春園李光洙の一生(評伝)

- 。全国にはやったコレラのために、父母を一度に亡した。(一九〇二)
- 。妹を親戚にあずけ、故郷をはなれた。
- 。村の人々が集めてくれた三円を基金として、たばこの商売を一年間した。
- 。東学党の朴チャムミョン大領の書記をしていたが、東学党に対する弾圧が激しくなったため、鎮南浦で火輪船(汽船のこと)に乗って済物浦を通りソウルに到着した。
- 。四歳の時に千字文の半分を暗記し、日本語を独学した。これを基礎に小公洞小学校で日本語教師をしたが、親日団体である一進会の推薦によって日本に留学、明治学院中学部を卒業した。
- 。在学中、洪命喜・文一平・崔南善等を知るようになり、安昌浩の講演に感動してトルストイ・国木田独歩・夏目漱石などの作品を耽読した。
- 。祖父の死によって帰国(一九一〇・三)
- 。南崗の李昇薫が経営する五山学校の教育をしていたが、再び渡日し、早稲田大学哲学科に入学。(一九一五)
- 。韓国最初の近代長編小説「無情」(毎日申報一九一七・一・一六・一四、全二六回)を書き終えた秋に過労から胸を病み、牛込女医専付属病院に入院。彼を看病した許英爾との愛におち入り、長い煩悶の末に初めの妻白惠順と離婚し、許英爾と共に北京において愛の逃避生活を始めるようになった。(一九一八・一〇)
- 。新しい部屋を貸して内科医師として就職した許英爾を残したまま帰国。
- 。玄相允・崔麟たちを独立運動に参加させ、ことをおこそうと説得して再び渡日。(一九一八)
- 。白寛洙・金渡演・崔八鋪などと朝鮮独立国を組織して翌年「朝鮮独立宣言書」二・八独立宣言書」を作成。宣言大

会を開いたから、これは崔南善（己未独立宣言文）より二〇日も早く東京の留学生により発表されたのである。

。上海へ脱出。（一九一九）臨時政府に参加、機関紙『独立新聞』の編集長兼社長、「臨政史料編集委」主任、興土団役員として活動してから許英爾が帰国した後を追って帰国。（一九二一・四）

。宣川で日本警察に逮捕されたがすぐに不起訴処分を受けた。この時から変質者という非難を受けるようになった。

。東亜日報社へ入社。（一九二三）同社の編集局長、朝鮮日報の副社長となり、言論界で活動しながら作品の創作に専念したが、「修養同友会」事件によって 安昌浩と共に投獄生活。半年後に病気で保釈された。この時から本格的な親日行為に傾いていった。

。親日御用団体である「朝鮮文人協会」会長、香山光郎と創氏改名した。（一九三九）

。太平洋戦争が起こると（一九四一）詩「志願兵壮行歌（三千里一四八号一九四一・九）」などをつくり、各地を巡回しながら親日演説をした。

。八・一五光復（終戦）（一九四五）後には親日の非難を受け、奉先寺と思陵の農屋（農家）へ転々隠居しながら文筆活動を続したが、反民法によって拘束された。（一九四九）しかしまた病気によって保釈された。

。北韓（北朝鮮のこと）の南侵によって起こった六・二五事変の時、拉北（北朝鮮に拉致）され（一九五〇）平安北道満浦郡オィキ面山谷の村に軟禁された。休戦後、平壤のバラックに監房を移す。

。この時、韓雪野・李箕永・朴八陽・宋影労働団宣伝部長、金昌満などが脅迫、説諭をしたが、低い声で「私はすでに筆を折りました。全体主義の抑圧が支配する社会に文学はありえない」といって、北朝鮮の共産主義に協力を拒否した。説諭に失敗した北朝鮮当局は、強制的に中国に北京大学朝鮮語講座の講師として送ったが、大学正門前で

春園李光洙の一生（評伝）

車から降りるとまもなく、李光洙は卒倒してしまった。その後永遠に回復が出来なかったといわれている。

(二) 文壇経歴

- ・春園の最初の作品はアイロニカルにも日本留学当時に李宝鏡の名前で書いた日文の小説『愛か』（一九〇二・一一）である。続いて、孤舟という筆名で書いた短篇小説『幼い犠牲』（少年一四〇・二七号）（一九一〇・二一五）『無情』（大韓興学報一一一・二二号、一九一〇・三〇四）等を発表した。『幼ない犠牲』を先に発表したのが完結は『無情』が先であるから、春園の最初の短篇小説は『無情』となる。韓明俊という主人公が夫人を捨てて妾をもらうという話からなるこの作品を初めとして、短篇『献身者』（少年二〇号、一九一〇・八）『金鏡』（青春六号、一九一五・三）等を発表。
- ・続いて韓国近代最初の長編名作『無情』（単行本、新文館一九一八）を発表。爆発的な人気と非難を一度に独占して六年後には販売部数一萬部以上を突破した。知識青年李亨植をかこんだソンヒョンとヨンチェという女性との三角関係を通して、西欧の新文明を導入しようとした彼の啓蒙主義・民族主義・理想主義を表白したのである。
- ・「文壇初めての明智」「新文壇建設の第一礎」「啓蒙期の新文学を総合した記念塔」などの称讃を受けたが、日帝中枢院では「打倒李光洙演説会」を開催した。
- ・続いて短篇『幼い友へ』（青春九一・一〇号、一九一七・七二一）『少年の悲哀』（青春八号、一九一七・六）『彷徨』（青春一二号、一九一八・三）『尹光浩』（青春一三号、一九一八・四）などを発表した。毎日申報社は彼の人気を利用し特派員として五道踏破旅行を書くようにして、『無情』の連載が終わったその年一月から第二長編『開拓者』（毎日申報一九一七）を連載させようとした。

。少年を主人公とした『幼ない友人』『少年の悲哀』『尹光浩』などは、少年的な同性間の熱烈な愛情・少年時代の従兄弟姉妹などへの文学に対する教育と交遊を回想するものであったが、古い倫理観に反対する子女中心思想の表現であり、彼の論文『子女中心論』（青春一五号、一九一八・九）『少年に』（一九二三年刊、朝鮮の現在と将来に収録）の主旨と相通する点がある。

。このような子女中心論は、封建的な儒教思想に対する挑戦であって、浪漫的自由恋愛観として発展した。長編『無情』で不更二夫、男尊女卑に反対した自由恋愛観が表明され、『開拓者』で女主人公「性淳」が父母がきめた結婚に死をもって抵抗したことは、愛情の自由性への近代的自覚だといえることができる。

。しかし春園の自由恋愛論は、プラトニックな精神主義愛情観として肉体的現実感を喪失するようになり、その最初の例を長編『有情』（朝鮮日報一九三三・九・二七～一二・三〇）に見ることが出来る。これは崔哲と南貞妍の師弟・父女・異性の微妙な愛情関係を表現したものである。それが一層高揚されて、長編『愛』（博文書館一九三八・一〇）の安ヒンと石スノクの関係が描かれたといつてよい。

。彼の精神至上主義的恋愛観は、キリスト教の博愛思想・仏教の慈悲に根拠をおくものである。

。一方『無情』そして「やっぱり私は朝鮮人だ。朝鮮人は教える者を導く者を要求する」と叫んだ『彷徨』などに表われている春園の民族主義は、多分に啓蒙性・開化思想・理想性を、また長編『再生』（東亜日報一九二五）には自由恋愛の問題点を見せてくれるようになった。

。又、長編『麻衣太子』（東亜日報一九二六）を初めとして、『李舜臣』（東亜日報一九三一・六・二六）などに彼の民族主義は歴史小説として発展し、韓国の歴史を通してそれを推究しようとした態度を知ることができる。

。又、反面春園の啓蒙的民族主義はトルストイの人道主義を一九三〇年代の時代状況の影響をうけて『ブナロト運動』と結付。代表作『土』(東亜日報一九三二・四・一二)―一九三三・九)によって結晶された。

。『土』の主人公、許スンは、富裕な家族を捨てて農村にはいり、「ブナロト運動」に加担して都市の罪悪にかわって農村で理想郷を建設しようとするユートピアンである。

。しかしここでも罪悪を除去する批判と闘争の方法を止揚して許す、無抵抗主義の方向にむかっていく。このような消極的の人道主義思想は、その後の小説『無縁』(文章一号、一九三九・二)でも表明された。

。このほか彼の短編中『とうもろこし』(三千里一三〇号、一九三九・三)は、主食米の代わりにすべての食物をとらうもろこしで作った晩さん会招待場面を叙述したもので、今日の粉食奨励の宣伝のような印象を与え、『老女』(三千里一九四〇?)は、むすこと嫁に虐待を受ける一人の老婆の悲しい晩年を描いた短編である。

(三) 文学観と思想

。春園の啓蒙的・開花的民族主義は、彼の作品と評論で平行的に展開された。

。評論『天才』『余の自覚した人生』(少年二〇号、一九一〇・八)では人生の自覚を、『結婚に対する管見』(学の光一二号、一九一七・四)では早婚に反対することを促し、封建的な家長の束縛から子女を解放しなければならぬと主張し儒教思想を攻撃した『子女中心論』、封建的な宿命的人生観から抜け出し、自力的人生観の確立を力説した『宿命的的人生観』『自力的的人生観に』(学の光一六号、一九一九・八)などの初期の論文で啓蒙的民族主義思想を見せ、後に有名な論文である『民族改造論』(開闢二三号、一九二二・五)で絶頂に達した。

。甲午更張(一八九四)東学乱(一八九四)独立協会の民権運動などと密接な関連を結んでいる彼の啓蒙的民族主義

は、このような一連の運動の失敗から新しく出発したのである。

。『民族改造論』でかかげた民族主義の運動は、理想と計画を徹底的に実践した団体の組織と、政治的色彩を帯びない道徳的改造の二つの項目に集約される。団体組織は利己心と派争心を拒否して民族意識により武装した自己犠牲が要求される。道徳的改造の目標は、円満な人格の修養である。そして彼の開化・啓蒙の内容は、儒教的旧家族制度の批判と教育であるが、教育しなければならぬ内容は、宿命的人生觀の脱皮・職業と労働の神聖性・早婚の打破である。特に早婚打破は文明的恋愛、即ち自由恋愛論を發展し、そのような思想が具象化された作品が『愛』である。

。春園のこのような思想に対しては、多くの論議と批判が行なわれたが、それを要約すれば、歴史意識の欠如・視覚的知識からの春園の自己欺漫・新体制的である思考方式・社会的倫理と個人的倫理の混同などである。

。このような要因のために春園の啓蒙的民族主義は結局反民族的親日思想に傾いて行き、不幸な結末を迎えるようになるのである。日帝末期の詩『志願兵壮行歌』（三千里一四八号、一九四一・九）『愛国日・歌』（同上）『希望の朝』（同上）そして論文『新体制と新芸術論』（三千里一四〇号、一九四一・一）などにおいて彼の民族主義・非国的末路はその馬脚を表わしてしまった。

。春園の近代文学の發展に及ぼした彼の先駆的功績と革命的意義は当然評価されなければならないし、特に長編『無情』の近代小説への先駆的意義・近代小説への文体確立・性格表現の実験・近代的テーマなどは、韓国小説史に不朽の位置を占有している。

。しかし彼の文学を総合的に見ると、

春園李光洙の一生(評伝)

- ① 主体の非独創的な常識性
- ② 構成の公式性と類似性
- ③ 表現の抽象性と概念性

④ 説教の過剰と理想の非現実性 などの欠点を持っていると批判を受けている。

↓ 無情(短篇)・無情(長編)・幼い友へ・少年の悲哀・彷徨・再生・つち・愛・友情・元暎大師・とうもろこし・

老女・民族改造論・春園詩歌集・三人詩歌集・金剛山遊記・文学と評論・随筆と詩歌

四 作品

一、詩

『熊』少年一五号(一九一〇・六)、『新しい子供』青春三号(一九一四・一二)、『恋生まれた日』青春四号(一九一五・一)、『沈黙の美』青春六号(一九一五・三)、『窮した学者』青春八号(一九一七・六)、『母のひざ』女子界(一九一八・九)、『たのもしい事』創造(一九二〇・五)、『偶感』外三篇 創造(一九二一・一)、『同志よ!』朝鮮よ』開闢四四(一九二四・二)、『青春』別乾坤二二号(一九二四・六)、『冥想録』朝鮮文庫二(一九二四・一一)、『牛頭』開闢五五(一九二五・一)、『筆一本』朝鮮文庫五(一九二五・二)、『入院中に。』京元線車中で。うるさい。山川の声。弓裔王陵。ソウルに行くという牛。山月』東光八号(一九二五・一二)、『人情。』生と無常。金梅花』文芸公論二(一九二九・六)、『新しい国へ。石の着物』三千里一(一九二九)、『新年を迎える』東亜日報(一九三〇・一・五)、『福策籟』東亜日報(一九三〇・二・一)、『釈王寺』新生二三(一九三〇・九)、『雪』新生二六(一九三〇・一二)、『五年の歌』彗星一(一九三一・三)、『批判』批判一(一九三一・五)、

『金梅花』新生三一（一九三五・五）、『色夜の歌』東光二一（一九三一・五）、『病児』新東亜一（一九三一・一）、『田園に行く人』東光三〇（一九三二・二）、『洗劍亭 詩席にて』三千里三六（一九三四・一）、『やるせない悲しみ』開闢（一九三四・一二）、『夜明けの歌』芸術一（一九三五・一）、『新年の新しい希望。火』朝鮮文庫二一（一九三五・二）、『詩調四首』ハンブル二四（一九三五・七・八）、『愛』文芸（一九五〇・六）、『地球』文芸（一九五〇・六）、『歌』朝鮮文庫二六（一九三五・一二）、『野水に。舟』三千里文学一（一九三八・一）、『長い長い夢』朝光三八（一九三八・一二）、『家もなにもないけれども』野談（一九三九・二）、『即興四篇』文章一〇（一九三九・一一）、『短篇・偉大な死』開闢（一九二三・三一四）（伝記）、『血書』朝鮮文壇一（一九二四・一〇）、『H君を思って』朝鮮文壇二（一九二四・一二）、『どんな朝』朝鮮文壇三（一九二四・一二）、『愛に飢えた子息』朝鮮文壇四（一九二五・二）、『妻（一）』新小説五（一九三〇・九）、『寿岩の日記』三千里二五（一九三二・四）、『千里はなれた愛人』野談一（一九三五・一二）、『成造記』三千里六九（一九三六・一）、『人生の香氣』四海公論（一九三六・五一六）、『夢』文章七（一九三九・七）、『粥鬲庄記』文章八（一九三九・九）、『年とった窃盗犯』新世紀（一九四〇・一）、『乱啼鳥』文章一三（一九四〇・二）、『金氏夫人伝』文章一七（一九四〇・七）、『その女子の一生』朝鮮日報（一九三四・二・一八—一九三五・九・二六）（長編）、『千眼記』朝鮮文壇（一九三五・四—一九三六・七）、『愛欲の彼岸』朝鮮日報（一九三五・五・一一—一九三六・五・一〇）、『彼の自叙伝』朝鮮日報（一九三七・一・一—四・三〇）、『運命の悪戯』新世紀七（一九三九・九）、『一説春香伝』東亜日報（一九二五・九—一二）、『群衆三部作』東亜日報（一九三〇）、『妻』解放（一九三〇・一二）

二、論文

春園李光洙の一生（評伝）

『今日、我が韓青年の立場』少年一八(一九一〇)、『天才よ、天才よ』学の光(一九一七・四)、『朝鮮人である青年に』少年二〇(一九一〇・八)、『我等の理想』学の光(一九一七・一一)、『復活の曙光』青春一二(一九一八・三)、『新生活論』毎日日報(一九一八・九・七—一〇・一九)、『朝鮮文士と教養』創造八(一九二一・一)、『私の所願を述べ、青年・兄弟姉妹に送る手紙』学生界二二(一九二四・六)、『文学講話』朝鮮文庫(一九二四・一〇—一九二五・二)、『民謡小考』朝鮮文庫三(一九二四・一一)、『わが文芸の方向』朝鮮文壇一三(一九二五・一)、『階級を超越した芸術でなければ』開闢(一九二五・二)、『六堂 崔面善論』朝鮮文壇六(一九二五・三)、『文学と「ブル」と「プロ」』朝鮮文壇二四(一九二六・三)、『李商在翁』東光七(一九二六・一一)、『朝鮮文献の蒐集刊行もまた一方法』新聞一九(一九二六・一一)、『間違った思考法』啓明一五(一九二六・一二)、『上等人と下等人』啓明一六(一九二七・二)、『私がみた限りは』新民五一(一九二八・八)、『朝鮮文学の概念』新生四(一九二九・一)、『歴史的・地理的に等しく、哲学的・主義的に異なる——民族文学と無産文学の合致点と差異点』三千里一(一九二九・六)、『先駆者を願う朝鮮』三千里二(一九二九・九)、『願と念と勤』三千里八(一九三〇・九)、『私が感謝する外国作品——復活と創世記』三千里一(一九三一・一)、『キリストの革命思想』青年(一九三一・一)、『忍辱』東光一七(一九三一・一)、『つかえる生活』東光一八(一九三一・二)、『非暴力論—余の作家的態度』東光二〇(一九三一・四)、『野獸への復帰』東光二二(一九三一・五)、『李舜臣と安島山』三千里一七(一九三一・七)、『金性洙論』東光二五(一九三一・九)、『朝鮮民族性運動 三基礎事業』東光三〇(一九三二・二)、『青年に告げる』新東亜四(一九三二・二)、『朝鮮の文学』三千里二四(一九三二・三)、『黙想録—朝鮮人としての私の人生観、朝鮮民族の標準、朝鮮民族が持つべき人生観』東光三三(一九

- 三二・五)、『黙想記録―カンディの神様、カンディとムソリニその異同観』東光三三(一九三二・五)、『昔朝鮮人の根本道德』東光三四(一九三二・六)、『外来語と朝鮮語』啓明二二(一九三二・七)、『黙想記録』東光三七(一九三二・九)、『黙想記録』東光三八(一九三二・一〇)、『非常人の非常人』東光三九(一九三二・一一)、『新年に当って学生における公開状』東光四〇(一九三三・一、二 合併号)、『朝鮮文学の概念』四海公論一(一九三五・五)、『朝鮮小説史』四海公論一(一九三五・五)、『文学と文士と文章』ハングル(一九三五・六一)〇)、『文学論』朝鮮文壇二六(一九三五・一二)、『結婚論』女性一(一九三六・四)、『朝鮮文学の概念』三千里七六(一九三六・八)、『小説家になろうとする人々に』朝光一一(一九三六・九)、『世界四聖論』三千里八一(一九三七・一)、『生活改善の急務』三千里(一九三九・三)、『新体制と新芸術論』三千里一四〇(一九四一・一)、『徳富蘇峰先生に会ふの記』大東亜一(一九四二・五)、『力の讚美』東光二七(一九三一・一一)、『力の再認識』東光二八(一九三一・一二)、『“つち”を書き終えて』三千里四二(一九三三・九)

著書

- 『金剛山遊記』時文社(一九二四・一〇)、『春園短篇集』朝鮮文壇社(一九二七)、『朝鮮の現在と未来』朝鮮文壇社(一九二七)、『三人詩歌集』三千里社(一九三〇)、『春園詩歌集』博文書館(一九四〇・二・五)、『春園文章読本』弘智出版社(一九三七・三)、『時調五十首』三千里社(一九三九)、『隨筆と時歌』春園李光洙傑作選集第一輯永昌書館(一九三九・一〇・一五)、『文学と評論』永昌書館(一九四〇・二・二〇)、『婚因』興文社(一九四〇)、『いしまくら』生活社(一九四八・六)、『島山安昌浩伝記』島山紀念事業会(一九四七)、『白凡逸志』白凡紀念事業会(一九四七)、『私の告白』春秋社(一九四八)、『ゆめ』勉学書館(一九四七)、『私』文研社(一九四七)

春園李光洙の一生(評伝)

九四七)、『異次頓の死』漢城図書株式会社(一九五〇)、『麻衣太子』博文書館(一九二八)、『先導者』太極圖書(一九四八)、『放浪人』大志社(一九五五)、『流浪』成文堂(一九四八)、『人生の香氣』引智出版社(一九三六・六)、『訳書・黒ん坊の悲しみ』新文館(一九一四)

△文献▽

崔明翊、『李光洙氏の作家的態度を論ずる』批判(一九三一・九)、金声近『春園の文学現実』文芸月刊(一九三二・一)、尹基鼎、『李光洙氏の“朝鮮の文学”に対して』新朝鮮三(一九三二・九)、白唯『李光洙氏の唯心史観批判』第一線一七(一九三二・一〇)、丁来東、『李光洙氏のゆめ』第一線一八(一九三二・一〇)、閔炳輝『春園の“つち”と民村の故郷』朝鮮文壇(一九三五・五)、金東仁『春園研究』三千里文学(一九三八・一、四)、金東仁『春園と恋』博文三(一九三八・一二)、金東仁『春園と私』新天地(一九四八・三)、朴容九『春園の歴史小説』現代文学(一九五六・八、一一)、趙演鉉『春園李光洙』セベック(一九五七・三)、洪曉民『春園李光洙論』現代文学(一九五九・七)、白鐵『春園の文学とその背景』自由文学(一九五九・一一)、柳基龍『春園小説研究』慶北大大学院 論文集(一九五九・一二)、安敏鎬『春園の初期作品考』現代文学(一九六一・九)、丘仁煥『春園の処女作攷』国語教育三(一九六二・一)、金素雲『春園李光洙の片貌』自由世界(一九六一・四)、宋敏鎬『春園の習作期作品と長篇“無情”』国語文学二五(一九六二・六)、韓相俊『李光洙』博文社、二〇世紀講座七(一九六四・一)、白鐵『春園文学と基督教』基督教思想(一九六四・三)、姜仁淑『春園と東仁の距離』現代文学(一九六五・二)、金永徳『春園の基督教入門とその思想との関係研究』梨大韓国文化研究論叢(一九六五・三)、宋敏鎬『春園初期作品の文学史的研究』高麗大、六〇週年記念論文集(一九六五・五)、李善榮『春

- 園の比較文学的考察』新セ教育（一九六五・一二）、景桓哲『李光洙の文学と仏教思想』京畿大京畿一（一九六六・一〇）、金字鍾『春園文学研究』忠南大論文集五（一九六六・一〇）、丘仁煥『春園の文体論的研究』国語国文学三四、三五（一九六七・一、合併号）、田大雄『春園文学の主題愛と慈悲の倫理』基督教思想（一九六七・六）、李和珩『春園小説に現れた仏教思想』高大、語文論集一〇（一九六七・七）、田大雄『春園の作品と宗教的意義』啓明大、東西文化一（一九六七・七）、康龍炫『李光洙の美学』濟州道三〇（一九六七・九）、尹永春『李光洙文学の人間故郷を尋ねて』世代（一九六八・五）、李和珩『春園文学の宗教思想研究』高麗大大学院論文集（一九六八・五）、宋百憲『春園の少年の悲哀研究』大田工高専論文集（一九六八・一一）、李恒九『春園はこのように死んで行った』週刊中央（一九六八・一一・八）、崔正錫『春園と大乘仏教思想』暁星女大 国語国文学一（一九六八・一二）、丘仁煥『春園論序説』国語教育一四（一九六八・一二）、申東漢『李光洙論』月刊文学（一九六九・七）、金泰俊『春園の文芸に及ぼした基督教の影響』明知大論文集三（一九六九・一〇）、金烈圭『李光洙文学論の展開』西江大人文科学二（一九六九・一一）、秋淵旭『春園文芸批評研究』啓明大語文論一（一九六九・一二）、朴明淑『春園隨筆の性格とその短篇小説に現われた隨筆性』梨大語大研究一〇（一九七〇・二）、金泰俊『春園李光洙の芸術觀』明知大語大研究四（一九七〇・一〇）、鄭明煥『李光洙の啓蒙思想』省谷叢書一（一九七〇・一二）、趙演鉉『韓國現代文学史、金允植、キムヘヨン共著韓國文学史』。

昭和五十七年七月二十日 印刷
昭和五十七年七月二十五日 発行

明治学院史資料集【第九集】

東京都港区白金台一ノ二ノ三七

編集代表 工藤英一

東京都港区白金台一ノ二ノ三七

発行者 平出宣道

東京都港区白金台一ノ二ノ三七

発行所 明治学院大学図書館

電話(〇三)四四八―五一八八

東京都墨田区文花三ノ一八ノ一四

印刷所 育英印刷興業株式会社

電話(六一七)二八四六・九三三六